

選挙のはなし



はじめに

選挙は私たち国民が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、明るい選挙によって私たちの代表が選ばれ、私たちの意見が政治に正しく反映されることにより、はじめて民主政治の健全な発展が可能になります。

そのためには、私たち有権者が選挙制度を正しく理解するとともに、日ごろから政治や選挙への関心、主権者としての自覚を持ち、進んで投票することが何よりも大切であり、私たちの一票が買収、供応などの不正に惑わされたり、義理や人情によって投票するようなことがあっては、主権者としての責任を果たすことはできません。

また、平成28年7月に執行された第24回参議院議員通常選挙は、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられて初めての国政選挙であり、18歳選挙権に対する世間の関心の高まりやショッピングセンター、大学に新しく期日前投票所が開設され、投票環境が向上したことなどから本県の投票率は56.5%と、全国平均および前回投票率をいずれも上回る結果となりましたが、過去3番目の低さであり、依然として低投票率傾向が続いております。

この冊子は、選挙に関する基礎的な事項を御理解いただき、明るい選挙の推進に活用していただくために作成したものです。

今後の明るい選挙の推進のために少しでも役立てていただければ幸いです。

平成29年3月

福井県選挙管理委員会 委員長 金井亨
福井県明るい選挙推進協議会 会長 橋詰武宏

目 次

I 選挙の啓発	1
1 政治とわたしたちの生活	1
2 政治と選挙	1
3 民主政治と明るい選挙	2
4 明るい選挙推進運動	3
II 選挙のしくみ	6
① 選挙の三原則	6
1 選挙平等の原則	6
2 投票自由の原則	6
3 選挙公正の原則	6
② 選挙権と被選挙権	7
1 選挙権	7
2 被選挙権	7
3 選挙権・被選挙権のない者	7
③ 選挙人名簿	8
1 選挙人名簿と住民基本台帳	8
2 登録の資格	8
3 登録の時期	9
4 登録の抹消	9
5 在外選挙人名簿	9
④ 選挙の区域と定数	10
⑤ 選挙管理委員会	10
⑥ 選挙期日	11
⑦ 投票と開票	12
1 投票	12
2 期日前投票	13
3 不在者投票	14
4 在外投票	16
5 開票	16
⑧ 候補者	17
1 立候補の禁止と制限	17
2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出	18
3 衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出	18
4 参議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出	18
5 衆議院議員選挙または参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出	19
6 供託	19

⑨ 選 挙 会 と 当 選 人	20
1 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の決定	20
2 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定	21
3 当 選 人 の 告 示	23
4 任 期 の 起 算	24
III 選 挙 運 動	25
① 選 挙 運 動	25
② 選 挙 運 動 の 期 間	26
③ 公務員等の選挙運動の禁止	27
1 特 定 公 務 員	27
2 選 挙 事 務 関 係 者	27
3 年齢満 18 歳未満の者	28
4 選 挙 犯 罪 者	28
5 一 般 職 の 公 務 員	28
6 教 育 公 務 員	28
7 特定の特別職の公務員	28
8 公務員等の地位利用	28
9 教育者の地位利用	29
④ 選 挙 事 務 所	30
⑤ 文書図面による選挙運動	31
1 頒 布 で き る 文 書	31
2 揭 示 で き る 文 書	34
3 そ の 他 の 文 書	37
4 脱 法 文 書	37
5 公選法上許されない行為	38
⑥ インターネットを使った選挙運動	40
⑦ 言 論 に よ る 選 挙 運 動	43
1 演 説 会	43
2 街 頭 演 説	47
3 政 見 放 送	49
4 経 歴 放 送	50
5 その他の言論による選挙運動	50
⑧ 選挙運動用自動車および選挙運動用拡声機	51
⑨ 禁止される選挙運動	52
1 戸 別 訪 問 の 禁 止	52
2 署 名 運 動 の 禁 止	53
3 人気投票の公表の禁止	53
4 飲 食 物 の 提 供 の 禁 止	54
5 気勢を張る行為の禁止	55
⑩ 公 営 に よ る 選 挙 運 動	56

11	投票日後のあいさつ行為	57
12	選挙運動費用	57
1	選挙運動費用の制限額	57
2	選挙運動員または労務者に対する実費弁償および報酬の支給	58
	〈参考〉各選挙における主な選挙運動の手段	60
IV	寄附の禁止	67
1	寄附	67
2	候補者等の寄附の禁止	67
3	その他選挙に関する寄附を禁止される者	69
4	候補者等を名義人とする寄附の禁止	69
5	寄附の勧誘・要求の禁止	69
6	政治資金規正法による寄附の制限	69
V	あいさつ状の禁止	72
VI	有料のあいさつ広告の禁止	73
1	候補者等および後援団体の有料のあいさつ広告の禁止	73
2	有料のあいさつ広告を求めるものの禁止	73
VII	政治団体	74
1	政治団体	74
2	政党	74
3	政治団体の届出	74
4	資金管理団体の届出	75
5	国会議員関係政治団体の特例	76
6	寄附の制限	76
7	文書図画の制限	76
VIII	公職の候補者等または後援団体の平常時における政治活動	77
IX	政党その他の政治団体の選挙時における政治活動	79
X	選挙に関する争訟	82
1	選挙争訟	82
2	当選争訟	82
3	選挙争訟と当選争訟の手続き	82
XI	選挙犯罪	84
1	買収罪	84
2	その他の選挙犯罪	85

3 選挙犯罪者の公民権停止	86
XII 当選無効	87
1 当選人の選挙犯罪による当選無効	87
2 連座制による当選無効	87
XIII 資料	90
1 衆議院議員選挙の選挙区および定数	90
2 福井県議会議員選挙の選挙区および定数	91
3 市町議会議員の定数および所属党派の内訳	92
4 知事、市町長および議會議員の任期満了日ならびに任意制選挙公営制度実施状況	93
5 各選挙の投票率の推移	94
6 各選挙の結果	96
(1) 衆議院議員総選挙	96
(2) 参議院議員通常選挙	125
(3) 福井県知事選挙	153
(4) 福井県議会議員選挙	158
(5) 市町長選挙	222
7 不在者投票をすることができる指定病院・老人ホーム等の一覧	233

I 選挙の啓発

1 政治とわたしたちの生活

政治とわたしたちの生活は切っても切れない関係にあります。現在、交通、環境、福祉などさまざまな問題がわたしたちの身のまわりに起きています。また、わたしたちの生活をみても、衣食住をはじめ社交、娯楽などいっさいの経費は、そのときの政治によって高くなったり安くなったりします。こうした問題に取り組み、国民一人ひとりがより充実した幸せな生活を営めるよう政治を改善していかなければなりません。

そのためにも、わたしたちが政治の「しくみ」や「はたらき」を理解し、現にとられている政策を知り、みんなが政治に参加する意欲と方法を身につけることが大切です。

2 政治と選挙

「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉があります。政治は誰のものでもない、それはわたしたち自身のものだということです。そして、政治とわたしたちを結ぶ「パイプ」として、選挙という方法がとられています。選挙は、わたしたちが政治に参加する大切な手段なのです。

主権者である国民の意思が政治に正しく反映されるかどうかは、わたしたち一人ひとりが選挙の「しくみ」や「はたらき」をよく理解し、選挙においていかに正しく行動するかにかかっています。

我が国の選挙は、大別して「国の選挙」と「地方の選挙」に分かれています。前者は国会議員の選挙であり、後者はわたしたちの住んでいる県や市町村の長や議会の議員の選挙です。

「わたしたちのことは、わたしたちの手で」という考えに基づき、わたしたちの住んでいる市町村や県に生じるさまざまな問題をわたしたち住民自身の手で処理していくのが地方自治ですが、地方自治を実際に運営していく直接の担当者が知事や市町村長であり、議会の議員です。わたしたちは、この人たちの活動を通して、わたしたちの住む県や市町村を豊かで住みよいものにしていくことができます。国の政治も、地方の政治と同様に、わたしたちの毎日の暮らしに深い関係を持っています。そして、国や地方の政治を担う代表者を選ぶのが選挙ですから、選挙はわたしたちの生活にとって極めて重要な意味を持っているのです。

わたしたちは、日常生活の中で、政治を見つめ、学習し、わたしたちに身近なものとするとともに、政治と選挙の結びつきをよく考え、選挙を通して主権者であるわたしたちの意思を正しく政治に反映させることにより、国や地方の政治の一層の進展を図らなければなりません。

かけがえのない民主主義のために。

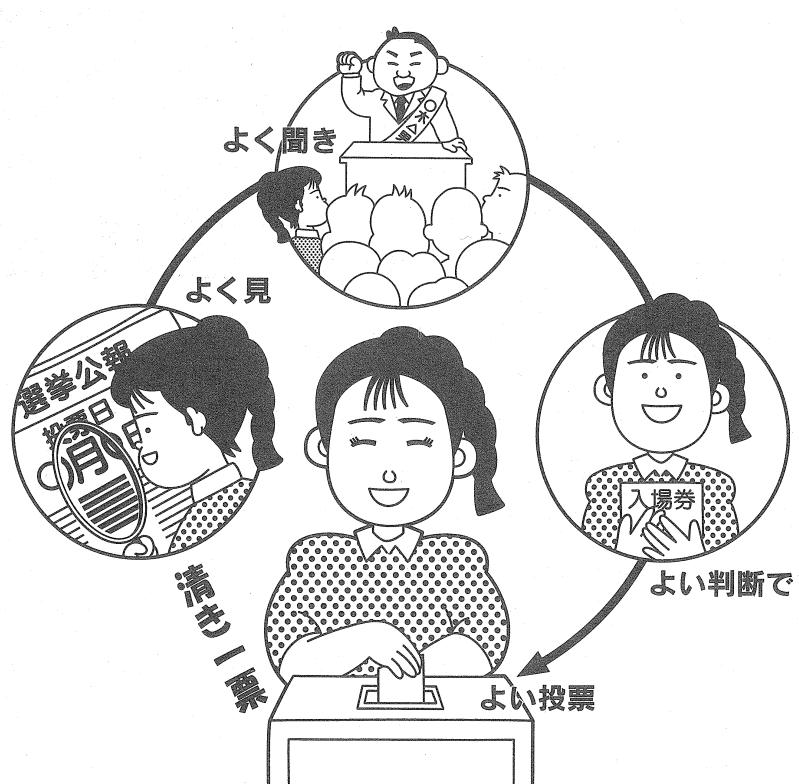


3 民主政治と明るい選挙

憲法は、その前文の中で「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とうたっています。つまり民主政治というのは、国の進むべき方向を決める最終的な力が国民の手に握られているような政治をいいます。

しかし、現代の民主政治は、いわゆる間接民主政治であり、国民が選挙により自分たちを正しく代表できる人々を選んで国会、県議会、市町村議会に送り、あるいは知事や市町村長になってもらって主権の行使に当たらせる制度です。つまり、政治の方針を決定するわたしたちの代表者を選ぶわけですから、選挙は大変重要な意味を持っているのです。

立派な政治は、立派な代表者なしには実現できません。立派な代表者が選ばれるためには、選挙のしくみが公平なものであり、選挙が明るくきれいに行われなければなりません。わたしたちが主権者としての自覚を持ち、買収などの選挙犯罪や義理人情による投票のない「明るい選挙」をわたしたち自らの手で実践してこそ民主政治の基礎はより強いものになるのです。



4 明るい選挙推進運動

政治が良くなるのも悪くなるのも選挙のときの投票によって決まると言っても過言ではありません。その意味で民主政治が正しく行われるために一番大切なことは、明るい選挙が行われることです。

残念なことに、これまでどの選挙でも完全に明るい選挙が行われているとはいえない。これは結局、選挙人の政治に対する関心が薄いこと、そして選挙がいかに大切なものであるかという認識が浅いことに原因があると思われます。

(1) 明るい選挙推進運動の目標

有権者一人ひとりに「選挙についての常識」や「主権者としての自覚」を身につけてもらうとともに、明るい選挙推進運動の重要性を認識してもらうため、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会では、次のような目標を掲げて活動を展開しています。

(ア) 一票を投じた人の活動を見守りましょう

選挙が終わったとたん、代表者との縁を切るのでなく、わたしたちは選挙のときだけの主人公にすぎません。選挙後も自分が選んだ人がどんな活動をするかを見守り、常に政治に関心を持ち、わたしたちの願いや意見を代表者に伝えていく姿勢を持ちたいものです。

(イ) 非民主的な方法による地区推薦はやめましょう

特に地方の選挙では、地元から議員を送りたいという気持ちから、地区推薦が行われることがあります。

しかし、これは時として立候補の自由や投票の自由を侵すなど選挙の原則を大きくゆるがす場合があります。

- ・地区の有力者などによる押しつけの地区推薦

候補者の推薦は、白紙の立場から行わなければなりません。推薦は、みんなが集まって白紙の立場から話し合い、みんなの総意で決めるようにしたいものです。

- ・張り番のある地区推薦

推薦の結果、地区の入口に張り番をたてたり、他の地区的運動員を尾行したりして、自分の推薦地区を守ろうとする行為はやめたいものです。

- ・立候補を押さえる地区推薦

身近な選挙であればあるほど、特定の地区から候補者を当選させようという意図が強く働き、推薦候補者以外の人の立候補を押さえ、あるいは立候補の辞退を強いることが往々にして行われますが、立候補はみんなの自由ですから、自由な立候補を押さえるようなことはやめたいものです。

家庭でもたまには
政治や選挙について話そう！



- 投票の自由を妨げる地区推薦

選挙は、わたしたちの願いを国や地方の政治に反映させるためのパイプです。このパイプが汚れていたりつまっていたりすると、わたしたちの意思を政治にそのまま反映させることができなくなります。

地区推薦が行き過ぎると、単なる推薦にとどまらず、あの手この手で投票の強制が行われ、このパイプをつまらせてしまします。このようなことでは、せっかくの投票の自由も保障されません。

投票の秘密は公職選挙法（以下「公選法」といいます。）で十分保障されていますから、自分の信念に従い、自由な意思で投票しましょう。

- (ウ) 地域住民の地方自治の意識を高める

地方自治の健全な発展は、地域住民の高い自治意識と積極的な投票参加によってはじめて実現されます。このため、地域住民には地方政治の「しくみ」や「はたらき」、地方公共団体の現状や今後のあり方などについて理解を深め、地方自治に対する関心を高めていくことが求められます。

- (エ) 若年層の積極的な投票参加の運動を推進する

近年の選挙においては、若年層の投票率が低いことから、各種研修事業を行い、政治と自分たちの生活とのかかわりを認識することによって政治意識の高揚を図り、積極的に投票に参加するよう活動を進めましょう。

- (オ) きれいな選挙を推進する

- ・選挙のルールなどの周知

選挙運動など公選法に関する事柄を正しく理解し、選挙の公正を確保するとともに、選挙はこわいものだという萎縮した考え方を一掃しましょう。

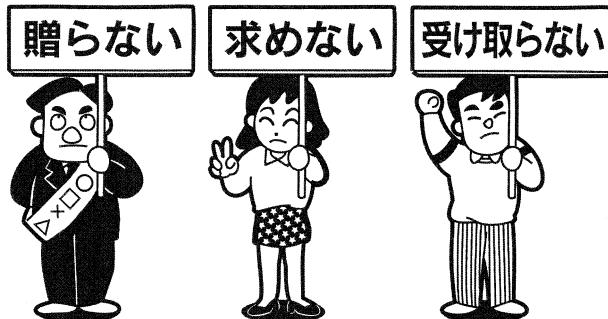
- ・金のかからない選挙の推進

政治家（立候補者および立候補予定者を含む。）が、選挙のために冠婚葬祭に際して花輪を贈ったり、地区の会合に酒を提供するなど、選挙に関し金がかかり過ぎるという話をよく聞きます。

選挙にかかわりのある金品の授受は、選挙の公正をゆがめるとともに政治の腐敗にもつながるもので。公選法では、政治家が選挙区内にある者に対して行う寄附は、親族に対するものなど特別な場合を除き、すべて罰則をもって禁止しています。

地域の催し物や集まりなどで、安易に候補者等に寄附を求める事のないよう気をつけましょう。

みんなですすめよう三ない運動



- ・自由投票の確保

何ものにも拘束されず、自主的な判断で投票することが選挙の生命です。先に述べたような非民主的な方法による地区推薦など、投票の自由を妨げる慣習を排除する運動を推進しましょう。

(2) 三ない運動

明るい選挙推進運動の重要な目標のひとつに「三ない運動」があります。

これは、公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動であり、具体的な内容は次のとおりです。

- ・政治家は有権者に寄附を「贈らない」
- ・有権者は政治家に寄附を「求めない」
- ・政治家から有権者への寄附は「受け取らない」



II 選挙のしくみ

① 選挙の三原則

選挙を執行する際の基準となる公選法は、次の3つの原則を柱としています。

1 選挙平等の原則

憲法に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定されており、すべての国民は平等に選挙に参加することができます。以前は納税額によって差別されたり、婦人に選挙権が与えられていませんでしたが、大正14年に納税要件が撤廃されてすべての成年男子に選挙権が認められ、戦後の昭和20年には婦人に選挙権が認められ、普通選挙が確立されました。また、平成27年に選挙権年齢が18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立しました。

2 投票自由の原則

憲法に「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」と規定され、秘密投票の原則が明示されています。投票しようとする候補者を他人から強制されたり、誰に投票したかわかるようになっていては「選挙人の自由な判断で選ぶ」という最も大切な選挙の原則が無意味になってしまいます。投票の秘密を守り、投票の自由を保障する方法として、投票は自分で書き、選挙人自身の氏名を書くことを禁ずる無記名投票制度等がとり入れられています。また、誰に投票したかを言う義務もありません。

3 選挙公正の原則

選挙平等の原則や投票自由の原則が確立されたとしても、選挙の手続きが公正に行われないと、選挙の意義がなくなってしまいます。極端な例をあげれば、特定の候補者ばかりに選挙運動を許して他の候補者にはこれを禁じたり、また投票数をまちがえて数えたとしたら、選挙を通して国民の意思を政治に反映させるなどということは思いもよらないことになり、ひいては選挙に対する国民の信頼を失うことになります。

そこで、公選法においては、投票や開票のときに管理者や立会人の制度を設けたり、選挙運動の期間やその方法を統一したり、あるいは選挙事務関係者の選挙運動を禁止したり、公務員の選挙運動を制限するなど選挙の公正を確保するためにさまざまな配慮がなされています。

2 選挙権と被選挙権

1 選挙権

選挙権は、国民が国会議員や地方公共団体の議会の議員および長を選ぶ権利であり、次の要件があります。

18歳の自覚を持って投票参加！

(1) 国会議員の選挙権

- (ア) 日本国民であること。
- (イ) 年齢満18歳以上の者であること。



(2) 地方公共団体の議会の議員および長の選挙権

- (ア) 日本国民であること。
- (イ) 年齢満18歳以上の者であること。
- (ウ) 引き続き3か月以上、同一市町村の区域内に住所を有する者であること。(知事・県議会議員の選挙の場合には、特例規定があります。)

県や市町村の議会の議員および長の選挙に3か月以上の住所要件が設けられたのは、その県や市町村の住民として選挙に参加するためには、少なくとも3か月以上その地域に住み、地縁的なつながりも生じ、ある程度その地域の事情に通じていることが必要であるという趣旨からです。

2 被選挙権

被選挙権は、国会議員や地方公共団体の議員および長の選挙において候補者となることができる権利であり、日本国民であることのほか、次の要件を満たす必要があります。

- 衆議院議員 …… 年齢満25歳以上の者
- 参議院議員 …… 年齢満30歳以上の者
- 知事 …… 年齢満30歳以上の者
- 県議会議員 …… 県議会議員の選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者
- 市町村長 …… 年齢満25歳以上の者
- 市町村議會議員 …… 市町村議会議員の選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者



3 選挙権・被選挙権のない者

選挙権および被選挙権の要件は以上のとおりですが、次の者は除かれます。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- (ウ) 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、その執行を終わりもしくはその執行の免除を受けた者で、その執行を終わりもしくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者(被選挙権につ

- いては、さらに5年間) またはその刑の執行猶予中の者
- (エ) 選挙に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- (オ) 公選法に定める選挙に関する犯罪または政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権および被選挙権が停止されている者

③ 選挙人名簿

選挙の当日、投票しようとする者が本当に投票することができる選挙人であるかどうかを審査することは、事実上不可能です。そこで、あらかじめ選挙権がある者の氏名、住所、性別、生年月日を名簿に登録しておき、投票の際にこれと照合することにより、投票が公正かつ円滑に行われるようになっています。この名簿を選挙人名簿といいます。



幽霊ではダメ



住民基本台帳に登録されなければ
選挙人名簿に登録されない

1 選挙人名簿と住民基本台帳

選挙のときに投票するためには、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿への登録は、市町村の住民基本台帳に記載されている者で選挙権を有するものについて、市町村の選挙管理委員会が職権で行います。

2 登録の資格

選挙人名簿への登録は、登録の時点で当該市町村の区域内に現に住所を有し、かつ、引き続き3か月以上その市町村の住民基本台帳に記載されている年齢満18歳以上の者について行います。なお、他の市町村から転入した者は、転入届をした日から引き続き3か月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されていない場合、当該他の市町村に3か月以上住民基本台帳に登録されていれば、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されます。

3 登録の時期

選挙人名簿の登録は、定時および選挙時に行われます。

市町村の選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月、12月の1日現在において登録資格を有する者を整理し、同日（その登録月の1日）（※1）に選挙人名簿に登録します。（定時登録）

また、選挙が行われる場合は、その選挙の期日の公示（告示）の直前に登録資格を有する者を選挙人名簿に登録します。（選挙時登録）

※1 平成28年の公職選挙法の改正により、平成29年6月1日までの間において政令で定める日から、登録日がその登録月の2日から1日に変更されることとなっています。

4 登録の抹消

市町村の選挙管理委員会は、他の市町村に転出後4か月を経過した者や死亡した者などを選挙人名簿から抹消します。

5 在外選挙人名簿

国政選挙においては、外国に住んでいても投票ができます。

在外投票をするためには、所定の市町村の在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

登録は、住んでいる地域を管轄する在外公館（大使館や総領事館）で在外選挙人名簿への登録を申請すること（在外公館申請）、または、最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者が、当該市町村から直接国外に転出する場合に、国外転出時に、登録の移転を申請すること（出国時申請）（※2）により行い、所定の市町村の在外選挙人名簿に登録されると、投票時に必要な在外選挙人証が交付されます。

※2 平成28年の公職選挙法の改正により、平成30年6月1日までの間において政令で定める日から、出国時申請が導入されることとなっています。

（1）登録資格

年齢満18歳以上の日本国民（居住国への帰化等により日本国籍を失った方は、対象になりません。）で、その者の住所を管轄する領事官（大使や総領事）の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有する者（ただし、公民権を停止されていない者に限る。）。ただし、出国時申請（※2）を行ったときは、3か月の居住は不要です。

（2）在外選挙人名簿の登録

原則として、日本国内の最終住所地の市町村選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されます。

ただし、次のいずれかに該当する者は、申請時の本籍地の市町村選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されます。

- ・国外で生まれ、日本で暮らしたことがない者（住民票が一度も作成されたことがない者）
- ・平成6年4月30日までに出国した者（ただし、転出届の提出が遅れるなどにより、平成6年5月1日以降に住民票が消除されている場合は、最終住所地の市町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されます。）

④ 選挙の区域と定数

選挙の区域には選挙区、投票区および開票区があります。選挙区は議員を選挙する単位となる区域であり、投票区および開票区は投票や開票の便宜のために設けられる区域です。各選挙における選挙区と定数は、次のとおりです。

○衆議院小選挙区選出議員選挙

全国を 289 選挙区(※1)に分け、定数は 289 人(※1)です。(福井県は 2 選挙区で 2 人)

○衆議院比例代表選出議員選挙

全国を 11 選挙区に分け、定数は 176(※1)人です。(福井県は北陸信越選挙区で、その定数は 11 人)

○参議院選挙区選出議員選挙

全国を 4 県 2 合区を含む 45 選挙区に分け、定数は 146 人です。(福井県は 2 人)

○参議院比例代表選出議員選挙

全国を 1 選挙区とし、定数は 96 人です。

○知事および市町村長

県または市町村の区域を選挙区の区域とし、定数はそれぞれ 1 人です。

○県議会議員

選挙区は郡・市の区域を基準として県の条例で定め、定数も条例で定めます。(各選挙区において選挙すべき議員の定数は、原則として人口に比例して条例で定めます。)

○市町村議会議員

原則として市町村の区域全体で選挙し、定数は条例で定めます。

※ 各選挙の選挙区、定数等については、「XIII 資料」を参照してください。

(※1) 衆議院議員定数を「0 増 10 減」する改正公職選挙法が平成 28 年 5 月に成立しており、衆議院議員選挙区画定審議会（区割り審）による小選挙区の区割り改定案の作成・勧告を経て、平成 29 年夏以降の衆議院議員総選挙は新たな定数と区割りで実施される見込みです。

⑤ 選挙管理委員会

選挙に関する事務を管理するため、国に「中央選挙管理会」、都道府県および市町村に「選挙管理委員会」（以下「選管」といいます。）が設けられています。

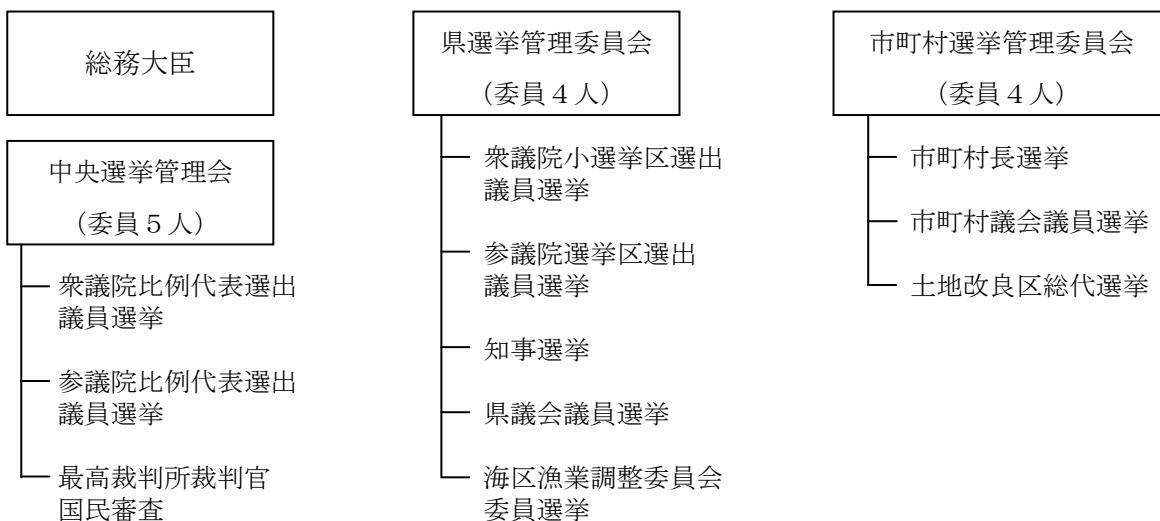
中央選挙管理会は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から、国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命した 5 人の委員（任期 3 年）で構成されます。

また、県および市町村の選管は、県議会および市町村議会において、それぞれ有権者の中から選挙された 4 人の委員（任期 4 年）で構成されます。

なお、選管が行う主な事務は次のとおりです。

- (ア) 選挙を行う日の決定、選挙運動用資材の交付、選挙長等の選任、当選証書の付与等選挙の管理執行全般に関すること。
- (イ) 選挙人名簿を調製すること。(市町村の選管のみ)
- (ウ) 明るい選挙が行われるよう常に啓発活動を行い、住民の政治意識を高めること。

各選挙の事務を管理する機関は次のとおりです。



⑥ 選挙期日

選挙を行う日（投票日）のことを「選挙期日」といいます。

選挙期日は公選法で次のように定められており、その選挙の事務を管理する選管が決定します。

選 挙 の 種 類	選 挙 期 日	公 示 (告 示) の 日
衆 議 院 議 員 の 総 選 挙	任期が終わる日前30日以内	選挙期日の少なくとも12日前
参 議 院 議 員 の 通 常 選 挙	〃	〃 17日〃
知 事 の 選 挙	〃	〃 17日〃
県 議 会 議 員 の 一 般 選 挙	〃	〃 9日〃
市長の選挙・市議会議員の一般選挙	〃	〃 7日〃
町村長の選挙・町村議会議員の一般選挙	〃	〃 5日〃

※ 衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間が国会の開会中または閉会の日から23日以内に係る場合は、その総選挙は、国会閉会の日から24日以後30日以内に行われます。(参議院議員の任期満了による通常選挙も同様)。

※ 衆議院の解散による総選挙は、解散の日から40日以内に行われます(地方公共団体の議会の解散による一般選挙も同様)。

※ 補欠選挙については、国会議員の場合は、原則として、9月16日から翌年の3月15日まで(第1期間)にその事由が発生したものは4月の第4日曜日に、3月16日からその年の9月15日まで(第2期間)にその事由が発生したものは10月の第4日曜日に行われ、地方公共団体の議会の議員選挙については、その事由の発生後50日以内に行われます。

※ 知事または市町村長の任期満了以外の事由による選挙は、その事由の発生後50日以内に行われます。

7 投票と開票



みんなで行こう明るい選挙！

1 投票

わたしたちが投票する場合、指定された投票所または共通投票所へ行きますが、選挙人が投票しやすいよう1つの市町村をいくつかの投票区に分けて投票所が設けられています。

投票所または共通投票所には投票用紙の交付などに従事する職員のほか、投票に関する最高責任者である投票管理者（1人）と投票が公正に行われるよう監視する投票立会人（2～5人）がいます。投票は、投票日に自ら投票所または共通投票所へ行き、投票時間中（原則として午前7時から午後8時まで）に行うことになります。

選挙における投票は、選挙の当日に選挙人自らが選挙人名簿の属する投票区の投票所または共通投票所へ行き、投票するのが原則です。この例外が、以下に記述する期日前投票制度、不在者投票制度および在外投票制度です。これら現行の投票制度の概略をまとめると、次の一覧のとおりになります。

【投票制度の一覧】

投票制度		対象選挙人	対象選挙
選挙期日（投票日）の投票所、共通投票所における投票			
期日前投票			選挙期日に用務等があると見込まれる者
不在者投票	所在地選管での投票 (所属地…その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村)	期日前投票制度の創設によって、所属地選管における不在者投票は原則として期日前投票に移行することとなったため、投票時点において18歳未満で選挙人名簿に登録されている者（選挙期日までの間に18歳になる者）等	国政選挙 地方選挙
	所属地以外 (所属地選管) での投票	所属地以外（現に所在、居住する他の市区町村）にいる者	
	指定施設等における投票 船舶内投票	都道府県選管が指定する病院・老人ホーム等の指定施設、刑事施設、警察留置場、少年院または婦人補導院等に入院・入所する者 一定の船舶に乗船している船員	
	指定港市区町村における投票	指定港のある市区町村で投票しようとする船員	
	郵便等による不在者投票	身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち一定の障害を有する者、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者または介護保険法に規定する要介護者のうち要介護5である者等身体に重度の障害等がある者	
国外における不在者投票	国外における不在者投票	法律の規定に基づき国外に派遣される組織で一定の基準に該当する特定国外派遣組織（例えば、国際平和協力隊（PKO協力隊））に属し国外に滞在する者	
	洋上投票（ファクシミリ投票）	遠洋区域を航行区域とする指定船舶に乗船し、本邦以外の区域を航行する船員	衆院選・ 参院選に 限る
	南極投票（ファクシミリ投票）	南極地域観測隊に属する者等で南極地域にある施設または同隊を輸送する船舶に滞在する者	
在外投票	在外公館投票	国外に住所を有し、在外選挙人名簿に登録されている者	国政選挙
	郵便等投票		
	日本国内における投票（帰国投票）		

〔代理投票と点字投票〕

(1) 代理投票

心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名等を書けない選挙人が、投票管理者に申し出れば、代わって候補者の氏名等を書いてもらえる制度です。

(2) 点字投票

盲人である選挙人が、投票管理者に申し出れば、点字で投票ができる制度です。



〔電子投票〕

平成14年12月に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が制定され、地方公共団体が条例を定めることにより、その地方公共団体の議員および長の選挙において、投票用紙に代えて電磁的記録式投票機を用いた投票（いわゆる電子投票）を導入できるようになりました。

電子投票の導入により、投票用紙による投票のような疑問票や無効票がなくなること、票の集計に要する時間が大幅に短縮され、選挙結果を速やかに有権者に知らせることができるようになること、自書が困難な人の投票が容易になるなどの効果が期待されています。

しかしながら、電子投票については投票システムのトラブルから選挙無効となり、再選挙が行われた事例もあります。

本県では、平成15年7月の鯖江市議選で実施されたものの、平成16年9月に電子投票条例が廃止されています。

2 期日前投票

投票は、選挙期日（投票日）に投票所または共通投票所において行うことを原則としていますが、選挙人が名簿登録地の市町村で行う投票については選挙期日前であっても、選挙期日と同様に、投票用紙を直接投票箱に入れる方法により投票することができます。（期日前投票）

期日前投票は、選挙期日における投票と同じく確定投票であり、期日前投票を行った後、他市町村への転出や死亡等により選挙権を失っても、有効な投票として扱われます。

期日前投票の概要は次のとおりであり、その基本的な手続きは選挙期日の投票所または共通投票所における投票とほぼ同じです。

(1) 対象となる投票

選挙人が、名簿登録地の市町村において行う投票

(2) 投票できる者

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる者

なお、期日前投票を行う選挙人は、選挙期日に投票できない事由を申し立て、かつ、当該申立てが真

正であることを誓う旨の宣誓書を提出する必要があります。

(3) 投票する場所

期日前投票所（各市町村に1か所以上設けられます。）

※ 期日前投票が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがあります。

(4) 投票できる期間

選挙期日の公示または告示の日の翌日から選挙期日の前日まで

(5) 投票できる時間

原則として、午前8時30分から午後8時まで

※ 市町村によって、開始時刻の2時間以内の繰上げおよび終了時刻の2時間以内の繰下げが行われことがあります。この場合、投票時間は最長で午前6時30分から午後10時までになります。

3 不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市町村に滞在している者は、滞在先の市町村の選管で不在者投票ができます。

また、指定病院や指定老人ホーム等に入院、入所している者は、その施設において不在者投票ができます。

このほか、選挙期日には選挙権を有することになるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない者（選挙期日に18歳を迎えるが、選挙期日前は17歳であるため選挙権を有しない者等）は、期日前投票ができないため、例外的に名簿登録地の市町村の選管で不在者投票ができます。

不在者投票ができる期間は、選挙期日の公示または告示の日の翌日から選挙期日の前日までです。

(1) 名簿登録地以外の市町村の選管における不在者投票

名簿登録地の市町村の選管に、直接または郵便で投票用紙および投票用封筒を請求します。また、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインによる請求も可能です。これらの場合、所在地等の選管において投票する旨を申し立てます。

名簿登録地の市町村の選管から交付された投票用紙および投票用封筒を持参し、所在地等の市町村の選管に出向いて投票します。

(2) 指定病院等における不在者投票

手続きは(1)とほぼ同じです。投票用紙などは病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

※ 「指定病院等」とは、県の選管で不在者投票ができる施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム等をいいます。

(3) 郵便等による不在者投票

名簿登録地の市町村の選管に投票用紙等の必要書類を請求し、自宅等自分のいる場所で、交付された投票用紙に記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市町村の選管に送付します。

※ 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている

選挙人で次のような障害のある者（○印の該当者）または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の者に認められています。



身体障害者 手 帳	障害の部位	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能	○	○	
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
	免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者 手 帳	障害の部位	障害の程度			
		特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
	両下肢、体幹	○	○	○	
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

介護保険の 被保険者証	要介護状態区分
	要介護 5

※ 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票ができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある者（○印の該当者）は、あらかじめ市町村の選管に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者 手 帳	障害の部位	障害の程度	
		1級	
	上肢、視覚	○	

戦傷病者 手 帳	障害の部位	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚	○	○	○

(注) 上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人でない者は、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

(4) 国外における不在者投票

法律の規定により国外に派遣される組織のうち、総務大臣により「特定国外派遣組織」として指定された組織に属する選挙人が、国外において不在者投票管理者（当該組織の長）の管理の下で行う投票制度です。

(5) 洋上投票

遠洋区域を航行区域とする船舶等（指定船舶）に乗って日本国外の区域を航海する船員で、選挙の当日職務または業務に従事することが見込まれる者は、船舶からファクシミリによって投票することができます。（選挙人名簿登録証明書の交付を受けていることが必要です。）

洋上投票を行うためには、ファクシミリ投票用紙の交付を受けるなど、事前の手続きが必要です。

また、洋上投票の対象は、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙です。



(6) 南極投票

国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織（いわゆる南極地域観測隊）に属する選挙人で、南極地域にある施設（昭和基地）または南極地域観測隊を輸送する船舶（しらせ）に滞在する者で、選挙の当日職務または業務に従事することが見込まれる者が、ファクシミリによって投票する制度です。

南極投票の対象は、洋上投票と同様、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙です。

4 在外投票

仕事や留学などで海外に住んでいる者が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を在外選挙制度といい、これによる投票を在外投票といいます。

在外投票ができるのは日本国籍を持つ年齢満18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている者です。

在外投票には、次の3種類の方法があります。



(1) 在外公館投票

投票記載場所を設置している在外公館（大使館や総領事館）において、原則として選挙期日の公示（告示）の日から選挙期日の6日前まで、在外選挙人証と旅券等を提示して投票することができます。

投票できる時間は、原則として午前9時30分から午後5時までです。

(2) 郵便等投票

在外選挙人は、選挙期日の4日前までに、名簿登録地の選管に対し、直接または郵便等により、かつ、在外選挙人証を提示して、投票用紙等を請求します。郵便等により投票用紙等の交付を受けた在外選挙人は、その現在する場所においてこれに記入し、名簿登録地の選管に郵便等をもって送付します。

(3) 日本国内における投票

在外選挙人は、選挙の時に一時的に日本国内に滞在している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、在外選挙人証を提示して国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）により投票することができます。

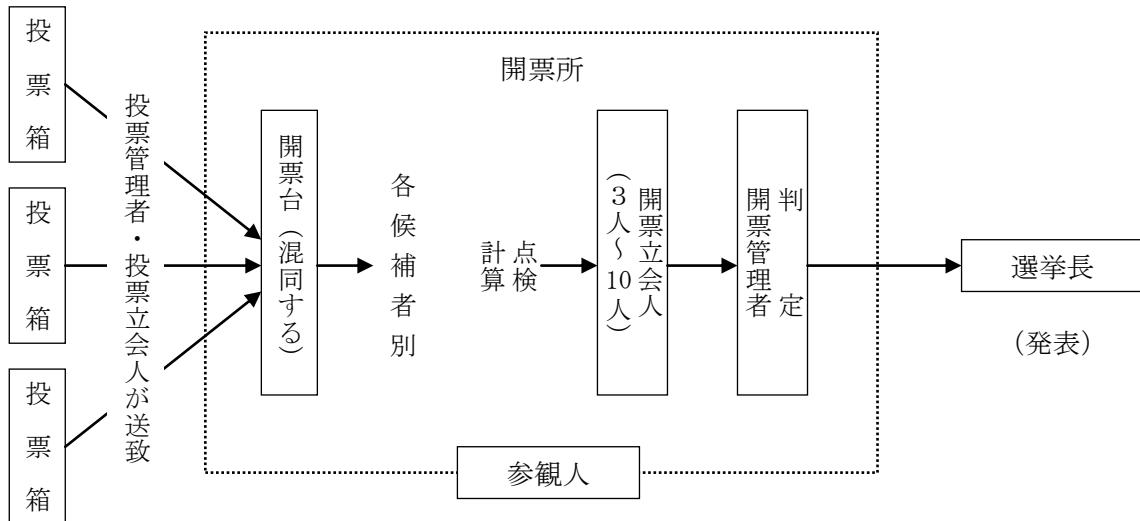
5 開票

投票が終わると、各投票所および共通投票所の投票箱を1か所に集めて開票を行います。投票箱を開いて投票を点検し、その有効または無効を決定する区域を開票区といい、原則として市町村の区域によることとされています。

開票区ごとに開票所が設けられます。開票の際は、開票事務を管理する開票管理者（1人）のもと、開票事務の公正を期するため候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者の届出を政党その他の政治団体が行った場合は当該政党その他の政治団体、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党その他の政治団体）がそれぞれ1人ずつ届け出た開票立

会人（3人～10人）が立ち会います。届け出られた開票立会人が10人を超えたときは市町村選管がくじで定め、同じ党派の候補者から選ばれる開票立会人は2人までに限られています。

開票所では、各投票所および共通投票所から集められた投票をよく混ぜ合わせてから開票が行われます。なお、選挙人は開票を参観することができます。



8 候補者

公選法は、立候補者の届出をした者でなければ有効に当選人となることができないとする立候補制をとっています。本人または推薦人が選挙長に届け出ます。（衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、政党その他の政治団体も届け出ることができます。また、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、政党その他の政治団体が候補者の名簿を届け出ます。）

立候補の届出は、公示（告示）の日に、郵便等によることなく必ず文書を持参してしなければなりません。

1 立候補の禁止と制限

被選挙権のある者は誰でも自由に立候補できるのが原則ですが、選挙の公正さの確保のため、次の例外があります。

(1) 重複立候補の禁止

2つ以上の選挙で同時に候補者となることはできません。

ただし、衆議院比例代表選出議員の選挙においては、当該選挙と同時に行われる当該選挙区内の小選挙区における当該政党その他の政治団体の届出に係る候補者を名簿に登載することができます。

(2) 選挙事務関係者の立候補の制限

投票管理者、開票管理者、選挙長および選挙分会長は、在職中、その関係区域内においては候補者となることができません。

(3) 公務員の立候補の制限

公務員が在職のまま立候補することは、その地位や権限を利用することにより選挙の自由や公正を損なうおそれがあり、国民全体の奉仕者という立場からも好ましくありません。このため、公務員は在職のまま候補者となることはできないことになっており、もし在職のまま立候補したときは、立候補届の受理と同時に公務員を辞したものとみなされます。

ただし、内閣総理大臣など政治的行動が是認される特別職の公務員、臨時・非常勤の消防団員、単純な労働に従事する者等については、在職のまま候補者となることができます。

(4) 衆議院小選挙区選出議員または参議院選挙区選出議員を辞職した者等の立候補制限

衆議院小選挙区選出議員または参議院選挙区選出議員を辞職し、または辞職したものとみなされた者は、その欠員について行われる補欠選挙における候補者となることはできません。

2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出

衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出は、政党その他の政治団体（以下「⑧ 候補者」の項において「政党等」といいます。）が当該政党等に所属する者を届け出る方法（政党届出）、候補者となろうとする者本人自らが届け出る方法（本人届出）、選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）があります。

なお、届出を行うことができる政党等は、次のいずれかの要件に該当するものに限られます。

- (ア) 所属する衆議院議員または参議院議員を合わせて5人以上有すること。
- (イ) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が、当該選挙における有効投票総数の100分の2以上であること。

3 衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出

衆議院比例代表選出議員の選挙に立候補するためには、次のいずれかの要件に該当する政党等が提出する候補者名簿に登載されが必要です。

- (ア) 所属する衆議院議員または参議院議員を合わせて5人以上有すること。
- (イ) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が、当該選挙における有効投票総数の100分の2以上であること。
- (ウ) 衆議院比例代表選出議員の選挙において、届出をすることにより候補者となる衆議院名簿登載者の数が衆議院比例代表選出議員の選挙の選挙区における議員の定数の10分の2以上であること。

4 参議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出

参議院比例代表選出議員の選挙に立候補するためには、次のいずれかの要件に該当する政党等が提出する候補者名簿に登載されが必要です。

- (ア) 所属する衆議院議員または参議院議員を合わせて5人以上有すること。
- (イ) 直近の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または参

議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が、当該選挙における有効投票総数の 100 分の 2 以上であること。

(ウ) 当該参議院議員の選挙において、候補者(名簿登載者および選挙区選出候補者)を 10 人以上有すること。

5 衆議院議員選挙または参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出

候補者となろうとする者本人自らが届け出る方法(本人届出)と選挙人名簿に登録された者が本人の承諾を得て届け出る方法(推薦届出)があります。

6 供託

立候補するためには、町村議会議員の選挙を除くすべての選挙において、一定の金額またはこれに相当する額面の国債証書を法務局に供託しなければなりません。

これは、真に当選を争う意思のない候補者の乱立を防止する目的で設けられたもので、候補者が立候補を辞退したときや、選挙の結果、候補者が一定の得票数(供託物没収点といいます。)を得られなかつたときは、供託金は国、県または市町村に没収されます。

○供託金の額および没収点

選挙の種類	供託金の額	供 託 物 没 収 点 等
衆議院小選挙区選出議員	300 万円	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$
衆議院比例代表選出議員	名簿登載者 1 人につき 600 万円 <small>〔名簿登載者が重複立候補者である場合 300 万円〕</small>	$\text{没収額} = \frac{\text{重複立候補者の比例代表}}{\text{供託額} - \left[\frac{300 \text{ 万円} \times \text{うち小選挙区} + 600 \text{ 万円} \times \text{選挙の} \times 2}{\text{選挙の当選者数} \quad \text{当選者数}} \right]}$
参議院選挙区選出議員	300 万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{8}$
衆議院比例代表選出議員	名簿登載者 1 人につき 600 万円	$\text{没収額} = \{ \text{名簿登載者数} - (\text{当選人} \times 2) \} \times 600 \text{ 万円}$
知 事	300 万円	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$
県 議 会 議 員	60 万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
指 定 都 市 の 市 長	240 万円	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$
指 定 都 市 の 議 会 議 員	50 万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{その選挙区の議員定数}} \times \frac{1}{10}$
そ の 他 の 市 の 市 長	100 万円	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$
そ の 他 の 市 の 議 会 議 員	30 万円	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数}} \times \frac{1}{10}$
町 村 長	50 万円	$\text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$

※町村議会議員選挙には、供託金はありません。

9 選挙会と当選人

開票が終わり、開票管理者から選挙長へ開票結果が報告されると、あらかじめ告示された日時、場所で選挙会が開かれ、選挙立会人の立会いのもとで当選人が正式に決定されます。

選挙会は選挙区ごとに設置され、選挙長は開票管理者の場合と同じくその選挙の有権者の中からその選挙を管理する選管が選任します。選挙立会人は開票立会人の場合と同じく、候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者の届出を政党その他の政治団体（以下「政党等」といいます。）が行った場合は当該政党等、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者名簿を届け出た政党等）が届け出た者から選任されるのが原則です。

1 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の決定

候補者のうち得票数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を当選人としますが、当選人となるためには、次の法定得票数に達していなければなりません。また、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定めます。

選挙の種類	法定得票数
衆議院小選挙区選出議員	有効投票総数の6分の1以上の得票
参議院選挙区選出議員	通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票総数を除して得た数の6分の1以上の得票。ただし、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもって有効投票総数を除して得た数の6分の1以上の得票
地方公共団体の長	有効投票総数の4分の1以上の得票
地方公共団体の議会の議員	当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）をもって有効投票総数を除して得た数の4分の1以上の得票

上記のほかに、当選人となる特殊な場合として、次のものがあります。

(ア) 無投票当選

候補者の数が、選挙すべき定数を超えないときや超えなくなったとき。

(イ) 当選人の更生決定

当選争訟の結果、当選無効が確定し、再選挙を行わないで当選人を定めることができるとき。

(ウ) 当選人の繰上補充

選挙会において当選人が決定されてから議員または長の身分を取得するまでの間に、当選人が一定の事由（死亡、被選挙権の喪失等）によって欠け、または不足するに至った場合、当選人とならなかつた者（法定得票数以上の得票数を有する者。ただし、衆議院小選挙区選出議員の選挙または地方公共団体の長の選挙にあっては同点者）で、選挙の期日後被選挙権を失っていない者があるときは、その者の中から当選人を定めます。

(ア)～(ウ)いずれの場合も、通常の場合と同様に、選挙会を開催して当選人を決定します。

2 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定

(1) 衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定

衆議院比例代表選出議員の選挙は、あらかじめ候補者の当選順位を決めておく方法（拘束名簿式）により行われます。

まず、候補者名簿を届け出た政党等の当選人の数を決めるために、得票数を1、2、3、4、5、…の整数で名簿登載者数まで除していきます。除して得られた商のうち、その数値の最も大きいものから順に数え、選挙すべき議員の数になるまでにある商の個数をもって、それぞれの候補者名簿を届け出た政党等の当選人の数とします。

そして、候補者名簿に登載された当選人となるべき順位に従い、当選人の数に相当する数の候補者を当選人とします。また、2以上の商が同一の数値であるため、それぞれの候補者名簿を届け出た政党等に係る当選人の数を定めることができないときは、それらの商のうち選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにあるべき商を選挙長がくじで定めます。

これを例示すると次のようにになります。

(例) <定数6人の場合>

名簿届出政党等名	A 党	B 党	C 党	
名簿登載者数	4人	3人	2人	
得票数	1,000票	700票	300票	
除数	÷ 1	① 1,000票 $1,000 \div 1 = 1,000$	② 700票 $700 \div 1 = 700$	⑥ 300票 $300 \div 1 = 300$
	÷ 2	③ 500票 $1,000 \div 2 = 500$	④ 350票 $700 \div 2 = 350$	150票 $300 \div 2 = 150$
	÷ 3	⑤ $333\frac{1}{3}$ 票 $1,000 \div 3 = 333\frac{1}{3}$	233 $\frac{1}{3}$ 票 $700 \div 3 = 233\frac{1}{3}$	
	÷ 4	250票 $1,000 \div 4 = 250$		
当選人數	3人	2人	1人	

説明の都合上、選挙すべき議員の数を6人とします。A党、B党およびC党が候補者名簿を提出し、それぞれ4人、3人、2人の候補者が登載されていたものとします。

①まず、各政党の得票数を1、2、3、…の名簿登載者数までの整数で除します。②次に、除して得られた商が表のようになりますので、その商の一番大きい数値から順に数えていき、選挙すべき議員の数（この場合6番目）まで各政党に配分する当選人数を決めます。③その結果、A党には3人が配分されますので、候補者名簿に記載された順位により上位3人が当選人となります。

なお、衆議院比例代表選出議員の選挙の場合は、小選挙区選出議員の選挙で候補者の届出ができる政党等は、小選挙区選挙の届出候補者を同時に比例代表選挙（その小選挙区を含む選挙区の比例代表選挙）の名簿登載者とすることができます。

いわゆる重複立候補といわれるもので、重複立候補者については、当選人となるべき順位を全員同一とすることも、またその一部を同一とすることもできます。

同一順位とされた重複立候補者の当選人となるべき順位は、小選挙区選出議員の選挙における最多得

票者の得票数に対する各重複立候補者の得票数の割合（いわゆる惜敗率）の大きい者から順次定められます。重複立候補者が小選挙区選挙で当選した場合または小選挙区選挙において供託物没収点に達しなかった場合には、候補者名簿には記載されていないものとみなされます。

■ 重複立候補者がある場合の衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定 ■

ある政党は、小選挙区選挙に届け出た候補者のうち、A、B、Cの3人を比例代表選挙の名簿に登載しました（重複立候補）。

比例代表選挙の当選人となるべき順位は、第1位を甲とし、重複立候補者のA、B、Cを同一順位の第2位とし、第5位を乙としました。

選挙の結果、小選挙区選挙ではAが当選、B、Cは落選しました。落選したB、Cの惜敗率（それぞれの小選挙区における得票数の最多得票者の得票数に対する割合）はBが80%、Cが90%でした。

比例代表選挙では、この政党は2議席を獲得しました。

候補者（小選挙区）			名簿による届出候補者（比例代表選挙）		
小選挙区名	氏名	当・落	届出時の順位	氏名	当選順位
…選挙区	A	当	1	甲	①
…選挙区	B	落 惜敗率 80%	重複立候補 { 2 同一順位 } 2	A B 惜敗率 80%	— 3
…選挙区	C	落 惜敗率 90%	2	C 惜敗率 90%	②
	•		5	乙	4

このようなケースの場合、この政党の比例代表選挙の当選人は、次のように決定されます。

- ① まず、名簿登載順位第1位の甲が当選人となります。
- ② 名簿の第2位に同順位としてA、B、Cの3人が登載されていますが、小選挙区選挙で当選したAは、小選挙区の当選が優先され、比例代表選挙の名簿には登載されていないものとみなされますので、第2位はB、Cのみとなります。
- ③ 次に、惜敗率によりB、Cの当選人となるべき順位を決めます。惜敗率はBが80%、Cが90%ですので、当選人となるべき順位はCが第2位、Bが第3位となります。
- ④ この政党は2議席を獲得したので、Cが2人目の当選人となります。

(2) 参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定

参議院比例代表選出議員の選挙は、非拘束名簿式により行われます。候補者名簿では当選順位は決められておらず、有権者は候補者名または候補者名簿を提出した政党等の名称もしくは略称のいずれかを記載して投票します。

候補者個人の得票と政党等名の得票を合算した得票数に応じて比例配分により各政党等の当選人数を決定し、各政党等の名簿登載者の中から個人名の得票数が多い候補者から順次当選が決まります。

(個人名の得票数が同じである者があるときは、それらの者の間における当選人となるべき順位は、選挙会において選挙長がくじで定めることになります。)

これを例示すると、次のようになります。

(例) 【2政党等届出、定数5の場合】

名簿届出政党等名	A 党		B 党	
名簿登載者	4人		3人	
得票数	1,500票		800票	
当 ○山○太	810票	$1,500 \div 1 = 1,500$ ①	当 △野△代	380票
当 ○田○江	240票	$1,500 \div 2 = 750$ ③	当 △水△一	180票
当 ○本○郎	130票	$1,500 \div 3 = 500$ ④	落 △木△子	140票
落 ○川○子	120票	$1,500 \div 4 = 375$		$800 \div 3 = 266 \frac{2}{3}$
政党名の投票	200票		政党名の投票	100票
当選人数	3人		2人	

※ 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、上記のほかに、当選人となる特殊な場合として次のものがあります。

(ア) 無投票当選

届出のあった候補者名簿に登載された候補者の数が、選挙すべき定数を超えないときや超えなくなったとき。

(イ) 当選人の更生決定

当選争訟の結果、当選無効が確定し、再選挙を行わないで候補者名簿の中から当選人を定めることができるとき。

(ウ) 当選人の繰上補充

選挙会において当選人が決定されてから議員または長の身分を取得するまでの間に、当選人が一定の事由（死亡、被選挙権の喪失等）によって欠け、または不足するに至った場合、当選人とならなかった者で、選挙の期日後被選挙権を失っていない者があるときは、その者の中から当選人を定めます。

(ア)～(ウ)いずれの場合も、通常の場合と同様に、選挙会を開催して当選人を決定します。

3 当選人の告示

当選人が決定すると、選管は、直ちに当選人に当選の旨を知らせるとともに当選人の住所、氏名を告示します。この告示があった日から、当選の効力が生じます。

次いで当選証書を当選人に付与します。



投票した後も、政治に関心を持って見守ろう

4 任期の起算

任期は、衆議院議員は4年、参議院議員は6年、地方公共団体の議会の議員および長は4年です。

任期の起算については、次のとおりです。

(1) 任期の起算の原則

(ア) 衆議院議員

総選挙の期日から起算します。

任期満了による総選挙が任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算します。

(イ) 参議院議員

前任者の任期満了の日の翌日から起算します。

通常選挙が前議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、通常選挙の期日から起算します。

(ウ) 地方公共団体の議会の議員

一般選挙の日から起算します。

任期満了による一般選挙が任期満了前に行われた場合において、前任者が任期満了の日まで在任したときは任期満了の日の翌日から、選挙後に前任者がすべてなくなったときはその翌日から起算します。

※一般選挙とは、地方公共団体の議会の議員の定数全員について行われる選挙をいいます。

(エ) 地方公共団体の長

選挙の日から起算します。

任期満了による選挙が任期満了前に行われた場合において、前任者が任期満了の日まで在任したときは任期満了の日の翌日から、選挙後に前任者が欠けたときはその翌日から起算します。

(2) 任期の起算の特例

(ア) 挿入議員の任期

衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員の挿入議員の任期は、それぞれその前任者の残任期間です。

なお、地方公共団体の議会の議員の増員選挙により議員となった者の任期も、一般選挙により選出された他の議員の残任期間となります。

(イ) 地方公共団体の長の特例

知事または市町村長が任期満了を待たずに退職を申し出た場合に、その退職の申出があったことにより行われる選挙で前任者が再び当選人となったときは、その任期は従前の任期の残存期間となります。

III 選挙運動

選挙運動は、誰でも自由に行えることが理想ですが、無制限な自由を認めると選挙が財力、権力等によつてゆがめられ、有権者の意思を正しく代表する人々がかえって選ばれなくなってしまうおそれがあります。

このため、選挙運動の平等の確保と、金のかからない選挙の実現のため、選挙運動にいろいろな制限が加えられる一方、公営による選挙運動が広く認められています。

① 選挙運動

選挙運動とは、「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として投票を得または得させるために、直接または間接に選挙人に働きかける必要かつ有利な行為」であるといわれています。選挙運動ができる期間は、届出をしてから投票日の前日までであり、これ以前に選挙運動とみられるような行為をすると、いわゆる「事前運動」として公選法により処罰されます。

しかし、立候補前に禁止されているのは選挙運動であり、選挙には関係があつても選挙運動に当たらない次のような行為についてまで禁止しているものではありません。

○立候補準備行為

政党の公認を求めるここと、候補者選考会を開催することなど

○選挙運動準備行為

選挙事務所、自動車等の借り入れの内交渉を行うこと、ポスター、看板等を作成しておくこと、労務者の雇用の内交渉や選挙運動員の任務の割りふりを行うことなど

○政治活動

個人や政党による政策宣伝や議会報告演説会を行うことなど

○社交的行為

年賀、暑中見舞、退職のあいさつなどの社交的行為で、通常の時期、方法により通常の内容をもつて行われるもの。ただし、時候のあいさつ状は禁止されている。

これらの行為はあくまでも準備行為、社交的行為にとどまるかぎりにおいて認められるものであり、これらの行為に名をかりた事前運動とみられるような行為や次のような行為はできません。

・年賀状、暑中見舞状などを多数の選挙人に出すこと

立候補しようとしている者が、自分の当選を目的として

年賀状、各種見舞状、電話番号変更通知その他これらに類する葉書を多数の選挙人に送付すること。

・後援会の会員の募集等に名を借りて売名行為等をすること

売名を目的として、選挙が行われる直前に、立候補しようとしている者の写真、経歴、政見、あいさつなどを掲載した



文書を作成し、その端に会員募集のための入会申込書などを印刷して、戸別に訪問して配付したり、郵便等により送付したりすること。

・形だけの推薦会を開催すること

立候補しようとする特定の者を当選させる目的をもって事前に推薦することを決め、例えば町内会の役員が町内会総会を招集して、役員の推薦している者を推薦するようにし向けること。

・事前に投票の依頼をすること

まだ選挙の告示もなく立候補もしていないのに、「今度、○○が立候補するから頼む」と友人や知人に投票を依頼すること。

問 答 —————

問 立候補届出前に立候補を宣言する文書を労組事務所、工場内等に掲示することはできるか。

答 事前運動に当たるため、できない。

問 営業に関する宣伝ビラに立候補予定の社長の氏名や経歴を載せて頒布する行為を立候補の届出前に行った場合、事前運動に当たるか。

答 投票を獲得する意図を持って、ことさら社長の氏名を大きく掲載したような場合は事前運動に当たる。

問 立候補の意思を有する特定者の後援会を組織するために各戸を訪問し、署名を求めて歩く行為は差し支えないか。

答 立候補予定者の人格の敬慕、事業の後援等のため後援会を組織することは差し支えないが、署名を求める相手方の範囲、その時の言動などにより、立候補予定者の当選を図る目的をもつてするものと認められるときは、事前運動に当たる。

問 市議会議員の選挙の際、特定の立候補予定者の後援会の会員が、その特定者を党公認とするために、各戸を訪問して公認候補に推薦する署名運動を行うことはできるか。

答 推荐署名を求めるために一般有権者の居宅を各戸に訪問するような場合は、事前運動に当たると認められる場合が多い。

② 選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、立候補の届出（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿の届出）が受理されたときから投票日の前日までです。ただし、街頭演説や連呼行為は、午前8時から午後8時までしかできません。

〔投票日の当日にできる選挙運動〕

- 投票所または共通投票所を設けた場所の入口から直線距離で300メートル以外の区域に選挙事務所を設置すること。
- 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札および看板の類を合計3枚以内とちょうど1個を掲示すること。
- 選挙運動の期間中、適法に掲示した選挙運動用ポスターを掲示しておくこと。
- 選挙運動の期間中にウェブサイト等に掲載した選挙運動用文書図画を、受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすること。

なお、投票日には前述した選挙運動しかできないので、次のような行為は許されません。

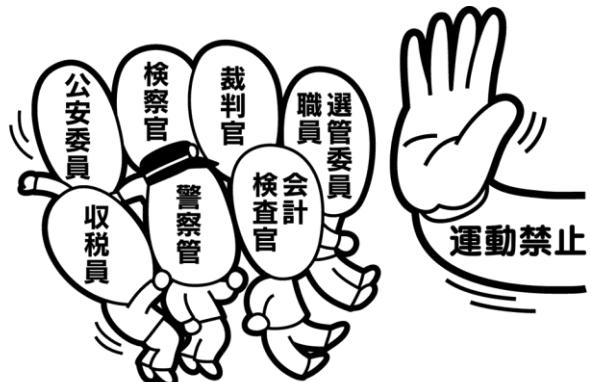
- (ア) 投票日当日、選挙人が投票に行く路上に選挙運動員がたむろして、通りすがりの選挙人に「よろしく」とあいさつすること。
- (イ) 投票日当日、選挙運動員が自家用車を利用して、自分が応援する候補者に投票してもらうため、近隣者その他の選挙人を投票所または共通投票所まで送迎すること。
- (ウ) 公選法で定めた適法な選挙運動用の葉書を郵便によって発送しないで、投票日当日、選挙運動員が配って歩くこと。
- (エ) 投票日の朝になって選挙運動用ポスターを投票所または共通投票所の近くに移動し、または新たに掲示すること。
- (オ) 選挙運動用自動車に取り付けて使用した候補者氏名の入った看板その他の立札などを投票に行く選挙人に見えるような状態にして立てかけておくこと。

③ 公務員等の選挙運動の禁止

1 特定公務員

次の公務員は、在職中、選挙の種類を問わず、また、職務の区域と関係なく、一切の選挙運動が禁止されます。

- (ア) 中央選挙管理会の委員および中央選挙管理会の庶務に従事する総務省職員ならびに選管の委員および職員
 - (イ) 裁判官
 - (ウ) 檢察官
 - (エ) 会計検査官
 - (オ) 公安委員会の委員
 - (カ) 警察官
 - (キ) 収税官吏および徴税吏員



2 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者、選挙長および選挙分会長は、在職中、その関係区域内において選挙運動をすることができません。

また、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力をを利用してという意味です。

3 年齢満 18 歳未満の者

年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることができません。

また、何人も年齢満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。ただし、選挙運動のための労務に使用することは差し支えありません。

〔選挙運動のための労務〕

選挙運動のための労務とは、選挙事務所において文書の発送や葉書のあて名書きをするとか、湯茶の接待をするとか、物品の運搬に従事するといった機械的作業に従事することをいいます。

これに対し、連呼行為や街頭演説を行ったり、個人演説会において弁士として演説するなど選挙人に直接働きかけるような行為は、たとえ与えられた原稿をそのまま読み上げ、あるいは丸暗記して機械的に繰り返すだけであっても選挙運動となります。

4 選挙犯罪者

選挙犯罪や政治資金規正法違反の罪により処罰され、選挙権および被選挙権を有しない者（いわゆる公民権停止者）は、選挙運動をすることができません。

5 一般職の公務員

一般職の国家公務員は、選挙運動をすることができません。

また、一般職の地方公務員は、その職員の属する地方公共団体の区域内においては、選挙運動をすることができません。

6 教育公務員

国立および公立学校の教育公務員は、選挙運動をすることができません。

7 特定の特別職の公務員

人事委員会および公平委員会の委員は、その属する地方公共団体の区域内においては、選挙運動をすることができません。

また、教育委員会の委員は、積極的に政治活動（選挙運動を含む。）をしてはならないこととされています。

8 公務員等の地位利用

公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることができません。

公務員等とは、次に掲げる公務員および公庫等の役職員などをいいます。

(1) 公務員

国または地方公共団体の職員で、一般職たると特別職たるとを問わず、すべての職員をいいます。

ここで、「すべての職員」とは、国または地方公共団体の事務または業務に従事する身分的契約関係に

ある者をいい、その根拠が法令であると予算であると、また、その職務内容が単なる労務の提供であると、勤務の態様が常勤であると非常勤であるとを問いません。

(2) 特定独立行政法人または特定地方独立行政法人の役職員

(3) 公庫の役職員

沖縄振興開発金融公庫の役職員

〔公務員等の地位利用〕

公務員等の地位利用とは、公務員および公庫の役職員がその地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力または便宜を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいいます。

例えば、補助金の交付、許認可、契約の締結、検査その他の職務権限を有する公務員等が、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を行使して投票を勧誘する場合等がこれに該当します。

9 教育者の地位利用

教育者（学校教育法に規定する学校の長および教員）は、学校の児童、生徒および学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

「教育上の地位を利用して」とは、教育者としての立場を利用して児童、生徒または学生に直接選挙運動を行わせることに限らず、例えば、特定候補者に投票するよう児童を通じてその父兄に依頼する場合や父兄会の場で特定候補者への投票を働きかける行為なども含まれます。



問 答

問 知事、副知事、市町村長、副市町村長は選挙運動をすることができるか。

答 公選法第136条の2（公務員の地位利用による選挙運動の禁止）に規定する地位利用による選挙運動は禁止されている。地位利用に当たらない選挙運動は差し支えないが、副知事や副市町村長で徴税事務を委任されている場合は選挙運動はできない。

問 一般職の地方公務員が選挙運動用のポスターや葉書に推薦人の1人として氏名を連ねたり、選挙運動用ポスターの掲示責任者となることはできるか。

答 できない。地方公務員法第36条（政治的行為の制限）違反となる。

問 市行政区設置規則により委嘱された行政区長、連絡員および嘱託員は公選法第136条の2第1項（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）の適用があるか。

答 適用があり、地位利用による選挙運動が禁止される。

問 現職の市町村長が、市町村長であることを明示せず、個人の資格で特定の候補者の街頭演説または個人演説会の会場において推薦演説を行うことはできるか。もちろん、この場合、当該市町村長は個人の資格と考えても、聴衆は市町村長であることを承知している。

答 それが直ちに地位利用による選挙運動に当たるものではない。ただし、演説の内容、演説の態様などによっては、地位利用による選挙運動に当たる場合がある。

④ 選挙事務所

選挙事務所とは、候補者（衆議院小選挙区選出議員選挙においては候補者および候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党等、参議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党等および名簿登載者）の選挙運動に関する事務を取り扱う中心的場所となる所です。

選挙事務所の数は、候補者1人について1か所（衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者のほか候補者を届け出た政党等について候補者を届け出た選挙区ごとに1か所、衆議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者名簿を届け出た選挙区の区域内の各都道府県ごとに1か所、参議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者名簿を届け出た政党等について都道府県ごとに1か所、名簿登載者について1か所）に制限されています。



選挙事務所は、投票日の当日、投票所または共通投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以内の場所には置くことができません。また、選挙運動のために選挙事務所以外に休憩所などの設備を設けることも禁止されています。

〔選挙事務所の設置・移転・廃止〕

選挙事務所を設置することができる者は、候補者または候補者の承諾を得たその候補者の推薦届出者（衆議院小選挙区選出議員の選挙においては候補者のほか候補者を届け出た政党等、衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては候補者名簿を届け出た政党等）に限られています。

なお、選挙事務所には関係選管から交付された標札をその入口に必ず掲示しなければならないことになっています。ただし、地方公共団体の議会の議員および市町村長の選挙においては、標札を掲示する義務はありません。

選挙事務所を設置し、移転し、または廃止したときは、標札の交付を受けた関係選管および選挙事務所所在地の市町村の選管に届け出なければなりません。また、選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動することはできません。

⑤ 文書図画による選挙運動

文書図画による選挙運動には厳しい規制が設けられており、定められたもの以外はできません。その理由は、文書図画による選挙運動を無制限に認めると、各候補者が文書図画の頒布や掲示について競争を行い、そのために各候補者が多くの費用をこれらに使うおそれがあり、選挙の公正を確保できないことになるからです。

〔文書図画〕

文書図画とは、文字もしくはこれに代わるべき符号または象形を用いて物体の上に多少永続的に記載された意識の表示をいい、その記載が文字その他これに代わるべき符号によって表示されたものを「文書」といい、象形によって表示されたものを「図画」といいます。この材料については、紙類を利用する場合だけでなく、布、木、石、金属などその種類を問わず、壁、塀、路面等も含まれます。また、記載の方法についての概念は非常に広く、印刷、彫刻、映写、電光等も記載の中に含まれます。

選挙運動における文書図画の範囲は、社会通念上のそれよりはるかに広く、書類、新聞紙、雑誌、名刺、ポスター、立札、ちょうちん、プラカード、看板、葉書、封書、電報はもちろん、スライド、映画、写真、ネオンサイン、壁に書かれた落書き、黒板に書かれた文字、道路上に書かれた砂文字などもっぱら選挙人の視覚に訴えるものはここにいう文書図画に当たります。

1 頒布できる文書

選挙運動のために頒布（直接手渡す場合のほか、郵送や新聞折込み等も含みます。）することができる文書図画は、法定の通常葉書と選挙運動用ビラに限られ、頒布できる数量等は次のとおりです。

(1) 選挙運動用通常葉書（「選挙用」の表示をしたもの）

(ア) 頒布できる枚数

選挙の種類		候補者 1 人についての制限枚数	
国	衆議院小選挙区選出議員	候補者	35,000 枚
		候補者届出政党	20,000 枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た数
	衆議院比例代表選出議員	使用できない	
		① 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が 1 である場合 35,000 枚	② ①の選挙区数が 1 を超える場合は、その 1 を増すごとに 2,500 枚を 35,000 枚に加えた数
	参議院選挙区選出議員	名簿登載者	150,000 枚
		名簿届出政党等	使用できない
都道府県	参議院比例代表選出議員	参議院選挙区選出議員と同じ	
		8,000 枚	
市町村	指定都市	長	35,000 枚
		議会議員	4,000 枚
	指定都市以外の市	長	8,000 枚
		議会議員	2,000 枚
	町 村	長	2,500 枚
		議会議員	800 枚

(イ) 頒布方法

発送は、郵便物の配達業務を取り扱う郵便局の窓口に差し出して行います。(路上で配るなど、郵送以外の方法により頒布することはできません。)

(2) 選挙運動用ビラ

(ア) 頒布できる枚数等

選挙の種類	種類制限・枚数制限	
衆議院小選挙区 選出議員	候補者	2種類以内、70,000枚
	候補者届出政党	種類制限なし。40,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た数(ただし、届け出た候補者に係る選挙区ごとに40,000枚以内)
衆議院比例代表 選出議員	2種類以内、枚数制限なし	
参議院選挙区 選出議員	2種類以内 ① 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が1である場合は100,000枚 ② ①の選挙区数が1を超える場合は、その1を増すごとに15,000枚を100,000枚に加えた数(その数が300,000枚を超える場合は、300,000枚)	
参議院比例代表 選出議員	名簿登載者	2種類以内、250,000枚
	名簿届出政党等	頒布できない
知事	参議院選挙区選出議員と同じ	
指定都市の市長	2種類以内、70,000枚	
指定都市以外の市長	2種類以内、16,000枚	
町村長	2種類以内、5,000枚	

※県議会議員および市町村議会議員の選挙においては、選挙運動用ビラの頒布はできません。

(イ) 頒布方法

選挙運動用ビラは、次の場所において頒布することができます。

- 候補者個人用（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者を含む。）の選挙運動用ビラ
 - ①新聞折込みによる頒布
 - ②候補者の選挙事務所内における頒布
 - ③個人演説会の会場内における頒布
 - ④街頭演説の場所における頒布
 - ⑤政党等の選挙事務所内、演説会場内、街頭演説の場所における頒布（衆議院小選挙区選出議員、参議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙の場合に限る。）
- 政党等の選挙運動用ビラ
 - 候補者個人用の選挙運動用ビラの頒布方法と同じ

(ウ) 証紙の貼付

衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙運動用ビラには、その選挙に関する事務を管理する選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

(エ) 規格

候補者個人用（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者を含む。）の選挙運動用ビラについては29.7cm×21cm（A4判）、候補者届出政党の選挙運動用ビラについては42cm×29.7cm（A3判）を超えてはなりません。

衆議院名簿届出政党等の選挙運動用ビラについては、規格制限はありません。

(オ) その他

候補者個人用のビラの表面には、頒布責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所を記載しなければなりません。また、参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者にあっては、これらの方々、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称および選挙運動用ビラである旨を表示する記号を記載しなければなりません。

また、政党等のビラの表面には、頒布責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所のほか、候補者届出政党のビラについては当該候補者届出政党の名称を、名簿届出政党等のビラについては当該名簿届出政党等の名称および選挙運動用ビラである旨を表示する記号を記載する必要があります。

(3) 選挙運動用パンフレット・書籍（いわゆるマニフェスト）

(ア) パンフレット等の種類制限等

選挙の種類	種類制限等	
衆議院議員総選挙	候補者届出政党 名簿届出政党等	政党等の本部において直接発行するパンフレットまたは書籍で国政に関する重要政策等を記載したものとして総務大臣に届け出たもの2種類以内（ただし、うち1種類は要旨等を記載したもの）
参議院議員通常選挙	名簿届出政党等	

(イ) 頒布方法等

パンフレット等は、政党等および当該政党等に所属する者で当該選挙の候補者である者の選挙事務所内、演説会の会場内、街頭演説の場所においてのみ頒布することができます。

(ウ) その他

パンフレット等の表紙には、当該候補者届出政党または名簿届出政党等の名称、頒布責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所ならびに総務大臣に届け出たパンフレット等である旨を表示する記号を記載しなければなりません。

また、パンフレット等に候補者の氏名または氏名類推事項（写真等）を掲載することは、当該政党等の代表者を除き禁止されています。

2 掲示できる文書

選挙運動のために掲示できる文書図面は、次に掲げるものに限られ、そのほかは一切使用できません。(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党は(1)(2)(4)(5)を、衆議院比例代表選出議員の選挙において名簿届出政党等は(1)(2)(4)(5)を、参議院比例代表選出議員の選挙において名簿届出政党等は(1)のみを、名簿登載者は(1)～(5)を掲示することができます。)

「掲示」とは、文書図面を一定の場所に掲げ、人に見えるようにすることのすべてをいい、ポスター、看板等の文書図面を壁などに取り付け、あるいは立てかける場合はもちろん、直接に壁、電柱、道路等に文字、絵画等を記載し、人目に触れるようにするようなことも含まれます。

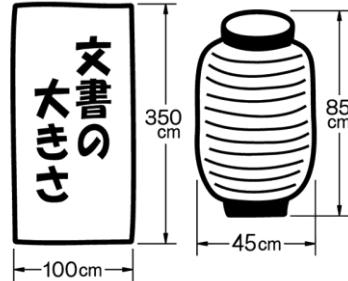
なお、選挙運動のためにアドバルーン、ネオンサインまたは電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除く。）を表示する行為は、違法な文書図面の掲示とみなされ、禁止されています。

(1) 選挙事務所を表示するための文書

選挙事務所においては、選挙事務所を表示するポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示することができます。

掲示できる数は、ちょうちんの類は1個、ポスター、立札および看板の類はその種類を問わず通じて3個までしか掲示できません。

また、掲示する文書の規格は、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cm以内、ポスター、立札および看板の類は縦350cm、横100cmを超えてはなりません。



(2) 選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書

ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示できます。ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cm以内の規格のものを1個しか掲示できません。ポスター、立札および看板の類については、数の制限はありませんが、規格については縦273cm、横73cm以内のものでなければなりません。

(3) 候補者が使用する文書

たすき、胸章および腕章の類を使用することができます。これらは、候補者が着用している限りにおいては、数、規格、記載内容に制限はありません。

(4) 演説会の会場において演説会の開催中使用する文書

個人演説会の会場で演説会の開催中に限りポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示することができます。

この場合、その数については次のような制限があります。

(ア) 衆議院小選挙区選出議員の選挙、参議院選挙区選出議員の選挙、知事の選挙における個人演説会、候補者届出政党が行う政党演説会、衆議院名簿届出政党等が行う政党等演説会

個人演説会等の会場の内部に掲示できる文書図面は、ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類に限られており、その数については、ちょうちんが1個に限られるほかは制限がありません。

会場の外では、立札および看板の類は、個人演説会にあっては5個以内、政党演説会にあっては届

け出た候補者に係る選挙区ごとに2個以内、政党等演説会にあっては届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに8個以内に限られています。

規格については、ポスター、立札および看板の類は縦273cm、横73cm以内、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cm以内とされています。

個人演説会等の会場の外に掲示できる立札および看板の類は、個人演説会等の開催中は必ず会場前に1個以上掲示しておく必要がありますが、個人演説会等のために使用されていないものは、個人演説会等の会場外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができます。

※ 個人演説会等の立札および看板の類には、当該選挙に関する事務を管理する選管が交付する表示板をつける必要があります。

(イ) その他の選挙における個人演説会の場合

個人演説会の会場の内部に掲示できる文書団面は、(ア)の場合と同様です。

会場の外においては、ポスター、立札および看板の類を会場ごとに2個以内掲示できます。また、ちょうちんの類は、会場の内部か外部に1個を掲示できます。

なお、掲示する文書団面の規格は、(ア)の場合と同様です。

(5) 選挙運動用ポスター

選挙の種類	枚数制限	規格制限	掲示の方法等
衆議院小選挙区選出議員 (候補者)	公営のポスター掲示場の数	長さ42cm×幅30cm以内	公営のポスター掲示場ごとに公職の候補者1人につきそれぞれ1枚を掲示するほかは掲示できない。
衆議院小選挙区選出議員 (候補者届出政党)	候補者を届け出た都道府県において1,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内 (ただし、届け出た候補者に係る選挙区ごとに1,000枚以内)※1	長さ85cm×幅60cm以内	掲示の箇所等についての注意 ① 国、地方公共団体が所有し、もしくは管理するものまたは不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できない。ただし、橋りょう、電柱、公営住宅、浴場および食堂には掲示できる。(管理者の承諾を得なければならない。) ② ポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいる場合にはその管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。
衆議院比例代表選出議員 (衆議院名簿届出政党等)	名簿を届け出た選挙区において500枚に当該選挙区における名簿登載者数を乗じて得た枚数以内(3種類以内)※2	同上	同上

選挙の種類	枚数制限	規格制限	掲示の方法等
参議院選挙区選出議員	公営のポスター掲示場の数	長さ 42cm×幅 30 cm 以内	公営のポスター掲示場ごとに公職の候補者 1 人につきそれぞれ 1 枚を掲示するほかは掲示できない。
参議院比例代表選出議員 (名簿登載者)	70,000 枚 ※2	同 上	衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者届出政党のポスターと同じ
知 事	公営のポスター掲示場の数	同 上	公営のポスター掲示場ごとに公職の候補者 1 人につきそれぞれ 1 枚を掲示するほかは掲示できない。
県 議 会 議 員	同 上 ※3	同 上	同 上
市 長	同 上 ※3	同 上	同 上
市 議 会 議 員	同 上 ※3	同 上	同 上
町 村 長	同 上 ※3	同 上	同 上
町 村 議 会 議 員	同 上 ※3	同 上	同 上

※1 ポスターに、県選管が交付する証紙を貼付しなければなりません。

※2 ポスターに、中央選挙管理会が交付する証紙を貼付しなければなりません。

※3 福井県議会議員ならびに福井県内の市町の長および議会議員の選挙においては、条例により、公選法第 144 条の 2 第 8 項に定める任意制ポスター掲示場が設置されます。これらの選挙においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙等と同様、選挙運動用ポスターを当該ポスター掲示場以外の場所に掲示することはできません。

※4 いずれのポスターについても、表面に掲示責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）、住所を記載しなければなりません。（候補者届出政党が使用するものについては当該候補者届出政党の名称、衆議院名簿届出政党等が使用するものについては当該政党等の名称および中央選挙管理会に届け出たポスターである旨を表示する記号を、参議院名簿搭載者が使用するものについては当該名簿搭載者に係る参議院名簿届出政党等の名称を併せて記載しなければなりません。）

(6) 個人演説会告知用ポスター

候補者が個人演説会の告知のために使用するポスターであり、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙についてのみ認められています。規格は長さ 42cm、幅 10cm 以内で、個人演説会を告知するため、その日時、場所を記載し得るものでなければならず、公営のポスター掲示場にしか掲示できません。

なお、個人演説会告知用ポスターは、選挙運動用ポスターと合わせて長さ 42cm、幅 40cm 以内で作成することができますが、この場合も、個人演説会の日時、場所を記載し得るものでなければなりません。

※ 個人演説会告知用ポスターは、個人演説会の日時、場所を記入し得るようなものであれば、掲示する際に具体的な日時、場所の記載がなくても差し支えありません。

3 その他の文書

(1) 新聞広告

候補者は、選挙運動の期間中、衆議院小選挙区選出議員および参議院選挙区選出議員の選挙の場合は5回、知事選挙の場合は4回、その他の選挙（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙を除く。）の場合は2回に限り、新聞に横9.6cm、縦2段組以内で自己の選挙運動のための広告ができます。

衆議院議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者届出政党および名簿届出政党等は新聞広告をすることができます。

こうでなければいけません。
「穴があく程よく読んで・・・」



(2) 選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見等（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙においては、名簿届出政党等の名称および略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴等）を掲載した文書であり、選管が発行します。

選挙公報は、衆議院議員、参議院議員および知事の選挙においては、県の選管が選挙ごとに1回発行し、選挙の期日前2日までに各世帯に配布します。

※ 県の選管は、候補者等から提出された掲載文またはその写しを原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこととされています。

※ 県議会議員、市町村長、市町村議会議員の選挙においては、条例で選挙公報を発行することを定めている場合に限り、県または市町村の選管が発行します。

4 脱法文書

選挙運動のための文書図画は、前述のとおり頒布と掲示に分けて一定の制限のもとに認められていますが、これらの制限を免れることを目的として、実際には選挙運動のために使用しながら外形的には著述や演芸の広告や会社の営業広告等のように装った文書図画が頒布または掲示される場合、これらの文書を脱法文書といい、公選法で禁止されています。

脱法文書は、次の2つに分けられます。

(1) 候補者の氏名などを表示した文書

何人も、選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どのような理由をもってするを問わず、選挙運動用文書図画の頒布または掲示の禁止を免れる行為として（選挙運動を目的として）、候補者の氏名もしくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称または候補者を推薦し、支持しもしくは反対する者の名を表示した文書図画を頒布し、または掲示することはできません。

(2) 候補者の氏名などを表示したあいさつ状など

選挙運動期間中は、次の(ア)～(イ)の事項を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類似するあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布し、または掲示することは、選挙運動を目的としているか否かにかかわらず脱法文書とみなされ、禁止されています。

- (ア) 候補者の氏名
- (イ) 政党その他の政治団体の名称
- (ウ) 候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者の氏名
- (エ) 候補者と同一の戸籍内にある者の氏名

※選挙運動期間外であっても、あいさつ状やあいさつを目的とする有料広告は禁止されています。

[すべり込み文書]

すべり込み文書とは、選挙運動期間前に頒布または掲示した立候補予定者の氏名等が記載されているビラ、ポスター等で立候補の届出後もそのまま掲示されていたり回覧されてたりするものをいいます。選挙運動期間中は、頒布したり掲示したりできる文書は一定のものに制限されていますが、この制限を免れるために上記のすべり込み文書が見受けられることがあります。これらはいかなる名目であっても、選挙運動期間中は頒布し、または掲示することが禁止されています。

5 公選法上許されない行為

次のような行為は、公選法上許されません。

(1) アドバルーン、ネオンサインなどにより表示すること

選挙運動のためにアドバルーン、ネオンサインまたは電光による表示、スライドその他の方法による映写等（屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類を除く。）で表示をすることは違反になります。

(2) 回覧行為をすること

選挙運動のために回覧板その他の文書図画または看板（プラカードを含む。）の類を多数の者に回覧させることは違反になります。

(3) マッチなどに候補者の氏名を入れて頒布すること

小型マッチ、手ぬぐい、ふうせんなどに候補者の氏名を入れて街頭で頒布することは、脱法文書として違反となり、それが当選を得もしくは得しめまたは得しめない目的をもってなされたときは、利益供与罪にも当たります。

(4) 特定候補者を支持する××組合がスローガンを掲示すること

特定候補者を推薦、支持する××組合のスローガンとして、特定候補者の掲げるスローガンと酷似するスローガンを組合名で屋外に掲示する場合は、スローガン、当該選挙区における立候補の状況、組合の支持する候補者の運動の状況等から判断して、特定候補者の当選を得しめまたは得しめない目的をもってなされたものと認められるときは違反となります。

問 答

問 「選挙用」の表示のない普通の葉書を選挙運動のために使用できるか。

答 使用できない。

問 「選挙用」の表示がされた葉書を、郵便によらず通行人などに頒布できるか。

答 郵便によらなければ頒布できない。

問 候補者の知人等がその友人、知人など多数に投票依頼の手紙を出すことはできるか。

答 選挙運動用通常葉書のほかは出すことができない。

問 病院の待合室などに「○○先生の当選を祈る」というビラを掲示することはできるか。

答 投票を得る目的のもとに掲示されたものと認められるため、掲示できない。

問 選挙運動用通常葉書のあて名を「××会社御中」、「××課御一同様」と記載して郵送頒布することは差し支えないか。

答 個人の氏名を記載しないで「××会社御中」または「××課御一同様」と記載し、葉書の内容が回覧、掲示など特別の伝達方法によらなければ了知し得ないものであるときは許されない。

問 次のものは選挙運動に使用できるか。

- (1) 懸垂幕 (2) プラカード (3) 旗・のぼり (4) 吹流し

答 (1)、(2)、(3)はポスター、立札、看板の類に含まれるため使用できるが、その規格や使用できる数に制限がある。(4)は使用できない。

問 ベニヤ板を使って作成された選挙用ポスターを使用することはできるか。

答 ポスターと認められないため、使用できない。

問 選挙人に対し、選挙事務所を開設したことを選挙運動用通常葉書以外の葉書で通知することはできるか。

答 できない。

問 一度頒布された選挙運動用ビラを回収し、再度頒布することはできるか。

答 できない。



⑥ インターネットを使った選挙運動

平成25年5月に公職選挙法が改正され、インターネットを使った選挙運動が可能となりました。これにより候補者・政党等はウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）および電子メールを利用した選挙運動が認められています。選挙に関し必要な情報を隨時ウェブサイトや電子メール等で提供できるようになったことから、有権者のより適正な判断および投票行動に資することが期待され、選挙に対してより積極的な参加が可能となりました。

ただし、年齢満18歳未満の者の選挙運動は法律で禁止されており、年齢満18歳未満の者によるインターネットを使った選挙運動はできません。

◎インターネットを使った選挙運動・政治活動の可否の一覧

できること/できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等の以外の者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ等	○	○	○
	SNS(フェイスブック、ツイッター等)※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※3	△※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布(証紙なし)		×	×	×
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動		○	○	○
ウェブサイト等・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○	○	○
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする広告	○	×	×
	挨拶を目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む

※2 著作隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要

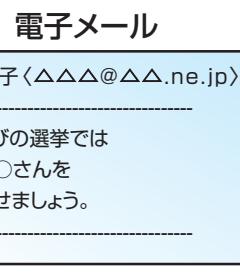
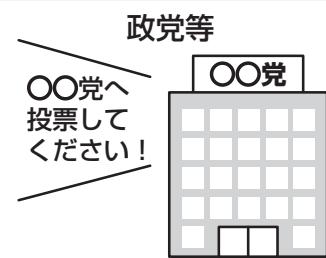
インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

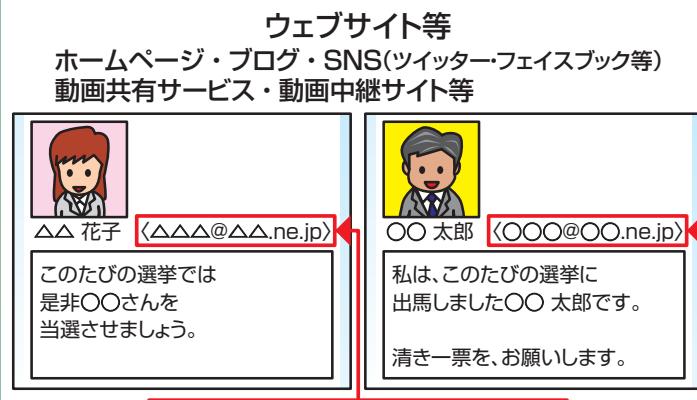
①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

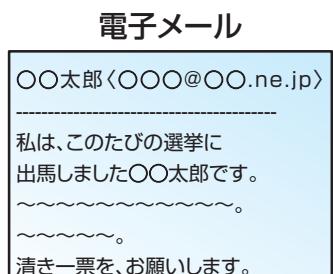
- (注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
・18歳未満の者等は選挙運動をすることができません。



有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。

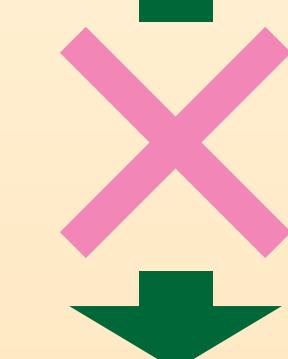


- ※電子メールアドレス等の表示義務
- (注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。
・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。



※氏名、電子メールアドレス等の表示義務
※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。

ネット選挙運動総務省

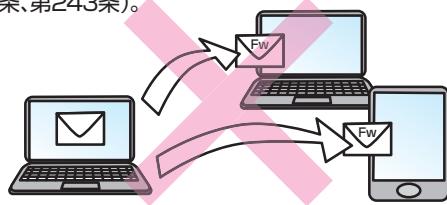
検索

これらの禁止行為は処罰の対象となります!

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



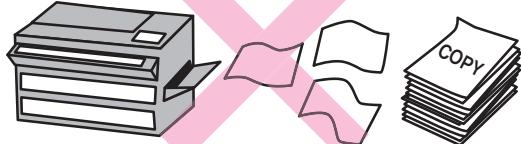
18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



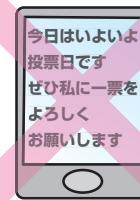
HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができます(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって眞実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。[ネット選挙運動総務省](#)

7 言論による選挙運動

言論による選挙運動とは、候補者の考え方や政策を言葉によって、もっぱら選挙人の聴覚に訴える選挙運動をいいます。

各選挙において認められている言論による選挙運動は、概ね次の表のとおりです。

(○ : 実施可能)

経歴放送	○			○			○				
政見放送		○	○	○	○		○				
政党等演説会			○								
政党演説会		○									
個人演説会	○			○		○	○	○	○	○	
連呼行為	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
街頭演説	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
選挙運動の種類 選挙の種類	候補者	候補者 届出政党	衆議院	参議院	名簿届出 政党等	名簿登載者	知事	県議会議員	市町村長	市町村 議会議員	
	衆議院小選挙区選出議員	比例代表 選出議員	選挙区 選出議員		参議院比例代表選出議員						

1 演説会

演説会とは、あらかじめ特定の候補者の選挙運動のための演説を行うことを周知し、それを聞くことを目的として会場に集まっている聴衆に向かって演説を行うことをいいます。

公選法で認められている演説会は、候補者個人が行う個人演説会、候補者届出政党が行う政党演説会および衆議院名簿届出政党等が行う政党等演説会のみであり、これ以外に選挙運動のための演説会を開催することは、いかなる名目でする場合も禁止されています。

(1) 個人演説会

個人演説会とは、候補者が自らの政見の発表や投票の依頼など選挙運動のために選挙人を参考させて開催する演説会をいいます。

個人演説会は、衆議院比例代表選出議員の選挙を除く各選挙に認められており、演説会の回数にも制限はありません。ただし、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙の場合は、個人演説会の会場の前に県の選管が定めた表示をした立札および看板の類を1以上必ず掲示しなければならず、またその総数は5以内に限られていますので、同時に開催できる個人演説会は5か所までです。

なお、個人演説会を開催することができる候補者には候補者に限られており、候補者以外の第三者が主催して選挙運動のための個人演説会を開催することはできません。

(2) 個人演説会のために使用する施設

(ア) 公営施設を使用する場合

学校、公民館、地方公共団体の管理する公会堂および市町村の選管が指定する施設を使用する場合は、候補者1人について同一施設ごとに1回に限り無料で使用できます。また、これらの使用時間は1回について5時間以内です。

公営施設を使用するためには、使用する日の2日前までに所定の様式により公営施設が所在する市町村の選管に申し出なければなりません。

(イ) 公営施設以外の施設を使用する場合

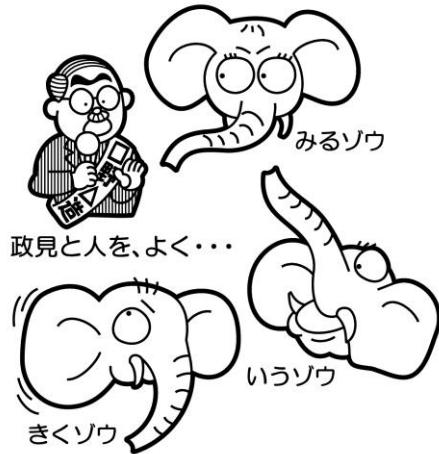
施設の管理者の承諾を得て使用することになります。

この場合、国、地方公共団体が所有または管理する建物（公営住宅を除く。）は使用できません。

なお、1回の使用時間の制限はありません。

(3) 個人演説会の会場で掲示または頒布できる文書図画

(ア) 演説会場の内部



選挙の種類		候補者個人が行うもの	
掲示等ができる文書図画等		衆議院小選挙区選出議員・参議院選挙区選出議員・知事	参議院比例代表選出議員・県議・市町村長・市町村議
掲示できるもの	ポスター、立札、看板の類 (縦273cm×横73cm以内)	枚数制限なし	枚数制限なし
	ちょうちん (高さ85cm×直径45cm以内)	1個	会場の内か外のいずれかに1個
	映写等の類	制限なし	制限なし
頒布できるもの	選挙運動用ビラ 〔長さ29.7cm×幅21cm以内〕 選管の証紙を貼付したもの	頒布できる	参議院比例代表選出議員および市町村長の選挙のみ頒布できる

※ これらの文書図画（ちょうちんを除く。）には、その表面に掲示責任者または頒布責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。これに加え、選挙運動用ビラには印刷者の氏名、住所を記載しなければなりません。

(イ) 演説会場の外部

選挙の種類 掲示できる 文書図画等	候補者個人が行うもの	
	衆議院小選挙区選出議員・ 参議院選挙区選出議員・知事	参議院比例代表選出議員・ 県議・市町村長・市町村議
立札および看板の類 (縦273cm×横73cm以内)	個人演説会の開催中、会場前に県の選管から交付された表示板を付けた立札および看板の類を1以上掲示しておかなければなりません。 ※詳細については、下記(ウ)参照	立札および看板の類を通じて2以内 ※参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者については、ポスター、立札および看板の類を通じて2以内
ちょうちん (高さ85cm×直径45cm以内)	掲示できない	会場の内か外のいずれかに1個

※ これらの文書図画（ちょうちんを除く。）には、その表面に掲示責任者の氏名、住所を記載しなければなりません。

(ウ) 個人演説会用の表示板

衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙においては、県の選管から、個人演説会用の表示板が5枚交付されます。

個人演説会の開催中は、演説会場の前に県の選管から交付された表示板を付けた立札および看板の類（縦273cm、横73cm以内）を1以上必ず掲示しておかなければなりません。演説会場の外では、この表示板を付けた立札および看板の類以外の文書図画は、いっさい掲示することはできません。

この立札および看板の類は、個人演説会の開催中、必ず会場前に掲示しておかなければなりませんが、個人演説会用として使用しないものは、演説会場の外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができます。ただし、この場合、国または地方公共団体が所有し、もしくは管理するものまたは不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。（橋りょう、電柱、公営住宅、浴場および食堂には、管理者の承諾を得た上で掲示することができます。）また、立札および看板の類を他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がいる場合はその管理者、管理者がない場合はその所有者の承諾を得なければなりません。

なお、この立札および看板の類の記載内容に特に制限はないので、必ずしも「〇〇〇〇個人演説会（場）」と記載する必要はなく、党派、氏名のみでもよく、候補者の政見を記載することもできます。

問 答

問	個人演説会を同一時刻に2か所以上で開催することはできるか。
答	個人演説会の開催手続きをとれば差し支えない。なお、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙の場合は、最大で5か所までしか同時に開催できないが、この場合、いずれの会場前においても県の選管から交付された表示板をつけた立札または看板の類を掲示しておく必要がある。

- 問** 選挙の告示が例えば4月5日になされたときに、5日と6日にそれぞれ公営施設を利用して個人演説会を開催することはできるか。
- 答** 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合は、開催日の2日前までに公営施設が所在する市町村の選管に申し出る必要があるため、4月7日以後でなければ開催できない。
- 問** 公営施設使用の個人演説会においては、施設を使用できる時間は5時間以内とされているが、これには個人演説会の準備や後片付けの時間を含むのか。
- 答** 準備や後片付けの時間も含む。

(4) 政党演説会、政党等演説会（衆議院議員選挙のみ）

衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党はその届け出た候補者の選挙運動のために政党演説会を、衆議院比例代表選出議員の選挙において、名簿届出政党等は当該名簿届出政党等の選挙運動のために政党等演説会を開催することができます。

これらの演説会については回数制限はなく、公営施設も使用できますが、すべて有償であり、公営施設を使用する場合は使用する日の2日前までに、所定の様式により公営施設が所在する市町村の選管に申し出なければなりません。

政党演説会、政党等演説会の会場において掲示または頒布できる文書図画は次のとおりです。

(ア) 演説会場の内部

	掲示等ができる文書図画等	候補者届出政党	衆議院名簿届出政党等
掲示できるもの	ポスター、立札、看板の類 (縦273cm×横73cm以内)	枚数制限なし	枚数制限なし
	ちょうちん (高さ85cm×直径45cm)	1個	1個
頒布できるもの	選挙運動用ビラ	頒布できる 〔長さ42cm×幅29.7cm、種類制限なし〕 〔県選管の証紙を貼付したもの〕	頒布できる 〔規格制限なし、2種類以内〕 〔中央選挙管理会に届け出たもの〕
	パンフレット・書籍 (いわゆるマニフェスト)	頒布できる 〔総務大臣に届け出たもの2種類以内〕 〔ただし、うち1種類は要旨等を記載したもの〕	

※ これらの文書図画（ちょうちんを除く。）には、その表面に掲示責任者または頒布責任者の氏名、住所ならびに候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等の名称を記載しなければなりません。これらに加え、選挙運動用ビラには、印刷者の氏名、住所を記載するとともに、衆議院名簿届出政党等について届出ビラである旨を、パンフレット、書籍には総務大臣に届け出たパンフレット、書籍である旨を表示する記号を併せて記載しなければなりません。

(イ) 演説会場の外部

掲示できる文書図面等	候補者届出政党	衆議院名簿届出政党等
立札および看板の類 (縦 273cm×横 73cm 以内)	政党演説会の開催中、会場前に県の選管から交付された表示板を付けた立札および看板の類を 1 以上掲示 ※詳細については、下記(ウ)参照	政党等演説会の開催中、会場前に中央選挙管理会から交付された表示板を付けた立札および看板の類を 1 以上掲示 ※詳細については、下記(ウ)参照

※ これらの文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名、住所ならびに候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等の名称を記載しなければなりません。

※ 演説会場の外では、選挙運動用ビラやパンフレット、書籍を頒布することはできません。

(ウ) 政党演説会、政党等演説会用の表示板

候補者届出政党には、県の選管から、候補者を届け出た都道府県において 2 に届出候補者数を乗じて得た数の表示板が交付されます（ただし、届出候補者に係る選挙区ごとに 2 枚以内）。また、衆議院名簿届出政党等には、中央選挙管理会から、名簿を届け出た選挙区ごとに表示板が 8 枚交付されます。

政党演説会、政党等演説会の開催中は、演説会場の前に交付された表示板を付けた立札および看板の類を 1 以上必ず掲示しておかなければなりませんが、演説会用として使用しないものは、演説会場の外のいずれの場所においても選挙運動のために使用することができます。ただし、この場合、国または地方公共団体が所有し、もしくは管理するものまたは不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できません。（橋りょう、電柱、公営住宅、浴場および食堂には、管理者の承諾を得た上で掲示することができます。）また、立札および看板の類を他人の工作物に掲示しようとするときは、その居住者、居住者がない場合はその管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければなりません。

なお、この立札および看板の類の記載内容に特に制限はないので、必ずしも「○○○○党演説会（場）」と記載する必要はなく、党派のみでもよく、政見を記載することもできます。

2 街頭演説

(1) 街頭演説とは

街頭演説とは、街頭またはこれに類似する場所（公園、空地等）において、多数の人に向ってする選挙運動のための演説をいい、選挙事務所等の屋内から街頭に向かってする演説も街頭演説に含まれます。

(2) 街頭演説に関する規制等

(ア) 候補者個人が行う街頭演説は、必ず選管から交付される街頭演説用の標旗を掲げて行わなければなりません。交付される標旗の数は 1 本です。（参議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者については、中央選挙管理会から 6 本交付されます。）

また、衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿届出政党等が行う街頭演説については、

① 停止した選挙運動用自動車の車上およびその周囲で実施

② 演説者がその場所にとどまり、標旗を掲げて実施（標旗は、中央選挙管理会から、その届け出

た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該衆議院比例代表選出議員の選挙において選挙すべき議員の数に相当する本数が交付されます。)

のいずれかの方法により行うことができます。

(イ) 街頭演説は、演説者が必ずその場所にとどまって演説することになります。したがって、歩行しながら、または走行中の選挙運動用自動車の車上から演説をすることはできません。

なお、衆議院議員の選挙において、候補者届出政党および名簿届出政党等が行う街頭演説については、停止している選挙運動用自動車の車上およびその周囲においてのみ行うことができます。

(ウ) 街頭演説を行うことができる時間は、午前8時から午後8時までです。

(エ) 候補者個人が行う街頭演説の場所において選挙運動に従事できる者は、候補者1人について15人を超えてはいけません。また、これらの者は、選管が交付する選挙運動用の腕章（自動車乗用車腕章または選挙運動員用腕章）を着けていなければなりません。

なお、選挙運動用の腕章や街頭演説用の標旗を着けたまま町中を歩き回る行為は、文書の回覧行為として禁止されています。

(オ) 衆議院議員、参議院議員、知事および市町村長の選挙においては、街頭演説の場所で選挙運動用ビラを頒布することができます。また、衆議院議員および参議院議員の選挙においては、政党等のパンフレット、書籍（いわゆるマニフェスト）を頒布することもできます。

(カ) 街頭演説をする者は、長時間にわたり同一の場所にとどまることのないよう努めなければなりません。また、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければなりません。

(キ) 街頭演説の場所において、街頭演説の一部として連呼をすることは許されています。

〔連呼行為〕

連呼行為とは、短時間に同一内容の短い言葉を連續して繰り返して呼びかけることをいい、原則的には禁止されていますが、公選法で認められた演説会の会場および街頭演説の場所においてする場合および午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車の上においてする場合は認められています。

ただし、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保つよう努めなければなりません。

(3) 街頭演説ができない場所

次の建物、施設などにおいては街頭演説はできません。（単なる演説も連呼もできません。）

(ア) 国または地方公共団体が所有し、または管理している建物（公営住宅を除く。）

(イ) 汽車、電車、乗合自動車、船舶、停車場その他鉄道地内
(ウ) 病院、診療所その他の療養施設

(エ) 2つ以上の選挙が行われる場合に、1つの選挙の運動期間が他の選挙の投票日にかかるときは、その当日その投票所ま



たは共通投票所を閉じる時刻までの間、投票所または共通投票所の入口から 300 メートル以内の区域

3 政見放送

(1) 政見放送

政見放送は、衆議院議員、参議院議員および知事の選挙においてのみ行われます。

衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、候補者個人の政見放送は行われず、候補者届出政党が選挙運動期間中、N H K および基幹放送事業者によって、政見（届出候補者の紹介を含む。）を放送することになります。この場合、これまでのスタジオにおける録音、録画の方式に加えて、候補者届出政党が録音、録画した政見を放送することができる、いわゆるビデオ等の持込み方式が認められています。

これ以外の選挙の候補者（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、名簿届出政党等）は、N H K および基幹放送事業者によって、政見（衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、名簿登載者の紹介を含む。）を放送することになります。

(2) 放送回数

(ア) 衆議院小選挙区選出議員の選挙

放送局名		放送の回数
N H K	テレビ	1回
	ラジオ	1回
福井放送		1回
福井テレビジョン放送		1回

(イ) 参議院選挙区選出議員および知事の選挙

放送局名	テ レ ビ	ラ ジ オ
N H K	2回	2回
福井放送	1～2回	1回
福井テレビジョン放送	2～1回	0回

※ 福井放送および福井テレビジョン放送のテレビによる放送は、選挙の種類ごとに交互に 1～2 回実施されます。

(ウ) 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙

政見放送及び経歴放送実施規程の定めるところにより行われます。

(3) 放送時間

政見放送の放送時間は、衆議院小選挙区選出議員および衆議院比例代表選出議員の選挙においては候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等 1 団体 1 回につき 9 分以内、参議院比例代表選出議員の選挙においては参議院名簿届出政党等 1 团体 1 回につき 17 分以内、これ以外の選挙においては候補者 1 人 1 回につき 5 分 30 秒以内です。

(4) 政見放送への手話通訳の付与

政見放送への手話通訳の導入は、衆議院の小選挙区選挙（持ち込みビデオ方式）並びに衆議院及び参議院の比例代表選挙に限られていきましたが、平成23年3月に所要の規定が整備され、都道府県知事選挙にも拡大されています。

4 経歴放送

(1) 経歴放送

経歴放送は、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員および知事の選挙の候補者について、テレビおよびラジオにより候補者の氏名、年齢、党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあっては候補者届出政党の名称）、主要な経歴等が放送されます。

(2) 放送回数

NHKは、候補者1人について、衆議院小選挙区選出議員選挙にあってはラジオによりおおむね10回、テレビにより1回、参議院選挙区選出議員および知事の選挙にあってはラジオによりおおむね5回、テレビにより1回放送します。

なお、参議院選挙区選出議員および知事の選挙にあっては、テレビによる政見放送（基幹放送事業者によるものを含む。）の際に経歴放送が併せて行われます。

5 その他の言論による選挙運動

次の方法による選挙運動は、選挙運動期間中は自由に行うことができ、また、誰が行っても差し支えありません。

(1) 幕間演説

幕間演説とは、映画、芝居、演劇等の鑑賞のために劇場等に参集している者に対し、その幕間を利用して行う演説や勤務のためにその場所に参集している者に対し、休憩時間を利用して行う演説等をいいます。

幕間演説は、あくまでも他の目的のためにたまたまその場に居合わせた聴衆に対して行うものであり、その場所で候補者等の演説が行われることをあらかじめ周知して行う場合は演説会とみなされます。

なお、幕間演説は、国、地方公共団体が所有し、または管理する建物、電車、駅の構内など特定の建物および施設、病院等の療養施設において行うことはできません。

(2) 個々面接

個々面接とは、病院、商店等において、そこの医師、店員等が来客者に投票を依頼したり、街頭やバス、電車、デパートの中でたまたま出会った知人等に投票を依頼する行為をいいます。

(3) 電話による選挙運動

電話による選挙運動は、誰でも自由に行うことができますが、候補者や選挙運動の総括主宰者等から指示されて電話をするような場合は、その料金は選挙運動費用に参入されます。

8 選挙運動用自動車および選挙運動用拡声機

(1) 選挙運動用自動車および選挙運動用拡声機の使用

選挙運動においては、次のとおり自動車および拡声機を使用することができます。

選挙の種類	候補者、政党等の区分	自動車の使用	拡声機の使用	車種
衆議院小選挙区 選出議員、参議院選挙区選出議員、地方公共団体の議会の議員および長	候補者	1台	1揃	<p>①乗車定員4人以上10人以下の小型自動車（屋根、側面、後面の全部または一部が開放されているものおよび屋根の全部または一部が構造上開閉できるものを除く。）</p> <p>②四輪駆動式の自動車で車両総重量2トン以下のもの（屋根、側面、後面の全部または一部が開放されているものを除く。）</p> <p>③乗車定員10人以下の乗用自動車で上記に該当しないもの（二輪自動車以外の自動車については、上面、側面または後面の全部または一部が構造上開放されているものおよび上面の全部または一部が構造上開閉できるものを除く。）</p> <p>※ 町村の選挙では、上記①～③に加え、小型貨物自動車および軽貨物自動車も可</p>
参議院比例代表 選出議員	名簿登載者	2台	2揃	
衆議院小選挙区 選出議員	候補者届出政党	候補者を届け出た都道府県ごとに、届出候補者数3人まで1台、超える10人ごとに1台を追加		車種制限なし
衆議院比例代表 選出議員	名簿届出政党等	名簿を届け出た選挙区ごとに、名簿登載者5人まで1台、超える10人ごとに1台を追加		車種制限なし

※ 自動車および拡声機を使用する場合は、必ず選管が交付する表示板を掲示しなければなりません。

表示板は、自動車については冷却器の前面、拡声機については送話口の下部等見やすいところにその使用中常時取り付けておく必要があります。

※ 自動車の使用に当たっては、道路交通法上の問題があり、あらかじめ設備外積載の許可を受ける必要がありますので、事前に所轄警察署の確認を受けておくことが適当です。

(2) 選挙運動用自動車に乗車できる人数

候補者、運転手（1人に限る。）のほか、選管から交付される自動車乗車用腕章を着けた選挙運動員4人以内が乗車できます。

(3) 選挙運動用自動車に取り付けて使用する文書

ポスター、立札、ちょうちんおよび看板の類を掲示でき、それらの記載内容に制限はありません。ちょうちんは高さ85cm、直径45cm以内のものを1個しか掲示できません。ポスター、立札および看板の類については数の制限はありませんが、規格は縦273cm、横73cm以内となっています。

(4) 選挙運動用自動車の車上で選挙運動ができるか

走行中の自動車の車上においては、選挙運動はいっさいできません。(ただし、自動車上の連呼行為は許されています。)

停止している自動車の車上においては、街頭演説、連呼行為等を行うことができますが、その種類に応じた規制があります。(例えば、停止した自動車の車上で街頭演説を行う場合は、街頭演説用の標旗を掲げる必要があります。)

⑨ 禁止される選挙運動

1 戸別訪問の禁止

(1) 戸別訪問とは

選挙に際し、投票を依頼したりまたは投票を得させないように依頼する目的で、戸別に選挙人の家を訪問することをいいます。

訪問とは必ずしも選挙人宅に入ることだけをいうものではなく、選挙人宅の庭先、事務所、勤務先などを訪問した場合も、それが投票依頼等を目的としている以上、個別訪問に含まれます。

「あれが、清き1票か」



(2) 戸別訪問の類似行為の禁止

投票依頼等の目的をもって選挙人宅を訪問するという直接的な選挙運動でなくとも、戸別に演説会の開催や演説を行うことについて知らせて歩いたり、特定の候補者の氏名または政党そのほかの政治団体へ名称を言い歩いたりすると、戸別訪問に類似した行為として罰せられます。

(3) こんな行為も禁止されています

(ア) 候補者の著書を持って各戸を訪問し、その購読を勧めること。

書籍の販売を主とするものでも、併せて投票を依頼するときは戸別訪問となり、禁止されます。

(イ) 選挙が行われる直前に、特定候補者の後援会員が各戸を訪問し、その後援会の会員を募集すること。
特定候補者の氏名およびその後援会の名称を言い歩くものとなることから、戸別訪問の類似行為として禁止されます。

問 答

- 問 選挙人宅付近の道路上へ選挙人を呼び出して投票を依頼することは戸別訪問に当たるか。
- 答 連続してこれを行えば戸別訪問となり許されない。
- 問 2人の選挙人宅を日時を異にして訪問することは許されるか。
- 答 戸別訪問となり許されない。
- 問 2人以上の者が、それぞれ1戸ずつ訪問することは差し支えないか。
- 答 相互に意思を通じて行う場合は、戸別訪問となり許されない。
- 問 他の用件で選挙人宅を訪問した際、ついでに投票を依頼することは許されるか。
- 答 連続してこのような機会を利用する目的で行われれば、戸別訪問となり許されない。

2 署名運動の禁止

選挙に関し投票を得または得しめない目的をもって署名運動をすることは、戸別訪問の禁止の脱法行為として行われるおそれがあるため禁止されています。例えば、特定の候補者の後援会が会員募集に名を借りて選挙人に対し署名を求める場合などがこれに当たります。ここで禁止される署名は「選挙に関し」行われる署名であり、選挙に関する事項を動機とするいっさいの行為を含むものとされています。

したがって、交通事故撲滅国民総署名運動は、それだけでは選挙に関するものとはいえませんが、ある特定の選挙に際し、交通事故撲滅をその政見の一つとしている候補者がその署名運動を行うような場合には、「選挙に関する」 署名運動となる場合が多いといえます。

また、条例の制定改廃などの直接請求のための署名収集もこれに名を借りた選挙運動につながりやすく、選挙の公正を確保する見地からは好ましくないため、選挙期日までの一定期間は禁止されています。



3 人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関する事項を動機として、公職につくべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできません。人気投票自体がその方法および動機において必ずしも公正であるとはいがたく、またその弊害も多いことから禁止されたものです。公表の手段を問わないので、新聞や雑誌はもちろん、テレビ、ラジオ、演説、ポスター、ビラなどいっさいの方法による人気投票の公表が禁止されています。



4 飲食物の提供の禁止

(1) 飲食物の提供とは

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名目ですものであっても禁止されています。選挙運動は、その性質上、飲食物の提供を伴いやすいので、これによる乱費および飲食物の提供に伴う買収などの弊害を抑制することを目的としています。候補者が第三者に飲食物を提供することはもちろん、第三者が候補者や選挙運動員に提供することも禁止されています。

(2) 提供が禁止される飲食物

提供が禁止される飲食物は、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子ならびに選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される弁当（数の制限があります。）を除いたいっさいの飲食物です。ここにいう飲食物とは、何ら加工をしてなくてもそのまま飲食に供し得るものをいい、弁当、菓子、果物、酒、ビール、サイダー等をいいます。

(3) こんな間違った考えがある

(ア) お茶がわりの酒

候補者が、選挙運動員や労務者に対し、慰労のため、酒やビールをお茶がわりに提供することは許されるという考え方がありますが、前述のとおり、候補者が提供しようと第三者または選挙運動員の中の誰かが提供しようと、当然に飲食物の提供禁止の規定に違反し、罰せられることになります。

(イ) 陣中見舞の酒

陣中見舞として候補者に選挙人から飲食物を提供するのならよいという考え方があります。これは、我が国の慣習として、一般的の祝い、見舞いなどには現金よりも品物、特に酒や菓子を届けるのが通例であるための誤解と思われますが、候補者が提供する場合と同様に禁止されています。



(4) これだけは提供してもよい

(ア) 湯茶および菓子

湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子は提供しても差し支えありません。これは、せんべい、まんじゅうなどのようないわゆる「お茶うけ」程度のものをいいます。サンドイッチなどは菓子ではないため提供することができないし、菓子であっても高価な菓子はここでいう菓子には含まれません。

(イ) 定められた範囲内の弁当

選挙運動期間中、すなわち、立候補の届出のあった日から投票日の前日までの間、選挙運動員または労務者に限り弁当を提供することができます。ただし、提供する者に、次のような枠があります。（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党や衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙（名簿登載者を除く。）においては、弁当は一切提供できません。）

④ 提供できる弁当は、選挙事務所で食事をするための弁当と携行するための弁当で選挙事務所で渡すものに限られます。したがって、選挙運動員や労務者を飲食店や料理屋へ連れて行って弁当を提供することはできません。

また、弁当の価格は、選管が定める弁当料の範囲内でなければなりません。選管が定める弁当料の制限額は、1食当たりの額（通常1,000円）と1日当たりの額（通常3,000円）の2つがあり、双方の制限の範囲内でなければなりません。

- ⑥ 提供できる弁当の数については、公選法はその総枠を定めています。すなわち、候補者1人当たり45食に選挙期日の公示（告示）の日から投票日の前日までの日数を乗じて得た数だけしか提供できないことになっています。

各種選挙において提供できる弁当の数は、次のとおりです。

選挙の種類	選挙事務所の数	提供できる1日当たりの弁当の数	選挙期日の公示（告示）の日から選挙の前日までの日数	提供できる弁当の総数
衆議院小選挙区選出議員	1か所	45食	12日	540食
参議院選挙区選出議員	1か所	45食	17日	765食
参議院比例代表選出議員 (名簿登載者に限る。)	1か所	45食	17日	765食
知事	1か所	45食	17日	765食
県議会議員	1か所	45食	9日	405食
市長・市議会議員	1か所	45食	7日	315食
町村長・町村議会議員	1か所	45食	5日	225食

5 気勢を張る行為の禁止

気勢を張る行為として、自動車を何台も連ねて走ったり、鉢巻やタスキがけで隊伍を組んで往来したこと、街頭演説に聴衆を集めるためサイレンを吹き鳴らす行為などが考えられますが、これらはすべて禁止されています。

問 答

問 選挙運動員および労務者に対して提供する弁当は、

- (1) いつ提供できるか。
(2) どこで提供できるか。

答 (1) 立候補の届出をした後、投票日の前日までに限って提供できる。

- (2) 選挙事務所においてのみ提供できる。

問 選挙運動員が食材を持ち込んで加工し、第三者に提供しても差し支えないか。

答 違反となる。

問 たまたま選挙事務所に来た人に食事を出すことはできるか。

答 選挙運動員や労務者でなく、たまたまいさつにきた選挙人に対して昼食や夕食を出すことは許されず、食事を提供した者は処罰される。

問 候補者が選挙運動員等に酒を贈ることはできるか。

答 候補者が選挙運動員や労務者に慰労の意味を込めて酒を贈ることは違反となる。

10 公営による選挙運動

選挙運動には、候補者自身が費用を負担して行うものと国や地方公共団体が一定のルールにより費用を負担するものとがあり、後者を公営による選挙運動といいます。

公選法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用しており、その概要は次のとおりです。

○選挙公営の種類

区分	選挙の種類 関係 法令	衆議院小選挙区選出議員		衆議院比例代表選出議員	参議院選挙区選出議員	参議院比例代表選出議員		知事	県議会議員	市町村長	市町村議會議員
		候補者届出政党	候補者			名簿届出政党	名簿登載者				
1 選挙管理委員会がその全部を行うもの											
投票記載所の氏名等の掲示	法 175 (263, 264)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 内容は候補者等が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの											
ポスター掲示場の設置	法 144 の 2 144 の 4 (263, 264)		○		○			○	□	□	□
選挙公報の発行	法 167 172 の 2 (262, 264)		○	○	○	○		○	□	□	□
3 選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの											
演説会(個人・政党・政党等)の公営施設使用	法 161 164 (263, 264)	△	○	△	○		○	○	○	○	○
4 選挙管理委員会は実施には直接関与せず、その経費の負担のみを行うもの											
選挙運動用自動車の使用	法 141 (263, 264)	△	◎	△	◎		◎	□	□	□ (市長のみ)	□ (市議のみ)
通常葉書の交付	法 142 (263, 264)	△	○		○		○	○	○	○	○
通常葉書の作成	法 142 (263)	△	◎		◎		◎	△	△	△	△
ビラの作成	法 142 (263)	△	◎	△	◎		◎	□		□ (市長のみ)	
選挙事務所の立札・看板の作成	法 143 (263)	△	◎	△	◎	△	◎	△	△	△	△
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成	法 143 (263)	△	◎	△	◎		◎	△	△	△	△
ポスターの作成	法 143 (263, 264)	△	◎	△	◎		◎	□	□	□ (市長のみ)	□ (市議のみ)
新聞廣告	法 149 (263, 264)	○	○	●	○	●		○	△	△	△
政見放送	法 150 (263, 264)	○		○	○	○		○			
経歴放送	法 151 (263, 264)		○		○			○			
演説会場(個人・政党・政党等)の立札・看板の作成)	法 163 164 の 2 (263)	△	◎	△	◎		△	△	△	△	△
特殊乗車券の無料交付	法 176 (263, 264)		○		○		○	○			

備考 ◎は供託物が国庫に帰属することとならない場合(参議院比例代表選挙にあっては、当選人となるべき順位が当該

候補者に係る名簿届出政党等の当選人の数の2倍までにある場合)に限り公営で行われるもの、●印は得票数が一定数(衆議院比例代表選挙にあっては選挙区における有効投票総数の100分の2、参議院比例代表選挙にあっては有効投票総数の100分の1)以上である場合に限り公営で行われるもの、○印は公営で行われるもの、△印は公営で行われないもの、□印は県または市町村の条例により公営で行うことができるもの、空欄は制度のないものを示す。

11 投票日後のあいさつ行為

投票日後においては、もはや選挙運動ということは考えられませんが、投票日後においても当選または落選に関して選挙人にあいさつする目的をもって、次のような行為をすることはできません。

- (ア) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (イ) 自筆の信書および当選または落選に関する祝辞や見舞等の答礼のためにする信書ならびにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書などを頒布し、または掲示すること。
- (ウ) 新聞または雑誌を利用すること。
- (エ) 放送設備を利用して放送すること。
- (オ) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (カ) 自動車を連ね、または隊伍を組んで往来するなどによって気勢を張る行為をすること。
- (キ) 当選に関する答礼のため当選人の氏名または政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

12 選挙運動費用

1 選挙運動費用の制限額

衆議院比例代表選出議員の選挙を除く各選挙における選挙運動費用の制限額は次の表のとおりであり、この制限額を超えて支出すると当選が無効になります。

衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における各候補者の出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附その他の収入や支出に関する事項を記載した選挙運動費用収支報告書を投票日から15日以内にその選挙に関する事務を管理する選管に提出しなければなりません。

収支報告書を受理した選管は、その要旨を公報(市町村の選挙にあっては、当該市町村の選管があらかじめ定めた方法)で公表します。また、収支報告書は選管において受理した日から3年間保存され、その期間中は誰でも閲覧することができます。

○法定選挙費用

選挙の種類	法定制限額
衆議院小選挙区選出議員	公示（告示）の日の選挙人名簿登録者数 × 15 円 + 1,910 万円
参議院選挙区選出議員	公示（告示）の日の選挙人名簿登録者数 × 15 円 + 2,370 万円 その選挙区内の議員定数
参議院比例代表選出議員 (名簿登載者)	5,200 万円
知事	告示の日の選挙人名簿登録者数 × 7 円 + 2,420 万円
指定都市以外の市の長	〃 × 81 円 + 310 万円
町村長	〃 × 110 円 + 130 万円
県議会議員	告示の日のその選挙区内の選挙人名簿登録者数 × 83 円 + 390 万円 その選挙区内の議員定数
指定都市以外の市議会議員	〃 × 501 円 + 220 万円
町村議会議員	〃 × 1,120 円 + 90 万円

2 選挙運動員または労務者に対する実費弁償および報酬の支給

各選挙の選挙運動員および労務者に対する実費弁償および報酬には、選挙運動費用が膨大にならないよう、一定の制限が設けられています。

なお、この制限に違反すると、多くの場合は買収の推定を受けることになるため、十分注意する必要があります。

(1) 実費弁償

実費弁償は、選挙運動員および選挙運動のために使用される労務者に対して支給することができます。この場合、鉄道賃、車賃、宿泊料、弁当料などについてそれぞれ金額の制限があります。選挙運動員に対しては弁当料および茶菓料の実費を支給できますが、労務者に対しては支給できません。また、選挙運動員には食事料を含んだ宿泊料が支給できますが、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができません。

(2) 報酬

報酬とは、一定の役務に対する給付をいい、選挙運動のために使用する労務者、事務員、専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者（いわゆる「ウグイス嬢」等）、専ら手話通訳のために使用する者および専ら要約筆記のために使用する者に限り支給することができます。

なお、支給することができる額および支給することができる者の数については、一定の制限があります。

〔出納責任者〕

出納責任者とは、候補者の選挙運動費用の収支や経理についていっさいの責任を負う者をいいます。出納責任者は候補者か、候補者届出政党、推薦届出者（この場合には候補者の承諾が必要）が選任します。また、候補者自身がなってもよいことになっています。

出納責任者を選任したときは、直ちに氏名、住所、職業、生年月日および選任年月日ならびに候補者氏名を選管に文書で届け出なければならず、この届出をした後でなければ選挙運動のために寄附を受け、または支払をすることができません。

出納責任者が支出できる金額の最高額は、選任者が定めることになっています。（衆議院比例代表選出議員の選挙においては、出納責任者の制度はありません。）

〔選挙運動のために使用する事務員〕

選挙運動のために使用する事務員とは、選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇用した者をいい、総括主宰者、出納責任者などの選挙運動の枢機に参画するような者や親族、友人など特別の信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれません。

また、報酬を支給することができる事務員は、衆議院比例代表選出議員の選挙を除く各選挙において、政令で定める員数の範囲内で選管に届け出た者に限ります。なお、衆議院小選挙区選出議員および衆議院比例代表選出議員の選挙においては、候補者届出政党または衆議院名簿届出政党等も、選挙運動のために使用する事務員に対して報酬を支給することができます。

〔選挙運動のために使用する労務者〕

選挙運動のために使用する労務者とは、立候補準備行為および選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（葉書の宛名書きおよび発送、看板の運搬、自動車の運転等）で、自らの労務の対価として報酬の取得を目的とする行為に従事する者をいいます。

〔専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者〕

専ら選挙運動用自動車の上において選挙運動のために使用する者とは、選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用した者をいいます。いわゆるウグイス嬢等がこれに当たります。

〔専ら手話通訳のために使用する者〕

専ら手話通訳のために使用する者とは、政見放送や演説会等において手話通訳をする者など、手話通訳をすることを本務として雇用した者をいいます。

〔専ら要約筆記のために使用する者〕

専ら要約筆記のために使用する者とは、候補者の口述を要約して文書図面に表示することを本務として雇用した者をいいます。

<参考>

各選挙における主な選挙運動の手段

項目	衆議院小選挙区選出議員選挙	
	候補者	候補者届出政党
選挙事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所 ・県の選管から交付される標札を入口に掲示 ・縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者を届け出た選挙区ごとに1か所 ・縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
自動車・拡声機	<ul style="list-style-type: none"> ・各1 ・自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・自動車には候補者、運転手（1人）のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員4人以内のみ乗車可 ・自動車には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 	<p>候補者を届け出た都道府県において (届出候補者数3人まで) 各1 (超える10人ごと) 各1追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
通常葉書	<ul style="list-style-type: none"> ・35,000枚以内 	<p>候補者を届け出た都道府県において 20,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内</p>
ビラ	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類以内 ・70,000枚以内 ・規格は長さ29.7cm×幅21cm(A4版)以内 ・県の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に発行責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載 	<p>候補者を届け出た都道府県において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類制限なし ・40,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内（ただし、候補者を届け出た選挙区ごとに40,000枚以内） ・都道府県選管が交付する証紙を貼付 ・表面に発行責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、候補者届出政党の名称を記載 ・規格は長さ42cm×幅29.7cm(A3版)以内
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示場ごとに1枚 ・規格は長さ42cm×幅30cm以内（個人演説会告知用ポスターと合わせて作成する場合は長さ42cm×幅40cm以内） ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載 	<p>候補者を届け出た都道府県において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類制限なし ・1,000枚に当該都道府県における届出候補者数を乗じて得た枚数以内（ただし、候補者を届け出た選挙区ごとに1,000枚以内） ・都道府県選管が交付する証紙を貼付 ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）、候補者届出政党の名称を記載 ・規格は長さ85cm×幅60cm以内

項 目	衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙	
	候 補 者	候 補 者 届 出 政 党
新 聞 広 告	<ul style="list-style-type: none"> ・横 9.6cm×縦 2段組以内 ・5回以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該都道府県における届出候補者数（16人を超える場合は16人）に応じて定められた寸法および回数
政 見 放 送	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK、基幹放送事業者 ・当該都道府県における届出候補者数（12人を超える場合は12人）に応じて定められた時間数以内 ・1回9分以内
経 歴 放 送	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK ・ラジオおおむね10回、テレビ1回 	なし
個人演説会 政党演説会	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限なし（ただし、同時開催5か所以内） ・個人演説会場内には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・個人演説会場の外では、県の選管から交付される表示板を付けた縦273cm×横73cm以内の立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を1以上掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限なし（ただし、候補者を届け出した選挙区において同時開催2か所以内） ・候補者の届出を行わない選挙区においては開催不可 ・政党演説会場内では、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・政党演説会場の外では、都道府県選管から交付される表示板を付けた縦273cm×横73cm以内の立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を1以上掲示
街 頭 演 説	<ul style="list-style-type: none"> ・演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者1人1本）を掲げて実施 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数は、候補者1人につき15人以内（県の選管から交付される腕章を着用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・停止した選挙運動用自動車の車上およびその周囲 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数の制限なし
選 挙 公 報	・選挙ごとに1回発行	—
パンフレット・ 書籍（マニフェスト）	頒布できない	<p>（比例代表選挙とあわせて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣に届け出た2種類以内（うち1種類は要旨等を記載したもの） ・数量制限なし ・規格制限なし

項目	衆議院比例代表選出議員選挙
	名簿届出政党等
選挙事務所	<ul style="list-style-type: none"> 名簿を届け出た選挙区内の都道府県ごとに1か所 中央選挙管理会から交付される標札を入口に掲示 縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
自動車・拡声機	<ul style="list-style-type: none"> 名簿を届け出た選挙区において <ul style="list-style-type: none"> (名簿搭載者5人まで) 各1 (超える10人ごと) 各1追加 自動車には、中央選挙管理会から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 拡声器には、中央選挙管理会から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 自動車には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
通常葉書	頒布できない
ビラ	<ul style="list-style-type: none"> 名簿を届け出た選挙区において <ul style="list-style-type: none"> 2種類以内 枚数制限なし 規格制限なし 表面に頒布示責任者および印刷者の住所、氏名(法人にあっては名称)、名簿届出政党等の名称、名簿届出政党等のビラである旨を表示する記号を記載
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> 名簿を届け出た選挙区において <ul style="list-style-type: none"> 3種類以内 500枚に当該ブロックにおける名簿登載者数を乗じて得た枚数以内 規格は長さ85cm×幅60cm以内 中央選挙管理会が交付する証紙を貼付 表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名(法人にあっては名称)、名簿届出政党等の名称、中央選挙管理会へ届け出たポスターである旨を表示する記号を記載
新聞広告	<ul style="list-style-type: none"> 当該選挙区における名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた寸法および回数
政見放送	<ul style="list-style-type: none"> NHK、基幹放送事業者 当該選挙区における名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた時間数以内
経歴放送	なし
政党等演説会	<ul style="list-style-type: none"> 回数制限なし(ただし、名簿を届け出た選挙区において同時開催8か所以内) 会場内には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 会場の外では、中央選挙管理会から交付される表示板を付けた縦273cm×横73cm以内の立札および看板の類(表面に掲示責任者の住所、氏名、名簿届出政党等の名称が記載されたもの)を1以上掲示
街頭演説	<ul style="list-style-type: none"> 停止した選挙運動用自動車の車上およびその周囲で実施 演説者が、その場所にとどまり、標旗を掲げて実施(中央選挙管理会から交付される標旗は、届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該衆議院比例代表選出議員の選挙において選挙すべき議員の数に相当する本数) 午前8時から午後8時まで 選挙運動員数の制限なし
選挙公報	<ul style="list-style-type: none"> 選挙ごとに1回発行 選挙区における名簿登載者数(28人を超える場合は28人)に応じて定められた寸法
パンフレット・書籍(マニフェスト)	<p>(小選挙区選挙とあわせて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務大臣に届け出た2種類以内(うち1種類は要旨等を記載したもの) 数量制限なし 規格制限なし

項 目	参 議 院 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙
	候 补 者 個 人
選 挙 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1か所 ・ 県の選管から交付される標札を入口に掲示 ・ 縦 350cm×横 100cm 以内のポスター、立札および看板の類を 3 以内、高さ 85cm×直径 45 cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
自 動 車 ・ 拡 声 機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各 1 ・ 自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・ 拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・ 自動車には、候補者、運転手（1人）のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員 4 人以内のみ乗車可 ・ 自動車には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可
通 常 葉 書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 37,500 枚以内（福井県の場合）※1
ビ ラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2種類以内 ・ 115,000 枚以内（福井県の場合）※2 ・ 規格は長さ 29.7cm×幅 21cm（A4版）以内 ・ 県の選管が交付する証紙を貼付 ・ 表面上に頒布示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
ポ 斯 タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター掲示場ごとに 1 枚 ・ 規格は長さ 42cm×幅 30cm 以内（個人演説会告知用ポスターとあわせて作成する場合は長さ 42cm×幅 40cm 以内） ・ 表面上に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
新 聞 広 告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横 9.6cm×縦 2段組以内 ・ 5回以内
政 見 放 送	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK、基幹放送事業者 ・ NHK（テレビ 2 回、ラジオ 2 回）、基幹放送事業者 4 回 ・ 1 回 5 分 30 秒以内
経 歴 放 送	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK ・ ラジオおおむね 5 回、テレビ 1 回 ただし、これとは別に、NHK および一般放送事業者がテレビによる政見放送を行う際に、併せて経歴放送を実施
個 人 演 説 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回数制限なし（ただし、同時開催 5 か所以内） ・ 会場内には、縦 273cm×横 73cm 以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ 85cm×直径 45cm 以内のちょうちんの類を 1 以内掲示可 ・ 会場の外では、県の選管から交付される表示板を付けた縦 273cm×横 73cm 以内の立札および看板の類（表面上に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を 1 以上掲示
街 頭 演 説	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者 1 人 1 本）を掲げて実施 ・ 午前 8 時から午後 8 時まで ・ 選挙運動員数は、候補者 1 人につき 15 人以内（県の選管から交付される腕章を着用）
選 挙 公 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙ごとに 1 回発行
パンフレット・ 書籍（マニフェスト）	頒布できない

※1 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2 区」の場合の枚数です。頒布枚数は 35,000 枚 + （衆議院小選挙区選挙の選挙区数 - 1) × 2,500 枚として計算されます。

※2 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2 区」の場合の枚数です。頒布枚数は 100,000 枚 + （衆議院小選挙区選挙の選挙区数 - 1) × 15,000 枚として計算されます。

項 目	参 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙	
	名 簿 登 載 者	名 簿 届 出 政 党 等
選 挙 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所 ・中央選挙管理会から交付される標札を入口に掲示 ・縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ごとに1か所 ・中央選挙管理会から交付される標札を入口に掲示 ・縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
自 動 車 ・ 拡 声 機	<ul style="list-style-type: none"> ・各2 ・自動車には、中央選挙管理会から交付される表示板を冷却器の前面その他見やすい場所に掲示 ・拡声機には、中央選挙管理会から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・自動車には、名簿登載者、運転手(1人)のほか、中央選挙管理会から交付される乗車用腕章を着けた運動員4人以内のみ乗車可 ・自動車には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 	使用できない
通 常 葉 書	・150,000枚以内	頒布できない
ビ ラ	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類以内 ・250,000枚以内 ・規格は長さ29.7cm×幅21cm(A4版)以内 ・中央選挙管理会が交付する証紙を貼付 ・表面に頒布示責任者および印刷者の住所、氏名(法人にあっては名称)、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称を記載 	頒布できない
ポ ス タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・70,000枚以内 ・規格は長さ42cm×幅30cm以内 ・中央選挙管理会が交付する証紙を貼付 ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名(法人にあっては名称)、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称を記載 	掲示できない
新 聞 広 告	なし(政党等枠で行う)	・名簿登載者数(25人を超える場合は25人)に応じて定められた寸法および回数
政 見 放 送	なし(政党等枠で行う)	・NHK ・名簿登載者数(25人を超える場合は25人)に応じて定められた回数および時間数
経 歴 放 送	なし	なし
個 人 演 説 会	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限なし ・会場内には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・会場の外では、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(表面に掲示責任者の住所、氏名および名簿届出政党等の名称が記載されたもの)を会場ごとに通じて2以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんを1以内掲示可(会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示不可) 	—
街 頭 演 説	<ul style="list-style-type: none"> ・演説者が、その場にとどまり、標旗(名簿登載者1人6本)を掲げて実施 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数は、名簿登載者1人につき15人以内(中央選挙管理会から交付される腕章を着用) 	—
選 挙 公 報	・選挙ごとに1回発行	・選挙ごとに1回発行 ・名簿登載者数(25人を超える場合は25人)に応じて定められた寸法
パンフレット・書籍(マニフェスト)	頒布できない	・総務大臣に届け出た2種類以内(うち1種類は要旨等を記載したもの) ・数量制限なし ・規格制限なし

項目	知事選挙	県議会議員選挙
選挙事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所 ・県の選管から交付される標札を入口に掲示 ・縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所 ・縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
自動車・拡声機	<ul style="list-style-type: none"> ・各1 ・自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・自動車には、候補者、運転手(1人)のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員4人以内のみ乗車可 ・自動車には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 	<ul style="list-style-type: none"> ・各1 ・自動車には、県の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・拡声機には、県の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・自動車には、候補者、運転手(1人)のほか、県の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員4人以内のみ乗車可 ・自動車には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
通常葉書	・37,500枚以内(福井県の場合)※1	・8,000枚以内
ビラ	<ul style="list-style-type: none"> ・2種類以内 ・115,000枚以内(福井県の場合)※2 ・規格は長さ29.7cm×幅21cm(A4版)以内 ・県の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名(法人にあっては名称)を記載 	頒布できない
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示場ごとに1枚 ・規格は長さ42cm×幅30cm以内(個人演説会告知用ポスターと合わせて作成する場合は長さ42cm×幅40cm以内) ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名(法人にあっては名称)を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示場ごとに1枚 ・規格は長さ42cm×幅30cm以内 ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名(法人にあっては名称)を記載
新聞広告	<ul style="list-style-type: none"> ・横9.6cm×縦2段組以内 ・4回以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・横9.6cm×縦2段組以内 ・2回以内
政見放送	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK、基幹放送事業者 ・1回5分30秒以内 	—
経歴放送	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK ・ラジオおおむね5回、テレビ1回 ただし、これとは別に、NHKおよび一般放送事業者がテレビによる政見放送を行う際に、併せて経歴放送を実施 	—
個人演説会	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限なし(ただし、同時開催5か所以内) ・会場内には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・会場の外では、県の選管から交付される表示板を付けた縦273cm×横73cm以内の立札および看板の類(表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの)を1以上掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限なし ・会場内には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(枚数制限なし)および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・会場の外では、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類(表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの)を会場ごとに通じて2以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんを1以内掲示可(会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示不可)
街頭演説	<ul style="list-style-type: none"> ・演説者が、その場所にとどまり、標旗(候補者1人1本)を掲げて実施 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数は、演説を行う場所ごとに候補者1人につき15人以内(県の選管から交付される腕章を着用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・演説者が、その場所にとどまり、標旗(候補者1人1本)を掲げて実施 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数は、演説を行う場所ごとに候補者1人につき15人以内(県の選管から交付される腕章を着用)
選挙公報	・選挙ごとに1回発行	条例で選挙公報を発行すべきことを定めている場合は発行(福井県の場合は、条例を定めていたため発行できない。)
パンフレット・書籍(マニフェスト)	頒布できない	頒布できない

※1 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2区」の場合の枚数です。頒布枚数は35,000枚+(衆議院小選挙区選挙の選挙区数-1)×2,500枚として計算されます。

※2 福井県の衆議院小選挙区選挙の選挙区数が「2区」の場合の枚数です。頒布枚数は100,000枚+(衆議院小選挙区選挙の選挙区数-1)×15,000枚として計算されます。

項目	市町村長選挙・市町村議会議員選挙
選挙事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所 ・縦350cm×横100cm以内のポスター、立札および看板の類を3以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
自動車・拡声機	<ul style="list-style-type: none"> ・各1 ・自動車には、市（町）の選管から交付される表示板を冷却器の前面その他の見やすい場所に掲示 ・拡声機には、市（町）の選管から交付される表示板をマイクロフォンの下部等一定の場所に掲示 ・自動車には、候補者、運転手（1人）のほか、市（町）の選管から交付される乗車用腕章を着けた運動員4人以内のみ乗車可 ・自動車には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可
通常葉書	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 8,000枚以内 ・市議会議員 2,000枚以内 ・町村長 2,500枚以内 ・町村議会議員 800枚以内
ビラ	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 2種類以内、16,000枚以内（市の選管が交付する証紙を貼付、表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載） ・町村長 2種類以内、5,000枚以内（町の選管が交付する証紙を貼付、表面に頒布責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載） ・市町村議会議員 頒布できない
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・条例によりポスター掲示場を設けた場合は、当該ポスター掲示場ごとに1枚 ・表面に掲示責任者および印刷者の住所、氏名（法人にあっては名称）を記載
新聞広告	<ul style="list-style-type: none"> ・横9.6cm×縦2段組以内 ・2回以内
政見放送	なし
経歴放送	なし
個人演説会	<ul style="list-style-type: none"> ・回数制限なし ・会場内には、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類（枚数制限なし）および高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんの類を1以内掲示可 ・会場の外では、縦273cm×横73cm以内のポスター、立札および看板の類（表面に掲示責任者の住所、氏名が記載されたもの）を会場ごとに通じて2以内、高さ85cm×直径45cm以内のちょうちんを1以内掲示可（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示不可）
街頭演説	<ul style="list-style-type: none"> ・演説者が、その場所にとどまり、標旗（候補者1人1本）を掲げて実施 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員数は、候補者1人につき15人以内（市（町）の選管から交付される腕章を着用）
選挙公報	条例で選挙公報を発行すべきことを定めている場合は発行（福井県の場合は、すべての市町が、選挙公報を発行すべきことを条例で定めている。）
パンフレット・書籍（マニフェスト）	頒布できない

IV 寄附の禁止

1 寄附

政治家の寄附は禁止!!

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

有権者が寄附を求めるることも禁止!!

(1) 寄附となるものの例

- 祭り、体育大会等など各種行事に対するお祝い
- 食事の提供
- 花輪、供花
- 香典、祝儀、餞別
- 中元、歳暮、記念品



(2) 寄附とならないものの例

- 党費、会費（党則、規約等の定めに従って構成員として義務的に支出する通常かつ均一なもの）
- 祝電、弔電
- お布施（役務の対価と認められるものに限る。）
- 町内会費（義務的なものに限る。）

2 候補者等の寄附の禁止

候補者または候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）（以下「候補者等」といいます。）や候補者等が役職員等を務める会社や団体の当該選挙区内にある者に対する寄附については、次の表に記載したとおりの制限があり、違反した場合は原則として罰則の対象となります。

〔当該選挙区内にある者〕

当該選挙区内にある者とは、その者が選挙権、被選挙権を有すると否とにかかわらず、候補者等の選挙区内に住所を有する者および滞在している者をいいます。個人だけでなく、会社、団体、国、県、市町村なども含まれます。

寄附の主体	平常時	一定期間
公職の候補者等	<p>選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。</p> <p>〔禁止の対象外〕</p> <ol style="list-style-type: none">1 政党その他の政治団体に対する寄附2 親族に対する寄附3 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食事料を除く。） (注)次のものは政治教育集会から除かれます。 (1)参加者に饗應接待が行われるもの (2)選挙区外で行われるもの	<p>左記の〔禁止の対象外〕のうち、3についても禁止される。</p> <p>また、左記のほか、その公職の候補者等に係る後援団体に対する寄附は禁止される。（当該後援団体が資金管理団体である場合を除く。）</p>

寄附の主体	平常時	一定期間
公職の候補者等が役職員または構成員である会社その他の法人または団体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず、当該候補者等の氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附	同左
公職の候補者等の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人または団体	当該選挙に関し、選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該公職の候補者等に対する寄附	同左
後援団体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該後援団体が推薦または支持する公職の候補者等に対する寄附 3 当該後援団体の設立目的により行う行事または事業に関してなされる寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてなされる寄附を除く。）	左記の〔禁止の対象外〕のうち、3についても禁止される。
上記を含むすべての者		後援団体の総会その他の集会、後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対する供應接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）、金銭、記念品その他の物品の供与は禁止される。

上表の「一定期間」とは、次のとおりです。

	選挙の種類	期間の始期（いつから）	期間の終期（いつまで）
1	衆議院議員総選挙	任期満了の日前 90 日に当たる日から	総選挙の期日まで
	衆議院の解散による総選挙の場合	衆議院解散の日の翌日から	総選挙の期日まで
2	参議院議員通常選挙	任期満了の日前 90 日に当たる日から	通常選挙の期日まで
3	地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙	任期満了の日前 90 日に当たる日から	当該選挙の期日まで
	90 日特例による同時選挙の場合※	①任期満了の日前 90 日に当たる日 ②同時選挙を行う旨の告示がなされた日の翌日 のいずれか早い日から	当該選挙の期日まで
4	衆議院議員または参議院議員の再選挙 (統一対象再選挙を除く。)	当該選挙を行うべき事由が生じたとき、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から	当該選挙の期日まで
5	衆議院議員または参議院議員の統一対象再選挙または補欠選挙	①当該選挙を行うべき事由が生じたとき、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日 ②当該選挙を行うべき期日前 90 日に当たる日 のいずれか遅い日から	当該選挙の期日まで
6	地方公共団体の議会の議員または長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙	当該選挙を行うべき事由が生じたとき、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から	当該選挙の期日まで

※ 90 日特例による同時選挙

- ① 地方公共団体の議会の議員の任期満了日が、当該地方公共団体の長の任期満了日前 90 日に当たる日から長の任期満了日の前日までの間にある場合
- ② 地方公共団体の長の任期満了日が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了日前 90 日に当たる日から議員の任期満了日の前日までの間にある場合

に、議員の任期満了による一般選挙と長の任期満了による選挙を同時に行うことができる。

3 その他選挙に関する寄附が禁止される者

- (1) 国、県、市町村と請負契約をしている者が、国やその県および市町村の選挙に関して寄附をすることは禁止されています。
- (2) 会社その他の法人が融資を受けている場合に、その融資を行っている者が国、県、市町村から利子補給を受けているときは、その融資を受けている会社や法人などが国やその県および市町村の選挙に関して寄附をすることは禁止されています。

4 候補者等を名義人とする寄附の禁止

候補者等の寄附禁止の趣旨を徹底するため、何人も候補者等を寄附の名義人として選挙区内にある者に対して寄附を行うことはできない(次の場合を除く。)こととされ、違反した場合は罰則の対象となります。

- (ア) 候補者等の親族（6 親等内の血族、配偶者および3 親等内の姻族）に対する場合
 - (イ) 候補者等が行う政治教育集会（参加者に対して供應接待が行われるもの、選挙区外において行われるもの、選挙ごとの一定期間内に行われるものを除く。）に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食事料を除く。）としてする場合
- したがって、候補者等の親族や友人が、候補者等を名義人とする寄附を選挙区内の者に対してすることは罰則をもって禁止されます。

5 寄附の勧誘・要求の禁止

何人も、候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、または要求することはできない(次の場合を除く。)こととされ、威迫して、または候補者の当選や被選挙権を失わせる目的でこれらの行為を行うと罰則の対象となります。この場合、威迫とは人に不安の念を抱かせるに足りる行為をいいます。

- (ア) 候補者等の親族（6 親等内の血族、配偶者および3 親等内の姻族）に対する寄附の勧誘または要求をする場合
 - (イ) 政党その他の政治団体に対する寄附の勧誘または要求をする場合
 - (ウ) 候補者が行う政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事、食事料を除く。）としてする寄附の勧誘または要求をする場合

6 政治資金規正法による寄附の制限

上記 2～5 に記載した寄附の禁止や制限は公選法によるものですが、 政治資金規正法にも次のような寄附の制限が規定されています。

(1) 寄附の量的制限

寄附の量的制限は、政治資金の集め方に節度を持たせるため、「政治活動に関する寄附」の授受について量的な面から規正しようとするものであり、「総枠制限」と「個別制限」の2種類があります。ここで注意しなければならないこととして、①年間の寄附額が寄附限度額を超えることとならないようにしなければならないが、この年間の寄附額は政治団体の本部に対する寄附と支部に対する寄附とを通じて算定されること、②寄附の量的制限の規定は、寄附をする側と寄附を受ける側のそれぞれについて主体区

分をし、その区分により取扱いを異にしていること、この2点があります。

○寄附の量的制限一覧

政治資金規正法上の寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

受領者 寄付者	個　人				会社・労働組合等		政　團　体		政　党	
	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
政党・政治資金団体	年間 2,000万円	制限なし	年間 2,000万円	制限なし	資本金、組合員数等に応じ、年間 750万円～ 1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000万円 (※2)	年間 150万円 (※2) (※3)	制限なし <small>自己の資金 管理団体に 対する寄附</small>	禁 止	禁 止	制限なし	同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円	制限なし	制限なし
	資金管理団体 以外の政治団体		年間 150万円 (※2) (※4)	禁 止	禁 止	制限なし	同一の政治 団体に対し 年間 5,000万円	制限なし	制限なし	制限なし
公職の候補者	金銭等に 限り禁止 (※1)	金銭等に限り 禁止(※1) その他は 年間150万円			禁 止	禁 止	金銭等に限り 禁止(※1) その他は 制限なし	金銭等に限り 禁止(※1) その他は 制限なし	制限なし	制限なし

※1 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができます。

※2 遺贈によってする寄附については、制限なしとされています。

※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附（公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に寄附するもの）については、制限なしとされています。

※4 公職の候補者は、一定期間（地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙にあっては、その任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間）、当該公職の候補者に係る後援団体に対し寄附をすることが禁止されます。

(注1) 寄附の量的制限の適用については、政治団体の本部、支部は通じて一つの政治団体と取り扱われます。

(注2) 会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）は、1以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部以外の政党の支部に対しては、政党活動に関する寄附ができません。

(2) 寄附の質的制限

次の行為は禁止されています。

(ア) 国、県、市町村から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金を受けていたり、資本金、基本金などの拠出を受けている会社その他の法人が、それぞれ衆議院議員選挙または参議院議員選挙に係る候補者等またはこれらの候補者等に係る後援団体、県、市町村の議会の議員または長の選挙に係る候補者等またはこれらの候補者等に係る後援団体に対して政治活動に関する寄附をすること。また、何人もこれを受けること。

(イ) 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社が、政治活動に関する寄附をし、また、何人もこれを受けること。

(ウ) 外国人、外国法人または主な構成員が外国人や外国法人である団体その他の組織（ただし、株式の過半数を外国人または外国法人が保有する日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものを除く。）から、政治活動に関する寄附を受けること。

- (イ) 本人の名義以外の名義または匿名で政治活動に関する寄附をし、また、何人もこれを受けること。
- (オ) 相手方に対し業務、雇用その他の関係または組織の影響力をを利用して威迫するなど不当にその意思を拘束するような方法で、政治活動に関する寄附のあっせんに係る行為を行うこと。
- (カ) 政治活動に関する寄附のあっせんをする者が、寄附をしようとする者の意思に反してその賃金、工賃などから控除するような方法で寄附を集めること。

問 答

- | | |
|---|--|
| 問 | 候補者等が選挙区内にある者に対し、お中元、お歳暮、入学祝、結婚祝、出産祝、お祭り等の寄附、餞別等從来から慣行として行われている寄附を行うことは差し支えないか。 |
| 答 | 罰則をもって禁止されている。 |
| 問 | 候補者等が、氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にある）の社殿や本堂修復のため、寄附することは差し支えないか。 |
| 答 | 罰則をもって禁止されている。 |
| 問 | 候補者等が、町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ることは差し支えないか。 |
| 答 | 罰則をもって禁止されている。 |
| 問 | 候補者等が、選挙区内にある者に対し、匿名で寄附をすることは差し支えないか。また、配偶者や秘書などの名義で寄附をすることはどうか。 |
| 答 | 匿名または他人名義であっても、実質上候補者等が寄附をするものであるかぎり、罰則をもって禁止される。 |
| 問 | 候補者等が、葬儀の際に僧侶等にお布施を出すことは寄附に当たるか。 |
| 答 | 役務の提供に対する債務の履行と認められる限り、寄附には当たらない。 |
| 問 | 選挙区内の過疎地で交通不便な場所において行う純粹な政治講習会に関し、議員がバスをチャーターしてその参加者を会場まで運ぶことは、寄附の禁止に当たらないと思うがどうか。 |
| 答 | その地域の交通事情等から判断して必要やむを得ない実費の補償と認められる限り、禁止されない。 |
| 問 | 町内会の役員が、町内にいる候補者等に対し、祭りの寄附を求めてよいのか。 |
| 答 | 候補者等に対して寄附を要求することは禁止されている。 |
| 問 | 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、後援団体が会員の家族の葬儀に際し、花輪、供花、香典を出すことは差し支えないか。 |
| 答 | 罰則をもって禁止されている。 |
| 問 | 後援団体が、町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ることは許されるか。 |
| 答 | 餞別を贈ることは、一般にその後援団体の設立目的により行う行事または事業に関するものとは認められず、罰則の対象となる。 |
| 問 | 後援団体が、選挙区内にある者の家の新築祝いを出してもよいのか。 |
| 答 | 罰則をもって禁止されている。 |
| 問 | 選挙運動期間中に、候補者に陣中見舞いとしてお酒を持って行っててもよいのか。 |
| 答 | 選挙運動に関し飲食物を提供することは禁止されていることから、お酒は提供できない。 |
| 問 | 当選した候補者に、当選祝いとしてお金を持って行っててもよいのか。 |
| 答 | 候補者の政治活動に関し金銭等による寄附をしてはならないこととされており、当選祝いとしてお金を持っていくことは禁止される。 |

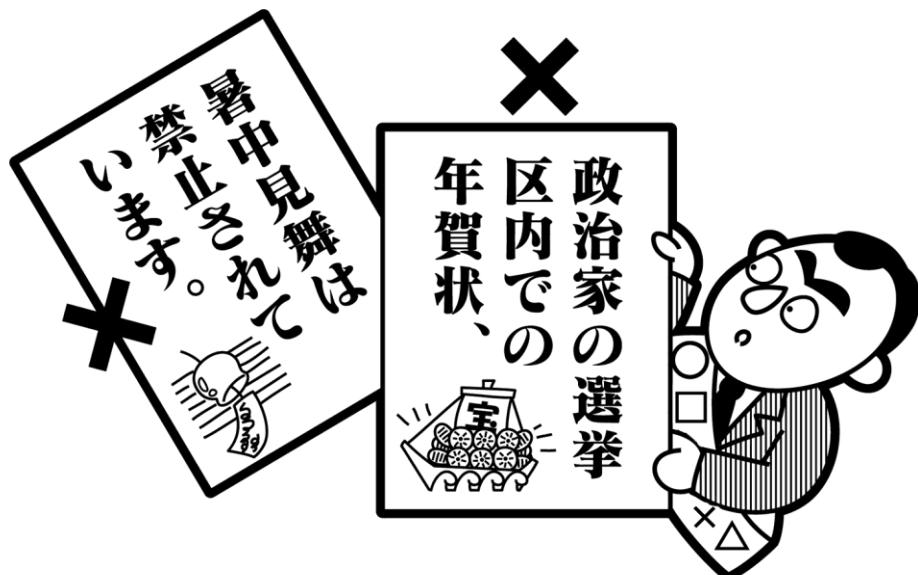
V あいさつ状の禁止

候補者等が、選挙区内にある者に対し、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことは、選挙運動期間中であるかどうかにかかわらず常時禁止されています。

ただし、あいさつ状のうち、答札のための自筆によるものについては出すことができます。自筆とは候補者等本人の肉筆をいい、石版、複写等によって複製したもの、著名のみ自書するもの、口述して他人に代筆させたもの等は含まれません。

問 答

- 問 祝電や弔電は、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状に含まれるか。
- 答 含まれない。
- 問 年賀電報や電子郵便により、選挙区内にある者に対し、年賀のためのあいさつ状を出すことはできるか。
- 答 できない。
- 問 印刷した年賀状等のほかに、禁止されるあいさつ状にはどのようなものがあるか。
- 答 「喪中につき年賀のあいさつ失礼します」といった欠礼の葉書やクリスマスカード、ファックスで送る時候のあいさつ状等がある。



VI 有料のあいさつ広告の禁止

1 候補者等および後援団体の有料のあいさつ広告の禁止

候補者等および後援団体は、選挙区内にある者に対する主としてあいさつ（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するものためにするあいさつおよび慶弔、激励、感謝その他これらに類するものためにするあいさつに限る。）を目的とする広告を、有料で新聞、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画等に掲載させることは、罰則をもって禁止されています。また、このような広告を、有料で放送事業者、有線テレビジョン放送事業者または有線ラジオ放送の業務を行う者の放送設備により放送させることもできません。

このような有料のあいさつ広告は、選挙運動期間中であるかどうかにかかわらず、常時禁止されています。

2 有料のあいさつ広告を求めるものの禁止

何人も、候補者等または後援団体に対して、選挙区内にある者に対する主としてあいさつを目的とする広告を新聞、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画等に有料で掲載させることを求めるることはできません。また、このような広告を放送設備により有料で放送させるよう求めることも禁止されています。

問 答 —————

- | | |
|----------|--|
| 問 | 政策広告は禁止されるのか。 |
| 答 | 政策広告は、一般的には有料のあいさつ広告には該当しない。 |
| 問 | 選挙区内にある者に対する政策広告の中にあいさつ文を入れると、禁止規定に該当することとなるか。 |
| 答 | 政策広告の中にあいさつを入れたことにより、全体として主として年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するものためにするあいさつを目的とするものに該当すると認められる場合または主として慶弔、激励、感謝その他これらに類するものためにするあいさつを目的とするものに該当すると認められる場合は、あいさつを目的とする有料広告として規制される。 |
| 問 | 慶弔、激励、感謝その他これらに類するものためにするあいさつとは、具体的にどのようなもののが考えられるか。 |
| 答 | 各種の大会に係るお祝いや人の死亡に係るあいさつ、地元の高校の野球大会への出場に係る激励のあいさつ、後援団体の結成 20 周年に当たりこれまでの支持に対する感謝のあいさつ等が考えられる。 |
| 問 | 候補者等自身が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレット等に、あいさつ文を掲載することはできるか。 |
| 答 | 差し支えない。 |

VII 政治団体

1 政治団体

政治団体とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体
- (イ) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体
- (ウ) (ア)および(イ)の団体のほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ・政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対すること。
 - ・特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対すること。

2 政党

政党とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 当該政治団体に所属する衆議院議員または参議院議員を5人以上有するもの（ただし、構成員の中に1人でも他の政党に所属している議員が含まれている場合は、政党にはなれません。）
- (イ) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙または直近において行われた参議院議員の通常選挙もしくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における得票総数が有効投票総数の100分の2以上であるもの

【平成29年2月7日現在の政党】

公明党、社会民主党、自由党、自由民主党、日本維新の会、日本のこころ、日本共産党、民進党

3 政治団体の届出

※国会議員関係政治団体については、次の「5 国会議員関係政治団体の特例」を参照してください。

(1) 政治団体の結成に必要な人数

最低2人以上でなければなりません。

(2) 設立の届出

政治団体は、当該政治団体を組織した日または政治団体となった日から7日以内に、郵便等によることなく文書で、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地、主としてその活動を行う区域、代表者、会計責任者および会計責任者の職務代行者の氏名、住所、生年月日、選任年月日等を県選管（主としてその活動を行う区域が2以上の都道府県の区域にわたる政治団体にあっては、県選管を通じて総務大臣）に届け出なければなりません。

(3) 設立届の際の提出文書

すべての政治団体は、設立届に当該政治団体の規約（綱領、党則）を添付する必要があります。

また、知事および県議会議員の候補者等の後援団体で、政治活動に関する寄附をした個人について所

得税の課税の特例を受けようとする団体は、規約に加え、被推薦書を提出する必要があります。

政党支部の設立の届出に当たっては、規約（綱領、党則）に加え、次のものを提出する必要があります。

- (ア) 当該政党の名称、主たる事務所の所在地、主としてその活動を行う区域、その支部が 1 以上の市町村の区域または公選法第 12 条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にあっては、その旨を記載した書面（政党の状況等に関する届）
- (イ) 当該支部が政党の支部である旨およびその一部が 1 以上の市町村の区域または公選法第 12 条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部である場合にあってはその旨の当該政党の証明書（支部証明書）

(4) 設立の届出前の寄附の受領または支出の禁止

政治団体は、設立届をする前に政治活動のために寄附を受け、または支出をすることができません。

(5) 届出事項の異動の届出

政治団体は、県選管（または総務大臣）に届け出た事項に異動があったときは、異動の日から 7 日以内に、その異動に係る事項を届け出なければなりません。規約（綱領、党則）に異動があった場合も同様です。

(6) 解散の届出

政治団体が解散し、または目的の変更等により政治団体でなくなった場合は、当該解散の日から 30 日以内に、県選管（または総務大臣）に解散の届出をする必要があります。

なお、解散の届出に当たっては、解散届とともに、解散の日の属する年の 1 月 1 日から解散の日までの収支を記載した収支報告書を提出する必要があります。

4 資金管理団体の届出

(1) 資金管理団体の指定

公職の候補者等は、当該公職の候補者本人が代表者である政治団体の中から、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体を資金管理団体として指定することができます。（その数は 1 に限られます。）

(2) 資金管理団体の指定の届出

公職の候補者は、資金管理団体を指定したときは、指定の日から 7 日以内に、当該公職の候補者に係る公職の種類、資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、指定生年月日等を県選管（主としてその活動を行う区域が 2 以上の都道府県の区域にわたる政治団体にあっては、県選管を通じて総務大臣）に届け出なければなりません。

(3) 届出事項の異動の届出

資金管理団体は、その届出事項に異動があったときは、異動の日から 7 日以内に、その異動に係る事項を県選管（または総務大臣）に届け出なければなりません。

(4) 指定の取消しの届出

資金管理団体の指定を取り消した場合は、当該取消しの日から 7 日以内に、県選管（または総務大臣）

に指定取消しの届出をする必要があります。

5 国会議員関係政治団体の特例

(1) 国会議員関係政治団体とは

国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体（政党、政策研究団体および政治資金団体を除く。）をいいます。

(ア) 国会議員・候補者が代表者である政治団体（1号団体）

(イ) 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、または支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）

なお、政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域または選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、上記(ア)の国会議員関係政治団体（1号団体）とみなされます。

(2) 国会議員関係政治団体の特例

国会議員関係政治団体は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の研修を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受ける必要があるほか、収支報告書についても詳細な記載を求められるなど、一般の政治団体よりも厳格な基準が適用されます。

6 寄附の制限

「IV 寄附の禁止」を参照してください。

7 文書図画の制限

「VIII 公職の候補者等または後援団体の平常時における政治活動」を参照してください。

VIII 公職の候補者等または後援団体の平常時における政治活動

政治活動とは、政党その他の政治団体が、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対すること、または特定の公職の候補者等を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行ういっさいの行為をいいます。

選挙が行われていない平常時における政治活動は基本的に自由ですが、公職の候補者等の政治活動のために使用される候補者等の氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画および後援団体の政治活動のために使用される後援団体の名称を表示する文書図画は、次に掲げるもの以外は掲示することができません。

(ア) 立札および看板の類で、政治活動のための事務所ごとに、その場所において2つ以下を掲示するもので、縦150cm、横40cm以内のもの（その選挙を管理する選管の証票が貼付されていなければなりません。）

ただし、1人の候補者等または1人の候補者等に係る後援団体のすべてを通じての総数は、次の表に掲げる数以内である必要があります。

(イ) ポスターで、それを掲示するためにベニヤ板、プラスチック板などといわゆる裏打ちをしていないもので、かつ、その表面に掲示責任者および印刷者の氏名（法人にあっては名称）および住所の記載があるもの（ただし、候補者等もしくは後援団体の事務所もしくは連絡所を表示するポスターまたは後援団体の構成員であることを表示するポスターは、裏打ちをしていないものであっても掲示できません。）

さらに、このようなポスターであっても、各選挙ごとに一定期間、当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

一定期間は次の表のとおりです。

(ウ) 政治活動のためにする演説会、講習会、研修会などの集会の会場において、その開催中に使用されるもの

(エ) 確認団体が選挙期間中に認められる政治活動において使用できるもの

○立札および看板の類の数

選挙の種類等	候補者等個人	後援団体
衆議院小選挙区選出議員の選挙に係るもの	10	15
衆議院比例代表選出議員の選挙に係るもの その選挙区の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が、 13の場合	22	33
14の場合	22	33
15の場合	24	36
16の場合	24	36
以下、選挙区が2つ増すごとに、候補者個人に2、後援団体に3を加える。 ただし、1つの小選挙区の区域内においては、候補者等個人は10以内、 後援団体は15以内		

選 挙 の 種 類 等	候補者等個人	後援団体
参議院比例代表選出議員の選挙に係るもの ただし、その都道府県の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が、 2の場合は、その都道府県内では 3の場合は、その都道府県内では 4の場合は、その都道府県内では 5の場合は、その都道府県内では 以下、選挙区が2つ増すごとに、候補者等個人に2、後援団体に3を加える。	100 12 12 14 14	150 18 18 21 21
参議院選挙区選出議員、知事の選挙に係るもの その都道府県の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が、 2の場合 3の場合 4の場合 5の場合 以下、選挙区が2つ増すごとに、候補者個人に2、後援団体に3を加える。	12 12 14 14	18 18 21 21
県議会議員、市長、市議会議員の選挙に係るもの	6	6
町村長、町村議会議員の選挙に係るもの	4	4

○ポスターの掲示の禁止期間

選 挙 の 種 類	一 定 期 間		
衆 議 院 議 員 の 総 選 挙	任期満了の日の6月前の日	から	総選挙の期日 まで
	衆議院解散の日の翌日	から	総選挙の期日 まで
参 議 院 議 員 の 通 常 選 挙	任期満了の日の6月前の日	から	通常選挙の期日 まで
地方公共団体の議会の議員および長の選挙（任期満了によるもの）	任期満了の日の6月前の日	から	選挙の期日 まで
地方公共団体の議会の議員および長の選挙（任期満了によらないもの）	選挙を行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日	から	選挙の期日 まで
衆議院議員または参議院議員の再選挙または補欠選挙	選挙を行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日	から	選挙の期日 まで

IX 政党その他の政治団体の選挙時における政治活動

政党は、政権の座に着き、自党の政治上の主義、施策の実現を図ることを目標に、常に勢力の拡大に力を注いでいます。この目標を達成するためには、その主義や施策が広く、かつ、多くの人々に支持されることにより、自党に所属し、または自党が推薦する候補者を選挙によって多数議会に送り込まなければなりません。こういう目的をもった政党その他の政治団体の政治活動は本来自由なものであり、なんら規制すべきものではありませんが、選挙時においては、政治活動としての公職の候補者の推薦、支持などの行為と選挙運動との区別がつけにくく、選挙の公正が確保されなくなるおそれがあります。

このため、衆議院議員、参議院議員、知事、市長および県議会議員の選挙においては、公示（告示）の日から選挙の期日までの間は、次の(ア)から(ケ)までの活動が禁止されています。しかし、衆議院議員の選挙を除いては、総務大臣またはその選挙を管理する選管の確認を受けた政党その他の政治団体（これを確認団体といいます。）については、次の規制の中で、(ア)から(ケ)の活動ができます。（なお、衆議院議員の選挙においては、候補者届出政党および名簿届出政党等に幅広く選挙運動が認められています。）

- (ア) 政談演説会の開催
- (イ) 街頭政談演説
- (ウ) 宣伝告知のための自動車の使用
- (エ) 宣伝告知のための拡声機の使用
- (オ) ポスターの掲示
- (カ) 立札および看板の類の掲示
- (キ) ビラの頒布
- (ク) 連呼行為
- (ケ) 機関紙誌に選挙に関する報道評論を掲載して頒布または掲示すること

確認団体は、選挙期間中、上記(ア)～(ケ)の政治活動を一定の規制のもとに行うことができますが、(ウ)、(エ)、(オ)については、その選挙に関する事務を管理する選管が交付する表示板または証紙をつけておく必要があり、(キ)については公選法第142条3項の規定によるビラである旨を表示する記号を記載しなければなりません。

政談演説会および街頭政談演説では、当該確認団体の政策の普及宣伝のほか、公職の候補者の推薦、支持その他の選挙運動（参議院比例代表選出議員の選挙においては、名簿届出政党等の選挙運動）のための演説をもすることができます。また、自己の選挙区において開催される政談演説会または街頭政談演説において、公職の候補者は、弁士として政策の普及宣伝のほか自己の選挙運動のための演説をもすることができます。

（ただし、これらの場合、選挙運動のための演説は、従として行われる程度でなければなりません。）

なお、政党その他の政治活動を行う団体は、すべての選挙において、公示（告示）の日から選挙の期日までの間、掲示または頒布する文書図画（新聞紙および雑誌を除く。）に、その選挙区の特定の候補者の氏名および氏名が類推されるような事項を記載することができません。

また、各選挙につき、公示（告示）の日以前に掲示したポスターであっても、当該ポスターに氏名または氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となつた日のうちに当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければなりません。氏名が類推されるような事項を記載した例としては、ポスターに候補者の写真が掲載されている場合などがあげられます。

○政党その他の政治団体の選挙期間中（選挙期日の公示（告示）の日から選挙期日の前日までの間）における政治活動

選挙の種類 活動の種類	参議院議員	知事	市長	県議会議員	町村長・市町村民議会議員
政治活動をすることができる団体（右の要件を満たし、かつ、総務大臣またはその選挙を管理する選管から確認書の交付を受けた団体）	・全国を通じて10人以上の所属候補者を有する団体または候補者名簿を届け出た団体	・所属候補者または支援候補者を有する団体	左に同じ	・3人以上の所属候補者を有する団体	
政談演説会	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院小選挙区選出議員の1選挙区ごとに1回 ・あらかじめ当該政談演説会場が所在する都道府県の選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者（比例代表選挙にあっては、名簿届出政党等または名簿登載者）の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院小選挙区選出議員の1選挙区ごとに1回 ・あらかじめ県の選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者または支援候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の行われる区域につき2回 ・あらかじめ市の選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者または支援候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属候補者数の4倍に相当する数 ・あらかじめ県の選管に届け出る。 ・従たる範囲で、所属候補者または支援候補者の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。 	
街頭政談演説	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の自動車で停止しているものの車上およびその周囲（長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければならない。） ・午前8時から午後8時まで ・従たる範囲で、所属候補者（比例代表選挙にあっては、名簿届出政党等または名簿登載者）の選挙運動のための演説をも行うことができる。 ・選挙運動のための連呼はできない。 	同左	同左	同左	
政治活動用自動車（政策の普及宣伝および演説告知用の自動車）の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・本部、支部を通じて6台以内（所属候補者（名簿登載者を含む。）が11人以上の場合には、5人増すごとに1台を加える。） ・総務大臣が交付する表示板を冷却器の前面その他見やすい場所に掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台 ・県の選管が交付する表示板を冷却器の前面その他見やすい場所に掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台 ・市の選管が交付する表示板を冷却器の前面その他見やすい場所に掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・1台 ・市（所属候補者が4人以上の場合は5人増すごとに1台を加える。） ・県の選管が交付する表示板を冷却器の前面その他見やすい場所に掲示 	
政策の普及宣伝および演説のための拡声機の使用	・政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む。）、政策の普及宣伝（新聞紙および雑誌の普及宣伝を含む。）および政治活動用自動車の車上	同左	同左	同左	
ポスター	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ85cm×横60cm以内のもの70,000枚以内（所属候補者（名簿登載者を含む。）が11人以上の場合には、5人増すごとに5,000枚を加える。） ・総務大臣が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・衆議院小選挙区選出議員の1選挙区ごとに長さ85cm×幅60cm以内のもの500枚以内 ・県の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長選挙の行われる区域につき長さ85cm×幅60cm以内のもの1,000枚以内 ・市の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・1選挙区ごとに長さ85cm×幅60cm以内のもの100枚以内（所属候補者が2人以上の場合には、1人増すごとに50枚を加える。） ・県の選管が交付する証紙を貼付 ・表面に政党その他の政治団体の名称ならびに掲示責任者および印刷者の名称（法人にあっては名称）および住所を記載 	

下記の(7)、(8)、(9)以外制限なし

選挙の種類 活動の種類	参議院議員	知事	市長	県議会議員	町村長・市町村議会議員
立札および看板の類	<ul style="list-style-type: none"> 政談演説会の告知用のものおよびその会場内で使用するもの（政談演説会告知用のものについては、1の政談演説会ごとに5以内）ならびに政治活動用自動車に取り付けて使用するもの 政談演説会場が所在する都道府県の選管が定める表示が必要 表面に掲示責任者の氏名および住所を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 政談演説会の告知用のものおよびその会場内で使用するもの（政談演説会告知用のものについては、1の政談演説会ごとに5以内）ならびに政治活動用自動車に取り付けて使用するもの 県の選管が定める表示が必要 表面に掲示責任者の氏名および住所を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 政談演説会の告知用のものおよびその会場内で使用するもの（政談演説会告知用のものについては、1の政談演説会ごとに5以内）ならびに政治活動用自動車に取り付けて使用するもの 市の選管が定める表示が必要 表面に掲示責任者の氏名および住所を記載 	知事の場合と同じ	下記の(ア)、(イ)、(ウ)以外制限なし
ビラ	<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣に届け出た3種類以内 表面に確認団体の名称、選挙の種類および公選法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号を記載（例：〇〇党・参院選・届出ビラ△号） 	<ul style="list-style-type: none"> 県の選管に届け出た2種類以内 表面に確認団体の名称、選挙の種類および公選法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 市の選管に届け出た2種類以内 表面に確認団体の名称、選挙の種類および公選法第14章の3の規定によるビラである旨を表示する記号を記載 	知事の場合と同じ	下記の(ア)、(イ)、(ウ)以外制限なし
連呼行為	<ul style="list-style-type: none"> 政談演説会場および街頭政談演説の場所でする場合、午前8時から午後8時までの間に政治活動用自動車の車上においてする場合のみ可 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺では、静穏の保持に努めなければならない。 	同左	同左	同左	下記の(ア)、(イ)、(ウ)以外制限なし
機関紙誌	<ul style="list-style-type: none"> 確認団体の本部で直接発行する機関紙誌で、総務大臣に届け出た各1種類（通常の方法で頒布するものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 確認団体の本部で直接発行する機関紙誌で、県の選管に届け出た各1種類（通常の方法で頒布するものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> 確認団体の本部で直接発行する機関紙誌で、市の選管に届け出た各1種類（通常の方法で頒布するものに限る。） 	知事の場合と同じ	下記の(ア)、(イ)、(ウ)以外制限なし
各選挙を通して次の行為は禁止	<p>(ア) 連呼行為（ただし、上記の政談演説会の会場、街頭政談演説の場所および午前8時から午後8時までの間に政治活動用自動車の車上で行うものは差し支えない。）</p> <p>(イ) 掲示または頒布する文書図画に、当該選挙区の特定の候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を記載すること。</p> <p>(ウ) 国または地方公共団体が所有し、または管理する建物において文書図画を頒布すること。（ただし、上記の政談演説会の会場では差し支えない。）</p>				

X 選挙に関する争訟

公選法は、選挙が公正に行われるようその管理執行、選挙運動等について詳細な規定を設けていますが、仮に選挙の執行や当選人の決定が公選法の規定に反して行われ、選挙人の意思を正しく反映していると考えられないような場合に、その選挙や当選人の決定を有効なものとして確定してしまうことは不都合なことです。そこで、このような場合に、争訟によって選挙の効力や当選人の決定を是正する手段が関係者に与えられています。

1 選挙争訟

選挙争訟とは、選挙の手続きに瑕疵があるとして、その選挙の全部または一部の効力を争う争訟をいいます。

選挙争訟については、選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙の全部または一部が無効になるとされています。

選挙の規定違反とは、選挙の管理執行の手続きに関する規定に違反することであり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合とは、当該選挙の規定違反がなかったなら異なった選挙の結果が生じていたかもしれません（当選人の顔ぶれに異動を生じる可能性がある）場合をいいます。

2 当選争訟

当選争訟とは、選挙が有効に行われたことを前提として、誰がその選挙における正しい当選人かを争うものです。

当選人の決定は選挙会で行われることから、当選争訟は一般的には選挙会において当選人と定められた者の当選が無効であることを主張して選挙会の決定の取消しを求めるもののように、選挙会の決定の適不適を争うものです。

3 選挙争訟と当選争訟の手続き

選挙争訟および当選争訟には、訴訟と異議の申出および審査の申立てがあります。

市町村の選挙については、まず異議の申出、次に審査の申立てを経なければ訴訟を提起できず、また、都道府県の選挙においては異議の申出を経なければ訴訟を提起できないこととされており、不服申立て前置主義がとられています。

これに対し、国会議員の選挙については、当該選挙の事務を管理する選管を被告として当該選挙の所在地を管轄する高等裁判所に出訴することのみが認められ、不服申立ての制度はおかれていません。

選挙争訟および当選争訟の手続きをまとめると、次表のとおりとなります。

○選挙争訟および当選争訟の手続き

		市町村の選挙		都道府県の選挙		国会議員の選挙					
		選挙争訟	当選争訟	選挙争訟	当選争訟	選挙争訟	当選争訟				
異議の申出	申出人	当該選挙の選挙人および候補者		当該選挙の選挙人および候補者							
	申出先	市町村選挙管理委員会		都道府県選挙管理委員会							
	申出期間	選挙の日から 14日以内	当選人等の告 示の日から 14 日以内	選挙の日から 14日以内	当選人等の告 示の日から 14 日以内						
審査の申立て	申出人	<ul style="list-style-type: none"> ・異議の申出人 ・その他の当該選挙の選挙人および候補者 									
	申立先	県選挙管理委員会									
	申立期間	<ul style="list-style-type: none"> ・異議の申出人は、決定書の交付の日から 21 日以内 ・その他の者は決定書の要旨の告示の日から 21 日以内 									
訴訟	原 告	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の申立人 ・その他の当該選挙の選挙人および候補者 		<ul style="list-style-type: none"> ・異議の申出人 ・その他の当該選挙の選挙人および候補者 		当該選挙の選挙人および候補者（衆議院小選挙区選挙については候補者および候補者届出政党、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については名簿届出政党等または名簿登載者）	候補者のうち当選をしなかった者（衆議院小選挙区選挙については候補者届出政党、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については名簿届出政党等を含む。）				
	出 訴 先	市町村選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所		被告の所在地を管轄する高等裁判所		被告の所在地を管轄する高等裁判所（衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については東京高等裁判所）					
	被 告	県選挙管理委員会		都道府県選挙管理委員会		県選管管理委員会（衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙については中央選挙管理会）					
	出訴期間	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の申立人は、裁決書の交付の日から 30 日以内 ・その他の者は、裁決書の要旨の告示の日から 30 日以内 		<ul style="list-style-type: none"> ・異議の申出人は、決定書の交付の日から 30 日以内 ・その他の者は、決定書の要旨の告示の日から 30 日以内 		選挙の日から 30 日以内	当選人等の告 示の日から 30 日以内				

XI 選挙犯罪

1 買収罪

買収罪は、選挙犯罪のうち最も悪質なものです。買収行為は、不正な利益の授受によって選挙の人の自由意思により行われるべき選挙の結果を左右しようとするものであり、選挙の自由公正をはなはだしく侵害するものです。

公選法は、買収行為に対して極めて広範かつ厳重な処罰規定を設けており、また、候補者はもちろん、選挙運動の総括主宰者、出納責任者、組織的選挙運動管理者等が買収罪によって処罰されたときは当選人の当選を無効とし、さらには当該選挙の選挙区における立候補も禁止しています。

買収は犯罪！



(1) 主な買収罪

(ア) 普通買収罪（事前買収）および事後報酬供与罪（事後買収）

当選を得もしくは得しめ、または得しめない目的をもって（事前買収）あるいは投票をし、もしくはしないこと、選挙運動をし、もしくはやめたこと、またはその周施、勧誘をしたことの報酬とする目的をもって（事後買収）選挙人または選挙運動者に対して金銭、物品その他の財産上の利益等の供与、その申込みもしくは約束をし、または供応接待、その申込みもしくは約束をしたときは、買収罪として処罰されます。

(イ) 利害誘導罪

当選を得もしくは得しめ、または得しめない目的をもって選挙人または選挙運動者に対し、その者またはその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他直接の利害関係を利用して誘導をしたときに、買収罪と同様に処罰されます。

(ウ) 利益收受および要求罪

上記(ア)の供与や供応接待を受け、もしくは要求し、またはその申込みを承諾した場合や、上記(イ)の利害誘導に応じたり、またはこれを促した場合は、買収罪と同様に処罰されます。

(エ) 買収目的交付罪

上記(ア)、(イ)の買収または利害誘導をさせる目的をもって、選挙運動者に対し金銭もしくは物品の交付、交付の申込みもしくは約束をし、または選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し、もしくはその申込みを承諾した場合、その実質は買収の予備にすぎませんが、他の買収行為と同様に処罰されます。

(オ) 買収周施勧誘罪

上記(ア)、(イ)、(ウ)の行為に関して周施または勧誘をした場合、その実質はそれらの犯罪の教唆または帮助ですが、独立罪として処罰されます。

(2) こんなことは買収罪に当たります

- (ア) 数回の候補者選考会を開催し、特定人の推薦決議をして推薦人が被推薦人に対しその旨を通知し、併せて選考会の開催に要した費用を請求したり、その弁償を受けることは、その被推薦人が当選を得る目的をもってその費用を弁償したときは買収罪になります。また、その趣旨を知りながら弁償を受けた者は、被買収罪として処罰されます。
- (イ) 演説会場においてニュース映画や漫画映画を観覧させたりする行為は、選挙人に対し利益を供与するものとして買収罪となります。
- (ウ) 市会議員の候補者が、特定地域の選挙人に対し、「当選の上は、その居住する場所の道路を選挙人などに一切の金銭的負担をかけずに市の予算をもって舗装するように努力し、もしこれが不可能な場合は私財を投じても舗装する」旨の演説をすることは、特殊の直接利害関係を利用して選挙人を誘導したことになり違反です。
- (エ) 労組幹部が、立候補者に対し、「われわれの組合を援助してくれるのなら、選挙運動をしてもよい」と言って経済的援助を要求する行為は、供与申込として買収罪となります。
- (オ) ポスターの掲示につき、その場所を提供してもらった謝礼として多額の金品（その額が社会通念からみて多額であると判断されるとき）を交付したときは、買収罪となるおそれがあります。

2 その他の選挙犯罪

買収罪以外の主な選挙犯罪としては、次のようなものがあります。

(1) 選挙妨害罪

(ア) 選挙の自由妨害罪

選挙に関し、次の行為をしたときは処罰されます。

①暴行、威力またはかどわかしによる自由妨害罪

選挙人、候補者、候補者となろうとする者、選挙運動者または当選人に対して暴行を加え、もしくは心理的に威迫し、または欺きもしくは誘惑して他所へ連れて行った場合がこれに該当します。

②交通、集会、演説の妨害、文書図面の毀棄その他不正の方法による選挙の自由妨害罪

③利害関係利用威迫による選挙の自由妨害罪

利害誘導による買収罪とは反対に、不利益を加え、または加えることを予告して、選挙人、候補者、候補者になろうとする者、選挙運動者または当選人に不安を抱かせるに足りる行為をしたときに成立します。

(イ) 虚偽事項公表罪

当選を得または得させる目的をもって、候補者または候補者となろうとする者の身分、職業、経歴、政党その他の政治団体との関係（所属、推薦、支持）等に関して虚偽の事項を公にした者は処罰されます。

また、当選を得させない目的で、候補者または候補者となろうとする者に関して虚偽の事項を公にし、または事実をゆがめて公表した者も処罰されます。

(2) 公職の候補者等の寄附の制限違反罪

公職の候補者等が、当該選挙に関し、または通常一般の社交の程度を超えて寄附した場合は処罰されます。

また、後援団体が公選法の規定に違反して寄附をしたときは、当該後援団体の役職員または構成員として当該違反行為をした者は処罰されます。

(3) その他の選挙犯罪

主なものを項目のみ列挙すると、次のとおりです。

- ・選挙運動の期間制限違反罪
- ・個別訪問の禁止または署名運動の禁止違反罪
- ・文書図画の制限違反罪
- ・飲食物の提供の禁止違反罪
- ・選挙期日後のあいさつ行為の制限違反罪
- ・あいさつを目的とする有料広告の制限違反罪

3 選挙犯罪者の公民権停止

選挙犯罪で刑に処せられた者は、刑罰に加え、次のとおり一定期間、選挙権および被選挙権（いわゆる公民権）が停止されます。また、公民権の停止期間中は選挙運動をすることもできません。

(1) 罰金刑の場合は、その裁判が確定した日から5年間

(2) 禁錮以上の刑の場合は、その裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間およびその後さらに5年間

ただし、刑の執行猶予の言い渡しを受けた場合等については、別に定められています。

なお、公職にある間に犯した収賄罪等により実刑に処せられた者については、その裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間およびその後さらに5年間は公民権が停止されますが、被選挙権については、さらにその後5年間停止されます。

違反者には



XII 当選無効

1 当選人の選挙犯罪による当選無効

当選人がその選挙に関して、公選法に規定する罪を犯し刑に処せられたとき（執行猶予も含む。）は、何らの手続きを要することなく、裁判の確定と同時にその当選が無効となります。

2 連座制による当選無効

(1) 連座制とは

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合に、たとえ候補者等が買収等の行為に関わっていなくても、候補者等本人についてその当選を無効にするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

(2) 連座制の対象者は

(ア) 選挙運動総括主宰者、地域主宰者、出納責任者（事実上の出納責任者を含む。）については、買収罪等の悪質な選挙違反を犯し、罰金以上の刑に処せられた場合（執行猶予を含む。）に対象となります。

(イ) 候補者等の親族または秘書、組織的選挙運動管理者等については、買収罪等の悪質な選挙違反を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合（執行猶予を含む。）に対象となります。

（注1）親族、秘書については、候補者等、総括主宰者、地域主宰者と意思を通じた場合に対象となります。

（注2）親族とは、候補者等の父母、配偶者、子または兄弟姉妹をいいます。

（注3）秘書とは、候補者等に使用される者で、候補者等の政治活動を補佐する者をいいます。なお、候補者等の秘書という名称を使用する者またはこれに類似する名称を使用する者について、候補者等がこれらの名称の使用を承諾し、または容認している場合には、これらの名称を使用する者は秘書と推定されることとなります。

（注4）組織的選挙運動管理者等とは、候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案もしくは調整または当該選挙運動に従事する者の指揮もしくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者をいいます。

(3) 連座制の効果は

(ア) 当選無効

候補者（当選人）の当選が無効になります。

なお、衆議院議員の選挙における重複立候補者については、小選挙区選出議員の選挙に関し連座制が適用される場合には、比例代表選出議員の選挙における当選も無効になります。（おとり、寝返りの場合を除きます。）

ただし、組織的選挙運動管理者等については、おとり、寝返りの場合に加え、候補者等が買収等の行為を防止するため相当の注意を怠らなかった場合には連座制は適用されず、当選無効にはなりません。

(イ) 立候補制限

連座裁判の確定のときから5年間、同じ選挙で同じ選挙区から立候補することができません。(おとり、寝返りの場合を除きます。)

ただし、組織的選挙運動管理者等については、おとり、寝返りの場合に加え、候補者等が買収等の行為を防止するため相当の注意を怠らなかった場合には、連座制は適用されず、立候補制限は科せられません。

問 答

問 選挙運動の計画の立案・調整を行う者とは、具体的にはどのような役割を担う者をいうのか。

答 選挙運動全体の計画の立案または調整を行う者をはじめ、ビラ配りの計画、ポスター貼りの計画、個人演説会の計画、街頭演説などの計画などを立てる者やその調整を行う者、いわば司令塔の役割を担う者をいう。

問 選挙運動に従事する者の指揮・監督を行う者とは、具体的にはどのような役割を担う者をいうのか。

答 ビラ配り、ポスター貼り、個人演説会の会場設営、電話作戦などに当たる者の指揮監督を行う者、いわば前線のリーダーの役割を担う者をいう。

問 その他選挙運動の管理を行う者とは、具体的にはどのような役割を担う者をいうのか。

答 選挙運動の分野を問わず、選挙運動の管理を行う者で、例えば選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配、個人演説会場の確保など、後方支援活動の管理を行う者をいう。

問 組織としては、具体的にはどのようなものがあるか。

答 例えば、政党、政党的支部、政党の青年部・婦人部、候補者等本人の後援会、系列の地方議員の後援会、協力支援関係にある首長の後援会、地元事務所、選挙事務所、政治支援団体、選挙支持母体などが組織に当たると考えられる。

問 会社、労働組合、町内会、同窓会など、本来の目的が政治活動や選挙運動を行うことではない組織により選挙運動が行われた場合も連座制は適用されるのか。

答 本来、政治活動や選挙運動以外の目的で存在している会社、労働組合、宗教団体、協同組合、業界団体、青年団、町内会、同窓会、PTAなど複数の人間の結合体が、特定の候補者等を当選させる目的をもって、構成員相互の間で役割を分担し、協力し合って選挙運動を行う場合には組織に当たる。

問 候補者等がどのような者と意思を通じると、組織により行われる選挙運動について意思を通じたことになるのか。

答 候補者等と選挙運動を行う組織の総括者との間で、組織により選挙運動を行うことについて意思の連絡があった場合に、意思を通じたことになる。

問 意思を通じる相手方としての組織の選挙活動を行う組織の総括者とは、どのような者をいうのか。

答 選挙運動を行う組織体において、具体的・実質的な意思決定を行い得る者をいう。

例えば、政党の都道府県連や選挙区支部については、都道府県連会長や選挙区支部長がこれに当たる。また、会社、労働組合などの組織により選挙運動が行われる場合は、会社の社長、組合の委

員長などがこれに当たるケースが多いと考えられる。

なお、会社であれば社長、組合であれば委員長のみに限定されるものではなく、ある会社で当該選挙運動について実質的に部長が全権を持っているという場合は、その部長が総括者となる。

問 実際に買収等を行った組織的選挙運動管理者等と候補者等とが意思を通じていなくても、連座制は適用されるのか。

答 候補者等と選挙運動を行う組織の総括者との間において、組織により選挙運動が行われることについて意思を通じている場合に連座制が適用される。

したがって、例えば、組織ぐるみで選挙運動を行うことについて、ある会社の社長と候補者等が意思を通じていれば、課長などの選挙運動の実際のリーダーがそのことを知らなくても、連座制が適用される。

XIII 資料

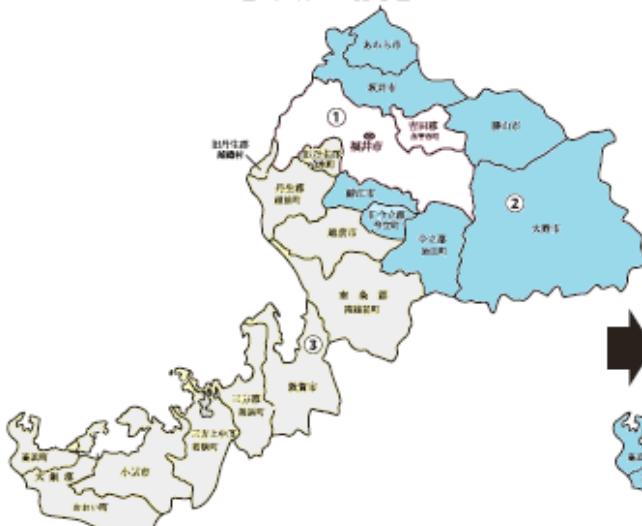
1 衆議院議員選挙の選挙区および定数（平成 29 年 1 月 1 日現在）

小選挙区選挙の福井県の選挙区

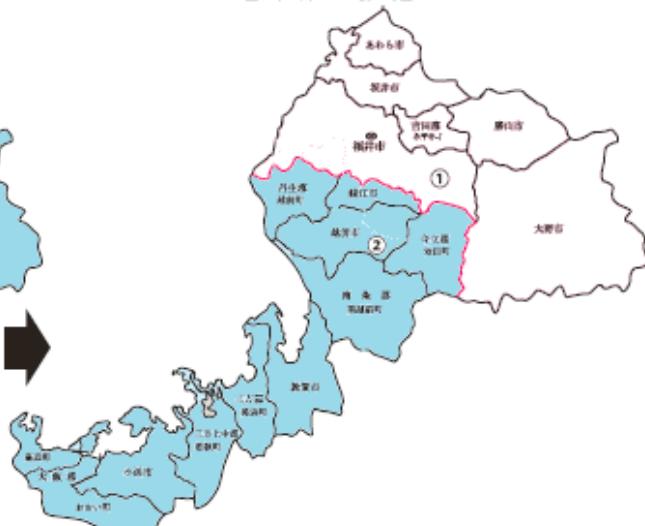
小選挙区
(定数 2 人)

一票の較差を是正するため、福井県の選挙区を一つ減らして 2 つにするための法律が成立し、平成 26 年 12 月 14 日執行の第 47 回衆議院議員総選挙から新しい選挙区で選挙が行われています。

[改定前]



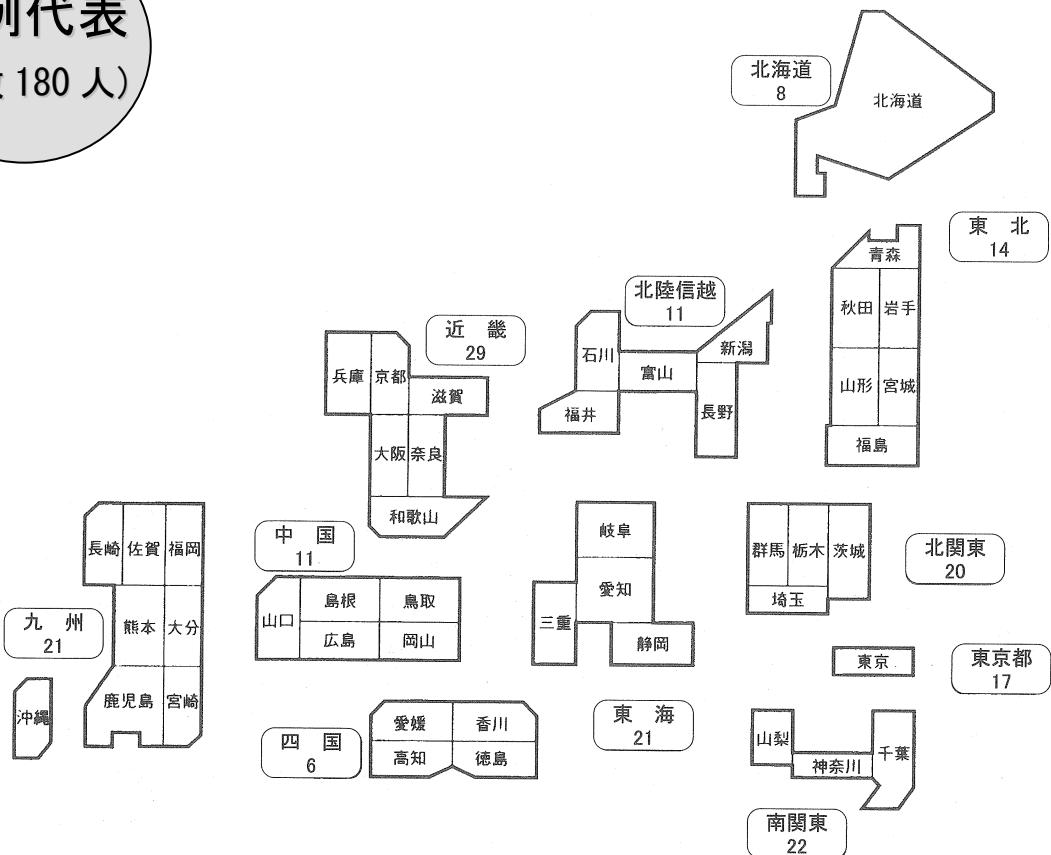
[改定後]



	第1区	第2区	第3区
旧選挙区	福井市 吉田郡 第 3 区に 属しない 区域	大野市 勝山市 あわら市 坂井市	鯖江市 越前市 (旧今立郡 今立町に 属する区域)
新選挙区	福井市 吉田郡 大野市 勝山市 あわら市 坂井市	鯖江市 今立郡	越前市 敦賀市 小浜市 南条郡 丹生郡 三方郡 大飯郡 三方上中郡
第1区			第2区

比例代表選挙区と各選挙区別定数

比例代表
(定数 180 人)



2 福井県議会議員選挙の選挙区および定数

平成 29 年 1 月 1 日現在の選挙区

	選挙区の名称	定数 (人)
1	福井市	12
2	敦賀市	3
3	小浜市三方郡三方上中郡	3
4	大野市	2
5	勝山市	1
6	鯖江市	3
7	あわら市	1
8	越前市今立郡南条郡	5
9	坂井市	4
10	吉田郡	1
11	丹生郡	1
12	大飯郡	1
	計	37

3 市町議会議員の定数および所属党派の内訳

項目 市町名	選挙人名簿 登録者数 (H28.12.2)	国勢調査人口 (H27.10.1) (確定値)	議員定数 (H29.1.1)	議會議員定数条例 公布年月日	所属党派内訳(平成28年12月31日)								欠員
					民進党	自由民主党	公明党	日本共産党	諸派	無所属	合計		
福井県	656,758	786,740	37	H18.12.25	4	21 (1)	1	1		9 (2)	36 (3)	1	
福井市	219,370	265,904	32	H23.9.27	1	6	3 (1)	2 (1)		20 (1)	32 (3)		
敦賀市	55,043	66,165	24	H16.12.28	1		2 (1)	1 (1)		20 (1)	24 (3)		
小浜市	25,182	29,670	18	H19.2.1			1	1		16 (2)	18 (2)		
大野市	29,315	33,109	18	H19.3.26		1	1	2		14 (1)	18 (1)		
勝山市	20,676	24,125	16	H18.6.30		1	1 (1)	2		12 (1)	16 (2)		
鯖江市	55,931	68,284	20	H18.3.29	1		2	1		16 (2)	20 (2)		
あわら市	24,540	28,729	18	H18.6.13			1	1		16 (1)	18 (1)		
越前市	66,937	81,524	22	H22.6.7	1	5	1	2		13 (2)	22 (2)		
坂井市	75,878	90,280	26	H21.11.13	1	1	1	2 (1)		21 (1)	26 (2)		
市計	572,872	687,790	194		5 (0)	14 (0)	13 (3)	14 (3)	0 (0)	148 (12)	194 (18)	0	
永平寺町	15,803	19,883	18	H21.9.28				1		17 (1)	18 (1)		
池田町	2,456	2,638	8	H18.12.22				1		6	7 (0)	1	
南越前町	9,384	10,799	14	H21.3.25						14 (1)	14 (1)		
越前町	18,923	21,538	14	H17.2.1						13	13 (0)	1	
美浜町	8,566	9,914	14	H18.6.28				1		12 (1)	13 (1)	1	
高浜町	8,833	10,596	14	H22.3.25			1	1		12 (3)	14 (3)		
おおい町	6,905	8,325	14	H18.12.20						13 (2)	13 (2)	1	
若狭町	13,016	15,257	16	H17.3.31			1	1		13	15 (0)	1	
町計	83,886	98,950	112		0 (0)	0 (0)	2 (0)	5 (0)	0 (0)	100 (8)	107 (8)	5	
県計	656,758	786,740	306		5 (0)	14 (0)	15 (3)	19 (3)	0 (0)	248 (20)	301 (26)	5	

(注1) 選挙人名簿登録者数は、平成28年12月2日現在の数である。

(注2) 議員定数は、地方自治法第91条第1項に基づき、条例で定めた数である。

(注3) 議會議員定数条例公布年月日は、平成29年1月1日現在の議員定数を定めた条例の公布年月日である。

(注4) 議員の所属党派の内訳は、立候補届出書に記載された所属党派による。また、() は女性議員の数で、内数である。

4 知事、市町長および議会議員の任期満了日ならびに任意制選挙公営制度実施状況

(平成29年3月13日現在)

市町名	任期満了日		任意制選挙公営制度実施状況												記号式投票制度		
			選挙運動用自動車の使用						ポスター作成		ビラ作成		選挙公報		ポスター掲示場		
			自動車の借入れ		燃料代		運転手の雇用										
長	議会議員	長	議会議員	長	議会議員	長	議会議員	長	議会議員	長	議会議員	長	議会議員	長	議会議員	長	議会議員
福井県	H31.4.22	H31.4.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福井市	H31.12.22	H31.5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
敦賀市	H31.4.29	H31.4.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小浜市	H32.8.4	H31.4.30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大野市	H30.7.6	H31.2.20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
勝山市	H32.12.25	H31.8.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鯖江市	H32.10.16	H31.7.14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
あわら市	H31.4.25	H29.6.30											○	○	○	○	
越前市	H29.11.5	H30.7.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
坂井市	H30.4.22	H30.4.22											○	○	○	○	
永平寺町	H30.3.11	H30.7.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
池田町	H33.2.1	H31.4.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
南越前町	H33.2.12	H30.4.30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
越前町	H33.3.12	H33.3.12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
美浜町	H31.3.6	H30.3.14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
高浜町	H32.5.18	H31.4.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
おおい町	H30.4.1	H31.4.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
若狭町	H29.4.30	H29.4.30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	

(注1) 知事選挙のポスター掲示場は公職選挙法第144条の2第1項の規定によるものであり、県議会議員選挙、市町長選挙および市町議会議員選挙のポスター掲示場は同条第8項の規定によるものである。

(注2) 知事選挙の選挙公報は公職選挙法第167条の規定によるものであり、市町長選挙および市町議会議員選挙の選挙公報は同法第172条の2の規定によるものである。

(注3) 任意制選挙公営制度実施状況中の「—」は、公職選挙法上、公営制度がないことを示す。

5 各選挙の投票率の推移

(1)衆議院議員の選挙 (昭和21年は大選挙区制限連記制選挙、昭和22年から平成5年までは中選挙区選挙、平成8年以降は小選挙区選挙の投票率)

区分 年月日	当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
21. 4. 10(水)	158,560	212,932	371,492			282,461			89,031			76.03
22. 4. 25(金)	188,733	214,999	403,732	152,046	150,099	302,145	36,687	64,900	101,587	80.56	69.81	74.84
24. 1. 23(日)	184,899	211,608	396,507	163,646	163,943	327,589	21,253	47,665	68,918	85.51	77.47	82.62
27. 10. 1(木)	197,770	226,169	423,939	176,214	185,396	361,610	21,556	40,773	62,329	89.10	81.97	85.30
28. 4. 19(日)	197,523	226,347	423,870	172,497	180,897	353,394	25,026	45,450	70,476	87.23	79.92	83.37
30. 2. 27(日)	201,119	230,338	431,457	176,757	186,076	362,833	24,362	44,262	68,624	87.89	80.78	84.10
33. 5. 22(木)	208,179	238,460	446,639	181,677	192,921	374,598	26,501	45,539	72,041	87.27	80.90	83.87
35. 11. 20(日)	210,634	242,611	453,245	178,717	193,643	372,360	31,917	48,968	80,885	84.85	79.82	82.15
38. 11. 21(木)	217,028	251,733	468,761	185,669	206,798	392,461	31,359	44,935	76,294	85.55	82.15	83.72
42. 1. 29(日)	219,318	254,053	473,371	183,643	198,791	382,434	35,675	55,262	90,937	83.73	78.25	80.79
44. 12. 27(土)	235,846	269,427	505,273	188,089	206,307	394,396	47,757	63,120	110,877	79.75	76.57	78.06
47. 12. 10(日)	245,177	277,270	522,447	197,474	219,034	416,508	47,703	58,236	105,939	80.54	79.00	79.72
51. 12. 5(日)	257,053	286,737	543,790	219,378	245,125	464,503	37,675	41,612	79,287	85.34	85.49	85.42
54. 10. 7(日)	263,261	292,415	555,676	200,470	218,533	419,003	62,791	73,882	136,673	76.15	74.73	75.40
55. 6. 22(日)	265,166	294,430	559,596	226,018	251,825	477,843	39,148	42,605	81,753	85.24	85.53	85.39
58. 12. 18(日)	273,901	303,118	577,019	211,878	230,488	442,366	62,023	72,630	134,653	77.36	76.04	76.66
61. 7. 6(日)	278,644	308,195	586,839	224,719	250,013	474,732	53,925	58,182	112,107	80.65	81.12	80.90
2. 2. 18(日)	285,571	315,653	601,224	237,703	266,075	503,778	47,868	49,578	97,446	83.24	84.29	83.79
5. 7. 18(日)	293,577	323,867	617,444	223,872	248,273	472,145	69,705	75,594	145,299	76.26	76.66	76.47
8. 10. 20(日)	303,405	332,768	636,173	210,862	232,580	443,442	92,543	100,188	192,731	69.50	69.89	69.70
12. 6. 25(日)	309,895	338,870	648,765	216,474	235,886	452,360	93,421	102,984	196,405	69.85	69.61	69.73
15. 11. 9(日)	312,836	341,802	654,638	204,213	220,071	424,284	108,623	121,731	230,354	65.28	64.39	64.81
17. 9. 11(日)	313,593	342,692	656,285	224,672	245,765	470,437	88,921	96,927	185,848	71.64	71.72	71.68
21. 8. 30(日)	313,019	341,319	654,338	234,874	250,039	484,913	78,145	91,280	169,425	75.04	73.26	74.11
24. 12. 16(日)	311,236	338,378	649,614	197,310	203,818	401,128	113,926	134,560	248,486	63.40	60.23	61.75
26. 12. 14(日)	309,533	336,190	645,723	160,349	162,494	322,843	149,184	173,696	322,880	51.80	48.33	50.00

(2)参議院議員の選挙 (昭和55年までは地方区選挙、昭和58年以降は選挙区選挙の投票率)

区分 年月日	当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
22. 4. 20(月)	189,394	215,260	404,654	142,692	133,159	275,851	46,702	82,101	128,803	75.34	61.86	68.17
25. 6. 4(日)	190,179	216,922	407,101	166,902	165,708	332,610	23,277	51,214	74,491	87.76	76.39	81.70
28. 4. 24(金)	197,383	226,194	423,577	155,059	156,666	311,725	42,324	69,528	111,852	78.56	69.26	73.59
30. 3. 10(木) 補欠選挙	201,576	230,807	432,383	138,508	139,583	278,091	63,068	91,224	154,292	68.71	60.48	64.32
31. 7. 8(日)	204,223	234,115	438,338	164,396	169,249	333,645	39,827	64,866	104,693	80.50	72.29	76.12
34. 6. 2(火)	208,652	240,291	448,943	156,441	158,724	315,165	52,211	81,567	133,778	74.98	66.05	70.20
37. 7. 1(日)	212,011	245,521	457,532	183,327	201,610	384,937	28,684	43,911	72,595	86.47	82.12	84.13
40. 7. 4(日)	218,119	252,346	470,465	183,006	202,818	385,824	35,113	49,528	84,641	83.90	80.37	82.01
43. 7. 7(日)	228,448	262,320	490,768	184,527	206,654	391,181	43,921	55,666	99,587	80.77	78.78	79.71
46. 6. 27(日)	240,126	272,578	512,704	166,824	182,345	349,169	73,302	90,233	163,535	69.47	66.90	68.10
49. 7. 7(日)	249,952	281,085	531,037	201,718	223,156	424,874	48,234	57,929	106,163	80.70	79.39	80.01
52. 7. 10(日)	258,437	287,740	546,177	211,301	236,724	448,025	47,136	51,016	98,152	81.76	82.27	82.03
55. 6. 22(日)	265,166	294,430	559,596	226,010	251,805	477,815	39,156	42,625	81,781	85.23	85.52	85.39
58. 6. 26(日)	272,511	301,656	574,167	170,699	181,030	351,729	101,812	120,626	222,438	62.64	60.01	61.26
61. 7. 6(日)	278,644	308,195	586,839	224,678	249,946	474,624	53,966	58				

(3) 福井県知事の選挙

区分 年月日	当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
22. 4. 5(土)	186,566	211,464	398,030	153,970	152,072	306,042	32,596	59,392	91,988	82.53	71.91	76.89
26. 4. 30(月)	194,533	222,969	417,502	180,532	198,520	379,052	14,001	24,449	38,450	92.80	89.03	90.79
30. 4. 23(土)	201,181	230,193	431,374	169,554	181,195	350,749	31,627	48,998	80,625	84.28	78.71	81.31
34. 4. 23(木)	207,453	238,772	446,225	183,869	202,166	386,035	23,584	36,606	60,190	88.63	84.67	86.51
38. 4. 17(水)	212,935	246,994	459,929	190,216	215,360	405,576	22,719	31,634	54,353	89.33	87.19	88.18
42. 4. 15(土)	220,487	254,198	474,685	195,733	222,212	417,945	24,754	31,986	56,740	88.77	87.42	88.05
46. 4. 11(日)	237,227	270,346	507,573	195,054	221,104	416,158	42,173	49,242	91,415	82.22	81.79	81.99
50. 4. 13(日)	250,036	281,419	531,455	200,545	226,323	426,868	49,491	55,096	104,587	80.21	80.42	80.32
54. 4. 8(日)	260,924	290,372	551,296	210,906	236,201	447,107	50,018	54,171	104,189	80.83	81.34	81.10
58. 4. 10(日)	270,624	300,012	570,636	217,742	244,555	462,297	52,882	55,457	108,339	80.46	81.52	81.01
62. 4. 12(日)	277,882	308,065	585,947	218,902	247,344	466,246	58,980	60,721	119,701	78.78	80.29	79.57
3. 4. 7(日)	285,628	316,230	601,858	147,004	164,561	311,565	138,624	151,669	290,293	51.47	52.04	51.77
7. 4. 9(日)	296,722	327,036	623,758	204,778	233,317	438,095	91,944	93,719	185,663	69.01	71.34	70.23
11. 4. 11(日)	304,292	333,813	638,105	228,751	258,021	486,772	75,541	75,792	151,333	75.17	77.30	76.28
15. 4. 13(日)	308,808	338,392	647,200	220,149	247,016	467,165	88,659	91,376	180,035	71.29	73.00	72.18
19. 4. 8(日)	310,227	339,957	650,184	183,752	205,246	388,998	126,475	134,711	261,186	59.23	60.37	59.83
23. 4. 10(日)	308,910	337,488	646,398	178,925	196,308	375,233	129,985	141,180	271,165	57.92	58.17	58.05
27. 4. 12(日)	305,529	332,640	638,169	149,292	160,777	310,069	156,237	171,863	328,100	48.86	48.33	48.59

(4) 福井県議会議員の選挙

区分 年月日	当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	平均
22. 4. 30(水)	185,772	211,566	397,338	164,987	183,866	348,853	20,785	27,700	48,485	88.81	86.91	87.80
26. 4. 30(月)	194,533	222,969	417,502	180,532	198,520	379,052	14,001	24,449	38,450	92.80	89.03	90.79
30. 4. 23(土)	173,234	198,835	372,069	149,684	162,290	311,974	23,550	36,545	60,095	86.41	81.62	83.85
34. 4. 23(木)	183,992	212,264	396,256	164,323	182,035	346,358	19,669	30,229	49,898	89.31	85.76	87.41
38. 4. 17(水)	212,935	246,994	459,929	190,204	215,348	405,552	22,731	31,646	54,377	89.32	87.19	88.18
42. 4. 15(土)	215,422	248,192	463,614	191,301	217,078	408,379	24,121	31,114	55,235	88.80	87.46	88.09
46. 4. 11(日)	213,466	243,186	456,652	178,380	202,411	380,791	35,086	40,775	75,861	83.56	83.23	83.39
50. 4. 13(日)	220,359	248,309	468,668	184,051	208,213	392,264	36,308	40,096	76,404	83.52	83.85	83.70
54. 4. 8(日)	247,452	275,469	522,921	204,371	229,465	433,836	43,081	46,004	89,085	82.59	83.30	82.96
58. 4. 10(日)	259,023	287,173	546,196	211,557	237,781	449,338	47,466	49,392	96,858	81.67	82.80	82.27
62. 4. 12(日)	244,064	271,363	515,427	197,329	223,899	421,228	46,735	47,464	94,199	80.85	82.51	81.72
3. 4. 7(日)	103,253	113,648	216,901	74,992	85,182	160,174	28,261	28,466	56,727	72.63	74.95	73.85
7. 4. 9(日)	277,889	306,691	584,580	193,725	221,126	414,851	84,164	85,565	169,729	69.71	72.10	70.97
11. 4. 11(日)	247,430	272,234	519,664	187,249	212,307	399,556	60,181	59,927	120,108	75.68	77.99	76.89
15. 4. 13(日)	263,552	288,824	552,376	189,341	213,109	402,450	74,211	75,715	149,926	71.84	73.79	72.86
19. 4. 8(日)	235,086	257,950	493,036	149,802	167,834	317,636	85,284	90,116	175,400	63.72	65.06	64.42
23. 4. 10(日)	275,685	300,090	575,775	165,805	181,722	347,527	109,880	118,368	228,248	60.14	60.56	60.36
27. 4. 12(日)	213,575	232,728	446,303	116,943	126,270	243,213	96,632	106,458	203,090	54.76	54.26	54.50

6 各選挙の結果

(1) 衆議院議員総選挙

●選挙制度：大選挙区制限連記制

第22回 昭和21年4月10日（水）執行

候補者名	得票数	有権者数	371,492
薩摩 雄次	49,083	投票者数	282,461
坪川 信三	46,878	棄権者数	89,031
奥村 又十郎	30,125	投票率	76.03%
今井 はつ	25,884	有効投票数	502,800
堂森 芳夫	24,903	無効投票数	4,807
長谷川 政友	24,901		
青木 清左衛門	24,567		
斎木 重一	24,045		
若泉 孝治	22,121		
河村 仁右衛門	19,037		
山岸 晟	18,823		
池田 七郎兵衛	18,414		
福田 一	15,962		
芳賀 栄作	13,597		
岩野 寛	12,701		
宝鏡 晃	12,697		
石川 石	12,143		
伊井 与三二	11,028		
大月 理	10,692		
中野 重治	8,458		
古木 庄次郎	8,330		
村中 武右衛門	7,771		
山口 小太郎	7,380		
渡辺 修作	6,785		
山田 武之介	6,643		
吉村 丈男	4,968		
高木 好次	4,926		
田中 豊	4,779		
柴山 一馬	4,483		
山本 勇	4,156		
坂井 一位	3,132		
高松 万吉	2,735		
石川 安左衛門	2,314		
山端 義雄	2,208		
久野 所之進	1,990		
須甲 未太郎	1,903		
山下 岩男	933		
畠 敏秋	684		
面屋 龍門	621		
計	502,800		

昭和 21 年 6 月 1 日 執行 (第 22 回総選挙の再選挙)

候補者名	得票数	有権者数	382, 712
堂 森 芳 夫	51, 055	投票者数	186, 258
青木 清左衛門	39, 068	棄権者数	196, 454
長谷川 政 友	37, 333	投票率	48. 67%
河村 仁右衛門	21, 921	有効投票数	183, 462
福 田 一	20, 410	無効投票数	2, 796
中 野 重 治	7, 609		
池 田 七郎兵衛	4, 596		
畠 敏 秋	790		
石 川 安左衛門	680		
計	183, 462		

●選挙制度：中選挙区制

第 23 回 昭和 22 年 4 月 25 日 (金) 執行

候補者名	得票数	有権者数	403, 732
長谷川 政 友	42, 371	投票者数	302, 145
坪 川 信 三	33, 577	棄権者数	101, 587
加 藤 吉太夫	30, 777	投票率	74. 84%
青木 清左衛門	28, 587	有効投票数	298, 378
斎 木 重 一	23, 158	無効投票数	3, 767
堂 森 芳 夫	22, 877		
奥 村 又十郎	22, 831		
伊 井 与三二	21, 786		
福 田 一	20, 545		
植 山 つ る	14, 191		
河村 仁右衛門	8, 080		
森 脇 保	8, 065		
山 岸 晟	7, 331		
大久保 清	4, 457		
西 村 鑑 二	4, 325		
今 井 は づ	2, 882		
斎 藤 吉 数	2, 538		
計	298, 378		

第24回 昭和24年1月23日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	396,507
飛島繁	42	男	民主自由党	38,815	投票者数	327,589
福田一	47	男	民主自由党	36,624	棄権者数	68,918
坪川信三	40	男	民主党	34,561	投票率	82.62%
奥村又十郎	38	男	民主党	31,250	有効投票数	323,721
藤井九助	45	男	民主自由党	28,722	無効投票数	3,868
堂森芳夫	46	男	日本社会党	28,063		
三宅嘉久	30	男	農民連盟	26,438		
長谷川政友	39	男	民主党	24,728		
加藤吉太夫	54	男	農民新党	21,253		
斎木重一	54	男	日本社会党	17,797		
伊井与三二	50	男	準民主自由党	13,580		
落合栄一	43	男	日本共産党	9,886		
青木清左衛門	50	男	民主党	9,293		
石田左近	60	男	民主自由党系中立	2,711		
計				323,721		

第25回 昭和27年10月1日(木) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	423,939
植木庚子郎	52	男	自由党	66,014	投票者数	361,610
奥村又十郎	41	男	自由党	52,457	棄権者数	62,329
福田一	50	男	自由党	49,738	投票率	85.30%
坪川信三	42	男	自由党	49,224	有効投票数	358,622
斎木重一	57	男	左派社会党	49,054	無効投票数	2,981
伊藤又右衛門	50	男	無所属	30,140		
薩摩雄次	54	男	日本改進党	30,136		
井手成三	46	男	改進党	18,717		
青木清左衛門	53	男	改進党	5,597		
上田利威	36	男	無所属	4,189		
落合栄一	46	男	日本共産党	3,356		
計				358,622		

第26回 昭和28年4月19日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	423,870
斎木重一	58	男	左派社会党	57,434	投票者数	353,394
福田一	50	男	自由党	52,395	棄権者数	70,476
植木庚子郎	53	男	自由党	52,189	投票率	83.37%
坪川信三	43	男	自由党	49,550	有効投票数	349,432
奥村又十郎	41	男	自由党	46,967	無効投票数	3,950
薩摩雄次	55	男	改進党	45,694		
高木勇二	43	男	右派社会党	25,207		
長谷川政友	42	男	無所属	15,369		
落合栄一	46	男	日本共産党	2,747		
石田左近	64	男	自由党	1,880		
計				349,432		

第27回 昭和30年2月27日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	431,457
奥村又十郎	43	男	自由党	67,043	投票者数	362,833
薩摩雄次	57	男	日本民主党	63,975	棄権者数	68,624
植木庚子郎	55	男	自由党	54,825	投票率	84.10%
堂森芳夫	51	男	右派社会党	54,003	有効投票数	360,587
斎木重一	59	男	左派社会党	50,080	無効投票数	2,242
福田一	52	男	自由党	45,831		
伊藤又右衛門	52	男	日本民主党	18,417		
今井はつ	53	女	無所属	4,236		
前田岳洋	60	男	無所属	2,177		
落合栄一	48	男	日本共産党	辞退		
計				360,587		

第28回 昭和33年5月22日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	446,639
植木庚子郎	58	男	自由民主党	65,760	投票者数	374,598
奥村又十郎	47	男	自由民主党	59,070	棄権者数	72,041
福田一	56	男	自由民主党	58,831	投票率	83.87%
堂森芳夫	54	男	日本社会党	57,082	有効投票数	372,631
坪川信三	48	男	自由民主党	50,236	無効投票数	1,952
田畠政一郎	34	男	日本社会党	44,672		
薩摩雄次	60	男	自由民主党	34,015		
落合栄一	51	男	日本共産党	2,965		
計				372,631		

第29回 昭和35年11月20日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	453, 245
植木 庚子郎	60	男	自由民主党	69, 381	投票者数	372, 360
福田 一	58	男	自由民主党	67, 088	棄権者数	80, 885
堂森 芳夫	57	男	日本社会党	66, 727. 507	投票率	82. 15%
薩摩 雄次	62	男	自由民主党	54, 403	有効投票数	370, 166
奥村 又十郎	49	男	自由民主党	53, 455	無効投票数	2, 181
田畠 政一郎	36	男	日本社会党	43, 715		
万谷 義雄	41	男	民主社会党	11, 588. 491		
落合 栄一	54	男	日本共産党	3, 808		
計				370, 165. 998		

第30回 昭和38年11月21日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	468, 761
福田 一	61	男	自由民主党	79, 751	投票者数	392, 467
坪川 信三	54	男	自由民主党	64, 162	棄権者数	76, 294
植木 庚子郎	63	男	自由民主党	62, 904	投票率	83. 72%
堂森 芳夫	60	男	日本社会党	56, 652	有効投票数	390, 700
田畠 政一郎	39	男	日本社会党	49, 230	無効投票数	2, 761
薩摩 雄次	65	男	自由民主党	47, 604		
山谷 親平	41	男	青葉会	19, 642		
井手 成三	57	男	無所属	6, 921		
落合 栄一	57	男	日本共産党	3, 834		
計				390, 700		

第31回 昭和42年1月29日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	473, 371
福田 一	64	男	自由民主党	81, 147	投票者数	382, 434
植木 庚子郎	67	男	自由民主党	75, 993	棄権者数	90, 937
堂森 芳夫	63	男	日本社会党	74, 329	投票率	80. 79%
坪川 信三	57	男	自由民主党	71, 541	有効投票数	380, 042
斎藤 敬一	41	男	日本社会党	68, 816	無効投票数	2, 378
落合 栄一	60	男	日本共産党	8, 216		
計				380, 042		

第32回 昭和44年12月27日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	505, 273
坪川信三	60	男	自由民主党	81, 339	投票者数	394, 396
植木庚子郎	69	男	自由民主党	75, 297	棄権者数	110, 877
福田一	67	男	自由民主党	65, 277	投票率	78. 06%
堂森芳夫	66	男	日本社会党	65, 079	有効投票数	391, 967
斎藤敬一	44	男	日本社会党	49, 488	無効投票数	2, 418
松崎芳伸	56	男	民社党	46, 679		
落合栄一	63	男	日本共産党	7, 635		
加藤幾	57	男	立憲養正会	1, 173		
計				391, 967		

第33回 昭和47年12月10日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	522, 447
坪川信三	63	男	自由民主党	87, 595	投票者数	416, 508
福田一	70	男	自由民主党	81, 991	棄権者数	105, 939
植木庚子郎	72	男	自由民主党	81, 710	投票率	79. 72%
堂森芳夫	69	男	日本社会党	68, 162	有効投票数	414, 267
田畠政一郎	48	男	日本社会党	60, 543	無効投票数	2, 234
坂口章	48	男	日本共産党	17, 281		
竹内啓	37	男	無所属	15, 734		
重野誠男	40	男	無所属	1, 251		
計				414, 267		

第34回 昭和51年12月5日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	543, 790
福田一	74	男	自由民主党	65, 370	投票者数	464, 503
平泉涉	47	男	無所属	65, 134	棄権者数	79, 287
坪川信三	67	男	自由民主党	59, 551	投票率	85. 42%
田畠政一郎	52	男	日本社会党	53, 554	有効投票数	461, 759
牧野隆守	50	男	無所属	49, 335	無効投票数	2, 724
堂森芳夫	73	男	日本社会党	48, 939		
植木庚子郎	76	男	自由民主党	41, 920		
横手文雄	41	男	民社党	29, 036		
中野弘則	38	男	公明党	26, 329		
坂口章	52	男	日本共産党	12, 530		
竹内啓	41	男	無所属	10, 061		
計				461, 759		

第35回 昭和54年10月7日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	555,676
福田一	77	男	自由民主党	105,061	投票者数	419,003
田畠政一郎	55	男	日本社会党	80,537	棄権者数	136,673
牧野隆守	53	男	自由民主党	78,485	投票率	75.40%
横手文雄	44	男	民社党	76,233	有効投票数	416,483
平泉涉	49	男	自由民主党	62,930	無効投票数	2,507
元山章一郎	43	男	日本共産党	13,237		
計				416,483		

第36回 昭和55年6月22日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	559,596
牧野隆守	54	男	自由民主党	106,258	投票者数	477,843
平泉涉	50	男	自由民主党	102,321	棄権者数	81,753
福田一	78	男	自由民主党	94,175	投票率	85.39%
横手文雄	45	男	民社党	79,878	有効投票数	471,109
田畠政一郎	56	男	日本社会党	78,382	無効投票数	6,720
元山章一郎	44	男	日本共産党	10,095		
計				471,109		

第37回 昭和58年12月18日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	577,019
福田一	81	男	自由民主党	106,285	投票者数	442,366
平泉涉	54	男	自由民主党	68,923	棄権者数	134,653
辻一彦	59	男	無所属	59,654	投票率	76.66%
横手文雄	48	男	民社党	59,523	有効投票数	440,466
牧野隆守	57	男	自由民主党	56,250	無効投票数	1,888
田畠政一郎	59	男	日本社会党	50,320		
館山不二夫	50	男	無所属	31,544		
元山章一郎	47	男	日本共産党	7,967		
計				440,466		

第38回 昭和61年7月6日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	586,839
牧野 隆守	60	男	自由民主党	101,106	投票者数	474,732
辻 一彦	61	男	無所属	96,949	棄権者数	112,107
福田 一	84	男	自由民主党	95,104	投票率	80.90%
平泉 渉	56	男	自由民主党	81,960	有効投票数	468,606
横手 文雄	51	男	無所属	56,489	無効投票数	6,110
館山 不二夫	52	男	無所属	24,687		
南秀一	36	男	日本共産党	12,311		
計				468,606		

第39回 平成2年2月18日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	601,224
牧野 隆守	64	男	自由民主党	84,785	投票者数	503,778
辻 一彦	65	男	日本社会党	84,062	棄権者数	97,446
平泉 渉	60	男	自由民主党	71,654	投票率	83.79%
山本 拓	37	男	自由民主党	62,293	有効投票数	501,410
福田 輝夫	38	男	無所属	59,776	無効投票数	2,351
中川 平一	41	男	民社党	57,191		
坂川 優	37	男	無所属	40,801		
金元 幸枝	31	女	日本共産党	20,543		
笹木 龍三	33	男	無所属	20,305		
計				501,410		

第40回 平成5年7月18日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	617,444
山本 拓	41	男	自由民主党	103,901	投票者数	472,145
笹木 龍三	36	男	無所属	97,382	棄権者数	145,299
辻 一彦	68	男	日本社会党	85,524	投票率	76.47%
平泉 渉	63	男	自由民主党	81,064	有効投票数	468,244
牧野 隆守	67	男	自由民主党	80,400	無効投票数	3,891
金元 幸枝	35	女	日本共産党	19,973		
計				468,244		

●選挙制度：小選挙区比例代表並立制

第41回 平成8年10月20日（日）執行

(小選挙区)

第1区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	214,374
笹木龍三	39	男	新進党	48,214	投票者数	143,671
松宮勲	52	男	—	40,840	棄権者数	70,703
平泉涉	66	男	自由民主党	32,263	投票率	67.02%
古川太三郎	63	男	民主党	12,022	有効投票数	141,708
金元幸枝	38	女	日本共産党	8,369	無効投票数	1,961
計				141,708		

第2区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	211,335
牧野隆守	70	男	自由民主党	79,222	投票者数	153,801
山本拓	44	男	新進党	65,024	棄権者数	57,534
宇野邦弘	44	男	日本共産党	7,078	投票率	72.78%
計				151,324	有効投票数	151,324
					無効投票数	2,476

第3区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	210,464
辻一彦	71	男	民主党	52,473	投票者数	145,970
高木毅	40	男	自由民主党	48,762	棄権者数	64,494
松田篤之	58	男	新進党	32,426	投票率	69.36%
吉田一夫	71	男	日本共産党	8,974	有効投票数	142,635
計				142,635	無効投票数	3,335

(比例代表・北陸信越選挙区)

政党等名		自由民主党			政党等名		新進党		
得票数		1,407,828.000 票			得票数		1,180,904.000 票		
当選人數		5人			当選人數		4人		
男	5人	女	0人		男	4人	女	0人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率	名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率
1	白川勝彦	1			1	小沢辰男	1		
2	萩山教嚴	2			2	堀込いくお	2		
3	橘康太郎	3			3	漆原良夫	3		
4	村山達雄	4			4	一川やすお	4	落	76.273
5	坂元三十次	5			5	松田あつゆき		落	61.795
6	吉田六ざえもん		当	100.000	6	小島重喜			
6	マキノ隆守		当	100.000	7	坂田英夫			
6	いなば大和		当	100.000	8	佐藤純			
6	小川はじめ		当	100.000	9	倉野立人			
6	瓦力		当	100.000	10	若林国昭			
6	くりはら博久		当	100.000					
6	桜井新		当	100.000					
6	住博司		当	100.000					
6	高鳥修		当	100.000					
6	田中眞紀子		当	100.000					
6	ながせ甚遠		当	100.000					
6	宮下創平		当	100.000					
6	森喜朗		当	100.000					
6	綿貫民輔		当	100.000					
6	高木つよし		落	92.927					
6	平泉渉		落	66.916					
6	若林まさとし		落	55.245					
6	望月ゆうない		落	49.312					
24	塩野谷晶								
25	奥島貞雄								

政党等名		民主 党			政党等名		日本共産党		
得票数		494,666.000 票			得票数		387,664.000 票		
当選人數		2人			当選人數		1人		
男	2人	女	0人		男	1人	女	0人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率	名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率
1	つじ一彦		当	100.000	1	木島日出夫	1	落	41.652
1	桑原ゆたか	1	落	81.478	2	かわまた幸雄		落	25.448
1	坂上とみお	2	落	49.151	3	日高三郎			
1	高木むつ子		落	35.836					
1	古川太三郎		落	24.934					
1	小林一三		落	18.401					
1	かぎぬし政範		落	15.221					

政党等名		社会民主党			政党等名		新党さきがけ		
得票数		243, 287. 000 票			得票数		125, 694. 000 票		
当選人数		1 人			当選人数		0 人		
男	1 人	女	0 人		男	0 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率	名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率
1	北沢 清功	1	落	22. 803	1	井出 正一		落	43. 891
1	かたおか 正英		落	16. 353					

政党等名		新社会党		
得票数		57, 643. 000 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率
1	稻村 稔夫		落	13. 272

項目	数值
有権者数	636, 173
投票者数	443, 232
棄権者数	192, 941
投票率	69. 67%
有効投票数	421, 979
無効投票数	21, 238

第42回 平成12年6月25日(日)執行

(小選挙区)

第1区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	217,680
松宮勲	56	男	自由民主党	61,707	投票者数	146,007
笛木龍三	44	男	—	54,234	棄権者数	71,673
青木康	52	男	民主党	16,507	投票率	67.07%
金元幸枝	42	女	日本共産党	10,998	有効投票数	143,446
計				143,446	無効投票数	2,558

第2区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	216,427
牧野隆守	74	男	自由民主党	98,361	投票者数	147,576
京藤啓民	59	男	民主党	36,125	棄権者数	68,851
野波榮一郎	59	男	日本共産党	9,126	投票率	68.19%
計				143,612	有効投票数	143,612
					無効投票数	3,962

第3区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	214,658
高木毅	45	男	自由民主党	81,698	投票者数	158,777
辻一彦	75	男	民主党	66,398	棄権者数	55,881
小柳茂臣	46	男	日本共産党	7,384	投票率	73.97%
計				155,480	有効投票数	155,480
					無効投票数	3,287

(比例代表・北陸信越選挙区)

政党等名		自由民主党			政党等名		民主党		
得票数		1,414,622.000 票			得票数		1,024,328.000 票		
当選人数		4人			当選人数		3人		
男	4人	女	0人		男	3人	女	0人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率	名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率
1	高鳥 修	1			1	堀込 いくお	1		
2	萩山 敦巖	2			2	桑原 ゆたか	2		
3	たちばな 康太郎	3			3	つつい 信隆		当	100.000
4	岩崎 忠夫	4	落	41.009	3	羽田 つとむ		当	100.000
5	まじま 一男				3	後藤 しげゆき		当	100.000
6	はせ 浩		当	100.000	3	おくだ 健	3	落	93.667
7	平泉 渉				3	下条 みつ		落	85.968
8	吉田六ざえもん		当	100.000	3	せきやま 信之		落	81.397
8	いなば 大和		当	100.000	3	つじ 一彦		落	81.272
8	くりはら 博久		当	100.000	3	坂上 とみお		落	79.896
8	ながせ 甚遠		当	100.000	3	金久保よしかず		落	64.002
8	みやこし 光寛		当	100.000	3	加藤 たかし		落	46.316
8	わたぬき 民輔		当	100.000	3	京とう 啓民		落	36.726
8	森 喜朗		当	100.000	3	高岸 よしひで		落	35.625
8	かわら 力		当	100.000	3	のばた 圭造		落	30.944
8	松宮 いさお		当	100.000	3	池田けんざぶろう		落	29.690
8	マキノ 隆守		当	100.000	3	あおき 康		落	26.750
8	高木 つよし		当	100.000	3	原田 つぐあき		落	25.893
8	小坂 憲次		当	100.000					
8	村井 仁		当	100.000					
8	宮下 創平		当	100.000					
8	白川 勝彦		落	95.548					
8	小川 はじめ		落	92.824					
8	桜井 新		落	80.945					

政党等名		自由党			政党等名		社会民主党		
得票数		448,526.000 票			得票数		418,752.000 票		
当選人数		1人			当選人数		1人		
男	1人	女	0人		男	0人	女	1人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率	名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率
1	一川 保夫	1	落	47.562	1	山口 わか子	1	落	47.959
2	広野 ただし		落	60.631	1	めぐろ 吉之助		落	36.417
3	菊田 まきこ		落	96.289	1	湊谷 道夫		落	30.888
3	白沢 三郎		落	51.341	1	くらもち 八郎		落	30.692
5	小島 幸治		落		1	高木 むつ子		落	30.359
					1	岩崎しゅんすけ		落	26.492

政党等名		日本共産党			政党等名		公明党		
得票数		371,247.000 票			得票数		354,554.000 票		
当選人数		1人			当選人数		1人		
男		1人	女	0人	男		1人	女	0人
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率	名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率
1	木島日出夫	1	落	35.283	1	漆原良夫	1		
2	かわまた幸雄		落	23.830	2	池上喜美子			
3	中野さなえ		落	41.292	3	坂室英仁			
4	有坂哲夫								

政党等名		政党自由連合				
得票数		10,987.000 票				
当選人数		0人				
男		0人	女	0人		
名簿	氏名	順位	小選挙区	惨敗率		
1	たねべ秀之		落	×		

項目	数值
有権者数	648,958
投票者数	452,222
棄権者数	196,736
投票率	69.68%
有効投票数	427,906
無効投票数	24,300

※在外投票を含む。

(注) 「惨敗率」欄に「×」の印が付けられている衆議院名簿投票者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

第43回 平成15年11月9日(日)執行

(小選挙区)

第1区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	219,342
松宮勲	59	男	自由民主党	55,698	投票者数	134,394
笛木龍三	46	男	一	54,019	棄権者数	84,948
本郷史剛	32	男	民主党	16,309	投票率	61.27%
金元幸枝	45	女	日本共産党	6,354	有効投票数	132,380
計				132,380	無効投票数	2,006

第2区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	218,952
山本拓	51	男	自由民主党	62,558	投票者数	144,456
若泉征三	58	男	民主党	43,143	棄権者数	74,496
平泉涉	73	男	一	31,120	投票率	65.98%
宇野邦弘	52	男	日本共産党	5,118	有効投票数	141,939
計				141,939	無効投票数	2,516

※ 若泉征三氏は、比例代表復活当選

第3区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	216,344
高木毅	47	男	自由民主党	85,113	投票者数	145,434
玉村和夫	53	男	民主党	49,395	棄権者数	70,910
山本雅彦	46	男	日本共産党	7,781	投票率	67.22%
計				142,289	有効投票数	142,289
					無効投票数	3,140

(比例代表・北陸信越選挙区)

政党等名		社会 民 主 党			政党等名		自 由 民 主 党		
得 票 数	2 6 7, 0 9 6 票			得 票 数	1, 5 0 2, 8 2 2 票				
当選人数	0 人			当選人数	5 人				
男	0 人	女	0 人	男	5 人	女	0 人		
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	倉持 ハチロー		落	64.676	1	萩山 教嚴	1		
1	浜 まきひこ		落	37.116	2	たちばな康太郎	2		
1	くぼた 正人		落	32.428	3	いわさき 忠夫	3	落	52.172
1	山口 わか子		落	24.783	4	近藤 もとひこ		当	100.000
1	たつお 哲雄		落	×	4	いなば 大和		当	100.000
					4	ながせ 甚遠		当	100.000
					4	みやこし 光寛		当	100.000
					4	森 喜朗		当	100.000
					4	かわら 力		当	100.000
					4	松宮 いさお		当	100.000
					4	山本 拓		当	100.000
					4	高木 つよし		当	100.000
					4	小坂 憲次		当	100.000
					4	後藤 しげゆき		当	100.000
					4	宮下 一郎		当	100.000
					4	はせ 浩	4	落	97.203
					4	村田 仁	5	落	91.105
					4	吉田六ざえもん		落	80.561
					4	くりはら 博久		落	74.052
					4	たかとり 修一		落	72.003
					4	ほしの 行男		落	63.128
					2 2	小林 一三			
					2 3	長谷川 みちお			

政党等名		公 明 党			政党等名		日 本 共 産 党		
得 票 数	3 9 0, 9 2 1 票			得 票 数	2 7 8, 9 3 9 票				
当選人数	1 人			当選人数	0 人				
男	1 人	女	0 人	男	0 人	女	0 人		
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	漆原 良夫	1			1	木島 日出夫			
2	渋沢 秀雄				2	かわまた 幸雄		落	×
					3	かねもと 幸枝		落	×

政党等名	民 主 党			
得 票 数	1, 424, 537 票			
当選人数	5 人			
男	5 人		女	0 人
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	西村 ちなみ		当	100.000
1	菊田 まきこ		当	100.000
1	つつい 信隆		当	100.000
1	おくだ 健		当	100.000
1	下条 みつ		当	100.000
1	羽田 つとむ		当	100.000
1	しのはら 孝	1	落	94.711
1	堀込 いくお	2	落	71.725
1	一川 保夫	3	落	71.650
1	若泉 せいぞう	4	落	68.964
1	村井 宗明	5	落	67.371
1	加藤 たかし		落	64.943
1	桑原 ゆたか		落	64.395
1	玉村 和夫		落	58.034
1	坂上 とみお		落	51.767
1	西尾 政英		落	45.012
1	本郷 ふみたけ		落	29.281

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付けられている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

項目	数値
有権者数	656,550
投票者数	470,362
棄権者数	186,188
投票率	71.64%
有効投票数	454,276
無効投票数	16,077

※在外投票を含む。

第44回 平成17年9月11日(日)執行

(小選挙区)

第1区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	220,173
稻田朋美	46	女	自由民主党	51,242	投票者数	155,214
笹木竜三	48	男	民主党	50,869	棄権者数	64,959
松宮勲	61	男	一	45,332	投票率	70.50%
金元幸枝	47	女	日本共産党	5,988	有効投票数	153,431
計				153,431	無効投票数	1,781

※ 笹木竜三氏は、比例代表復活当選

第2区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	219,795
山本拓	53	男	自由民主党	96,245	投票者数	157,671
若泉征三	60	男	民主党	57,504	棄権者数	62,124
計				153,749	投票率	71.74%
					有効投票数	153,749
					無効投票数	3,922

第3区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	216,317
高木毅	49	男	自由民主党	93,451	投票者数	157,552
玉村和夫	55	男	民主党	60,193	棄権者数	58,765
計				153,644	投票率	72.83%
					有効投票数	153,644
					無効投票数	3,906

(比例代表・北陸信越選挙区)

政党等名		社会 民 主 党			政党等名		国 民 新 党				
得票数	272, 649 票			得票数	300, 140 票						
当選人数	0 人			当選人数	1 人						
男	0 人		女	0 人		男	1 人		女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率		
1	宮崎 まっすぐ		落	65.458	1	糸川 正晃	1				
1	山口 わか子		落	24.798	2	わたぬき 民輔		当	100.000		
1	秋原 のぶゆき		落	×	2	鈴木 やすし		落	21.348		
1	くぼた 正人		落	×							
5	内田 淳子										

政党等名		民 主 党			政党等名		自 由 民 主 党				
得票数	1, 414, 392 票			得票数	1, 665, 553 票						
当選人数	4 人			当選人数	5 人						
男	4 人		女	0 人		男	5 人		女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率		
1	西村 ちなみ		当	100.000	1	長島 ただよし	1				
1	菊田 まきこ		当	100.000	2	稻田 ともみ		当	100.000		
1	つつい 信隆		当	100.000	3	かわら 力	2				
1	下条 みつ		当	100.000	4	近藤 もとひこ		当	100.000		
1	羽田 つとむ		当	100.000	4	いなば 大和		当	100.000		
1	ささき 龍三	1	落	99.272	4	ながせ 茂遠		当	100.000		
1	わしお 英一郎	2	落	89.221	4	みやこし 光寛		当	100.000		
1	しのはら 孝	3	落	86.049	4	森 喜朗		当	100.000		
1	村井 宗明	4	落	80.000	4	北村 しげお		当	100.000		
1	おくだ 建		落	76.967	4	山本 拓		当	100.000		
1	堀込 いくお		落	75.692	4	高木 つよし		当	100.000		
1	桑原 ゆたか		落	66.654	4	小坂 けんじ		当	100.000		
1	一川 保夫		落	64.649	4	後藤 しげゆき		当	100.000		
1	玉村 和夫		落	64.411	4	宮下 一郎		当	100.000		
1	加藤 がく		落	60.408	4	たかとり 修一	3	落	89.574		
1	若泉 せいぞう		落	59.747	4	吉田六ざえもん	4	落	86.260		
1	西尾 政英		落	53.717	4	はぎ山 教嚴	5	落	83.763		
1	むかい 英二		落	39.751	4	くりはら 洋志		落	81.825		
					4	よねやま 隆一		落	78.678		
					4	いわさき 忠夫		落	71.585		
					4	関谷 りき		落	69.402		

政党等名		公 明 党			政党等名		日 本 共 产 党		
得 票 数		4 0 3 , 2 0 3 票			得 票 数		2 9 3 , 0 4 5 票		
当選人数		1 人			当選人数		0 人		
男	1 人	女	0 人		男	0 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	漆原 良夫	1			1	木島 日出夫			
2	土山 弘子				2	かわまた 幸雄		落	×
					3	中野 さなえ		落	24. 759

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付されている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

項 目	数 値
有権者数	656, 550
投票者数	470, 362
棄権者数	186, 188
投票率	71. 64%
有効投票数	454, 276
無効投票数	16, 077

※在外投票を含む。

第45回 平成21年8月30日(日)執行

(小選挙区)

第1区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	220,971
稻田朋美	50	女	自由民主党	78,969	投票者数	159,013
笹木龍三	52	男	民主党	72,119	棄権者数	61,958
金元幸枝	51	女	日本共産党	6,940	投票率	71.96%
計				158,028	有効投票数	158,028
					無効投票数	981

※ 笹木龍三氏は、比例代表復活当選

第2区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	219,456
山本拓	57	男	自由民主党	80,033	投票者数	164,071
糸川正晃	34	男	民主党	78,496	棄権者数	55,385
河合勇樹	47	男	一	2,403	投票率	74.76%
計				160,932	有効投票数	160,932
					無効投票数	3,135

※ 糸川正晃氏は、比例代表復活当選

第3区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	213,911
高木毅	53	男	自由民主党	80,724	投票者数	161,829
松宮勲	65	男	民主党	74,158	棄権者数	52,082
北野光夫	42	男	一	4,058	投票率	75.65%
計				158,940	有効投票数	158,940
					無効投票数	2,885

※ 松宮勲氏は、比例代表復活当選

(比例代表・北陸信越選挙区)

政党等名		國 民 新 党			政党等名		民 主 党		
得 票 数		2 4 0 , 3 3 3 票			得 票 数		2 , 0 0 7 , 7 7 0 票		
当選人数		0 人			当選人数		6 人		
男	0 人	女	0 人		男	5 人	女	1 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	綿貫 民輔				1	西村 ちなみ			100.000
2	反り目 弘國				1	わしお 英一郎			100.000
					1	黒岩 たかひろ			100.000
					1	菊田 まきこ			100.000
					1	つい 信隆			100.000
					1	村井 宗明			100.000
					1	奥田 建			100.000
					1	こんどう 和也			100.000
					1	しのはら 孝			100.000
					1	下条 みつ			100.000
					1	羽田 つとむ			100.000
					1	やざき 公二			100.000
					1	加藤 学			100.000
					1	糸川 まさあき	1	落	98.079
					1	たなか 美絵子	2	落	96.381
					1	松宮 いさお	3	落	91.866
					1	ささき 龍三	4	落	91.325
					1.8	くつかけ 哲男	5		
					1.9	若泉 せいぞう	6		
					2.0	三浦 茂樹			
					2.1	武居 博明			
政党等名		自由 民 主 党							
得 票 数		1 , 3 3 3 , 0 8 2 票							
当選人数		4 人							
男	4 人	女	0 人						
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率					
1	長島 忠美	1							
2	みやこし 光寛		当	100.000					
2	たちばな慶一郎		当	100.000					
2	森 喜朗		当	100.000					
2	稻田 ともみ		当	100.000					
2	山本 拓		当	100.000					
2	高木 つよし		当	100.000					
2	北村 しげお	2	落	97.785					
2	はせ 浩	3	落	93.236					
2	ながせ 甚遠	4	落	90.775					
2	宮下 一郎		落	85.588					
2	米山 隆一		落	83.770					
2	いわさき 忠夫		落	76.885					
2	小坂 けんじ		落	76.843					
2	たかとり 修一		落	71.798					
2	近藤 もとひこ		落	70.880					
2	後藤 しげゆき		落	59.398					
2	くりはら 洋志		落	57.426					
2	吉田六ざえもん		落	53.501					
2	むたい 俊介		落	49.958					
2	いなば 大和		落	49.719	3	佐伯 めぐみ		落	×
政党等名		日 本 共 産 党							
得 票 数		2 7 4 , 8 1 6 票							
当選人数		0 人							
男	0 人	女	0 人						
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率					
1	山口 のりひさ								
2	中野 さなえ								
3	たけだ 勝利								
3	かねもと 幸枝								
3	佐藤 まさゆき								
3	佐伯 めぐみ								

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付されている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかつた者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

政党等名		新 党 日 本			政党等名		幸 福 実 現 党		
得票数		73, 614 票			得票数		32, 312 神		
当選人数		0 人			当選人数		0 人		
男	0 人		女	0 人		男	0 人		女
名簿	氏 名		順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名		順位
1	小林 峰一					1	一倉 洋一		
						2	三浦 よしひろ		
						3	三上 誠		
						4	加藤 きみやす		

政党等名		社 会 民 主 党			政党等名		公 明 党		
得票数		225, 992 票			得票数		333, 084 神		
当選人数		0 人			当選人数		1 人		
男	0 人		女	0 人		男	1 人		女
名簿	氏 名		順位	小選挙区	惜敗率	名簿	氏 名		順位
1	ふじい 宗一			落	69.543	1	漆原 良夫		1
1	米山 のぼる			落	×	2	田島 公一		
1	いべ 昌一			落	×				
1	池田 幸代			落	×				
1	中川 博司			落	×				

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付されている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

項目	数値
有権者数	654, 338
投票者数	484, 798
棄権者数	169, 540
投票率	74. 09%
有効投票数	470, 195
無効投票数	14, 586

※在外投票を含む。

第46回 平成24年12月16日(日)執行

(小選挙区)

第1区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	220,972
稻田朋美	53	女	自由民主党	68,027	投票者数	131,597
鈴木宏治	39	男	日本維新の会	29,622	棄権者数	89,375
笹木龍三	56	男	民主党	22,985	投票率	59.55%
金元幸枝	54	女	日本共産党	6,014	有効投票数	129,329
山崎隆敏	63	男	社会民主党	2,681	無効投票数	2,266
計				129,329		

第2区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	217,114
山本拓	60	男	自由民主党	68,126	投票者数	132,444
糸川正晃	37	男	民主党	38,354	棄権者数	84,670
武田将一朗	42	男	みんなの党	17,067	投票率	61.00%
藤岡繁樹	61	男	日本共産党	5,273	有効投票数	128,820
計				128,820	無効投票数	3,622

第3区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	211,528
高木毅	56	男	自由民主党	77,543	投票者数	137,087
松宮勲	68	男	民主党	28,364	棄権者数	74,441
塚本崇	38	男	日本維新の会	20,972	投票率	64.81%
山本雅彦	55	男	日本共産党	7,048	有効投票数	133,927
計				133,927	無効投票数	3,156

(比例代表・北陸信越選挙区)

政党等名		社会民主 党		
得票数	128, 443 票			
当選人数	0 人			
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	東あつし		落	24.836
1	わたなべ英明		落	22.283
1	池田幸代		落	×
1	ほその祐治		落	×
1	山崎たかとし		落	×
6	杵口敏行			

政党等名		民 主 党		
得票数	682, 159 票			
当選人数	2 人			
男	1 人	女	1 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	しのはら孝		当	100.000
1	寺島よしゆき		当	100.000
1	わしお英一郎	1	落	85.101
1	菊田まきこ	2	落	82.540
1	黒岩たかひろ		落	82.504
1	西村ちなみ		落	80.695
1	こんどう和也		落	70.063
1	やざき公二		落	69.164
1	下条みづ		落	69.047
1	つつい信隆		落	67.457
1	田中まきこ		落	63.988
1	村井宗明		落	61.296
1	糸川まさあき		落	56.298
1	奥田建		落	47.799
1	松宮いさお		落	36.578
1	ささき竜三		落	33.788
1	宮本けいこ		落	30.499
1	花岡明久		落	26.282
1	ほうざわ宏明		落	21.501
20	若泉せいぞう			

政党等名		日本維新の会		
得票数	707, 497 票			
当選人数	3 人			
男	3 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	中田宏	1		
2	宮沢たかひと	2	落	53.545
2	百瀬ともゆき	3	落	53.161
2	米山隆一		落	44.379
2	鈴木こうじ		落	43.544
2	井出泰介		落	42.817
2	こまい俊輔		落	41.395
2	くりはら博久		落	39.969
2	塙本崇		落	27.045
10	堀居哲郎			

政党等名		みんなの党		
得票数	275, 399 票			
当選人数	1 人			
男	1 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	井出ようせい	1	落	97.004
1	たけだ将一朗		落	25.052

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付されている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

政党等名		幸 福 実 現 党		
得票数		15,767 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	及川 幸久			
2	吉田 かをる			
3	横井 基至			

政党等名		自 由 民 主 党		
得票数		1,162,095 票		
当選人数		4 人		
男	4 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	石崎 とおる			当 100.000
1	細田 健一			当 100.000
1	斎藤 ひろあき			当 100.000
1	金子 めぐみ			当 100.000
1	長島 ただよし			当 100.000
1	たかとり 修一			当 100.000
1	たばた 裕明			当 100.000
1	みやこし 光寛			当 100.000
1	たちばな慶一郎			当 100.000
1	はせ 浩			当 100.000
1	佐々木 はじめ			当 100.000
1	北村 しげお			当 100.000
1	稻田 ともみ			当 100.000
1	山本 拓			当 100.000
1	高木 つよし			当 100.000
1	むたい 俊介			当 100.000
1	後藤 しげゆき			当 100.000
1	宮下 一郎			当 100.000
1	木内 ひとし	1	落	89.542
1	小松 ゆたか	2	落	89.328
2 1	永山 文雄	3		
2 2	助田 重義	4		
2 3	渡辺 智康			
2 4	轟 好人			
2 5	小林 孝治			

政党等名		公 明 党		
得票数		307,138 票		
当選人数		1 人		
男	1 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	漆原 良夫	1		
2	田島 公一			

政党等名		日 本 共 产 党		
得票数		210,219 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	藤野 やすふみ			
2	中野 さなえ			

項目	数 値
有権者数	649,614
投票者数	401,062
棄権者数	248,552
投票率	61.74%
有効投票数	390,618
無効投票数	10,433

※在外投票を含む。

政党等名		日 本 未 来 の 党		
得票数		178,403 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	加藤 学		落	30.977
1	三浦 しげき		落	30.054
1	内山 こう		落	28.604

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付されている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

第47回 平成26年12月14日(日)執行

(小選挙区)

第1区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	378,855
稻田朋美	55	女	自由民主党	116,855	投票者数	184,272
鈴木宏治	41	男	維新の党	47,802	棄権者数	194,583
金元幸枝	56	女	日本共産党	15,561	投票率	48.64%
計				180,218	有効投票数	180,218
					無効投票数	4,052

第2区

候補者名	年齢	性別	候補者 届出政党	得票数	有権者数	266,868
高木毅	58	男	自由民主党	83,086	投票者数	138,571
辻一憲	49	男	民主党	42,032	棄権者数	128,297
宇野邦弘	63	男	日本共産党	9,941	投票率	51.92%
計				135,059	有効投票数	135,059
					無効投票数	3,503

(比例代表・北陸信越選挙区)

政党等名		社会民主 党		
得票数		99, 242 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	東 あつし		落	28.167
1	わたなべ 英明		落	×
3	石谷 ゆうた			

政党等名		維新の党		
得票数		432, 249 票		
当選人数		1 人		
男	1 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	井出 ようせい		当	100.000
1	吉田 豊史	1	落	56.001
1	百瀬 智之		落	54.454
1	鈴木 こうじ		落	40.907
5	近江屋 信広			

政党等名		民 主 党		
得票数		690, 721 票		
当選人数		3 人		
男	1 人	女	2 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	黒岩 たかひろ		当	100.000
1	しのはら 孝		当	100.000
1	わしお 英一郎	1	落	99.855
1	菊田 まさこ	2	落	96.027
1	西村 ちなみ	3	落	91.276
1	こんどう 和也		落	90.972
1	下条 みづ		落	83.940
1	やざき 公二		落	82.089
1	寺島 よしゆき		落	82.025
1	たなか 美絵子		落	77.974
1	うめたに 守		落	75.044
1	なかじま 康介		落	51.153
1	つじ 一憲		落	50.588
1 4	一川 保夫			
1 5	村田 正示			

政党等名		生 活 の 党		
得票数		75, 981 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏名	順位	小選挙区	惜敗率
1	森 ゆうこ		落	58.416
2	河上 満栄			

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付されている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

政党等名		幸 福 実 現 党		
得票数		19,619 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	七海 ひろこ			
2	吉田 かをる			
3	横井 もとゆき			

政党等名		公 明 党		
得票数		293,194 票		
当選人数		1 人		
男	1 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	漆原 良夫	1		
2	田島 公一			

政党等名		日 本 共 産 党		
得票数		315,071 票		
当選人数		1 人		
男	1 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	藤野 やすふみ	1		
2	上田 ひであき		落	34.961

政党等名		自 由 民 主 党		
得票数		1,122,585 票		
当選人数		5 人		
男	5 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	山本 拓	1		
2	石崎 とおる		当	100.000
2	細田 健一		当	100.000
2	金子 めぐみ		当	100.000
2	長島 ただよし		当	100.000
2	たかとり 修一		当	100.000
2	たばた 裕明		当	100.000
2	みやこし 光寛		当	100.000
2	たちばな慶一郎		当	100.000
2	はせ 浩		当	100.000
2	佐々木 はじめ		当	100.000
2	北村 しげお		当	100.000
2	稻田 ともみ		当	100.000
2	高木 つよし		当	100.000
2	むたい 俊介		当	100.000
2	後藤 しげゆき		当	100.000
2	宮下 一郎		当	100.000
2	斎藤 ひろあき	2	落	89.953
2	小松 ゆたか	3	落	76.959
2	木内 ひとし	4	落	72.927
21	助田 重義	5		
22	佐藤 俊			
23	田伏 加南代			
24	中森 ふくよ			
25	轟 好人			

項目	数 値
有権者数	645,723
投票者数	322,825
棄権者数	322,898
投票率	49.99%
有効投票数	313,093
無効投票数	9,718

政党等名		次 世 代 の 党		
得票数		58,361 票		
当選人数		0 人		
男	0 人	女	0 人	
名簿	氏 名	順位	小選挙区	惜敗率
1	宮沢 たかひと		落	×

※在外投票を含む。

(注) 「惜敗率」欄に「×」の印が付されている衆議院名簿登載者は、重複立候補者のうち小選挙区選出議員の選挙で供託物没収点（有効投票総数の1／10以上の得票）に達しなかった者であり、比例代表選出議員の選挙の衆議院名簿に記載されていないものとみなされる者である。

(2) 参議院議員通常選挙

●選挙制度：全国区制・地方区制

(第1回から第12回までは地方区の投票率)

第1回 昭和22年4月20日(日) 執行

候補者名	得票数	有権者数	404,654
池田 七郎兵衛	120,993	投票者数	275,851
松下 松治郎	74,469	棄権者数	128,803
庄司 与一郎	42,068	投票率	68.17%
玉川 安平	12,076	有効投票数	249,606
計	249,606	無効投票数	26,245

第2回 昭和25年6月4日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	407,101
堂森 芳夫	46	男	日本社会党	133,679	投票者数	332,610
長谷川 政友	39	男	自由党	97,035	棄権者数	74,491
加藤 吉太夫	55	男	諸 派	81,228	投票率	81.70%
牧野 藤宗	33	男	日本共産党	5,752	有効投票数	317,694
計				317,694	無効投票数	14,916

第3回 昭和28年4月24日(金) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	423,577
酒井 利雄	61	男	自由党	125,920	投票者数	311,725
久保 文藏	54	男	無 所 属	77,159	棄権者数	111,852
山内 謙	48	男	右派社会党	70,523	投票率	73.59%
岸 新蔵	48	男	左派社会党	19,783	有効投票数	293,385
計				293,385	無効投票数	18,334

昭和30年3月10日(日) 執行(補欠選挙)

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	432,383
小幡 治和	50	男	無 所 属	191,186	投票者数	278,091
宝鏡 晃	52	男	日本民主党	84,385	棄権者数	154,292
計				275,571	投票率	64.32%
					有効投票数	275,571
					無効投票数	2,520

第4回 昭和31年7月8日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	438,338
小幡治和	51	男	自由民主党	150,985	投票者数	333,645
斎木重一	61	男	日本社会党	106,269	棄権者数	104,693
宝鏡晃	53	男	無所属	62,422	投票率	76.12%
落合栄一	49	男	日本共産党	5,448	有効投票数	325,124
計				325,124	無効投票数	8,529

第5回 昭和34年6月2日(火) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	448,943
高橋衛	56	男	自由民主党	179,163	投票者数	315,165
斎木重一	64	男	日本社会党	127,781	棄権者数	133,778
計				306,944	投票率	70.20%
					有効投票数	306,944
					無効投票数	8,217

第6回 昭和37年7月1日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	457,532
熊谷太三郎	55	男	自由民主党	205,961	投票者数	384,937
小幡治和	57	男	無所属	84,964.530	棄権者数	72,595
田畠政一郎	37	男	日本社会党	81,165.469	投票率	84.13%
吉田一夫	37	男	日本共産党	6,246	有効投票数	378,337
計				378,336.999	無効投票数	6,593

第7回 昭和40年7月4日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	470,465
高橋衛	62	男	自由民主党	146,354	投票者数	385,824
小幡治和	60	男	無所属	130,254	棄権者数	84,641
辻一彦	40	男	日本社会党	92,528	投票率	82.01%
吉田一夫	40	男	日本共産党	9,274	有効投票数	378,410
計				378,410	無効投票数	7,396

第8回 昭和43年7月7日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	490,768
熊谷 太三郎	61	男	自由民主党	230,363	投票者数	391,181
辻 一彦	43	男	日本社会党	134,321	棄権者数	99,587
吉田 一夫	43	男	日本共産党	17,640	投票率	79.71%
計				382,324	有効投票数	382,324
					無効投票数	8,843

第9回 昭和46年6月27日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	512,704
辻 一彦	46	男	日本社会党	160,844	投票者数	349,169
高橋 衛	68	男	自由民主党	158,635	棄権者数	163,535
坂口 章	47	男	日本共産党	21,755	投票率	68.10%
計				341,234	有効投票数	341,234
					無効投票数	7,934

第10回 昭和49年7月7日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	531,037
熊谷 太三郎	67	男	自由民主党	251,238	投票者数	424,874
堀川 功	51	男	日本社会党	128,093	棄権者数	106,163
浅田 豊	48	男	日本共産党	35,970	投票率	80.01%
計				415,301	有効投票数	415,301
					無効投票数	9,567

第11回 昭和52年7月10日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	546,177
山内 一郎	64	男	自由民主党	220,399	投票者数	448,025
辻 一彦	52	男	日本社会党	207,332	棄権者数	98,152
浅田 豊	51	男	日本共産党	13,580	投票率	82.03%
計				441,311	有効投票数	441,311
					無効投票数	6,698

第12回 昭和55年6月22日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	559,596
熊谷 太三郎	73	男	自由民主党	258,633	投票者数	477,815
辻 一彦	55	男	日本社会党	195,741	棄権者数	81,781
吉田 一夫	55	男	日本共産党	15,005	投票率	85.39%
計				469,379	有効投票数	469,379
					無効投票数	8,402

●選挙制度：選挙区制・拘束名簿式比例代表制

(第13回から第18回までは、選挙区の投票率)

第13回 昭和58年6月26日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	574,167
山内 一郎	70	男	自由民主党	188,838	投票者数	351,729
小林 優	51	男	日本社会党	73,823	棄権者数	222,438
神谷 正保	51	男	民社党	59,711	投票率	61.26%
南秀一	33	男	日本共産党	20,458	有効投票数	342,830
計				342,830	無効投票数	8,895

第14回 昭和61年7月6日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	586,839
熊谷 太三郎	79	男	自由民主党	302,454	投票者数	474,624
神谷 正保	54	男	民社党	95,814	棄権者数	112,215
吉田 一夫	61	男	日本共産党	52,277	投票率	80.88%
計				450,545	有効投票数	450,545
					無効投票数	24,604

第15回 平成元年7月23日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	599,051
古川 太三郎	56	男	連合の会	215,953	投票者数	448,608
山内 一郎	76	男	自由民主党	205,668	棄権者数	150,443
元山 章一郎	53	男	日本共産党	18,771	投票率	74.89%
計				440,392	有効投票数	440,392
					無効投票数	8,203

第16回 平成4年7月26日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	612,037
山崎正昭	50	男	自由民主党	216,105	投票者数	373,032
龍田清成	49	男	連合の会	129,146	棄権者数	239,005
宇野邦弘	40	男	日本共産党	18,128	投票率	60.95%
計				363,379	有効投票数	363,379
					無効投票数	9,645

第17回 平成7年7月23日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	630,314
松村龍二	57	男	自由民主党	182,078	投票者数	334,202
古川太三郎	62	男	民主改革連合	122,522	棄権者数	296,112
佐藤正雄	36	男	日本共産党	22,091	投票率	53.02%
計				326,691	有効投票数	326,691
					無効投票数	7,507

第18回 平成10年7月12日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	642,297
山崎正昭	56	男	自由民主党	205,569	投票者数	410,737
京藤啓民	58	男	民主党	112,472	棄権者数	231,560
宇野邦弘	46	男	日本共産党	41,426	投票率	63.95%
村田恭子	45	女	自由連合	33,930	有効投票数	393,397
計				393,397	無効投票数	17,330

●選挙制度：選挙区制・非拘束名簿式比例代表制

第19回 平成13年7月29日（日）執行

(選挙区)

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	651, 252
松村龍二	63	男	自由民主党	239, 560	投票者数	396, 909
小澤喜久子	53	女	民主党	103, 373	棄権者数	254, 343
宇野邦弘	49	男	日本共産党	27, 480	投票率	60. 95%
山口透	61	男	自由連合	10, 052	有効投票数	380, 465
計				380, 465	無効投票数	16, 430

(比例代表)

政党等の名称		日本共産党	
得票総数(a) + (b)	4, 329, 210. 329	得票率	7. 91
政党等の得票総数(a)		4, 065, 047. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		264, 163. 329	
名簿登載者数		25	
当選人数	4	男	2
		女	2
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	紙 智子	56, 999. 756
2	当	筆 坂 秀世	40, 193. 000
3	当	井 上 さとし	32, 107. 338
4	当	吉 川 春子	26, 008. 959
5		小 林 みえこ	20, 868. 420
6		石 井 正二	20, 211. 039
7		笠 井 あきら	18, 235. 000
8		美 見 みち子	8, 644. 000
9		仁比 そうへい	7, 485. 000
10		井 口 ま み	6, 746. 857
11		小 田 一 郎	4, 279. 000
12		田 村 智子	4, 093. 047
13		池 田 真理子	3, 782. 470
14		松 竹 信 幸	2, 479. 000
15		成 宮 まり子	2, 008. 519
16		加 藤 幹 夫	1, 905. 837
17		伊 藤 岳 岳	1, 569. 073
18		小 倉 正 行	1, 482. 000
19		平 静 丸	1, 094. 000
20		中 条 正 実	818. 014
21		河 江 明 美	758. 000
22		駒 井 正 男	745. 000
23		板 見 奈津子	723. 000
24		青 池 昌 道	522. 000
25		岩 藤 智 彦	405. 000

政党等の名称		女性党	
得票総数(a) + (b)	469, 692. 093	得票率	0. 86
政党等の得票総数(a)		381, 752. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		87, 940. 093	
名簿登載者数		2	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		町 山 恵 子	45, 183. 093
2		しのはらふさ子	42, 757. 000

政党等の名称		無所属の会	
得票総数(a) + (b)	157, 204. 000	得票率	0. 29
政党等の得票総数(a)		133, 762. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		23, 442. 000	
名簿登載者数		1	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		野屋敷いとこ	23, 442. 000

政党等の名称		保守党	
得票総数(a) + (b)	1, 275, 002. 284	得票率	2. 33
政党等の得票総数(a)		609, 382. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		665, 620. 284	
名簿登載者数		5	
当選人数	1	男	0
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	扇 千 景	610, 212. 000
2		三 沢 淳	34, 292. 570
3		鬼 沢 慶 一	9, 945. 000
4		あらい 和 夫	7, 840. 714
5		滝本 やすゆき	3, 330. 000

政党等の名称		第二院クラブ	
得票総数(a) + (b)	669, 872. 559	得票率	1. 22
政党等の得票総数(a)		374, 207. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		295, 665. 559	
名簿登載者数		10	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		青 島 幸 男	284, 745. 692
2		鈴 木 伊 豊	2, 874. 585
3		福 岡 秀 広	2, 015. 000
4		吉 村 成 子	1, 960. 488
5		畠 勝 滋	930. 000
6		原 秀 介	881. 000
7		奥 中 慎 夫	644. 000
8		岡 部 昌 平	621. 000
9		菊 池 正 格	560. 794
10		菅 野 格	433. 000

政党等の名称		維新政党・新風	
得票総数(a) + (b)	59, 385. 000	得票率	0. 11
政党等の得票総数(a)		44, 307. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		15, 078. 000	
名簿登載者数		2	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		小 山 和 伸	12, 136. 000
2		魚 谷 哲 央	2, 942. 000

政党等の名称		民主党	
得票総数(a) + (b)	8,990,524.015	得票率	16.42
政党等の得票総数(a)		6,082,694.000	
名簿登載者の得票総数(b)		2,907,830.015	
名簿登載者数		28	
当選人数	8	男	7
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	大橋 巨泉	412,087.000
2	当	ふじわら 正司	259,576.500
3	当	いけぐち 修次	230,255.000
4	当	あさひ 俊弘	216,911.000
5	当	若林 ひでき	202,839.574
6	当	伊藤 もとたか	195,238.043
7	当	佐藤 道夫	184,476.635
8	当	神本 みえ子	173,705.616
9		ツルネン マルティ	159,653.000
10		柳沢 みつよし	158,088.505
11		高見 裕一	151,563.276
12		幸田 シャーミン	138,858.353
13		前川 忠夫	108,454.000
14		竹村 泰子	75,708.000
15		にしこおり 淳	65,843.810
16		ひぐち 恵子	32,316.211
17		太田 のぶまさ	23,309.900
18		石川 由美子	20,497.886
19		片山 みつよ	16,717.643
20		寺山 としお	14,973.000
21		とみなが 照子	11,394.000
22		高比良 正司	11,175.858
23		森元 美代治	11,035.508
24		島影 せい子	9,887.042
25		須藤 甚一郎	6,734.000
26		村木 弥生	6,579.000
27		神永 れい子	5,337.149
28		田原 すみれ	4,614.506

政党等の名称		新社会党	
得票総数(a) + (b)	377,013.814	得票率	0.69
政党等の得票総数(a)		247,723.000	
名簿登載者の得票総数(b)		129,290.814	
名簿登載者数		3	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		小森 たづくに	49,490.814
2		矢田部 理	43,667.000
3		岡崎 ひろみ	36,133.000

政党等の名称		自由連合	
得票総数(a) + (b)	780,389.005	得票率	1.43
政党等の得票総数(a)		400,262.000	
名簿登載者の得票総数(b)		380,127.005	
名簿登載者数		47	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		石井 一二	64,322.207
2		野坂 昭如	43,926.000
3		ドクター・中松	36,076.000
4		佐山 サトル	33,754.000
5		佐藤 こうぞう	26,040.834
6		金城 ヒロシ	15,377.000
7		田中 よしこ	12,838.121
8		高野 よしひろ	11,823.000
9		上草 義輝	11,188.000
10		嵐	10,746.000
11		月亭 可朝	9,451.396
12		羽柴 誠三秀吉	9,382.000
13		高橋 三千綱	6,941.757
14		わたなべ えみ	6,501.680
15		戸川 昌子	6,460.000
16		岸野 まさみ	5,777.984
17		玉元 一夫	5,508.277
18		加藤 元	4,722.352
19		江藤 慎一	4,285.209
20		山本 清	3,901.352
21		千葉 マリア	3,728.000
22		佐々木 ふみお	3,676.000
23		山下 典子	3,313.308
24		和田 静夫	3,079.000
25		堀田 祐美子	3,007.513
26		畠中 かず	2,902.000
27		荒勢	2,711.151
28		渡辺 文学	2,553.274
29		若井 ぽん	2,482.000
30		井上 むつき	2,100.151
31		古川 のぼる	1,998.000
32		東良平	1,907.000
33		小林 則子	1,754.306
34		川島 みのる	1,659.000
35		中平 まみ	1,608.141
36		杉山 ひでお	1,588.426
37		梅木 つねあき	1,407.000
38		中島 ゆういち	1,387.332
39		加藤 しょうき	1,373.649
40		大久保 カオル	1,300.000
41		中田 三四郎	1,259.000
42		高信太郎	1,182.396
43		秀島 一生	763.000
44		相良 じゅいち	750.000
45		藤林 紫陽	681.000
46		もちだ 哲也	570.000
47		菅原 研治	363.189

政党等の名称		公明党	
得票総数(a)+(b)	8,187,804.949	得票率	14.96
政党等の得票総数(a)	1,865,797.000		
名簿登載者の得票総数(b)	6,322,007.949		
名簿登載者数	17		
当選人数	8	男	7
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	山本 かなえ	1,287,549.576
2	当	山本 健太郎	800,563.000
3	当	遠山 清彦	794,445.000
4	当	草川 昭三	699,069.000
5	当	渡辺 たかお	697,198.686
6	当	魚住 裕一郎	669,374.594
7	当	福本 じゅんいち	665,811.000
8	当	加藤 しゅういち	663,609.339
9	当	中山 とも子	10,309.055
10	当	小林 れい子	7,684.550
11		江藤 誠仁右衛門	6,570.702
12		中川 京子	5,866.000
13		おくら 由美	3,953.000
14		平田 みちのり	3,285.000
15		伊藤 日出夫	2,841.655
16		常盤津八重太夫	2,312.200
17		石渡 由美子	1,565.592

政党等の名称		社会民主党	
得票総数(a)+(b)	3,628,635.184	得票率	6.63
政党等の得票総数(a)	2,298,104.000		
名簿登載者の得票総数(b)	1,330,531.184		
名簿登載者数	10		
当選人数	3	男	2
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	田嶋 陽子	509,567.338
2	当	オータ 昌子	396,077.395
3	当	又市 秀治	148,030.000
4	当	田谷 征夫	134,934.978
5		本谷 たかしげ	42,847.000
6		清水 すみこ	32,723.678
7		船橋 くに子	29,990.000
8		戸田 ふじわら 勝彦	13,032.711
9		戸田 二郎	11,693.084
10		大島 よしのり	11,635.000

政党等の名称		自由民主党	
得票総数(a)+(b)	2,114,727.630	得票率	38.57
政党等の得票総数(a)	14,925,437.000		
名簿登載者の得票総数(b)	6,189,290.630		
名簿登載者数	27		
当選人数	20	男	15
		女	5
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	ますぞえ 要一	1,588,262.000
2	当	こうそ 憲治	478,985.625
3	当	大仁田 厚子	460,421.669
4	当	小野 清子	295,613.000
5	当	いいわい 国臣	278,521.000
6	当	橋本 聖子	265,545.010
7	当	おつじ 純秀	264,888.000
8	当	見井 敬	227,042.000
9	当	だんもと 幸三	218,597.000
10	当	だんもと 幸男	207,867.966
11		魚住 ひろひで	197,542.968
12		清木 かよこう	174,517.184
13		福島 けいしろう	166,070.000
14		近藤 たけお	160,425.000
15		森元 つねお	156,656.486
16		藤井 もとゆき	156,380.000
17		山東 昭子	147,568.000
18		小泉 あきお	142,747.000
19		有村 はるこ	114,260.856
20		中原 そ	104,581.000
21		中島 ひろお	95,109.987
22		藤野 きみたか	94,332.000
23		よだ 智治	78,584.000
24		かま たかじ	58,955.000
25		末広 邦茂	19,246.000
26		佐藤 まさき	19,232.879
27		水島 ゆたか	17,339.000

政党等の名称		自由党	
得票総数(a)+(b)	4,227,148.996	得票率	7.72
政党等の得票総数(a)	3,642,884.000		
名簿登載者の得票総数(b)	584,264.996		
名簿登載者数	17		
当選人数	4	男	4
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	西岡 武夫	121,617.000
2	当	田村 秀昭	86,666.398
3	当	広野 ただし	59,028.381
4	当	大江 やすひろ	43,801.000
5		清水 のぶつぐ	43,027.275
6		山本 ようこ	42,831.408
7		こが たかあき	32,209.237
8		戸田 くにじ	32,113.480
9		きもと 由孝	30,856.000
10		菅原 ときあき	29,731.120
11		あい そ重樹	15,907.000
12		井村 田ノブ	13,795.000
13		岡村 なおじ	12,532.660
14		岡村 みつよし	6,866.451
15		村本 詩郎	6,773.000
16		荒下 高明	3,295.000
17			3,214.586

政党等の名称		新党・自由と希望	
得票総数(a)+(b)	474,885.229	得票率	0.87
政党等の得票総数(a)		108,979.000	
名簿登載者の得票総数(b)		365,906.229	
名簿登載者数		10	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		白川 勝彦	309,994.443
2		宮崎 学	15,608.000
3		庄野 ひさしこ	15,371.000
4		田代 さとしこ	6,477.284
5		うさき けいこ	5,372.618
6		こもり 中良	5,308.758
7		福田 太治	3,054.126
8		福安 尚美	2,407.000
9		永東 かがり	1,446.000
10			867.000

項目	数值
有権者数	651,480
投票者数	396,933
棄権者数	254,547
投票率	60.93%
有効投票数	376,881
無効投票数	20,034

※在外投票を含む。

第20回 平成16年7月11日(日)執行

(選挙区)

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	655, 864
山崎正昭	62	男	自由民主党	218, 885	投票者数	400, 229
矢野真季子	40	女	民主党	147, 419	棄権者数	255, 635
宇野邦弘	52	男	日本共産党	24, 250	投票率	61. 02%
計				390, 554	有効投票数	390, 554
					無効投票数	9, 665

(比例代表)

政党等の名称		みどりの会議	
得票総数(a)+(b)	903, 775. 791	得票率	1. 62
政党等の得票総数(a)		619, 985. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		283, 790. 791	
名簿登載者数		10	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		中村 敦夫	204, 712. 610
2		藤田 恵	20, 709. 000
3		くまの もりお	13, 193. 000
4		安田 節子	10, 906. 000
5		小林 イチロウ	8, 337. 194
6		小川 ふき	6, 963. 956
7		小倉 まさ子	6, 692. 264
8		足立 力也	5, 514. 000
9		山崎 るみ子	3, 827. 767
10		木原 しようじ	2, 935. 000

政党等の名称		女性党	
得票総数(a)+(b)	989, 882. 343	得票率	1. 77
政党等の得票総数(a)		788, 396. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		201, 486. 343	
名簿登載者数		10	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		町山 恵子	50, 322. 701
2		辻元 よしみ	42, 022. 000
3		しのはら ふさ子	25, 710. 000
4		うわ のり子	22, 573. 000
5		中山 ひろ子	17, 499. 000
6		くらた えり子	15, 555. 420
7		しばた けい子	10, 190. 222
8		井口 ゆりえ	7, 883. 000
9		福井 ちよ	6, 791. 000
10		早坂 きくみ	2, 940. 000

政党等の名称		自由民主党	
得票総数(a)+(b)	16, 797, 686. 469	得票率	30. 03
政党等の得票総数(a)		11, 604, 565. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		5, 193, 121. 469	
名簿登載者数		33	
当選人数	15	男	13
		女	2
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	竹中 平蔵	722, 505. 000
2	当	あきもと 司	305, 613. 000
3	当	長谷川 憲正	282, 919. 000
4	当	脇 まさし	253, 738. 000
5	当	にじま 英利	250, 426. 000
6	当	山谷 えり子	242, 063. 178
7	当	中村 ひろひこ	199, 510. 556
8	当	泉 しんや	196, 499. 000
9	当	おぎわら 健司	194, 854. 758
10	当	かのう 時男	188, 630. 000
11	当	あらい 広幸	179, 567. 000
12	当	みずおち 敏栄	171, 945. 000
13	当	佐藤 あきお	167, 350. 404
14	当	ののの 知恵子	152, 685. 000
15	当	松村 よしふみ	152, 630. 000
16		神取 忍	123, 521. 000
17		尾身 朝子	118, 577. 000
18		ひので 英輔	118, 540. 000
19		横内 正明	113, 968. 291
20		北里 としあき	105, 737. 000
21		関 はじめ	105, 308. 622
22		鈴木 まさたか	101, 651. 000
23		小原 けんじ	100, 097. 093
24		古葉 たけし	96, 789. 614
25		こにし 恵一郎	96, 463. 000
26		笹川 ひろよし	87, 575. 000
27		月原 しげあき	85, 502. 223
28		中西 しげあき	82, 146. 704
29		入沢 はじむ	51, 664. 371
30		田口 一信	46, 536. 000
31		イラミナ 高吉	44, 185. 000
32		はまだ 卓二郎	41, 507. 655
33		ミチオ 高倉	12, 416. 000

政党等の名称		社会民主党	
得票総数(a)+(b)	2, 990, 665. 949	得票率	5. 35
政党等の得票総数(a)		2, 054, 295. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		936, 370. 949	
名簿登載者数		5	
当選人数	2	男	1
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	福島 みづほ	640, 832. 000
2	当	ふちがみ 貞雄	122, 640. 000
3		かんの 哲雄	118, 912. 636
4		金子 哲夫	33, 515. 313
5		戸田 二郎	20, 471. 000

政党等の名称		維新政党・新風	
得票総数(a)+(b)	128, 478. 000	得票率	0. 23
政党等の得票総数(a)		106, 991. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		21, 487. 000	
名簿登載者数		2	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		魚谷 哲央	12, 570. 000
2		中武 賢臣	8, 917. 000

政党等の名称		公明党	
得票総数(a)+(b)	8,621,265.450	得票率	15.41
政党等の得票総数(a)		2,490,182.000	
名簿登載者の得票総数(b)		6,131,083.450	
名簿登載者数		17	
当選人数	8	男	5
		女	3
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	はまよつ 敏子	1,822,283.000
2	当	ひろ友 和夫	996,188.061
3	当	谷あい 正明	835,983.992
4	当	荒木 きよひろ	816,115.000
5	当	風間 ひさし	787,886.000
6	当	浮島 とも子	773,749.000
7	当	浜田 まさよし	33,310.982
8	当	わにぶち 洋子	17,173.000
9		久保 ひろし	9,209.697
10		梅沢 隆	7,104.000
11		山田 よしほる	7,042.000
12		岡本 かずお	6,853.826
13		たちばな 正剛	5,886.000
14		吉本 恵一	3,981.000
15		あみの 正広	3,484.000
16		佐藤 逸夫	2,726.484
17		えびすい 徹	2,107.408

政党等の名称		民主党	
得票総数(a)+(b)	21,137,457.499	得票率	37.79
政党等の得票総数(a)		17,345,037.000	
名簿登載者の得票総数(b)		3,792,420.499	
名簿登載者数		26	
当選人数	19	男	17
		女	2
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	小林 正夫	301,322.707
2	当	加藤 としゆき	247,917.000
3	当	内藤 正光	220,311.565
4	当	家西 さとる	217,095.000
5	当	やなぎさわみつよし	216,760.000
6	当	なおしま 正行	211,257.000
7	当	大石 正光	209,382.329
8	当	白 しんくん	203,052.000
9	当	なたにや 正義	202,612.745
10	当	ふじすえ 健三	182,891.000
11	当	喜納 昌吉	178,815.000
12	当	たかしま 良充	167,709.000
13	当	津田 やたろう	162,618.000
14	当	くどうけんたろう	142,656.000
15	当	円 より子	130,249.213
16	当	下田 あつこ	120,306.000
17	当	松岡 とおる	114,136.537
18	当	前田 たけし	110,043.271
19	当	渡辺 ひでお	106,140.987
20		のぶた 邦雄	82,072.000
21		吉田 公一	76,908.905
22		古賀 たかあき	72,855.000
23		わたなべ 義彦	44,735.719
24		ひぐち 俊一	28,373.000
25		半田 ゼンゾウ	24,734.000
26		なかじま あきお	17,466.521

政党等の名称		日本共産党	
得票総数(a)+(b)	4,362,573.847	得票率	7.8
政党等の得票総数(a)		3,782,176.000	
名簿登載者の得票総数(b)		580,397.847	
名簿登載者数		25	
当選人数	4	男	4
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	市田 忠義	199,930.000
2	当	小池 晃	105,481.169
3	当	仁比 そうへい	73,662.000
4	当	大門 みきし	73,631.000
5		笠井 あきら	56,963.784
6		綿貫 英彦	7,043.000
7		中野 明美	6,930.598
8		池田 伸宏	5,969.000
9		中野 早苗	5,927.238
10		湯川 美和子	5,582.000
11		村主 明子	4,240.000
12		佐藤 文則	3,679.814
13		小倉 忠平	3,673.591
14		斎藤 啓	3,537.000
15		中原 美江	3,465.000
16		渡辺 紫	3,176.404
17		望月 康子	3,168.000
18		東 裕人	2,872.000
19		矢口 雅章	2,773.643
20		川俣 幸雄	2,167.000
21		塙見 亘	1,937.000
22		池之上 博	1,374.405
23		堀内 照文	1,269.000
24		宮城島 正	997.000
25		梅 浩一	948.201

項目	数値
有権者数	656,121
投票者数	400,242
棄権者数	255,879
投票率	61.00%
有効投票数	382,896
無効投票数	17,325

※在外投票を含む。

第21回 平成19年7月29日(日)執行

(選挙区)

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	656,396
松村龍二	69	男	自由民主党	193,617	投票者数	415,154
若泉征三	61	男	民主党	190,644	棄権者数	241,242
山田和雄	39	男	日本共産党	23,110	投票率	63.25%
計				407,371	有効投票数	407,371
					無効投票数	7,779

(比例代表)

政党等の名称		維新政党・新風	
得票総数(a)+(b)	170, 509. 626	得票率	0. 29
政党等の得票総数(a)		142, 731. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		27, 778. 626	
名簿登載者数		3	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		せと 弘幸	14, 675. 626
2		魚谷 哲央	8, 317
3		松村 久義	4, 786

政党等の名称		社会民主党	
得票総数(a)+(b)	2, 634, 713. 506	得票率	4. 47
政党等の得票総数(a)		1, 981, 216. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		653, 497. 506	
名簿登載者数		9	
当選人数	2	男	2
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	又市 征治	218, 856
2	当	山内 トクシン	145, 659. 597
3		山口 たか	110, 671. 402
4		上原 ひろ子	108, 636. 424
5		金子 哲夫	37, 834
6		戸田 二郎	11, 707
7		横田 昌三	7, 945. 083
8		土谷 一雄	7, 087
9		市川 博美	5, 101

政党等の名称		公明党	
得票総数(a)+(b)	7, 765, 329. 122	得票率	13. 18
政党等の得票総数(a)		3, 520, 417. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		4, 244, 912. 122	
名簿登載者数		17	
当選人数	7	男	6
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	山本 かなえ	1, 027, 543. 503
2	当	こば 健太郎	706, 996
3	当	山本 ひろし	619, 838. 088
4	当	遠山 清彦	612, 972. 785
5	当	渡辺 たかお	558, 206
6	当	加藤 しゅういち	392, 897
7	当	魚住 裕一郎	231, 500
8		草川 昭三	38, 792. 916
9		吉本 まさふみ	19, 856. 596
10		溝口 みつよし	6, 154
11		川島 信雄	5, 294
12		徳水 典子	5, 084
13		武田 素子	4, 997
14		広瀬 かずや	4, 480. 118
15		えびすい 徹	3, 586
16		赤星 純司	3, 435
17		あずま 瞳治	3, 279. 116

政党等の名称		9条ネット	
得票総数(a)+(b)	273, 745. 206	得票率	0. 46
政党等の得票総数(a)		176, 668. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		97, 077. 206	
名簿登載者数		9	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		天木 直人	29, 158
2		ZAKI	19, 664
3		栗原 きみ子	17, 884
4		藤田 恵	10, 127. 206
5		石川 一郎	8, 277
6		小山 広明	3, 786
7		すずた 渉	3, 366
8		成島 忠夫	2, 981
9		小松 猛	1, 834

政党等の名称		共生新党	
得票総数(a)+(b)	146, 984. 951	得票率	0. 25
政党等の得票総数(a)		58, 778. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		88, 206. 951	
名簿登載者数		5	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		若尾 文子	65, 267
2		小川 卓也	12, 188
3		柏田 きよみつ	4, 188. 214
4		白石 茂樹	3, 772
5		関根 博之	2, 791. 737

政党等の名称		日本共産党	
得票総数(a)+(b)	4, 407, 932. 856	得票率	7. 48
政党等の得票総数(a)		3, 931, 542. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		476, 390. 856	
名簿登載者数		17	
当選人数	3	男	2
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	井上 さとし	189, 458
2	当	紙 智子	76, 878. 832
3	当	山下 よしき	55, 911. 849
4		谷川 智行	38, 167
5		春名 なおあき	24, 898
6		吉岡 正史	18, 262. 325
7		岡 ちはる	10, 584
8		藤井 みどり	9, 233. 470
9		石村 智子	9, 126. 218
10		前田 ふみ子	8, 609
11		小林 立雄	6, 839. 650
12		こくた 全	6, 184
13		佐藤 圭子	5, 441. 778
14		かわえ 明美	5, 199
15		山岸 やすお	5, 091. 138
16		村主 明子	4, 985. 596
17		津野 豊臣	1, 521

政党等の名称		国民新党	
得票総数(a)+(b)	1, 269, 209. 316	得票率	2. 15
政党等の得票総数(a)		679, 054. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		590, 155. 316	
名簿登載者数		14	
当選人数	1	男	1
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	じみ 庄三郎	117, 590
2		青山 丘	74, 834. 748
3		つしま きょういち	73, 771
4		フジモリ	51, 608
5		ゴヤ 宏	51, 098. 814
6		小林 こうき	42, 072. 754
7		宮本 いちぞう	40, 594
8		くましろ 昭彦	34, 239
9		関口 フサオ	27, 051
10		ペマ ギャルポ	23, 255
11		いとう 秀子	19, 289
12		上田 たかゆき	18, 193
13		マツモト ノブエ	10, 103
14		坪井 かずたか	6, 456

政党等の名称		自由民主党	
得票総数(a)+(b)	16, 544, 761. 100	得票率	28. 08
政党等の得票総数(a)		10, 543, 574. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		6, 001, 187. 100	
名簿登載者数		35	
当選人数	14	男	8
		女	6
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	ますぞえ 要一	470, 571
2	当	山田 としお	449, 183
3	当	中山 恒子	385, 914. 607
4	当	丸山 和也	272, 348. 455
5	当	川口 より子	261, 404
6	当	佐藤 まさひさ	251, 578. 900
7	当	おつじ 秀久	230, 303. 561
8	当	石井 みどり	228, 167. 598
9	当	佐藤 のぶあき	227, 123. 436
10	当	義家 弘介	223, 068. 096
11	当	橋本 聖子	221, 361
12	当	山東 昭子	203, 324. 352
13	当	えとう せいいち	202, 315
14	当	ありむら 治子	201, 301
15		たけみ 敬三	186, 616
16		あだち 雅志	170, 090. 530
17		藤井 もとゆき	168, 187. 783
18		松原 まなみ	167, 594
19		大高 まもる	161, 279. 445
20		上野 公成	159, 967
21		段本 幸男	128, 199
22		おみ 朝子	117, 783
23		大西 ひでお	102, 613. 404
24		丸一 よしのり	100, 916
25		中西 しげあき	92, 206
26		なかそね 康人	91, 472
27		ふじの 公孝	78, 500. 457
28		小泉 あきお	70, 883
29		森元 つねお	68, 664. 769
30		まるも ゆきこ	66, 476
31		福島 けいしろう	66, 088
32		米田 けんぞう	61, 435
33		福本 アジア	54, 620
34		かわせ 葉子	39, 248
35		森下 博之	20, 383. 707

政党等の名称		民主党	
得票総数(a)+(b)	23, 256, 247. 299	得票率	39. 48
政党等の得票総数(a)		18, 829, 335. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		4, 426, 912. 299	
名簿登載者数		35	
当選人数	20	男	16
		女	4
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	あいはら くみこ	507, 792
2	当	吉川 さおり	306, 577
3	当	青木 愛	297, 035
4	当	石井 一	292, 272. 558
5	当	いけぐち 修次	255, 451
6	当	ツルネン マルティ	242, 740
7	当	神本 みえ子	224, 994. 434
8	当	よこみね 良郎	211, 829
9	当	ふじわら 正司	194, 082. 618
10	当	かわい たかのり	171, 084
11	当	風間 なおき	169, 723
12	当	とどろき 利治	166, 969
13	当	おおしま 九州男	153, 779. 061
14	当	西岡 武夫	151, 375
15	当	今野 東	111, 458. 361
16	当	藤原 よしのぶ	110, 126. 538
17	当	藤谷 光信	79, 656. 263
18	当	むろい 邦彦	72, 545
19	当	大江 やすひろ	68, 973. 041
20	当	山本 たかし	67, 611. 372
21		大石 尚子	59, 715. 047
22		広野 ただし	53, 050
23		はた ともこ	47, 937. 835
24		斎藤 つよし	44, 526. 510
25		玉置 一弥	43, 290. 337
26		たるい 良和	39, 927. 540
27		木下 あつし	39, 046
28		みわ 信昭	38, 524. 096
29		尾辻 かな子	38, 230. 380
30		山村 てるつぐ	34, 395. 936
31		叶 よしかず	33, 657. 372
32		山崎 まや	27, 500
33		長崎 けいいち	26, 402
34		高竹 和明	25, 167
35		金 ジョンオク	19, 468

新党日本			
得票総数(a)+(b)	1, 770, 707. 114	得票率	3. 01
政党等の得票総数(a)		1, 141, 196. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		629, 511. 114	
名簿登載者数		3	
当選人数	1	男	1
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	田中 康夫	458, 221. 810
2		有田 芳生	159, 814. 304
3		平山 誠	11, 475

女性党			
得票総数(a)+(b)	673, 559. 911	得票率	1. 14
政党等の得票総数(a)		532, 562. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		140, 997. 911	
名簿登載者数		12	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		しのはら ふさ子	50, 179. 446
2		中山 ひろ子	25, 160. 694
3		町山 恵子	15, 659. 359
4		福井 ちよ	11, 020
5		竹内 恵美子	7, 266
6		吉山 ひでみ	6, 088
7		篠原 まゆ	5, 987. 036
8		藤田 さちよ	5, 081. 674
9		西尾 美春	4, 611
10		早坂 きくみ	4, 254
11		斎藤 みえ子	3, 412. 702
12		藏田 えり子	2, 278

項目	数値
有権者数	656, 396
投票者数	415, 095
棄権者数	241, 301
投票率	63. 24%
有効投票数	400, 648
無効投票数	14, 440

※在外投票を含む。

第22回 平成22年7月11日（日）執行

(選挙区)

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	653,503
山崎正昭	68	男	自由民主党	212,605	投票者数	426,466
井ノ部航太	36	男	民主党	175,382	棄権者数	227,037
山田和雄	42	男	日本共産党	27,017	投票率	65.26%
計				415,004	有効投票数	415,004
					無効投票数	11,448

政党等の名称		幸福実現党	
得票総数(a)+(b)		229, 026. 162	得票率 0.39
政党等の得票総数(a)		161, 018. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		68, 008. 162	
名簿登載者数		5	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		ドクター・中松	38, 242
2		石川 悅男	25, 340. 161
3		林 雅敏	1, 732
4		黒川 白雲	1, 419
5		饗庭 直道	1, 275. 001

政党等の名称		みんなの党	
得票総数(a)+(b)		7, 943, 649. 369	得票率 13. 59
政党等の得票総数(a)		7, 229, 391. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		714, 258. 369	
名簿登載者数		23	
当選人数	7	男	7
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	しばた 巧	87, 863
2	当	江口 克彦	86, 299
3	当	上野 ひろし	52, 051. 578
4	当	寺田 すけしろ	45, 846
5	当	小野 次郎	43, 012. 068
6	当	おぐま しんじ	37, 222
7	当	桜内 ふみき	37, 191
8		まやま 勇一	36, 599. 332
9		ふじまき ゆきお	32, 161. 989
10		山田 太郎	30, 663. 110
11		田中 しげる	30, 207. 941
12		つただ 恵子	24, 585. 072
13		清水 こういちろう	22, 711. 458
14		館 のぶひで	22, 233
15		若林 アキ	22, 097
16		米田 まさこ	22, 066. 051
17		宮越 かおる	20, 319. 819
18		たなか あさこ	19, 094. 186
19		後藤 啓二	13, 122. 050
20		田中 まさえ	8, 467. 649
21		ゆざわ 大地	8, 146
22		吉田 すずか	7, 568. 595
23		大嶋 幸治	4, 730. 471

政党等の名称		民主党	
得票総数(a)+(b)		18, 450, 139. 059	得票率 31. 56
政党等の得票総数(a)		14, 433, 171. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		4, 016, 968. 059	
名簿登載者数		45	
当選人数	16	男	14
		女	2
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	有田 芳生	373, 834
2	当	谷 亮子	352, 594. 303
3	当	なおしま 正行	207, 821
4	当	小林 正夫	207, 227. 944
5	当	柳沢 みつよし	159, 325
6	当	石橋 みちひろ	150, 113
7	当	なんば 燐二	144, 782
8	当	津田 やたろう	143, 048
9	当	なたにや 正義	139, 006. 358
10	当	えさき たかし	133, 248. 638
11	当	ふじすえ 健三	128, 511
12	当	加藤 としゆき	120, 987. 313
13	当	前田 たけし	118, 248. 469
14	当	たしろ かおる	113, 468. 105
15	当	白 しんくん	111, 376
16	当	西村 まさみ	100, 932. 675
17	当	八代 英太	89, 740
18		安藤 たかお	71, 346. 400
19		キナ 昌吉	70, 726
20		いたくら 一幸	70, 521
21		小寺 弘之	68, 346. 518
22		松岡 とおる	68, 118. 821
23		くどう けんたろう	66, 585
24		石井 茂	62, 905. 268
25		田村 こうたろう	60, 688. 717
26		円 より子	57, 009. 777
27		池谷 幸雄	54, 155. 998
28		清水 のぶつぐ	52, 716. 667
29		土田 ひろかず	52, 439
30		大石 正光	48, 282
31		桂 きんし	47, 792
32		かめはら 了円	45, 810
33		下田 あつこ	43, 531
34		庄野 真代	43, 405
35		中村 ひでき	35, 392. 097
36		岡崎 友紀	33, 932. 050
37		前田 ゆうきち	31, 458. 591
38		伊藤 かずお	29, 419. 964
39		広中 和歌子	28, 629
40		家西 さとる	18, 973
41		矢野 よしあき	18, 608. 890
42		野村 こういち	17, 480. 444
43		竹内 栄一	13, 979. 165
44		村田 なおじ	7, 336
45		松岡 りきお	3, 115. 887

政党等の名称		女性党	
得票総数(a)+(b)	414, 962. 935	得票率	0. 71
政党等の得票総数(a)		341, 625. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		73, 337. 935	
名簿登載者数		10	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		福井 ちよ	19, 690
2		石川 けい子	17, 013. 123
3		永井 久美子	11, 116
4		つかもと 直子	7, 943
5		矢野 洋子	3, 987. 386
6		竹内 えみ子	3, 849. 324
7		清水 美代子	2, 990. 601
8		片岡 かよ子	2, 496
9		佐藤 まさ子	2, 303. 501
10		吉山 ひでみ	1, 949

政党等の名称		新党改革	
得票総数(a)+(b)	1, 172, 395. 190	得票率	2. 01
政党等の得票総数(a)		1, 050, 977. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		121, 418. 190	
名簿登載者数		5	
当選人数	1	男	1
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	あらい 広幸	65, 250. 743
2		はとやま 太郎	23, 944. 860
3		はぎわら 誠司	20, 025
4		中村 ゆきつぐ	7, 607. 587
5		佐草 かずまさ	4, 590

政党等の名称		自由民主党	
得票総数(a)+(b)	14, 071, 671. 422	得票率	24. 07
政党等の得票総数(a)		10, 657, 166. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		3, 414, 505. 422	
名簿登載者数		35	
当選人数	12	男	7
		女	5
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	片山 さつき	299, 036. 267
2	当	佐藤 ゆかり	278, 312. 851
3	当	山谷 えり子	254, 469
4	当	たかがい 恵美子	210, 443. 215
5	当	三原 じゅん子	168, 342. 213
6	当	中村 ひろひこ	156, 467. 824
7	当	脇 まさし	148, 779. 790
8	当	藤井 もとゆき	145, 771. 616
9	当	小坂 けんじ	135, 448
10	当	水おち 敏栄	131, 657
11	当	うと たかし	121, 441. 013
12	当	あかいし 清美	108, 258. 788
13		堀内 恒夫	101, 840
14		あだち まさし	101, 685. 645
15		うすい 正人	100, 282
16		あきもと 司	87, 948
17		木村 よしお	84, 378. 154
18		渡辺 ともよし	81, 886. 451
19		保坂 さんぞう	81, 249. 917
20		もんでん 英慈	80, 381
21		西島 英利	76, 131
22		なかの まさし	67, 643. 606
23		つのだ 宏子	56, 728
24		大西 ひろゆき	52, 114. 616
25		平田 耕一	48, 712. 518
26		三橋 貴明	42, 246. 850
27		まつなみ けんしろう	36, 643
28		神取 忍	32, 793
29		おのでら 有一	31, 219. 652
30		いちせ 明宏	30, 158
31		伊藤 はじめ	19, 540. 497
32		しばの たいぞう	17, 747. 939
33		田島 みわ	13, 877
34		安井 じゅん一郎	6, 514
35		日置 たつはる	4, 357

政党等の名称		社会民主党	
得票総数(a)+(b)	2, 242, 735. 155	得票率	3. 84
政党等の得票総数(a)		1, 614, 821. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		627, 914. 155	
名簿登載者数		6	
当選人数	2	男	1
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	福島 みづほ	381, 554
2	当	吉田 ただとも	130, 745. 822
3		保坂 のぶと	69, 214. 775
4		はら かずみ	38, 813
5		浅野 隆雄	4, 522. 558
6		大瀬 のりあき	3, 064

政党等の名称		たちあがれ日本	
得票総数(a)+(b)	1, 232, 207. 336	得票率	2. 11
政党等の得票総数(a)		757, 939. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		474, 268. 336	
名簿登載者数		9	
当選人数	1	男	1
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	片山 とらのすけ	117, 636. 923
2		中畑 清	111, 597
3		村岡 としひで	69, 375. 104
4		中山 なりあき	60, 358. 098
5		中川 義雄	50, 236. 778
6		杉村 太蔵	31, 146. 856
7		三木 けえ	14, 720
8		藤井 げんき	10, 194. 438
9		岡 佑樹	9, 003. 139

政党等の名称		日本創新党	
得票総数(a)+(b)	493, 619. 989	得票率	0. 84
政党等の得票総数(a)		321, 123. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		172, 496. 989	
名簿登載者数		6	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		中田 宏	122, 978. 154
2		さいとう 弘	35, 157. 957
3		岡野 としあき	4, 486. 790
4		杉井 やすゆき	4, 184
5		杉本 哲也	3, 030
6		清水 たかし	2, 660. 088

政党等の名称		国民新党	
得票総数(a)+(b)	1, 000, 036. 492	得票率	1. 71
政党等の得票総数(a)		481, 892. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		518, 144. 492	
名簿登載者数		7	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		長谷川 けんせい	406, 587
2		江本 孟紀	43, 233
3		西村 修	34, 561. 858
4		敏 いとう	14, 111. 818
5		宮本 いちぞう	9, 395
6		ごとう 俊秀	5, 614. 816
7		あらと 英夫	4, 641

政党等の名称		日本共産党	
得票総数(a)+(b)	3, 563, 556. 590	得票率	6. 10
政党等の得票総数(a)		3, 259, 068. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		304, 488. 590	
名簿登載者数		18	
当選人数	3	男	2
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	市田 忠義	83, 806
2	当	田村 智子	45, 668. 540
3	当	大門 みきし	43, 897
4		仁比 そうへい	33, 614
5		森 正明	21, 573. 218
6		かわえ 明美	17, 949
7		小林 とき子	11, 497. 206
8		岡 ちはる	11, 369. 775
9		西田 しづお	6, 725
10		浜田 よしゆき	6, 709. 955
11		片山 和子	6, 344. 924
12		上里 清美	3, 478. 172
13		佐藤 長右衛門	2, 613. 954
14		神田 美佐子	2, 517
15		岡崎 ゆたか	2, 284. 792
16		大平 喜信	1, 968
17		宮野入 晶子	1, 446
18		三ヶ尻 亮子	1, 026. 054

項目	数値
有権者数	653, 503
投票者数	426, 419
棄権者数	227, 084
投票率	65. 25%
有効投票数	411, 058
無効投票数	15, 345

※在外投票を含む。

政党等の名称		公明党	
得票総数(a)+(b)	7, 639, 432. 739	得票率	13. 07
政党等の得票総数(a)		3, 555, 970. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		4, 083, 462. 739	
名簿登載者数		17	
当選人数	6	男	6
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	アキノ 公造	836, 120
2	当	長沢 ひろあき	630, 775. 977
3	当	よこやま 信一	579, 793
4	当	谷あい 正明	544, 217. 731
5	当	浜田 まさよし	503, 177. 276
6	当	荒木 きよひろ	457, 700
7		浮島 とも子	445, 068. 908
8		わにぶち 洋子	28, 850. 520
9		小野 あや子	20, 336. 530
10		小池 としあき	15, 584. 186
11		雨宮 秀樹	6, 184. 645
12		鈴木 敏之	3, 866. 660
13		吉田 聰	3, 470
14		宮崎 勝	2, 634
15		細野 浩司	2, 582. 526
16		米山 哲郎	2, 416
17		広恵 敏秀	684. 780

第23回 平成25年7月21日(日)執行

(選挙区)

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	648,742
滝 波 宏 文	41	男	自由民主党	237,732	投票者数	348,905
藤 野 利 和	61	男	民 主 党	56,409	棄権者数	299,837
山 田 和 雄	46	男	日本共産党	35,600	投票率	53.78%
白 川 康 之	56	男	幸福実現党	7,020	有効投票数	336,761
計				336,761	無効投票数	12,136

(比例代表)

政党等の名称		みんなの党	
得票総数(a)+(b)	4,755,160.805	得票率	8.93
政党等の得票総数(a)		4,221,422.000	
名簿登載者の得票総数(b)		533,738.805	
名簿登載者数		15	
当選人数	4	男	4
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	川田 龍平	117,389
2	当	山口 かずゆき	75,000
3	当	渡辺 みちたろう	50,253.413
4	当	井上 よしゆき	47,756.805
5		かわい 純一	39,425.249
6		山本 こうじ	37,718.087
7		いしい 龍馬	35,364.782
8		本田 あきこ	32,330.469
9		梅沢 しげお	23,035
10		菅原 なおとし	21,135
11		きくち ふみひろ	12,676
12		平 智之	11,927
13		富岡 ゆきお	11,305
14		こさい たろう	10,527
15		ふなびき こうこ	7,896

政党等の名称		民主党	
得票総数(a)+(b)	7,134,215.038	得票率	13.40
政党等の得票総数(a)		4,827,158.000	
名簿登載者の得票総数(b)		2,307,057.038	
名簿登載者数		20	
当選人数	7	男	4
		女	3
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	いそざき 哲史	271,553
2	当	浜野 よしふみ	235,917.899
3	当	あいはら くみこ	235,636
4	当	大島 くすお	191,167
5	当	神本 みえ子	176,290
6	当	吉川 さおり	167,437.432
7	当	石上 としお	152,121.783
8		かわい たかのり	138,830.531
9		石井 一	123,355.118
10		さだみつ 克之	120,782
11		とどろき 利治	103,996
12		ツルネン マルティ	82,858
13		かの 道彦	82,404
14		やなせ 進	53,940
15		円 より子	49,008.634
16		いがらし 文彦	29,077
17		吉田 公一	27,890.809
18		奥村 てんぞう	27,284.303
19		ささき 隆博	24,329.529
20		たるい 良和	13,178

政党等の名称		新党大地	
得票総数(a)+(b)	523,146.445	得票率	0.98
政党等の得票総数(a)		398,848.000	
名簿登載者の得票総数(b)		124,298.445	
名簿登載者数		9	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		鈴木 宗男	62,902.333
2		松木 けんこう	38,721
3		内山 あきら	6,828.266
4		橋本 べん	3,643.417
5		町川 じゅんこ	3,313.385
6		はぎはら 仁	2,934
7		ささ 節子	2,647.044
8		前川 ひかる	1,834
9		田宮 かいち	1,475

政党等の名称		社会民主党	
得票総数(a)+(b)	1,255,235.000	得票率	2.36
政党等の得票総数(a)		938,227.000	
名簿登載者の得票総数(b)		317,008.000	
名簿登載者数		4	
当選人数	1	男	1
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	又市 征治	156,155
2		山シロ 博治	112,641
3		矢野 あつ子	26,278
4		鴨 ももよ	21,934

政党等の名称		生活の党	
得票総数(a)+(b)	943,836.577	得票率	1.77
政党等の得票総数(a)		723,987.000	
名簿登載者の得票総数(b)		219,849.577	
名簿登載者数		6	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		山岡 けんじ	56,372.620
2		みやけ 雪子	38,766.890
3		広野 ただし	35,554
4		藤原 よしのぶ	34,568.833
5		東 祥三	33,146
6		はた ともこ	21,441.234

政党等の名称		みどりの風	
得票総数(a)+(b)	430,742.879	得票率	0.81
政党等の得票総数(a)	319,700.769		
名簿登載者の得票総数(b)	111,042.110		
名簿登載者数	3		
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		谷岡 くにこ	51,367
2		山田 正彦	44,231.110
3		井戸川 かつたか	15,444

政党等の名称		自由民主党	
得票総数(a)+(b)	18,460,335.204	得票率	34.68
政党等の得票総数(a)	14,080,143.000		
名簿登載者の得票総数(b)	4,380,192.204		
名簿登載者数	29		
当選人数	18	男	13
		女	5
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	つげ 芳文	429,002.906
2	当	山田 としお	338,485.641
3	当	佐藤 まさひさ	326,541.343
4	当	石井 みどり	294,079.739
5	当	橋本 聖子	279,953.190
6	当	羽生田 たかし	249,818
7	当	佐藤 のぶあき	215,506.522
8	当	赤池 まさあき	208,319.530
9	当	山東 昭子	205,779.472
10	当	えとう せいいち	204,404
11	当	石田 まさひろ	201,109
12	当	ありむら 治子	191,342
13	当	宮本 しゅうじ	178,480
14	当	丸山 和也	153,303
15	当	北村 つねお	142,613
16	当	わたなべ 美樹	104,175.628
17	当	木村 よしお	98,979.184
18	当	太田 ふさえ	77,173
19		わかさ 勝	76,829
20		そのだ 修光	65,840
21		大江 やすひろ	59,376
22		佐々木 洋平	56,082.962
23		きむら りゅうじ	47,627.116
24		伊藤 ようすけ	37,423.866
25		金子 ぜんじろう	34,866
26		塚原 光男	28,902.911
27		あぜもと しょうご	28,519
28		佐竹 まさあき	27,582.194
29		米坂 ともあき	18,078

政党等の名称		日本共産党	
得票総数(a)+(b)	5,154,055.457	得票率	9.68
政党等の得票総数(a)	4,647,765.693		
名簿登載者の得票総数(b)	506,289.764		
名簿登載者数	17		
当選人数	5	男	4
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	小池 晃	134,325.222
2	当	山下 よしき	129,149
3	当	紙 智子	68,729.911
4	当	井上 きとし	50,874.765
5	当	仁比 そうへい	39,768
6		山本 陽子	36,580.595
7		あさか 由香	8,429
8		木村 けんじ	6,595.040
9		池内 きおり	6,387.512
10		村上 信夫	4,545.057
11		辻 源巳	4,231
12		大西 オサム	4,087
13		こだか 洋	3,359.573
14		ニシヒラ 守伸	2,875
15		たけだ 良介	2,395
16		江上 ひろゆき	2,144
17		井沢 孝典	1,814.089

政党等の名称		公明党	
得票総数(a)+(b)	7,568,082.149	得票率	14.22
政党等の得票総数(a)	3,333,142.000		
名簿登載者の得票総数(b)	4,234,940.149		
名簿登載者数	17		
当選人数	7	男	6
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	山本 かなえ	996,959.690
2	当	平木 だいさく	770,682
3	当	かわの 義博	703,637
4	当	山本 ひろし	592,815.950
5	当	若松 かねしげ	577,951
6	当	魚住 ゆういちろう	540,817
7	当	新妻 ひでき	26,044.410
8		川島 信雄	7,737.940
9		鈴木 充	4,695.331
10		清水 定幸	2,626
11		松葉 玲	2,332.259
12		宮地 広助	2,327
13		雨宮 秀樹	1,831.569
14		鷺岡 秀明	1,682
15		深澤 淳	1,119
16		窪田 哲也	1,051
17		四重田 雅俊	631

政党等の名称		緑の党グリーンズジャパン	
得票総数(a)+(b)	457, 862. 077	得票率	0.86
政党等の得票総数(a)	242, 460. 295		
名簿登載者の得票総数(b)	215, 401. 782		
名簿登載者数	9		
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		三宅 洋平	176, 970. 480
2		すぐろ 奈緒	9, 109
3		長谷川 ういこ	7, 431
4		木田 せつこ	5, 219. 945
5		大野 たくお	4, 577
6		木村 ゆういち	4, 549. 357
7		田口 まゆ	3, 308
8		しまざき なおみ	2, 223
9		尾形 けいこ	2, 014

政党等の名称		幸福実現党	
得票総数(a)+(b)	191, 643. 622	得票率	0.36
政党等の得票総数(a)	153, 296. 000		
名簿登載者の得票総数(b)	38, 347. 622		
名簿登載者数	3		
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		やない 筆勝	17, 010
2		トクマ	16, 797
3		いざわ 一明	4, 540. 622

項目	数値
有権者数	648, 742
投票者数	348, 886
棄権者数	299, 856
投票率	53. 78%
有効投票数	338, 958
無効投票数	9, 916

※在外投票を含む。

政党等の名称		日本維新の会	
得票総数(a)+(b)	6, 355, 299. 503	得票率	11. 94
政党等の得票総数(a)	5, 191, 563. 306		
名簿登載者の得票総数(b)	1, 163, 736. 197		
名簿登載者数	30		
当選人数	6	男	5
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	アントニオ 猪木	356, 605
2	当	中山 恒子	306, 341
3	当	ギマ 光男	40, 484. 066
4	当	藤巻 健史	33, 237
5	当	中野 正志	32, 926
6	当	むろい 邦彦	32, 107
7		土田 ひろかず	28, 616
8		おくむら 慎太郎	27, 954. 554
9		桜井 よう子	27, 757. 216
10		石井 よしあき	25, 986. 231
11		浅田 ますみ	22, 406
12		うえの 公成	21, 457
13		石原 結實	19, 097
14		松村 よしやす	18, 888
15		山崎 たい	18, 130. 935
16		片岡 伸子	16, 329
17		川口 ひろし	16, 079. 702
18		宮崎 ケンジ	15, 464. 075
19		くりはら 博久	14, 274
20		せと 健一郎	12, 768
21		矢口 けんいち	11, 327
22		富山 よしのぶ	10, 186. 114
23		石川 てるひさ	10, 147
24		伊賀 やすお	9, 269. 133
25		にへい ふみたか	7, 637
26		岩本 壮一郎	7, 167
27		遠藤 のぶひこ	7, 061
28		松本 こういち	6, 122. 171
29		竹内 栄一	4, 991
30		高田 きよこ	2, 921

第24回 平成28年7月10日(日)執行

(選挙区)

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	657, 443
山崎正昭	74	男	自由民主党	217, 304	投票者数	371, 429
横山龍寛	51	男	無所属	131, 278	棄権者数	286, 014
白川康之	59	男	幸福実現党	12, 856	投票率	56. 50%
計				361, 438	有効投票数	361, 438
					無効投票数	9, 982

(比例代表)

政党等の名称		社会民主党	
得票総数(a)+(b)	1, 536, 238. 752	得票率	2. 74
政党等の得票総数(a)		1, 103, 157. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		433, 081. 752	
名簿登載者数		7	
当選人数	1	男	0
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	福島 みずほ	254, 956
2		吉田 ただとも	153, 197. 646
3		しいの 隆	9, 627. 671
4		伊藤 よしき	6, 368. 048
5		ますぐち 敏行	3, 370. 935
6		田山 英次	3, 273. 452
7		かつら川 悟	2, 288

政党等の名称		国民怒りの声	
得票総数(a)+(b)	466, 706. 136	得票率	0. 83
政党等の得票総数(a)		340, 337. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		126, 369. 136	
名簿登載者数		10	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		小林 節	78, 272. 321
2		円 より子	20, 496
3		平野 道子	6, 194
4		あらき 大樹	4, 735
5		大西 サチエ	4, 659
6		橋本 べん	3, 042
7		吉田 あき子	2, 934. 266
8		杉本 志乃	2, 272
9		立川 みつあき	1, 958
10		渡辺 良弘	1, 806. 549

政党等の名称		おおさか維新の会	
得票総数(a)+(b)	5, 153, 584. 348	得票率	9. 20
政党等の得票総数(a)		4, 422, 356. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		731, 228. 348	
名簿登載者数		18	
当選人数	4	男	3
		女	1
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	片山 とらのすけ	194, 902. 646
2	当	渡辺 よしみ	143, 343. 158
3	当	いしい みつこ	68, 147. 939
4	当	石井 あきら	50, 073. 511
5		ギブ 剛	43, 679
6		梅村 さとし	37, 570. 460
7		鈴木 こうじ	33, 518. 987
8		三宅 博	23, 021. 802
9		さかい 良和	22, 553
10		中谷 ひろゆき	19, 946. 236
11		ヒグチ 俊一	17, 626. 598
12		鈴木 のぞむ	16, 816. 398
13		島 さとし	12, 677. 059
14		矢野 よしあき	11, 983
15		あらと 英夫	11, 090. 715
16		うさみ 孝二	9, 755. 728
17		高橋 英明	8, 562. 659
18		串田 誠一	5, 959. 452

政党等の名称		公明党	
得票総数(a)+(b)	7, 572, 960. 308	得票率	13. 52
政党等の得票総数(a)		3, 881, 290. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		3, 691, 670. 308	
名簿登載者数		17	
当選人数	7	男	7
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	長沢 ひろあき	942, 266
2	当	あきの 公造	612, 068. 056
3	当	よこやま 信一	606, 889. 782
4	当	熊野 せいし	605, 223
5	当	谷あい 正明	478, 174
6	当	浜田 まさよし	388, 477. 691
7	当	宮崎 勝	18, 571
8		竹内 真二	7, 489. 008
9		高橋 秀明	5, 878. 053
10		星 英一郎	5, 666
11		竹内 秀伸	4, 334. 064
12		高田 清久	3, 497
13		坂本 道応	3, 377
14		佐藤 史成	3, 226. 109
15		千葉 宣男	2, 560
16		飯塙 栄治	2, 440. 545
17		栗岡 哲平	1, 533

政党等の名称		日本共産党	
得票総数(a)+(b)	6,016,194.559	得票率	10.74
政党等の得票総数(a)		5,599,060.000	
名簿登載者の得票総数(b)		417,134.559	
名簿登載者数		42	
当選人数	5	男	3
		女	2
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	市田 忠義	77,348
2	当	田村 智子	49,113.832
3	当	大門 みきし	33,078
4	当	いわぶち 友	31,099.119
5	当	たけだ 良介	23,938.968
6		おくだ 智子	23,680.154
7		いせだ 良子	23,261.444
8		春名 なおあき	21,478
9		椎葉 かずゆき	13,228
10		よしまた 洋	11,139
11		ふるた みちよ	7,921
12		いわぶち 彩子	7,757.211
13		石山 ひろゆき	7,136.077
14		吉田 恒子	7,088.087
15		小池 一徳	7,070
16		岡田 正和	7,036
17		山下 かい	4,579
18		伊藤 たつや	4,476.034
19		佐藤 こうへい	4,377.757
20		まえさと 保	4,032
21		藤本 ゆり	3,921
22		にしづわ 博	3,661.795
23		山田 かずお	3,579.877
24		唐沢 ちあき	3,528
25		高木 みつひろ	3,147
26		坂口 多美子	2,957
27		松本 隆	2,784.690
28		熊谷 智	2,497.269
29		松山 きょうこ	2,376.359
30		高橋 わたる	2,257.881
31		亀田 りょうすけ	2,254.031
32		原口 敏彦	2,184
33		かまい 敏行	1,932.247
34		松田 一志	1,931
35		益田 牧子	1,786
36		遠藤 ひでかず	1,492
37		かみむら 泰穂	1,303
38		みかじり 亮子	1,299.065
39		宮内 げん	1,189
40		和泉 信丈	972
41		植本 かんじ	744
42		小路 貴之	499.662

政党等の名称		自由民主党	
得票総数(a)+(b)	20,114,788.264	得票率	35.91
政党等の得票総数(a)		15,239,624.000	
名簿登載者の得票総数(b)		4,875,164.264	
名簿登載者数		25	
当選人数	19	男	14
		女	5
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	とくしげ 雅之	521,060
2	当	青山 繁晴	481,890
3	当	片山 さつき	393,382.272
4	当	中西 さとし	392,433.085
5	当	今井 絵理子	319,359.569
6	当	足立 としゆき	293,799.343
7	当	山谷 えり子	249,844.289
8	当	藤木 しんや	236,119
9	当	自見 はなこ	210,562
10	当	進藤 かねひこ	182,467
11	当	たかがい 恵美子	177,810
12	当	山田 宏	149,833.925
13	当	藤井 もとゆき	142,132
14	当	あだち まさし	139,046.148
15	当	うと たかし	137,993.904
16	当	小川 かつみ	130,101.514
17	当	宮島 よしふみ	122,833
18	当	水おち 敏栄	114,485
19	当	そのだ 修光	101,154
20		竹内 いさお	87,578.879
21		増山 としかず	85,355.300
22		堀内 恒夫	84,597
23		大江 やすひろ	53,731
24		あぜもと 将吾	37,731
25		伊藤 ようすけ	29,865.036

政党等の名称		幸福実現党	
得票総数(a)+(b)	366,815.451	得票率	0.65
政党等の得票総数(a)		306,518.000	
名簿登載者の得票総数(b)		60,297.451	
名簿登載者数		2	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		七海 ひろこ	31,717.612
2		釈 量子	28,579.839

政党等の名称		新党改革	
得票総数(a)+(b)	580,653.416	得票率	1.04
政党等の得票総数(a)		204,256.000	
名簿登載者の得票総数(b)		376,397.416	
名簿登載者数		9	
当選人数	0	男	0
		女	0
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		山田 太郎	291,188.955
2		あらい 広幸	63,757.510
3		平山 まこと	5,944.641
4		おおさか 佳巨	3,635
5		伊藤 じゅんこ	3,389.339
6		たなか だいすけ	3,049.338
7		福田 こうぞう	2,405.187
8		藤岡 かよこ	2,065
9		朝倉 秀雄	962.446

政党等の名称		日本のこころを大切にする党	
得票総数(a)+(b)		734, 024. 218	得票率 1. 31
政党等の得票総数(a)		555, 297. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		178, 727. 218	
名簿登載者数		5	
当選人数	0	男 0	
		女 0	
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		中山 なりあき	77, 884
2		西村 真悟	42, 296. 573
3		ボギーでどこん	35, 235
4		やすえ くにお	12, 948
5		矢作 直樹	10, 363. 645

政党等の名称		生活の党と山本太郎となかまたち	
得票総数(a)+(b)		1, 067, 300. 546	得票率 1. 91
政党等の得票総数(a)		909, 045. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		158, 255. 546	
名簿登載者数		5	
当選人数	1	男 0	
		女 1	
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	青木 愛	109, 050
2		姫井 由美子	16, 116
3		すえつぐ 精一	11, 878. 546
4		北出 みか	11, 349
5		日吉 雄太	9, 862

政党等の名称		民進党	
得票総数(a)+(b)		11, 751, 015. 174	得票率 20. 98
政党等の得票総数(a)		8, 750, 006. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		3, 001, 009. 174	
名簿登載者数		22	
当選人数	11	男 10	
		女 1	
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1	当	小林 正夫	270, 285. 341
2	当	はまぐち 誠	266, 623. 257
3	当	矢田 わか子	215, 823
4	当	有田 芳生	205, 884
5	当	かわい たかのり	196, 023
6	当	なんば 燐二	191, 823
7	当	えさき たかし	184, 187. 226
8	当	なたにや 正義	176, 683. 167
9	当	石橋 みちひろ	171, 486
10	当	ふじすえ 健三	143, 188
11	当	白 しんくん	138, 813
12		たしろ かおる	113, 571
13		藤川 しんいち	113, 045. 051
14		とどろき 利治	108, 522
15		もりや たかし	102, 208. 919
16		田中 なおき	86, 596. 258
17		しばた 巧	73, 166
18		大河原 まさこ	71, 398
19		前田 たけし	59, 853
20		小野 次郎	46, 213
21		西村 まさみ	38, 899. 955
22		かまたに 一也	26, 717

政党等の名称		支持政党なし	
得票総数(a)+(b)		647, 071. 670	得票率 1. 16
政党等の得票総数(a)		597, 702. 000	
名簿登載者の得票総数(b)		49, 369. 670	
名簿登載者数		2	
当選人数	0	男 0	
		女 0	
得票順位	当落	名簿登載者名	得票数
1		佐野 秀光	31, 334
2		本藤 昭子	18, 035. 670

項目	数値
有権者数	657, 443
投票者数	371, 410
棄権者数	286, 033
投票率	56. 49%
有効投票数	357, 662
無効投票数	13, 737

※在外投票を含む。

(3) 福井県知事選挙

第1回 昭和22年4月5日(土) 執行

候補者名	得票数	有権者数	398,030
小幡治和	114,977	投票者数	306,042
稻沢清起智	98,442	棄権者数	91,988
小辻千太郎	66,088	投票率	76.89%
墨崎信	5,978	有効投票	285,485
計	285,485	無効投票	20,557

第2回 昭和26年4月30日(月) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	417,502
小幡治和	46	男	無所属	212,560	投票者数	379,052
北栄造	49	男	無所属	133,560	棄権者数	38,450
坂井一位	43	男	自由党	25,927	投票率	90.79%
計				372,047	有効投票	372,047
					無効投票	6,989

第3回 昭和30年4月23日(土) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	431,374
羽根盛一	56	男	無所属	178,487	投票者数	350,749
北栄造	53	男	無所属	161,468	棄権者数	80,625
計				339,955	投票率	81.31%
					有効投票	339,955
					無効投票	10,792

第4回 昭和34年4月23日(木) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	446,225
北栄造	57	男	無所属	209,773	投票者数	386,035
羽根盛一	60	男	無所属	169,043	棄権者数	60,190
計				378,816	投票率	86.51%
					有効投票	378,816
					無効投票	7,204

第5回 昭和38年4月17日(水)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	459,929
北 栄 造	61	男	自由民主党	280,647	投票者数	405,576
麻 王 伝兵衛 計	51	男	無 所 属	112,500 393,147	棄権者数	54,353
					投票率	88.18%
					有効投票	393,147
					無効投票	12,414

第6回 昭和42年4月15日(土)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	474,685
中 川 平太夫	52	男	無 所 属	223,095	投票者数	417,945
北 栄 造	65	男	自由民主党	179,232	棄権者数	56,740
牧 野 藤 宗	50	男	日本共産党	6,655	投票率	88.05%
佐々木 五 平 計	68	男	無 所 属	2,933 411,915	有効投票	411,915
					無効投票	6,024

第7回 昭和46年4月11日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	507,573
中 川 平太夫	56	男	無 所 属	337,590	投票者数	416,158
牧 野 藤 宗	54	男	日本共産党	49,222	棄権者数	91,415
佐 竹 幸治郎 計	68	男	無 所 属	20,015 406,827	投票率	81.99%
					有効投票	406,827
					無効投票	9,301

第8回 昭和50年4月13日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	531,455
中 川 平太夫	60	男	無 所 属	344,510	投票者数	426,868
牧 野 藤 宗 計	58	男	日本共産党	72,446 416,956	棄権者数	104,587
					投票率	80.32%
					有効投票	416,956
					無効投票	9,899

第9回 昭和54年4月8日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	551,296
中川平太夫	64	男	無所属	344,421	投票者数	447,107
牧野藤宗 計	62	男	日本共産党	88,754 433,175	棄権者数	104,189
					投票率	81.10%
					有効投票	433,175
					無効投票	13,872

第10回 昭和58年4月10日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	570,636
中川平太夫	68	男	無所属	352,963	投票者数	462,297
嵐山繁樹 計	55	男	日本共産党	94,729 447,692	棄権者数	108,339
					投票率	81.01%
					有効投票	447,692
					無効投票	14,584

第11回 昭和62年4月12日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	585,947
栗田幸雄	57	男	無所属	304,474	投票者数	466,246
金井兼造 嵐山繁樹 計	65 59	男 男	無所属 日本共産党	98,555 53,037 456,066	棄権者数	119,701
					投票率	79.57%
					有効投票	456,066
					無効投票	10,170

第12回 平成3年4月7日(日) 執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	601,858
栗田幸雄	61	男	無所属	269,743	投票者数	311,565
上野寿雄 計	60	男	日本共産党	36,539 306,282	棄権者数	290,293
					投票率	51.77%
					有効投票	306,282
					無効投票	5,276

第13回 平成7年4月9日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	623, 758
栗田幸雄	65	男	無所属	344, 091	投票者数	438, 095
能登勝治	52	男	無所属	51, 846	棄権者数	185, 663
大道昭仁	45	男	無所属	31, 971	投票率	70. 23%
計				427, 908	有効投票	427, 908
					無効投票	10, 173

第14回 平成11年4月11日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	638, 105
栗田幸雄	69	男	無所属	267, 551	投票者数	486, 772
山本拓	46	男	無所属	138, 575	棄権者数	151, 333
高木文堂	44	男	無所属	57, 386	投票率	76. 28%
北出芳久	63	男	無所属	18, 935	有効投票	482, 447
計				482, 447	無効投票	4, 304

第15回 平成15年4月13日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	647, 200
西川一誠	58	男	無所属	245, 538	投票者数	467, 165
高木文堂	48	男	無所属	199, 497	棄権者数	180, 035
山川知一郎	59	男	無所属	16, 643	投票率	72. 18%
計				461, 678	有効投票	461, 678
					無効投票	5, 460

第16回 平成19年4月8日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	650, 184
西川一誠	62	男	無所属	322, 604	投票者数	388, 998
宇野邦弘	55	男	日本共産党	58, 486	棄権者数	261, 186
計				381, 090	投票率	59. 83%
					有効投票	381, 090
					無効投票	7, 901

第17回 平成23年4月10日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	646,398
西川一誠	66	男	無所属	298,307	投票者数	375,233
宇野邦弘	59	男	日本共産党	67,459	棄権者数	271,165
計				365,766	投票率	58.05%
					有効投票	365,766
					無効投票	9,463

第18回 平成27年4月12日(日)執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	638,169
西川一誠	70	男	無所属	242,544	投票者数	310,069
金元幸枝	57	女	日本共産党	59,115	棄権者数	328,100
計				301,659	投票率	48.59%
					有効投票	301,659
					無効投票	8,395

(4) 福井県議会議員選挙

昭和 22 年 4 月 30 日執行

福井市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	38,370
竹内 武	34	男	日本民主党	4,361	投票者数	32,189
谷口 敬三	48	男	中立	3,875	棄権者数	6,181
野村 栄太郎	49	男	中立	3,745	投票率	83.89%
野島 久米治郎	46	男	中立	3,313	有効投票	30,731
玉村 豊二	55	男	日本民主党	3,133	無効投票	1,458
泉谷 金太郎	50	男	中立	2,436		
安部 武志	38	男	農民連盟	2,433		
吉川 清右エ門	52	男	中立	2,162		
柴山 一馬	41	男	自由党	2,129		
高橋 良馬	52	男	日本社会党	2,088		
内山 保吉	45	男	自由党	625		
山田 成一	45	男		338		
吉田 信二	39	男	中立	93		
計				30,731		

敦賀市選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,961
沢崎 広吉	52	男	日本民主党	3,839	投票者数	12,050
熊谷 与三吉	40	男	無所属	2,907	棄権者数	1,911
脇坂 貞二郎	53	男	日本社会党	2,211	投票率	86.31%
刀根 道栄	40	男	無所属	1,323	有効投票	11,527
上山 藤治郎	47	男	農民連盟	1,032	無効投票	523
西村 鉄次	39	男	日本社会党	215		
計				11,527		

足羽郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	18,353
高波 武右衛門	48	男	中立	3,910	投票者数	15,926
佃 喬	36	男	日本社会党	3,887	棄権者数	2,427
松下 俊太郎	43	男	中立	3,883	投票率	36.78%
吉川 忠夫	50	男	中立	3,422	有効投票	15,102
計				15,102	無効投票	826

吉田郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	28,356
堀 田 穂 勝 見 厚 渡 辺 盛 良		男 男 男	無 所 属 無 所 属	5,500 4,356 4,146	投票者数 棄権者数 投票率	24,085 4,271 84.94%
長谷川 清 吉 村 清 高 松 浦 みつを 松 下 繁 盛 布 目 与三郎 稻 垣 清 計		男 男 女 男 男 男		3,419 2,455 1,661 950 316 184 22,987	有効投票 無効投票	22,987 1,097

坂井郡選挙区（定数7名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	68,634
山 本 宇 平 渡 辺 捨 吉 中 野 秀 孝 麻 王 伝兵衛 成 瀬 忠 川 崎 成 男 坪 内 実	42 47 52 35 46 40 49	男 男 男 男 男 男 男	中 立 日本民主党 日本社会党 中 立 中 立 日本進歩党 中 立	7,202 5,137 4,957 4,452 4,080 4,068 3,937	投票者数 棄権者数 投票率 有効投票 無効投票	63,149 5,485 92.01% 60,179 2,940
山 岸 一 郎 梅 田 長 平 高 岡 清 古 木 庄次郎 磯 貝 雅 士 坂 崎 栄 松 油 谷 斎 伊 藤 長 三 吉 田 富三郎 仲 谷 喜右エ門 酒 井 清 吉 伊 藤 勝 野 原 茂 信 藤 田 芳 弥 計	31 53 51 48 40 46 43 48 52 57 51 43 26 44	男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男	農 民 連 盟 中 立 中 立 中 立 中 立 日本社会党 中 立 中 立 日本民主党 日本民主党 中 立 中 立 日本共産党 自 由 党	3,588 2,902 2,740 2,680 2,580 2,189 2,089 1,957 1,792 1,752 1,192 623 238 24 60,179		

大野郡選挙区（定数6名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	53,055
島田正夫	49	男	無所属	7,444	投票者数	46,347
六野政次郎	40	男	中立	6,967	棄権者数	6,708
別田与次郎	48	男	中立	6,021	投票率	87.36%
木瀬奥右エ門	49	男	農民連盟	5,090	有効投票	44,736
松村利一	57	男		4,495	無効投票	1,614
松浦操	55	男	中立	4,261		
谷口治郎兵衛	55	男	中立	3,931		
宇野博	53	男	中立	3,743		
細川勉	38	男	農民連盟	1,005		
村井久吉	57	男	中立	920		
須甲末太郎	43	男	日本民主党	656		
多田実也	34	男	日本共産党	203		
計				44,736		

今立郡選挙区（定数4名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	40,460
市橋勘左エ門	52	男	日本民主党	7,620	投票者数	36,444
玉木一馬	47	男	自由党	5,442	棄権者数	4,016
笠島一栄	44	男	農民連盟	5,031	投票率	90.07%
増永英明	48	男	自由党	4,500	有効投票	35,009
岩野寛	55	男	自由党	4,362	無効投票	1,434
越部稻夫	38	男	中立	2,610		
兵太三郎	52	男	日本社会党	1,775		
中島優治	26	男	無所属	1,728		
山品藤左衛門	47	男	中立	1,308		
山本勇	42	男	日本共産党	584		
兼子幸民	45	男	立憲養正会	49		
計				35,009		

南条郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	29,865
笠原武	26	男	中立	8,771	投票者数	26,136
今村三太夫	40	男	農民連盟	5,724	棄権者数	3,729
寺田儀一	46	男	中立	3,929	投票率	87.51%
森上斎五郎	51	男	中立	3,250	有効投票	25,295
沢崎堅治	40	男	日本社会党	1,828	無効投票	836
河野晃	37	男	中立	1,399		
墨崎信	42	男	日本共産党	394		
計				25,295		

丹生郡選挙区（定数4名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	40,251
国 広 定 一	40	男	日本社会党	5,564	投票者数	35,516
松 原 一 男	42	男	無 所 属	5,382	棄権者数	4,735
宇 野 新兵衛	64	男	農 民 連 盟	4,789	投票率	88.24%
親 崎 繁	35	男	日本民主党	3,938	有効投票	33,373
森田 六右エ門	54	男		3,602	無効投票	2,150
内 田 関太郎	53	男	無 所 属	3,207		
内 田 直次郎	34	男	無 所 属	2,532		
長 谷 川 高	60	男	無 所 属	2,444		
宝 来 佳 夫	62	男	日本民主党	1,825		
稻 川 米 吉	38	男	無 所 属	45		
森 崎 森之輔	58	男	日本社会党	45		
計				33,373		

敦賀郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,841
沢 村 吉 助	51	男	中 立	3,543	投票者数	8,174
山 田 清 剛	27	男	無 所 属	3,044	棄権者数	1,667
杉 森 たかゑ	47	女	農 民 連 盟	708	投票率	83.06%
平 山 吉重郎	55	男	無 所 属	573	有効投票	7,868
計				7,868	無効投票	306

三方郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,514
錦 田 捨 三	45	男	農 民 連 盟	5,162	投票者数	12,216
吉 村 直 之	45	男	中 立	4,499	棄権者数	3,298
小 堀 利 雄	35	男	日本社会党	1,100	投票率	78.74%
片 山 重 利	48	男	無 所 属	985	有効投票	11,746
計				11,746	無効投票	475

遠敷郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	27,996
森 下 嘉太夫	53	男	中 立	6,807	投票者数	25,234
杉 山 孝 二	46	男	中 立	5,311	棄権者数	2,762
内 藤 哲 応	48	男	中 立	4,745	投票率	90.13%
津 田 一太郎	43	男	中 立	4,474	有効投票	24,415
村 田 秀太郎	51	男	日本社会党	1,486	無効投票	830
糸 谷 重 一	39	男	日本社会党	1,254		
島 田 幸太郎	34	男	日本共産党	338		
計				24,415		

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	12,682
内方 茂兵衛	47	男	中立	4,795	投票者数	11,387
滝 甚左衛門	49	男	中立	2,857	棄権者数	1,295
一瀬 専吉	51	男	日本民主党	2,654	投票率	89.79%
飯田 忠太郎	46	男	中立	701	有効投票	11,007
計				11,007	無効投票	380

昭和 26 年 4 月 30 日執行

福井市選挙区（定数 6 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	58,900
大月 理	49	男	自由党	6,998	投票者数	51,156
定永 正時	40	男	無所属	4,986	棄権者数	7,744
三輪 竹藏	55	男	無所属	3,960	投票率	86.85%
竹内 武	38	男	自由党	3,883	有効投票	50,114
河合 信三郎	72	男	無所属	3,854	無効投票	1,049
野島 余次郎	49	男	無所属	3,848		
野村 栄太郎	53	男	自由党	3,637		
神谷 豊子	28	女	無所属	3,562		
谷口 敬三	52	男	自由党	3,152		
梅田 栄孝	43	男	無所属	3,112		
田畠 政一郎	27	男	日本社会党	3,078		
泉谷 金太郎	54	男	無所属	2,787		
国島 弘	30	男	無所属	2,054		
久野 所之進	47	男	自由党	1,203		
計				50,114		

敦賀市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,912
熊谷 与三吉	45	男	無所属	4,194	投票者数	15,126
野辺 重太	43	男	日本社会党	3,491	棄権者数	1,786
脇坂 貞二郎	57	男	無所属	3,163	投票率	89.44%
沢崎 広吉	56	男	自由党	2,594	有効投票	14,761
杉森 たかゑ	51	女	日本社会党	1,319	無効投票	365
計				14,761		

武生市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	24,446
笠原 武	30	男	無所属	6,094	投票者数	21,996
増田 五三郎	59	男	無所属	5,112	棄権者数	2,450
青山 清次	50	男	無所属	4,414	投票率	89.98%
寺田 儀一	50	男	自由党	3,853	有効投票	21,417
毛利田 政治郎	31	男	日本社会党	1,944	無効投票	580
計				21,417		

小浜市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	19,740
畠中 清美	59	男	無所属	6,396	投票者数	18,584
杉山 孝二	50	男	無所属	5,575	棄権者数	1,156
橋本 喜代八	62	男	無所属	4,428	投票率	94.14%
糀谷 重一	42	男	日本社会党	1,815	有効投票	18,214
計				18,214	無効投票	370

足羽郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	17,277
高浜 武右衛門	52	男	自由党	5,303	投票者数	16,128
佃 喬	40	男	日本社会党	5,260	棄権者数	1,149
市村 栄	44	男	無所属	4,446	投票率	93.35%
池田 左内	32	男	無所属	840	有効投票	15,849
計				15,849	無効投票	279

吉田郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	23,964
長谷川 清	48	男	無所属	6,370	投票者数	22,641
勝見 厚	49	男	自由党	5,957	棄権者数	1,323
渡辺 盛良	50	男	自由党	4,873	投票率	94.48%
堀田 穩	47	男	農戦統協	4,855	有効投票	22,209
佐竹 幸次郎	48	男	無所属	154	無効投票	432
計				22,209		

坂井郡選挙区（定数7名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	67,684
室 新太郎	52	男	無所属	6,546	投票者数	63,905
川崎 成男	44	男	自由党	6,473	棄権者数	3,779
古木 庄次郎	52	男	自由党	6,459	投票率	94.42%
山本 宇平	45	男	農戦統協	6,370	有効投票	62,611
魔王 伝兵衛	39	男	無所属	6,114	無効投票	1,289
前田 治平	56	男	農戦統協	6,010		
西端 多一郎	48	男	無所属	5,829		
成瀬 忠	50	男	自由党	5,448		
渡辺 捨吉	51	男	自由党	5,037		
坪内 実	53	男	自由党	4,492		
五十嵐 石田	39	男	無所属	2,132		
宗京 亘	42	男	農戦統協	1,701		
計				62,611		

大野郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	52,522
別田 与二郎	52	男	無所属	7,513	投票者数	49,026
山崎 正一	48	男	無所属	5,408	棄権者数	3,496
笠羽 清右エ門	42	男	無所属	5,319	投票率	93.34%
大野 政治郎	44	男	自由党	5,122	有効投票	48,190
谷口 治郎兵衛	59	男	無所属	4,699	無効投票	838
木瀬 奥右衛門	53	男	自由党	4,456		
島田 正夫	53	男	自由党	3,820		
鮎川 正	52	男	無所属	3,179		
土田 正	45	男	無所属	3,055		
松村 利一	61	男	自由党	2,765		
原利一	37	男	無所属	1,446		
川田 岩男	73	男	農戦統協	1,408		
計				48,190		

今立郡選挙区（定数4名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	40,174
市橋 勘左衛門	56	男	自由党	7,895	投票者数	35,528
岩野 寛	59	男	無所属	7,593	棄権者数	4,646
玉木 一馬	50	男	自由党	5,527	投票率	88.44%
増永 英明	52	男	無所属	5,328	有効投票	34,583
安田 きみ	36	女	無所属	4,798	無効投票	942
河崎 賢二	53	男	農戦統協	3,442		
計				34,583		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	12,179
今村三太夫	44	男	農戦統協	無投票		

丹生郡選挙区（定数4名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	36,826
上田千代三郎	39	男	無所属	7,278		
田中忠	52	男	無所属	7,267	投票者数	34,659
親崎繁	40	男	自由党	5,978		
内田久右エ門	74	男	無所属	5,198	棄権者数	2,167
橋本馨	39	男	自由党	4,105		
宇野新兵衛	68	男	無所属	4,068	投票率	94.12%
計				33,894		
					有効投票	33,894
					無効投票	763

敦賀郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,085
山口嘉吉	60	男	無所属	5,178		
沢村吉助	55	男	自由党	3,400	投票者数	8,711
計				8,578		
					棄権者数	1,374
					投票率	86.38%
					有効投票	8,578
					無効投票	133

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,272
吉村直之	48	男	無所属	無投票		

遠敷郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,017
中川平太夫	36	男	無所属	無投票		

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	12,504
滝甚左衛門	53	男	無所属	6,489		
魚住苗造	62	男	無所属	4,965	投票者数	11,701
計				11,454		
					棄権者数	803
					投票率	93.58%
					有効投票	11,454
					無効投票	245

昭和 30 年 4 月 23 日執行

福井市選挙区（定数 6 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	70,498
田 畑 政一郎	31	男	左派社会党	8,707	投票者数	57,801
山 形 寿 男	53	男	無 所 属	8,141	棄権者数	12,697
辻 広 善 作	56	男	無 所 属	6,766	投票率	81.99%
大 月 理	53	男	自 由 党	5,690	有効投票	56,659
大 戸 与三兵衛	57	男	無 所 属	5,668	無効投票	1,142
竹 内 武	42	男	自 由 党	5,309		
黒 川 隼 人	50	男	無 所 属	4,177		
阿 部 武 志	46	男	無 所 属	3,973		
定 永 正 時	44	男	自 由 党	3,174		
野 島 条次郎	54	男	無 所 属	2,673		
河 合 信三郎	70	男	無 所 属	2,381		
計				56,659		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	28,865
光 友 長 治	57	男	無 所 属	5,021	投票者数	25,062
田 中 美津藏	56	男	無 所 属	4,523	棄権者数	3,803
脇 坂 貞二郎	61	男	無 所 属	3,118	投票率	86.82%
野 辺 重 太	47	男	右派社会党	3,069	有効投票	24,553
山 田 明	35	男	無 所 属	3,030	無効投票	509
高 松 万 吉	60	男	無 所 属	2,437		
中 村 八 郎	60	男	無 所 属	1,772		
小 松 伊太郎	55	男	無 所 属	1,583		
熊 谷 与三吉	49	男	無 所 属	辞退		
計				24,553		

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30,503
高 木 正 二	52	男	無 所 属	7,749	投票者数	22,673
竹 林 久	32	男	無 所 属	5,047	棄権者数	7,830
寺 田 常 吉	70	男	無 所 属	4,796	投票率	74.33%
増 田 五三郎	63	男	無 所 属	4,636	有効投票	22,228
計				22,228	無効投票	445

小浜市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,354
芝田 竹次郎	53	男	無所属	7,360	投票者数	18,772
須藤 守藏	59	男	無所属	6,722	棄権者数	3,582
畠中 清美	63	男	無所属	4,310	投票率	83.98%
計				18,392	有効投票	18,392
					無効投票	377

大野市大野郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	29,778
谷口 治郎兵衛	63	男	日本民主党	無投票		
山崎 正一	51	男	自由党			
藤堂 作衛	47	男	無所属			
鮎川 正	56	男	無所属	辞退		

勝山市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	20,733
別田 与二郎	56	男	無所属	7,909	投票者数	17,680
笠羽 清右エ門	46	男	無所属	6,170	棄権者数	3,053
山野 仁	51	男	無所属	2,533	投票率	85.27%
松原 圏	50	男	右派社会党	517	有効投票	17,444
安岡 広	34	男	無所属	315	無効投票	236
別田 茂	49	男	左派社会党	辞退		
計				17,444		

鯖江市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	21,475
山本 治	39	男	無所属	7,043.02	投票者数	18,493
橋本 孝恵	45	男	無所属	4,878	棄権者数	2,982
岩野 寛	63	男	無所属	3,904	投票率	86.11%
中島 優治	34	男	右派社会党	2,100	有効投票	18,262
山本 勇	50	男	日本共産党	336.98	無効投票	231
計				18,262		

足羽郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	17,866
田中 作太夫	42	男	無所属	無投票		
高波 武右エ門	56	男	自由党			

吉田郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,137
勝見 厚	53	男	無所属	6,568	投票者数	18,337
今沢 東	55	男	自由党	6,280	棄権者数	3,800
渡辺 盛 良	54	男	無所属	5,115	投票率	82.83%
桑原 弘	44	男	右派社会党	辞退	有効投票	17,963
計				17,963	無効投票	372

坂井郡選挙区（定数7名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	69,683
久保田 広	51	男	無所属	8,011	投票者数	59,913
坪田 十左衛門	67	男	無所属	7,476	棄権者数	9,770
麻王 伝兵衛	43	男	無所属	6,700	投票率	85.98%
室 新太郎	55	男	無所属	5,403	有効投票	58,657
前田 治平	60	男	無所属	4,936	無効投票	1,254
大村 修三	51	男	左派社会党	4,884		
古木 庄次郎	56	男	自由党	4,776		
松田 守一	57	男	無所属	4,565		
杉本 杉市	45	男	無所属	3,253		
寺前 太市	47	男	無所属	3,056		
山田 多市	56	男	無所属	2,860		
西端 多一郎	51	男	無所属	2,737		
栗津 敏雄	38	男	無所属	辞退		
計				58,657		

今立郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,144
飯田 彦太郎	33	男	無所属	5,223	投票者数	19,524
西山 光治	47	男	無所属	4,251.79	棄権者数	2,620
若泉 二郎	48	男	無所属	4,118.30	投票率	88.17%
市橋 勘左衛門	60	男	自由党	3,591	有効投票	19,261
若泉 孝治	60	男	無所属	2,076.91	無効投票	263
計				19,261		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,451
山本 光三	58	男	無所属	4,275	投票者数	8,395
今村 三太夫	48	男	無所属	3,973	棄権者数	2,056
計				8,248	投票率	80.33%

丹生郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	29,363
田 中 一 之	43	男	無 所 属	6,168	投票者数	25,957
田島 清左衛門	47	男	無 所 属	6,164	棄権者数	3,406
親 崎 繁	43	男	無 所 属	5,356	投票率	88.40%
上田 千代三郎	43	男	無 所 属	4,332	有効投票	25,539
内田 久右エ門	78	男	無 所 属	3,519	無効投票	418
計				25,539		

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,418
田 辺 豊	57	男	無 所 属	4,999	投票者数	11,616
吉 村 直 之	52	男	無 所 属	4,546	棄権者数	3,802
岩 本 源四郎	36	男	無 所 属	1,920	投票率	75.34%
計				11,465	有効投票	11,465
					無効投票	152

遠敷郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	8,445
中 川 平太夫	40	男	無 所 属	4,308	投票者数	7,751
上 中 耕 一	61	男	無 所 属	2,100	棄権者数	694
森 下 長 正	60	男	無 所 属	683	投票率	91.78%
津 田 一太郎	51	男	無 所 属	317	有効投票	7,628
上 坂 正一郎	25	男	無 所 属	220	無効投票	123
計				7,628		

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	11,661
滝 甚左衛門	57	男	無 所 属	無 投 票		

昭和 34 年 4 月 23 日執行

福井市選挙区（定数 8 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
斎藤 敬一	33	男	日本社会党	10,690	投票者数	83,402
竹内 武	46	男	自由民主党	8,239	棄権者数	72,102
山形 寿	57	男	自由民主党	7,302	投票率	11,300
大月 理	57	男	自由民主党	6,966	有効投票	86.45%
増永 健	51	男	無所属	6,665	無効投票	70,775
辻広善作	60	男	自由民主党	6,231		1,327
小林 修治郎	59	男	無所属	6,226		
村田 伝左エ門	58	男	無所属	5,924		
大戸 与三兵衛	61	男	自由民主党	5,392		
滝 俊幸	28	男	無所属	4,444		
野嶋 余次郎	58	男	自由民主党	2,696		
計				70,775		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
和田 直三	45	男	日本社会党	8,193	投票者数	30,673
山田 明	39	男	自由民主党	4,422	棄権者数	27,567
高木 孝一	40	男	無所属	3,729	投票率	3,106
田中美津藏	60	男	無所属	3,629	有効投票	89.87%
脇坂 貞二郎	65	男	自由民主党	2,693	無効投票	27,197
高松 万吉	64	男	無所属	2,006		370
吉田 一夫	33	男	日本共産党	1,619		
熊谷 与三吉	53	男	無所属	906		
計				27,197		

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
高木正二	56	男	自由民主党	10,206	投票者数	34,799
西山光治	51	男	自由民主党	9,098	棄権者数	28,344
竹林 久	36	男	日本社会党	5,785	投票率	6,455
村中 武右衛門	53	男	無所属	2,756	有効投票	81.45%
計				27,845	無効投票	496

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31, 158
古 谷 正 美	55	男	日本社会党	6, 651	投票者数	28, 557
芝 田 竹次郎	57	男	自由民主党	6, 378	棄権者数	2, 601
田 中 弥 七	59	男	無 所 属	6, 224	投票率	91. 65%
仲 野 誠 治	66	男	自由民主党	5, 441	有効投票	28, 254
上 中 耕 一	65	男	自由民主党	3, 560	無効投票	303
計				28, 254		

大野市大野郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30, 618
山 崎 正 一	55	男	自由民主党	7, 175	投票者数	27, 044
川 崎 港	57	男	無 所 属	6, 064	棄権者数	3, 574
藤 堂 作 衛	51	男	自由民主党	5, 731	投票率	88. 33%
谷 口 治 郎 兵 衛	67	男	自由民主党	4, 398	有効投票	26, 609
川 田 岩 雄	37	男	無 所 属	3, 241	無効投票	435
計				26, 609		

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	21, 480
笠 羽 清右エ門	50	男	自由民主党	7, 423	投票者数	18, 422
山 岸 太之助	61	男	無 所 属	6, 536	棄権者数	3, 058
別 田 茂	53	男	無 所 属	4, 253	投票率	85. 76%
計				18, 212	有効投票	18, 212
					無効投票	210

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	27, 997
山 本 治	43	男	自由民主党	7, 104	投票者数	25, 172
三 好 正 志	35	男	日本社会党	6, 079	棄権者数	2, 825
揚 原 新十郎	46	男	自由民主党	6, 033	投票率	89. 91%
橋 本 孝 恵	49	男	自由民主党	5, 664	有効投票	24, 880
計				24, 880	無効投票	284

足羽郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14, 884
田 中 作 太 夫	46	男	自由民主党	無 投 票		

吉田郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	20,822
今沢東 勝見厚	59 57	男 男	自由民主党 自由民主党	無投票		

坂井郡選挙区（定数6名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	70,397
稻葉清嗣	55	男	無所属	9,286	投票者数	62,017
坪川貞純	48	男	自由民主党	8,809	棄権者数	8,380
室新太郎	60	男	自由民主党	7,306	投票率	88.10%
松田守一	61	男	無所属	7,025	有効投票	61,067
麻王伝兵衛	47	男	自由民主党	6,271	無効投票	944
野田義夫	32	男	日本社会党	6,126		
大村修三	55	男	日本社会党	5,968		
前田治平	64	男	自由民主党	5,388		
古木庄次郎 計	60	男	自由民主党	4,888 61,067		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,263
飯田彦太郎	37	男	自由民主党	無投票		
前田高二	48	男	無所属	辞退		
武田太平	49	男	無所属	辞退		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,929
赤星国雄	54	男	無所属	5,430	投票者数	9,484
山本光三 計	62	男	自由民主党	3,942 9,372	棄権者数	1,445
					投票率	86.78%
					有効投票	9,372
					無効投票	112

丹生郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	27,696
田島清左衛門	45	男	自由民主党	6,761	投票者数	23,990
田中一之	47	男	自由民主党	6,478.047	棄権者数	3,706
親崎繁	47	男	自由民主党	5,351	投票率	86.62%
田中伝 計	56	男	無所属	4,861.945 23,451.992	有効投票	23,452
					無効投票	538

三方郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,431
吉 村 直 之	56	男	自由民主党	7,180	投票者数	13,052
橋 本 多 吉 計	58	男	無 所 属	5,687 12,867	棄権者数	2,379
					投票率	84.58%
					有効投票	12,867
					無効投票	185

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	11,676
猿 橋 ユ リ	52	女	無 所 属	5,838	投票者数	10,607
滝 甚左衛門 計	61	男	自由民主党	4,631 10,469	棄権者数	1,069
					投票率	90.84%
					有効投票	10,469
					無効投票	138

昭和 37 年 7 月 20 日執行（補欠選挙）

南条郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,603
寺 田 儀 一	61	男	自由民主党	5,051	投票者数	7,646
山 本 光 三 計	65	男	自由民主党	2,545 7,596	棄権者数	2,957
					投票率	72.11%
					有効投票	7,596
					無効投票	50

昭和 38 年 4 月 17 日執行

福井市選挙区（定数 9 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	97,968
大戸 与三兵衛	65	男	自由民主党	10,650	投票者数	83,616
市 村 栄	56	男	自由民主党	8,011	棄権者数	14,352
辻 広 善 作	65	男	自由民主党	7,164	投票率	85.35%
堀 川 功	40	男	日本社会党	6,840	有効投票	82,480
東 郷 重 三	45	男	自由民主党	6,785	無効投票	1,136
中 島 優 治	42	男	民主社会党	6,534		
斎 藤 敬 一	37	男	日本社会党	6,233		
増 永 健	55	男	自由民主党	5,480		
村田 伝左エ門	58	男	自由民主党	4,800		
小 林 修治郎	63	男	無 所 属	4,599		
猿 橋 ユ リ	56	女	無 所 属	4,534		
竹 林 久	40	男	無 所 属	4,420		
桑 原 強	52	男	自由民主党	2,896		
柴 山 一 馬	65	男	自由民主党	1,603		
嵐 山 繁 樹	35	男	日本共産党	1,366		
一 家 勉 三	34	男	無 所 属	565		
計				82,480		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,380
和 田 直 三	49	男	日本社会党	8,225	投票者数	27,349
高 木 孝 一	44	男	自由民主党	7,896	棄権者数	4,031
山 田 明	43	男	自由民主党	7,116	投票率	87.15%
吉 田 一 夫	37	男	日本共産党	3,789	有効投票	27,026
計				27,026	無効投票	323

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	38,178
高 木 正 二	60	男	自由民主党	9,416	投票者数	32,707
笠 原 武	42	男	無 所 属	9,028	棄権者数	5,471
西 山 光 治	55	男	自由民主党	7,078	投票率	85.67%
堀 内 照 雄	34	男	日本社会党	6,739	有効投票	32,261
計				32,261	無効投票	441

小浜市遠敷郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30,822
藤野 源治郎	62	男	自由民主党	7,101	投票者数	28,174
芝田 竹次郎	61	男	自由民主党	6,714	棄権者数	2,648
古谷 正美	59	男	日本社会党	6,642	投票率	91.41%
田中 弥七	63	男	自由民主党	6,087	有効投票	27,798
西野 邦祐	39	男	日本共産党	1,254	無効投票	369
計				27,798		

大野市大野郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,022
藤堂 作衛	55	男	自由民主党	7,114	投票者数	27,475
川崎 港	61	男	自由民主党	7,028	棄権者数	3,547
山崎 正一	59	男	自由民主党	6,934	投票率	88.57%
西川 文右衛門	50	男	無所属	6,008	有効投票	27,084
計				27,084	無効投票	389

勝山市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	21,482
笠羽 清右エ門	54	男	自由民主党	8,318	投票者数	18,689
別田 重雄	40	男	無所属	5,628.870	棄権者数	2,793
別田 茂	57	男	無所属	4,462.129	投票率	87.00%
計				18,408.999	有効投票	18,409
					無効投票	279

鰐江市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	29,595
山本 治	47	男	自由民主党	6,162	投票者数	26,733
三好 正志	39	男	日本社会党	5,644	棄権者数	2,862
揚原 新十郎	50	男	自由民主党	5,523	投票率	90.33%
西沢 省三	31	男	無所属	4,818	有効投票	26,455
玉木 一馬	62	男	自由民主党	2,517.753	無効投票	275
河野 一馬	59	男	民主社会党	1,790.246		
計				26,454.999		

足羽郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,770
田 中 作太夫	50	男	自由民主党	8,575	投票者数	13,045
岩 本 勇 計	54	男	無 所 属	4,211 12,786	棄権者数	1,725
					投票率	88.32%
					有効投票	12,786
					無効投票	259

吉田郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	17,923
勝 見 厚	61	男	自由民主党	5,656	投票者数	16,551
今 沢 東	63	男	自由民主党	5,638	棄権者数	1,372
渡 辺 盛 良 計	62	男	無 所 属	4,951 16,245	投票率	92.35%
					有効投票	16,245
					無効投票	306

坂井郡選挙区（定数6名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	70,718
松 田 守 一	65	男	自由民主党	6,789	投票者数	63,901
坪 川 貞 純	52	男	自由民主党	6,671	棄権者数	6,817
杉 本 杉 市	53	男	無 所 属	6,536	投票率	90.36%
多 田 清 志	54	男	自由民主党	6,090	有効投票	63,083
野 田 義 夫	36	男	日本社会党	5,813	無効投票	816
山 本 宇 平	57	男	無 所 属	5,784		
岡 崎 春 水	55	男	日本社会党	5,648		
室 新太郎	64	男	自由民主党	5,522		
稻 葉 清 嗣	59	男	自由民主党	5,349		
斎 藤 薫	57	男	無 所 属	4,472		
木 村 修 三 計	59	男	無 所 属	4,409 63,083		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,289
飯 田 彦太郎	41	男	自由民主党	6,864	投票者数	13,305
木 津 群 平 計	51	男	自由民主党	6,273 13,137	棄権者数	984
					投票率	92.11%
					有効投票	13,137
					無効投票	165

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,506
寺 田 儀 一	62	男	自由民主党	4,342	投票者数	8,793
高 橋 武 夫 計	48	男	無 所 属	4,314 8,656	棄権者数	1,713
					投票率	83.70%
					有効投票	8,656
					無効投票	137

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	24,437
渡 辺 俊 夫	51	男	自由民主党	6,534	投票者数	21,946
田 中 伝	60	男	無 所 属	6,109.849	棄権者数	2,491
伊 部 吉 右 衛 門 田 中 一 之 計	53 51	男 男	無 所 属 自由民主党	5,067 3,797.145 21,507.994	投票率	89.81%
					有効投票	21,508
					無効投票	436

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,408
吉 村 直 之	40	男	自由民主党	7,904	投票者数	12,904
大 同 久 雄 鳥 羽 善 太 計	36 65	男 男	日本社会党 無 所 属	3,475 1,370 12,749	棄権者数	2,504
					投票率	83.75%
					有効投票	12,749
					無効投票	155

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	11,431
一 瀬 伊太郎	60	男	自由民主党	6,073	投票者数	10,364
滝 甚左衛門 計	65	男	自由民主党	4,167 10,240	棄権者数	1,067
					投票率	90.67%
					有効投票	10,240
					無効投票	116

昭和 42 年 4 月 15 日執行

福井市選挙区（定数 9 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	109, 485
牧野 忠兵衛	55	男	無所属	8, 850	投票者数	91, 929
竹内 武	39	男	自由民主党	8, 122	棄権者数	17, 556
猿橋 ユリ	60	女	無所属	7, 560	投票率	83. 96%
関捨 男	41	男	無所属	7, 483	有効投票	90, 794
中川 勇	46	男	日本社会党	7, 401	無効投票	1, 135
東郷 重三	47	男	自由民主党	7, 338		
堀川 功	44	男	日本社会党	6, 930		
田辺 義典	50	男	自由民主党	6, 913		
市村 栄	60	男	自由民主党	6, 542		
辻 広善 作	68	男	無所属	6, 478		
粕谷 数馬	52	男	民主社会党	5, 809		
桑原 強	56	男	自由民主党	4, 063		
増永 健	59	男	無所属	3, 906		
嵐山 繁樹	39	男	日本共産党	2, 923		
田中 孝義	61	男	無所属	476		
計				90, 794		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	33, 674
高木 孝一	48	男	自由民主党	7, 660	投票者数	30, 061
和田 直三	53	男	日本社会党	6, 120	棄権者数	3, 613
山田 明	47	男	自由民主党	5, 183	投票率	89. 27%
佐藤 元美	45	男	民主社会党	5, 178	有効投票	29, 777
吉田 一夫	41	男	日本共産党	2, 577	無効投票	283
光友 喜久夫	39	男	無所属	1, 835		
熊谷 与三吉	60	男	無所属	1, 224		
計				29, 777		

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	39, 269
笠原 武	46	男	自由民主党	8, 495	投票者数	34, 092
高木 正二	64	男	自由民主党	8, 334	棄権者数	5, 177
堀内 照雄	38	男	日本社会党	8, 328	投票率	86. 82%
西山 光治	59	男	自由民主党	8, 086	有効投票	33, 761
朽木 浩	41	男	日本共産党	518	無効投票	330
計				33, 761		

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30,596
今 島 寿 吉	58	男	無 所 属	6,577	投票者数	28,224
古 谷 正 美	63	男	日本社会党	6,501	棄権者数	2,372
武 内 重 正	40	男	無 所 属	6,347	投票率	92.25%
山 脇 彦 太 夫	67	男	無 所 属	5,068	有効投票	27,847
早 川 善 治	55	男	無 所 属	3,354	無効投票	374
計				27,847		

大野市大野郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30,544
桑 森 邦 夫	43	男	無 所 属	5,531	投票者数	26,710
藤 堂 作 衛	53	男	自由民主党	5,447	棄権者数	3,834
山 崎 正 一	63	男	自由民主党	5,414	投票率	87.45%
面 屋 重 雄	51	男	日本社会党	5,143	有効投票	26,336
川 田 岩 雄	45	男	自由民主党	4,801	無効投票	372
計				26,336		

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	20,875
別 田 重 雄	44	男	自由民主党	6,621	投票者数	18,882
笠 羽 清 右 エ 門	58	男	自由民主党	6,210	棄権者数	1,993
堂 前 健 治	57	男	民主社会党	3,752	投票率	90.45%
石 田 已 代 治	49	男	無 所 属	2,102	有効投票	18,685
計				18,685	無効投票	197

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,674
山 本 治	51	男	自由民主党	7,707	投票者数	27,150
中 島 優 治	46	男	民主社会党	7,185	棄権者数	4,524
三 好 正 志	43	男	無 所 属	6,596	投票率	85.72%
松 宮 守	39	男	日本社会党	5,369	有効投票	26,857
計				26,857	無効投票	293

足羽郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,587
田 中 作太夫	54	男	自由民主党	6,417	投票者数	12,658
梅田 甚右衛門	59	男	無 所 属	6,023	棄権者数	1,929
計				12,440	投票率	86.78%
					有効投票	12,440
					無効投票	216

吉田郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	18,965
桑野利雄	55	男	無 所 属	6,208	投票者数	17,412
勝見厚	65	男	自由民主党	5,948	棄権者数	1,553
今沢東	67	男	自由民主党	4,991	投票率	91.81%
計				17,147	有効投票	17,147
					無効投票	265

坂井郡選挙区（定数6名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	71,359
北川昭治	39	男	無 所 属	8,136	投票者数	64,953
阪本徳五郎	65	男	無 所 属	7,840	棄権者数	6,406
大月恭一	55	男	無 所 属	6,934	投票率	91.02%
坪川貞純	56	男	自由民主党	6,149	有効投票	64,183
松田守一	69	男	自由民主党	6,039	無効投票	769
多田清志	58	男	自由民主党	5,657		
野田義夫	40	男	日本社会党	5,397		
西端多明郎	58	男	無 所 属	5,129		
大島房英	58	男	無 所 属	4,847		
岡崎春水	59	男	日本社会党	4,839		
杉本杉市	57	男	自由民主党	3,216		
計				64,183		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,775
若泉二郎	60	男	無 所 属	6,518	投票者数	12,978
飯田彦太郎	45	男	自由民主党	6,313	棄権者数	797
計				12,831	投票率	94.21%
					有効投票	12,831
					無効投票	146

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,784
山本順一	42	男	無所属	6,668	投票者数	8,378
山田成一 計	55	男	日本共産党	1,551 8,219	棄権者数	1,406
					投票率	85.63%
					有効投票	8,219
					無効投票	159

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	23,619
渡辺俊夫	55	男	自由民主党	8,211	投票者数	21,832
島田徹也	40	男	無所属	6,699	棄権者数	1,787
上田千代三郎 計	55	男	無所属	6,530 21,440	投票率	92.43%
					有効投票	21,440
					無効投票	392

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,408
吉村直之	64	男	自由民主党	8,474	投票者数	13,120
大同久雄 計	40	男	日本社会党	4,472 12,946	棄権者数	2,288
					投票率	85.15%
					有効投票	12,946
					無効投票	174

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	11,071
一瀬伊太郎	64	男	自由民主党	無投票		

昭和 46 年 4 月 11 日執行

福井市選挙区（定数 10 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
松田 幸彦	46	男	自由民主党	11,508	投票者数	134,250 108,723
田辺 義典	54	男	自由民主党	9,736	棄権者数	25,527
牧野 忠兵衛	59	男	自由民主党	9,082	投票率	80.99%
桑野 利雄	59	男	自由民主党	8,617	有効投票	107,590
東郷 重三	51	男	自由民主党	8,152	無効投票	1,133
竹内 武	58	男	自由民主党	7,988		
堀川 功	48	男	日本社会党	7,630		
荒井 公一	66	男	自由民主党	7,576		
中川 勇	49	男	日本社会党	7,269		
関捨 男	45	男	自由民主党	7,127		
梅原 典子	56	女	日本共産党	6,863		
猿橋 ユリ	64	女	自由民主党	6,328		
桑原 強	60	男	民社党	6,206		
高田 幸助	57	男	無所属	3,508		
計				107,590		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
山田 明	51	男	自由民主党	10,121	投票者数	37,237 31,402
高木 孝一	52	男	自由民主党	8,140	棄権者数	5,835
吉田 一夫	45	男	日本共産党	6,513	投票率	84.33%
和田 直三	57	男	日本社会党	6,327	有効投票	31,101
計				31,101	無効投票	301

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
高木 正二	68	男	自由民主党	10,908	投票者数	42,239 28,999
西山 光治	63	男	自由民主党	8,282	棄権者数	13,240
堀内 照雄	42	男	日本社会党	7,404	投票率	68.65%
朽木 浩	45	男	日本共産党	1,988	有効投票	28,582
計				28,582	無効投票	417

小浜市遠敷郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,734
芝 田 真 次	49	男	日本社会党	7,996	投票者数	28,995
永 井 巖	53	男	無 所 属	7,315	棄権者数	2,739
今 島 ミ ネ	59	女	無 所 属	6,927	投票率	91.37%
武 内 重 正	44	男	自由民主党	6,357	有効投票	28,595
計				28,595	無効投票	400

大野市大野郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30,908
桑 森 邦 夫	47	男	自由民主党	6,941	投票者数	26,276
山 崎 正 一	67	男	自由民主党	5,583	棄権者数	4,632
藤 堂 作 衛	63	男	自由民主党	5,348	投票率	85.01%
高 田 新左衛門	53	男	無 所 属	4,192	有効投票	25,891
川 田 岩 雄	49	男	無 所 属	3,827	無効投票	375
計				25,891		

勝山市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	21,789
笠 羽 清右エ門	62	男	自由民主党	7,494	投票者数	19,199
別 田 重 雄	48	男	自由民主党	7,222	棄権者数	2,590
毛 利 諭	51	男	無 所 属	4,245	投票率	88.11%
計				18,961	有効投票	18,961
					無効投票	238

鯖江市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	35,496
山 本 治	55	男	自由民主党	8,937	投票者数	28,685
中 島 優 治	50	男	民 社 党	6,818	棄権者数	6,811
山 田 志 那 子	53	女	無 所 属	6,405	投票率	80.81%
西 沢 省 三	39	男	無 所 属	6,204	有効投票	28,364
計				28,364	無効投票	321

足羽郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,287
斎藤義信	44	男	無所属	6,689	投票者数	13,239
田中作太夫 計	58	男	自由民主党	6,371 13,060	棄権者数	2,048
					投票率	86.60%
					有効投票	13,060
					無効投票	178

吉田郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,742
大西信乃	51	男	無所属	7,130	投票者数	12,530
勝見厚 計	69	男	自由民主党	5,225 12,355	棄権者数	1,212
					投票率	91.18%
					有効投票	12,355
					無効投票	175

坂井郡選挙区（定数6名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	67,929
吉田慶三	47	男	無所属	9,193	投票者数	59,241
岩野朝一郎	41	男	無所属	9,192	棄権者数	8,688
阪本徳五郎	69	男	自由民主党	8,366	投票率	87.21%
坪川貞純	60	男	自由民主党	8,320	有効投票	58,343
北川昭治	43	男	自由民主党	8,122	無効投票	898
多田清志 計	62	男	自由民主党	7,889 7,261 58,343		
西端多明郎	62	男	無所属			

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,197
若泉二郎	64	男	自由民主党	6,933	投票者数	12,847
飯田彦太郎 計	49	男	無所属	5,809 12,742	棄権者数	1,350
					投票率	90.49%
					有効投票	12,742
					無効投票	104

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,964
山本順一	46	男	自由民主党	無投票		

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	24,820
田 中 伝 渡 辺 俊 夫	68 59	男 男	自由民主党 自由民主党	無 投 票		

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,137
吉 村 直 之	68	男	自由民主党	無 投 票		

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票 無効投票	11,844 10,655 1,189 89.96% 10,542 112
柳 原 啓 司	40	男	無 所 属	6,296		
一 瀬 伊太郎	68	男	自由民主党	4,246		
計				10,542		

昭和49年7月7日執行（補欠選挙）

福井市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票 無効投票	152,252 117,938 34,314 77.46% 113,175 4,763
酒 井 哲 夫	40	男	日本社会党	42,434		
谷 口 重 二	44	男	自由民主党	34,747.163		
河 合 八 郎	36	男	民 社 党	23,607		
谷 口 高 計	39	男	日本共産党	12,386.836 113,174.999		

昭和 50 年 4 月 13 日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
斎藤 義信	48	男	自由民主党	11,325	投票者数	158,873
酒井 哲夫	41	男	日本社会党	11,292	棄権者数	124,842
松田 幸彦	50	男	自由民主党	11,131	投票率	34,031
宇佐美 悟	54	男	公明党	10,644	有効投票	78.12%
牧野 忠兵衛	63	男	自由民主党	9,446	無効投票	123,551
河合 八郎	37	男	民社党	9,318		1,291
東郷 重三	55	男	自由民主党	8,840		
関捨 男	49	男	自由民主党	8,775		
今村 重治	47	男	無所属	8,392		
中川 勇	53	男	日本社会党	8,144		
竹内 武	62	男	自由民主党	8,117		
渡辺 三郎	45	男	日本共産党	7,819		
荒井 公一	70	男	自由民主党	7,427		
桑原 強	64	男	無所属	2,881		
計				123,551		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
二ノ宮 正文	49	男	民社党	9,666	投票者数	39,850
山田 明	55	男	自由民主党	9,266	棄権者数	34,614
河瀬 早治	55	男	無所属	5,431	投票率	5,236
吉村 清	49	男	日本社会党	5,266	有効投票	86.86%
吉田 一夫	49	男	日本共産党	4,695	無効投票	34,324
計				34,324		289

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
高木 正二	72	男	自由民主党	11,006	投票者数	43,981
池端 昭夫	45	男	無所属	9,618	棄権者数	37,365
堀内 照雄	46	男	日本社会党	7,465	投票率	6,616
西山 光治	67	男	自由民主党	7,351	有効投票	84.96%
元山 章一郎	38	男	日本共産党	1,684	無効投票	37,124
計				37,124		241

小浜市遠敷郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	32,359
芝 田 真 次	53	男	日本社会党	6,545	投票者数	29,236
武 内 重 正	48	男	無 所 属	6,362	棄権者数	3,123
永 井 巍	57	男	自由民主党	6,029	投票率	90.35%
堂 前 武 司	43	男	無 所 属	5,331	有効投票	28,940
小 川 康 博	43	男	無 所 属	3,622	無効投票	293
松 本 浩	35	男	日本共産党	1,051		
計				28,940		

大野市大野郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,156
川 崎 泰 彦	47	男	無 所 属	8,483	投票者数	27,218
桑 森 邦 夫	51	男	自由民主党	8,423	棄権者数	3,938
藤 堂 作 衛	67	男	自由民主党	7,193	投票率	87.36%
川 田 岩 雄	53	男	無 所 属	2,801	有効投票	26,900
計				26,900	無効投票	316

勝山市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,163
別 田 重 雄	52	男	自由民主党	無 投 票		
笠 羽 清 右 戸 門	66	男	自由民主党			

鯖江市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	38,327
西 沢 省 三	43	男	自由民主党	9,169	投票者数	31,076
中 島 優 治	54	男	民 社 党	6,793	棄権者数	7,251
古 川 九 一	55	男	無 所 属	6,500	投票率	81.08%
山 田 志 那 子	57	女	日本社会党	6,212	有効投票	30,728
中 野 栄 子	45	女	日本共産党	2,054	無効投票	348
計				30,728		

吉田郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,935
大 西 信 乃	55	男	自由民主党	無 投 票		

坂井郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 71,913 投票者数 62,986 棄権者数 8,927 投票率 87.59% 有効投票 62,337 無効投票 646
北川昭治	47	男	自由民主党	11,964	
中島弥昌	50	男	無所属	10,319	
多田清志	66	男	自由民主党	9,862	
田端強	51	男	無所属	9,238	
吉田慶三	51	男	自由民主党	9,168	
坪川貞純	64	男	自由民主党	8,739	
浅田豊	49	男	日本共産党	3,047	
計				62,337	

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 14,250
関文治	63	男	無所属	無投票	

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 9,938 投票者数 8,243 棄権者数 1,695 投票率 82.94% 有効投票 8,125 無効投票 115
山本順一	50	男	自由民主党	6,356	
東正三	65	男	無所属	1,769	
計				8,125	

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 25,722 投票者数 22,660 棄権者数 3,062 投票率 88.10% 有効投票 22,299 無効投票 358
広部光二	56	男	無所属	6,645	
田中伝	72	男	自由民主党	5,887	
岡山泰和	45	男	日本社会党	5,701	
谷口重二	45	男	自由民主党	4,066	
計				22,299	

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 16,549 投票者数 14,024 棄権者数 2,525 投票率 84.74% 有効投票 13,879 無効投票 145
田辺忠志	58	男	自由民主党	5,424	
大同久雄	48	男	無所属	4,313	
島津昭	48	男	無所属	3,118	
松井一雄	49	男	日本共産党	1,024	
計				13,879	

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	12, 439
柳原 啓司	44	男	自由民主党	無投票		

昭和 54 年 4 月 8 日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	165, 701
荒井 公一	74	男	自由民主党	12, 261	投票者数	126, 258
松田 幸彦	54	男	自由民主党	11, 359	棄権者数	39, 443
竹内 武	66	男	自由民主党	11, 297	投票率	76. 20%
酒井 哲夫	45	男	日本社会党	10, 893	有効投票	124, 976
斎藤 義信	52	男	自由民主党	9, 785	無効投票	1, 278
東郷 重三	59	男	自由民主党	9, 475		
宇佐美 悟	58	男	公明党	8, 660		
関捨 男	53	男	自由民主党	8, 309		
河合 八郎	41	男	民社党	8, 149		
吉田 正人	53	男	自由民主党	8, 120		
池田 熊藏	59	男	自由民主党	7, 593		
今村 重治	51	男	自由民主党	7, 104		
渡辺 三郎	49	男	日本共産党	6, 481		
小木曾 美和子	43	女	日本社会党	5, 490		
計				124, 976		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	42, 325
二ノ宮 正文	53	男	民社党	8, 263	投票者数	36, 920
岩崎 邦夫	58	男	無所属	6, 865	棄権者数	5, 405
河瀬 早治	58	男	自由民主党	6, 458	投票率	87. 23%
山田 明	59	男	自由民主党	5, 481	有効投票	36, 660
吉田 一夫	53	男	日本共産党	3, 613	無効投票	246
吉村 清	53	男	日本社会党	3, 563		
米岡 豊	42	男	無所属	2, 417		
計				36, 660		

武生市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	45,791
堀 内 照 雄	50	男	日本社会党	9,610	投票者数	37,289
中 井 石 男	56	男	無 所 属	9,525	棄権者数	8,502
池 端 昭 夫	49	男	自由民主党	9,079	投票率	81.43%
高 木 正 二	76	男	自由民主党	8,551	有効投票	36,765
計				36,765	無効投票	523

小浜市遠敷郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	32,872
武 内 重 正	52	男	自由民主党	7,948	投票者数	29,267
松 崎 幸 夫	50	男	無 所 属	7,803	棄権者数	3,605
芝 田 真 次	57	男	日本社会党	7,513	投票率	89.03%
永 井 巖	61	男	自由民主党	5,623	有効投票	28,887
計				28,887	無効投票	380

大野市大野郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,735
山 崎 正 昭	36	男	無 所 属	9,213	投票者数	28,999
山 内 武 士	51	男	無 所 属	7,897	棄権者数	2,736
桑 森 邦 夫	55	男	自由民主党	7,271	投票率	91.38%
桑 原 秋 夫	56	男	無 所 属	4,340	有効投票	28,721
計				28,721	無効投票	275

勝山市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,461
笠 羽 清 右 一 門	70	男	自由民主党	6,986	投票者数	16,583
別 田 重 雄	56	男	自由民主党	6,723	棄権者数	5,878
板 谷 十 郎 左 衛 門	29	男	無 所 属	2,691	投票率	73.83%
計				16,400	有効投票	16,400
					無効投票	183

鯖江市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 39,797 投票者数 33,918 棄権者数 5,879 投票率 85.23% 有効投票 33,477 無効投票 439
西沢省三	47	男	自由民主党	8,351	
小棹博	48	男	無所属	6,688	
中島優治	58	男	民社党	6,333	
古川九一	59	男	自由民主党	6,218	
山田志那子	61	女	日本社会党	5,887	
計				33,477	

吉田郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 13,928
大西信乃	59	男	自由民主党	無投票	

坂井郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 74,931 投票者数 66,091 棄権者数 8,840 投票率 88.20% 有効投票 65,345 無効投票 740
坪川貞純	68	男	無所属	14,743	
吉田慶三	55	男	自由民主党	11,854	
北川昭治	51	男	自由民主党	11,604	
中島弥昌	54	男	無所属	10,874	
田端強	54	男	自由民主党	8,158	
多田清志	70	男	自由民主党	8,112	
計				65,345	

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 14,447
関文治	67	男	自由民主党	無投票	

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 10,167 投票者数 8,356 棄権者数 1,811 投票率 82.19% 有効投票 8,213 無効投票 143
山本順一	54	男	自由民主党	6,650	
東正三	69	男	無所属	1,563	
計				8,213	

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	27,333
宇野繁太郎	65	男	無所属	8,299	投票者数	23,971
広部光二	60	男	自由民主党	7,300	棄権者数	3,362
岡山泰和	49	男	無所属	5,558	投票率	87.70%
中西公和	48	男	無所属	2,320	有効投票	23,477
計				23,477	無効投票	494

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,909
吉村直之	76	男	自由民主党	6,939	投票者数	14,415
大同久雄	52	男	無所属	4,065	棄権者数	2,494
岩本源四郎	60	男	無所属	3,269	投票率	85.25%
計				14,273	有効投票	14,273
					無効投票	142

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	12,899
時岡常治	43	男	無所属	6,019	投票者数	11,769
柳原啓司	48	男	自由民主党	5,601	棄権者数	1,130
計				11,620	投票率	91.24%
					有効投票	11,620
					無効投票	149

昭和 58 年 4 月 10 日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
酒 井 哲 夫	49	男	日本社会党	12,235	投票者数	173,985
松 田 幸 彦	58	男	自由民主党	12,101	棄権者数	135,020
坂 川 優 優	30	男	無 所 属	11,078	投票率	38,965
閑 捨 男	57	男	自由民主党	10,156	有効投票	77.60%
宇佐美 悟	62	男	公 明 党	9,668	無効投票	133,912
東 郷 重 三	63	男	自由民主党	9,333		1,106
荒 井 公 一 人	78	男	自由民主党	9,107		
吉 田 正 人	57	男	自由民主党	8,468		
竹 内 武	70	男	自由民主党	8,238		
今 村 重 治	55	男	自由民主党	8,201		
増 沢 敏 雄	58	男	無 所 属	8,037		
河 合 八 郎	45	男	民 社 党	7,540		
渡 迂 三 郎	53	男	日本共産党	7,164		
池 田 熊 藏	63	男	自由民主党	6,734		
宮 崎 宗 俊	50	男	日本社会党	5,852		
計				133,912		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
二ノ宮 正 文	57	男	民 社 党	9,968	投票者数	43,775
米 岡 豊	46	男	無 所 属	8,950	棄権者数	35,330
岩 崎 邦 夫	62	男	自由民主党	8,422	投票率	8,445
吉 田 一 夫	57	男	日本共産党	7,737	有効投票	80.71%
計				35,077	無効投票	35,077
						251

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
池 端 昭 夫	53	男	自由民主党	13,685	投票者数	47,303
中 井 石 男	60	男	自由民主党	10,605	棄権者数	36,151
堀 内 照 雄	54	男	日本社会党	9,432	投票率	11,152
末 永 覚 平	41	男	日本共産党	2,023	有効投票	76.42%
計				35,745	無効投票	35,745
						405

小浜市遠敷郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	33,227
横山政直	38	男	無所属	8,114	投票者数	29,814
芝田真次	61	男	日本社会党	7,626	棄権者数	3,413
武内重正	56	男	自由民主党	7,197	投票率	89.73%
松崎幸雄	54	男	自由民主党	5,810	有効投票	29,534
松本浩	43	男	日本共産党	787	無効投票	278
計				29,534		

※ 昭和58年7月14日、武内重正氏の辞職に伴い、松崎幸雄氏が繰上当選

大野市大野郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	32,141
桑森邦夫	59	男	自由民主党	11,007	投票者数	29,791
山崎正昭	40	男	自由民主党	9,770	棄権者数	2,350
山内武士	55	男	無所属	8,615	投票率	92.69%
内田昭二	55	男	無所属	100	有効投票	29,492
計				29,492	無効投票	294

勝山市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,561
笠羽清右エ門	74	男	自由民主党	7,360	投票者数	16,433
別田重雄	60	男	自由民主党	7,040	棄権者数	6,128
板谷十郎左衛門	33	男	無所属	1,807	投票率	72.84%
計				16,207	有効投票	16,207
					無効投票	226

鯖江市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	41,594
辻嘉右エ門	42	男	無所属	8,968	投票者数	37,292
山本拓	30	男	無所属	7,957	棄権者数	4,302
小棹博	52	男	自由民主党	7,592	投票率	89.66%
西沢省三	51	男	自由民主党	6,200	有効投票	36,982
中島優治	62	男	民社党	5,452	無効投票	309
北村日出子	43	女	日本共産党	813		
計				36,982		

吉田郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14, 103
大 西 信 乃	63	男	自由民主党	無 投 票		

坂井郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 78, 502 投票者数 68, 495 棄権者数 9, 007 投票率 88. 53% 有効投票 68, 760 無効投票 735	78, 502 68, 495 9, 007 88. 53% 68, 760 735
坪 川 貞 純	72	男	自由民主党	15, 259		
北 川 昭 治	55	男	自由民主党	13, 417		
田 端 強	58	男	自由民主党	11, 081		
吉 田 慶 三	59	男	自由民主党	10, 835		
中 島 弥 昌	58	男	無 所 属	10, 112		
近藤 彦右エ門 計	57	男	無 所 属	8, 056		
				68, 760		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 14, 466 投票者数 9, 731 棄権者数 4, 735 投票率 67. 27% 有効投票 9, 635 無効投票 96	14, 466 9, 731 4, 735 67. 27% 9, 635 96
関 文 治	71	男	自由民主党	8, 637		
渡 辺 浄 雄 計	35	男	日本共産党	998		
				9, 635		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10, 337
山 本 順 一	58	男	自由民主党	無 投 票		

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 28, 017 投票者数 25, 444 棄権者数 2, 573 投票率 90. 82% 有効投票 25, 148 無効投票 296	28, 017 25, 444 2, 573 90. 82% 25, 148 296
宇 野 繁太郎	69	男	自由民主党	8, 912		
黒 田 等	57	男	無 所 属	8, 541		
広 部 光 二 計	64	男	自由民主党	7, 695		
				25, 148		

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	17, 156
吉村直之	80	男	自由民主党	9, 782	投票者数	13, 434
山口寛治	58	男	日本共産党	3, 058	棄権者数	3, 722
武岡平一郎	54	男	無所属	379	投票率	78. 30%
計				13, 219	有効投票	13, 219
					無効投票	215

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13, 469
時岡常治	47	男	自由民主党	9, 029	投票者数	11, 403
沢山たづ子	34	女	日本共産党	2, 166	棄権者数	2, 066
計				11, 195	投票率	84. 66%
					有効投票	11, 195
					無効投票	208

昭和58年5月22日執行（再選挙）

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	17, 125
池田俊男	59	男	無所属	9, 715	投票者数	13, 317
山口寛治	58	男	日本共産党	3, 474	棄権者数	3, 808
計				13, 189	投票率	77. 76%
					有効投票	13, 189
					無効投票	128

昭和58年12月18日執行（補欠選挙）

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13, 626
見城一宣	42	男	無所属	7, 496	投票者数	10, 954
沢山たづ子	34	女	日本共産党	3, 107	棄権者数	2, 672
計				10, 603	投票率	80. 39%
					有効投票	10, 603
					無効投票	351

昭和 62 年 4 月 12 日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
酒 井 哲 夫	53	男	日本社会党	15, 964	投票者数	180, 571
坂 川 優	34	男	自由民主党	13, 274	棄権者数	134, 505
松 田 幸 彦	62	男	自由民主党	11, 852	投票率	46, 066
吉 田 正 人	61	男	自由民主党	10, 345	有効投票	74. 44%
今 村 重 治	59	男	自由民主党	10, 263	無効投票	133, 245
渡 辺 三 郎	57	男	日本共産党	10, 187		1, 257
河 合 八 郎	49	男	民 社 党	8, 574		
池 田 熊 藏	67	男	自由民主党	8, 010		
田 賀 一 成	56	男	公 明 党	7, 913		
関 捨 一 男	61	男	自由民主党	7, 812		
荒 井 公 一	82	男	自由民主党	7, 661		
野 嶋 敏 郎	57	男	無 所 属	7, 386		
山 本 芳 男	47	男	無 所 属	7, 093		
増 沢 敏 雄	62	男	自由民主党	6, 911		
計				133, 245		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
二ノ宮 正 文	61	男	民 社 党	11, 219	投票者数	45, 306
岩 崎 邦 夫	66	男	自由民主党	7, 353	棄権者数	36, 856
米 岡 豊	50	男	自由民主党	6, 904	投票率	8, 450
吉 田 一 夫	61	男	日本共産党	5, 626	有効投票	81. 35%
森 岡 敏 雄	51	男	日本社会党	5, 490	無効投票	36, 592
計				36, 592		260

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
中 井 石 男	64	男	自由民主党	11, 106	投票者数	48, 705
池 端 昭 夫	57	男	自由民主党	10, 855	棄権者数	41, 751
美 濃 美 雄	60	男	自由民主党	10, 215	投票率	6, 954
堀 内 照 雄	58	男	日本社会党	8, 997	有効投票	85. 72%
計				41, 173	無効投票	41, 173
						576

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	33,647
村 上 利 夫	55	男	無 所 属	9,839	投票者数	29,986
芝 田 真 次	65	男	日本社会党	7,378	棄権者数	3,661
松 崎 幸 夫	58	男	自由民主党	7,016	投票率	89.12%
横 山 政 直 計	42	男	自由民主党	5,457 29,690	有効投票	29,690
					無効投票	296

大野市大野郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,908
山 崎 正 昭	44	男	自由民主党	12,473	投票者数	29,386
桑 森 邦 夫	63	男	自由民主党	10,021	棄権者数	2,522
兼 井 藤 波 計	61	男	無 所 属	6,562 29,056	投票率	92.10%
					有効投票	29,056
					無効投票	329

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,677
別 田 重 雄	64	男	自由民主党	6,685	投票者数	19,287
笠 羽 清 右 エ 門	78	男	自由民主党	6,249	棄権者数	3,390
多 田 治 十 志 計	51	男	無 所 属	6,138 19,072	投票率	85.05%
					有効投票	19,072
					無効投票	215

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	43,398
辻 嘉 右 エ 門	46	男	自由民主党	11,357	投票者数	35,792
山 本 拓	34	男	自由民主党	11,125.719	棄権者数	7,606
小 梶 博	56	男	自由民主党	8,182	投票率	82.47%
山 本 又 一 郎 菅 原 義 信 計	44 33	男 男	無 所 属 日本共産党	3,456.280 1,352 35,472.999	有効投票	35,473
					無効投票	318

吉田郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,206
吉 田 忠 智	58	男	無 所 属	無 投 票		

坂井郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	81,682
北川 昭治	59	男	自由民主党	12,017	投票者数	71,060
橋本 敏	60	男	自由民主党	11,395	棄権者数	10,622
中島 弥昌	62	男	自由民主党	10,123	投票率	87.00%
山本文雄	52	男	無所属	9,944	有効投票	70,471
吉田慶三	63	男	自由民主党	9,384	無効投票	588
佐孝幸一郎	51	男	日本社会党	9,375		
田端強	63	男	自由民主党	8,233		
計				70,471		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,420
関文治	75	男	自由民主党	無投票		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,400
西村由夫	58	男	無所属	5,551	投票者数	9,665
岡田伝男	66	男	無所属	3,994	棄権者数	735
計				9,545	投票率	92.93%
					有効投票	9,545
					無効投票	120

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	28,110
宇野繁太郎	73	男	自由民主党	無投票		
黒田等	61	男	自由民主党			

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	17,133
池田俊男	62	男	無所属	11,844	投票者数	12,940
武岡平一郎	58	男	無所属	727	棄権者数	4,193
計				12,571	投票率	75.53%
					有効投票	12,571
					無効投票	369

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13, 784
見 城 一 宣	45	男	自由民主党	無 投 票		

昭和 62 年 10 月 25 日執行（補欠選挙）

今立郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14, 491
関 孝 治	47	男	無 所 属	無 投 票		

平成 2 年 4 月 29 日執行（補欠選挙）

坂井郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	83, 885
池 端 忠 好	46	男	無 所 属	12, 333		
佐 孝 幸一郎	54	男	日本社会党	11, 567	投票者数	26, 187
藤 岡 繁 樹	39	男	日本共産党	1, 842		
計				25, 742	棄権者数	57, 698
					投票率	31. 22%
					有効投票	25, 742
					無効投票	445

平成 2 年 9 月 16 日執行（補欠選挙）

福井市足羽郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	186, 969
山 本 芳 男	51	男	自由民主党	13, 898		
小 川 弥	55	男	自由民主党	11, 603	投票者数	28, 091
嶋 田 勝次郎	67	男	無 所 属	1, 920		
計				27, 421	棄権者数	157, 878
					投票率	15. 02%
					有効投票	27, 421
					無効投票	668

平成3年4月7日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	189,717
野嶋 敏郎	61	男	日本社会党			
山本 芳男	51	男	自由民主党			
池田 熊藏	71	男	自由民主党			
大戸 好夫	59	男	自由民主党			
小川 弥	56	男	自由民主党			
渡辺 三郎	61	男	日本共産党	無投票		
松田 幸彦	66	男	自由民主党			
田賀 一成	60	男	公明党			
今村 重治	63	男	自由民主党			
河合 八郎	53	男	民社党			
坂川 優	38	男	自由民主党			
酒井 哲夫	57	男	日本社会党			

敦賀市選挙区（定数 3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	47,385
河瀬 一治	39	男	無所属	8,220	投票者数	38,157
山根 徳男	48	男	民社党	7,655	棄権者数	9,228
岩崎 邦夫	70	男	自由民主党	6,629	投票率	80.53%
石川 与三吉	60	男	無所属	6,391	有効投票	37,926
坂田 明	58	男	日本社会党	4,674	無効投票	230
山田 興宗 計	45	男	日本共産党	4,357		
				37,926		

武生市選挙区（定数 3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	50,422
中井 石男	68	男	自由民主党	12,558	投票者数	40,082
美濃 美雄	64	男	自由民主党	8,695	棄権者数	10,340
奈良 俊幸	28	男	日本社会党	7,286	投票率	79.49%
増田 太左衛門	44	男	無所属	5,631	有効投票	39,572
堀内 照雄 計	62	男	無所属	5,402	無効投票	510
				39,572		

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	34,162
芝田 真次	69	男	日本社会党			
村上 利夫	59	男	自由民主党	無投票		
吉川 寿夫	42	男	無所属			

大野市大野郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31, 914
山 崎 正 昭	48	男	自由民主党	10, 984	投票者数	17, 673
桑 森 邦 夫	66	男	自由民主党	5, 867	棄権者数	14, 241
内 田 昭 二	63	男	無 所 属	490	投票率	55. 38%
計				17, 341	有効投票	17, 341
					無効投票	332

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22, 695
別 田 重 雄	68	男	自由民主党	無 投 票		
笠 羽 清 右 戸 門	82	男	自由民主党			

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	44, 954
辻 嘉右 戸 門	50	男	自由民主党	13, 702	投票者数	32, 131
小 桶 博	60	男	自由民主党	8, 809	棄権者数	12, 823
佐 々 木 哲 男	47	男	民 社 党	5, 791	投票率	71. 48%
青 木 治 門	57	男	無 所 属	3, 404	有効投票	31, 706
計				31, 706	無効投票	79

吉田郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14, 666
吉 田 忠 智	58	男	自由民主党	無 投 票		

坂井郡選挙区（定数 5 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	85, 592
山 本 文 雄	56	男	自由民主党			
池 端 忠 好	47	男	自由民主党			
北 川 昭 治	63	男	自由民主党			
中 島 弥 昌	66	男	自由民主党			
佐 孝 幸一郎	55	男	日本社会党	無 投 票		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 14,423 投票者数 9,835 棄権者数 4,588 投票率 68.19% 有効投票 9,755 無効投票 79	
関 孝治	50	男	自由民主党	8,827		
成 田 治 朗	36	男	日本共産党	928		
計				9,755		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 10,472	
西 村 由 夫	62	男	自由民主党	無 投 票		

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 27,803 投票者数 22,296 棄権者数 5,507 投票率 80.19% 有効投票 21,801 無効投票 495	
黒 田 等	65	男	自由民主党	8,730		
宇 野 繁太郎	77	男	自由民主党	8,514		
田 中 義 介	60	男	無 所 属	4,557		
計				21,801		

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 17,130	
池 田 俊 男	66	男	自由民主党	無 投 票		

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 14,274	
見 城 一 宣	49	男	自由民主党	無 投 票		

平成7年4月9日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
坂川 優	42	男	自由民主党	15,953	投票者数	195,924
石橋 壮一郎	41	男	公明党	10,603	棄権者数	128,346
屋敷 勇	61	男	無所属	9,937	投票率	67,578
山本 芳男	55	男	自由民主党	9,794.567	有効投票	65.51%
前田 康博	54	男	無所属	9,043	無効投票	126,272
松田 幸彦	70	男	自由民主党	9,043		2,069
野田 富久	47	男	日本社会党	8,028		
西田 晶子	53	女	無所属	7,888		
大戸 好夫	63	男	自由民主党	7,466.432		
今村 重治	67	男	自由民主党	7,340		
河合 八郎	57	男	無所属	6,782		
野嶋 敏郎	65	男	日本社会党	6,780		
小川 弥	60	男	自由民主党	6,512		
渡辺 三郎	65	男	日本共産党	6,479		
池田 熊藏	75	男	自由民主党	4,622		
計				126,271.999		

敦賀市選挙区（定数 3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
山根 徳男	52	男	無所属	11,584	投票者数	49,182
石川 与三吉	64	男	無所属	10,718	棄権者数	36,739
岩崎 邦夫	74	男	自由民主党	7,742	投票率	12,443
山田 興宗	49	男	日本共産党	6,298	有効投票	74.70%
計				36,342	無効投票	36,342
						395

武生市選挙区（定数 3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
中井 石男	74	男	自由民主党	11,685	投票者数	52,577
奈良 俊幸	32	男	日本社会党	9,991	棄権者数	33,505
美濃 美雄	68	男	自由民主党	9,611	投票率	19,072
上坂 則夫	44	男	日本共産党	1,644	有効投票	63.73%
計				32,931	無効投票	32,931
						574

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	34,300
松 崎 晃 治	37	男	無 所 属	9,706	投票者数	28,854
村 上 利 夫	63	男	自由民主党	9,296.641	棄権者数	5,446
芝 田 真 次	73	男	日本社会党	5,948	投票率	84.12%
吉 川 寿 夫	46	男	自由民主党	3,459.358	有効投票	28,410
計				28,409.999	無効投票	443

大野市大野郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	32,099
桑 森 邦 夫	71	男	自由民主党	9,443	投票者数	26,262
林 順 一	46	男	自由民主党	9,277	棄権者数	5,837
齊 藤 秀 雄	65	男	無 所 属	7,242	投票率	81.82%
計				25,962	有効投票	25,962

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,660
山 岸 正 裕	49	男	無 所 属	7,667	投票者数	18,475
別 田 重 雄	72	男	自由民主党	6,974	棄権者数	4,185
斎 藤 貞 夫	62	男	無 所 属	3,553	投票率	81.53%
小 林 聰 晃	69	男	無 所 属	89	有効投票	18,293
計				18,283	無効投票	192

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	47,773
辻 嘉右エ門	54	男	自由民主党	12,939	投票者数	32,620
小 桶 博	64	男	自由民主党	9,983	棄権者数	15,153
佐々木 哲 男	51	男	無 所 属	6,935	投票率	68.28%
青 木 治 門	61	男	無 所 属	2,260	有効投票	32,117
計				32,117	無効投票	503

吉田郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,114
吉 田 忠 智	66	男	自由民主党	6,481	投票者数	8,857
多 田 樹	65	男	無 所 属	2,076	棄権者数	6,257
計				8,557	投票率	58.60%
					有効投票	8,557
					無効投票	300

坂井郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 89,609 投票者数 62,518 棄権者数 27,091 投票率 69.77% 有効投票 61,582 無効投票 936
山 本 文 雄	60	男	自由民主党	12,111	
北 川 昭 治	67	男	自由民主党	11,762	
佐 孝 幸一郎	59	男	日本社会党	11,076	
池 端 忠 好	51	男	自由民主党	10,652	
中 島 弥 昌	70	男	自由民主党	10,584	
金 崎 栄次郎 計	68	男	無 所 属	5,397 61,582	

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 14,558
関 孝 治	54	男	自由民主党	無 投 票	

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 10,421
西 村 由 夫	66	男	自由民主党	無 投 票	

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 28,340 投票者数 23,348 棄権者数 4,992 投票率 82.39% 有効投票 22,765 無効投票 582
宇 野 繁太郎	81	男	自由民主党	8,084	
久 保 新 六	60	男	無 所 属	7,726	
高 島 寛 正	55	男	無 所 属	6,955	
計				22,765	

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 17,002 投票者数 15,327 棄権者数 1,675 投票率 90.15% 有効投票 15,116 無効投票 211
池 田 俊 男	70	男	自由民主党	10,550	
前 田 靖 二	60	男	無 所 属	4,566	
計				15,116	

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 14,192
見 城 一 宣	53	男	自由民主党	無 投 票	

平成 11 年 4 月 11 日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
坂川 優	46	男	自由民主党	19, 434	投票者数	141, 526
石橋 壮一郎	45	男	公明党	11, 828	棄権者数	56, 391
屋敷 勇	65	男	自由民主党	11, 607	投票率	71. 51%
山本 芳男	59	男	自由民主党	11, 051. 003	有効投票	137, 927
山本 正雄	57	男	無所属	10, 974. 141	無効投票	3, 587
前田 康博	58	男	自由民主党	10, 762		
野田 富久	51	男	無所属	10, 174		
今村 重治	71	男	自由民主党	9, 986		
松田 幸彦	74	男	自由民主党	9, 571		
佐藤 正雄	40	男	日本共産党	8, 432. 000		
大戸 好夫	67	男	自由民主党	8, 131. 854		
吉岡 秀雄	52	男	無所属	6, 877		
西田 晶子	57	女	自由民主党	6, 607		
山下 修二	57	男	無所属	2, 492		
計				137, 926. 998		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
山根徳男	56	男	無所属	11, 816	投票者数	39, 966
石川与三吉	68	男	自由民主党	11, 248	棄権者数	11, 522
奥山裕二	51	男	日本共産党	6, 304	投票率	77. 62%
谷出晴彦	42	男	無所属	5, 569	有効投票	39, 469
馬渕憲二	52	男	無所属	4, 532	無効投票	496
計				39, 469		

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
奈良俊幸	36	男	民主党	無投票		
美濃美雄	72	男	自由民主党			
中井石男	76	男	自由民主党			

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
松崎晃治	41	男	自由民主党	10, 324	投票者数	29, 384
中川平一	50	男	無所属	8, 865	棄権者数	5, 318
堂前広	62	男	無所属	5, 386	投票率	84. 68%
岡本治	61	男	無所属	4, 450	有効投票	29, 025
計				29, 025	無効投票	359

大野市大野郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	32, 162
山 田 庄 司	62	男	無 所 属	7, 904	投票者数	27, 281
山 岸 猛 夫	51	男	無 所 属	7, 072	棄権者数	4, 881
桑 森 直 道	49	男	無 所 属	6, 061	投票率	84. 82%
西 川 文 人	58	男	無 所 属	5, 889	有効投票	26, 926
計				26, 926	無効投票	355

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22, 705
別 田 重 雄	76	男	自由民主党	無 投 票		
山 岸 正 裕	53	男	無 所 属			

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	49, 664
佐々木 哲 男	55	男	無 所 属	12, 379. 777	投票者数	38, 871
田 中 敏 幸	46	男	無 所 属	8, 248	棄権者数	10, 793
佐々木 治	55	男	無 所 属	7, 003. 058	投票率	78. 27%
平 野 佳 宿	53	男	無 所 属	5, 267	有効投票	37, 670
玉 邑 哲 雄	50	男	無 所 属	4, 772. 163	無効投票	1, 201
計				37, 669. 998		

吉田郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15, 871
吉 田 実 荘	72	男	無 所 属	5, 850. 853	投票者数	12, 051
吉 田 忠 智	70	男	自由民主党	5, 716. 144	棄権者数	3, 820
計				11, 566. 997	投票率	75. 93%
					有効投票	11, 567
					無効投票	484

坂井郡選挙区（定数 5 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	93, 956
齊 藤 新 緑	42	男	無 所 属	15, 570	投票者数	73, 666
山 本 文 雄	64	男	自由民主党	14, 217	棄権者数	20, 290
池 端 忠 好	55	男	自由民主党	13, 031	投票率	78. 40%
佐 孝 幸一郎	63	男	無 所 属	11, 549	有効投票	72, 416
中 島 弥 昌	74	男	自由民主党	9, 529	無効投票	1, 245
南 嶋 菊 次	61	男	無 所 属	4, 858		
野 波 栄一郎	58	男	日本共産党	3, 662		
計				72, 416		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,467
関 孝 治	58	男	自由民主党	8,445	投票者数	12,003
山 崎 隆 敏 計	50	男	無 所 属	3,428 11,873	棄権者数	2,464
					投票率	82.97%
					有効投票	11,873
					無効投票	130

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,343
西 村 由 夫	70	男	自由民主党	無 投 票		

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	29,437
高 島 寛 正	59	男	無 所 属	7,168	投票者数	24,808
久 保 新 六	64	男	自由民主党	6,838	棄権者数	4,629
田 中 尚 平	56	男	無 所 属	5,577	投票率	84.27%
伊 部 良 美 計	55	男	無 所 属	4,608 24,191	有効投票	24,191
					無効投票	617

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,844
池 田 俊 男	74	男	自由民主党	無 投 票		

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,197
一 瀬 明 宏	41	男	無 所 属	無 投 票		

平成12年11月26日執行（補欠選挙）

吉田郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,094
和 田 高 枝	59	女	無 所 属	5,117	投票者数	10,291
大 西 利 範 計	50	男	無 所 属	5,026 10,143	棄権者数	5,803
					投票率	63.94%
					有効投票	10,143
					無効投票	148

平成 15 年 4 月 13 日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
鈴木宏治	29	男	無所属	18,014	投票者数	200,468
坂川優	50	男	自由民主党	17,348	棄権者数	135,331
石橋壮一郎	49	男	公明党	11,399	投票率	65,137
屋敷勇	69	男	自由民主党	10,657	有効投票	67.51%
山本芳男	63	男	自由民主党	10,271.717	無効投票	131,661
松田泰典	48	男	無所属	10,022		3,653
前田康博	62	男	自由民主党	9,141		
野田富久	55	男	無所属	8,981		
今村重治	75	男	自由民主党	8,358		
山本正雄	61	男	無所属	8,287.831		
谷口忠應	57	男	無所属	7,181		
佐藤正雄	44	男	日本共産党	6,645.449		
畠孝幸	54	男	無所属	5,355		
計				131,660.997		

※ 畠孝幸氏は、今村重治氏の死去に伴い、繰上補充當選

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
石川与三吉	72	男	自由民主党	10,255	投票者数	52,740
安居喜義	58	男	無所属	10,211	棄権者数	39,244
谷出晴彦	46	男	無所属	7,231	投票率	13,496
奥山裕二	55	男	日本共産党	6,058	有効投票	74.41%
林正男	56	男	無所属	3,906	無効投票	38,754
堀井智胤	46	男	無所属	1,093		488
計				38,754		

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	
奈良俊幸	40	男	無所属	12,444	投票者数	55,465
小泉剛康	64	男	無所属	10,077	棄権者数	41,776
美濃美雄	76	男	自由民主党	8,901	投票率	13,689
中井石男	80	男	自由民主党	5,694	有効投票	75.32%
大久保恵子	51	女	無所属	3,027	無効投票	41,101
伊藤護	58	男	無所属	958		674
計				41,101		

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	34,609
堂 前 広	66	男	無 所 属	無 投 票		
松 崎 晃 治	45	男	自由民主党			
中 川 平 一	54	男	自由民主党			

大野市大野郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	31,947
山 岸 猛 夫	55	男	自由民主党	無 投 票		
山 田 庄 司	66	男	無 所 属			

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22,539
松 井 拓 夫	59	男	無 所 属	6,272	投票者数	18,061
四 谷 昌 則	54	男	無 所 属	6,136	棄権者数	4,478
別 田 重 雄	80	男	自由民主党	5,363	投票率	80.13%
				17,771	有効投票	17,771
					無効投票	290

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	51,206
牧 野 百 男	61	男	無 所 属	13,649	投票者数	38,415
田 村 康 夫	42	男	無 所 属	9,067	棄権者数	12,791
田 中 敏 幸	50	男	自由民主党	8,201	投票率	75.02%
佐々木 治	59	男	自由民主党	6,388	有効投票	37,305
計				37,305	無効投票	1,110

吉田郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,023
加 藤 正 熙	60	男	無 所 属	6,364	投票者数	12,910
和 田 高 枝	61	女	自由民主党	6,339	棄権者数	3,113
計				12,703	投票率	80.57%
					有効投票	12,703
					無効投票	207

坂井郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	96,991
山 本 文 雄	68	男	自由民主党	15,890	投票者数	69,206
笛 岡 一 彦	47	男	無 所 属	14,986	棄権者数	27,785
齊 藤 新 緑	46	男	自由民主党	13,965	投票率	71.35%
東 角 操	45	男	無 所 属	12,536	有効投票	67,967
水 口 保	55	男	無 所 属	6,535	無効投票	1,238
野 波 栄一郎	62	男	日本共産党	4,055		
計				67,967		

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14,131
関 孝 治	62	男	自由民主党	無 投 票		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,273
仲 倉 典 克	35	男	無 所 属	6,037	投票者数	8,841
小 角 烈	62	男	無 所 属	2,667	棄権者数	1,432
計				8,704	投票率	86.06%
					有効投票	8,704
					無効投票	137

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30,025
渡 邊 政 士	70	男	無 所 属	9,160	投票者数	24,184
高 島 寛 正	63	男	自由民主党	7,771	棄権者数	5,841
田 中 行 介	62	男	無 所 属	6,450	投票率	80.55%
計				23,381	有効投票	23,381
					無効投票	802

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,646
吉 田 伊三郎	60	男	無 所 属	8,579	投票者数	14,482
窪 清 行	58	男	無 所 属	5,745	棄権者数	2,164
計				14,324	投票率	87.00%
					有効投票	14,324
					無効投票	158

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14, 137
一瀬 明宏	45	男	自由民主党	無投票		

平成 19 年 4 月 8 日執行

福井市足羽郡選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	202, 509
高木文堂	52	男	無所属	11, 001	投票者数	119, 450
石橋壮一郎	53	男	公明党	10, 404	棄権者数	83, 059
鈴木宏治	33	男	民主党	10, 306	投票率	58. 99%
笠松泰夫	62	男	無所属	9, 615	有効投票	117, 587
山本芳男	67	男	自由民主党	8, 637. 130	無効投票	1, 863
屋敷勇	73	男	自由民主党	8, 578		
前田康博	66	男	自由民主党	8, 250		
山本正雄	65	男	無所属	7, 723. 869		
大森哲男	52	男	無所属	7, 572		
野田富久	59	男	無所属	7, 487		
松田泰典	52	男	自由民主党	7, 407		
谷口忠應	61	男	自由民主党	6, 763		
佐藤正雄	48	男	日本共産党	5, 058. 000		
畠孝幸	58	男	自由民主党	4, 527		
伊藤洋一	38	男	無所属	4, 258		
計				117, 586. 999		

敦賀市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	53, 606
石川与三吉	76	男	自由民主党	9, 792	投票者数	34, 241
糸谷好晃	66	男	無所属	8, 904	棄権者数	19, 365
谷出晴彦	50	男	自由民主党	7, 195	投票率	63. 88%
増田一司	68	男	無所属	4, 259	有効投票	33, 794
山本雅彦	50	男	無所属	3, 644	無効投票	446
計				33, 794		

武生市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	56, 398
宮本俊	42	男	無所属	無投票		
玉村和夫	56	男	民主党			
小泉剛康	68	男	自由民主党			

小浜市遠敷郡選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 34,149 投票者数 25,914 棄権者数 8,235 投票率 75.89% 有効投票 25,664 無効投票 250
松崎晃治	49	男	自由民主党	9,241	
中川平一	58	男	自由民主党	7,029	
西本正俊	48	男	無所属	5,052	
堂前広	70	男	無所属	4,342	
計				25,664	

大野市大野郡選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 31,411 投票者数 23,990 棄権者数 7,421 投票率 76.37% 有効投票 23,687 無効投票 303
山岸猛夫	59	男	自由民主党	10,054	
山田庄司	70	男	自由民主党	8,542	
山崎利昭	34	男	無所属	5,091	
計				23,687	

勝山市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 22,408
松井拓夫	63	男	自由民主党	無投票	
四谷昌則	58	男	無所属		

鯖江市選挙区（定数 3 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 52,569 投票者数 31,600 棄権者数 20,969 投票率 60.11% 有効投票 30,915 無効投票 683
田中敏幸	54	男	自由民主党	8,403	
田村康夫	46	男	自由民主党	6,930	
大久保衛	62	男	無所属	6,399	
山田利信	59	男	無所属	4,592	
高田義紀	39	男	無所属	4,591	
計				30,915	

あわら市選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 25,416
笛岡一彦	51	男	自由民主党	無投票	

坂井市選挙区（定数4名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票 無効投票	73,127
東角操	49	男	自由民主党	11,519		49,029
齊藤新緑	50	男	自由民主党	11,400		24,098
山本文雄	72	男	自由民主党	9,576		67.05%
宇野秀俊	65	男	無所属	4,928		48,499
西畠知佐代	58	女	無所属	4,443		529
水口保	59	男	無所属	3,759		
藤岡繁樹	56	男	日本共産党	2,874		
計				48,499		

吉田郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票 無効投票	15,924
鈴木宏紀	48	男	無所属	6,281		11,824
加藤正熙	64	男	自由民主党	5,370		4,100
計				11,651		74.25%
						11,651
						173

今立郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,836
関孝治	66	男	自由民主党	無投票		

南条郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,134
仲倉典克	39	男	自由民主党	無投票		

丹生郡選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票 無効投票	29,741
渡邊政士	74	男	自由民主党	6,574		21,588
藤野利和	55	男	無所属	6,542		8,153
時田修一郎	66	男	無所属	4,294		72.59%
高島寛正	67	男	自由民主党	3,626		21,036
計				21,036		552

三方郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16,528
吉田伊三郎	64	男	自由民主党	無投票		

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	14, 121
一瀬 明宏	49	男	自由民主党	無投票		

平成 22 年 8 月 8 日執行（補欠選挙）

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13, 681
田中宏典	45	男	無所属	4, 016	投票者数	7, 837
藤本誠	60	男	無所属	3, 672	棄権者数	5, 844
計				7, 688	投票率	57. 28%
					有効投票	7, 688
					無効投票	149

平成 23 年 4 月 10 日執行

福井市選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	212, 672
鈴木宏治	37	男	民主党	10, 812	投票者数	117, 844
石橋壮一郎	57	男	公明党	10, 665	棄権者数	94, 823
松田泰典	56	男	自由民主党	9, 373	投票率	55. 41%
前田康博	70	男	自由民主党	9, 257	有効投票	115, 573
笠松泰夫	66	男	自由民主党	8, 304	無効投票	2, 270
山本芳男	71	男	自由民主党	8, 059. 335		
屋敷勇	77	男	自由民主党	8, 007		
谷口忠應	65	男	自由民主党	7, 979		
山本正雄	69	男	民主党	7, 875. 664		
大森哲男	56	男	自由民主党	7, 477		
野田富久	63	男	民主党	7, 237		
佐藤正雄	52	男	日本共産党	6, 720		
畠孝幸	62	男	無所属	5, 455		
中井玲子	53	女	無所属	4, 919		
小澤喜久子	62	女	無所属	3, 433		
計				115, 572. 999		

敦賀市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	54,084
石川与三吉	80	男	自由民主党	10,244	投票者数	32,479
糸谷好晃	70	男	民主党	7,635	棄権者数	21,605
谷出晴彦	54	男	自由民主党	5,929	投票率	60.05%
和泉明	54	男	無所属	5,454	有効投票	32,074
金元友	28	男	日本共産党	2,812	無効投票	405
計				32,074		

小浜市三方郡三方上中郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	47,216
中川平一	62	男	自由民主党	10,562	投票者数	33,960
吉田伊三郎	68	男	自由民主党	9,608	棄権者数	13,256
西本正俊	52	男	無所属	7,779	投票率	71.92%
佐久間博	54	男	無所属	5,634	有効投票	33,583
計				33,583	無効投票	377

大野市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	30,538
山岸猛夫	63	男	自由民主党	無投票		
山田庄司	74	男	無所属			

勝山市選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	21,518
松井拓夫	67	男	自由民主党	8,106	投票者数	15,353
四谷昌則	62	男	無所属	7,052	棄権者数	6,165
計				15,158	投票率	71.35%
					有効投票	15,158
					無効投票	195

鯖江市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	53,311
田中敏幸	58	男	自由民主党	8,384	投票者数	26,004
田村康夫	50	男	自由民主党	7,466	棄権者数	27,307
大久保衛	66	男	自由民主党	5,167	投票率	48.78%
山本又一郎	68	男	無所属	4,092	有効投票	25,109
計				25,109	無効投票	895

あわら市選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	25,027
笹岡一彦	55	男	自由民主党	無投票		

越前市今立郡南条郡選挙区（定数 5 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	78,299
仲倉典克	43	男	自由民主党	11,532	投票者数	50,873
関孝治	70	男	自由民主党	10,777	棄権者数	27,426
小泉剛康	72	男	自由民主党	7,643	投票率	64.97%
玉村和夫	60	男	民主党	6,414	有効投票	50,233
細川かおり	51	女	無所属	6,356	無効投票	640
宮本俊	46	男	自由民主党	5,635		
山崎隆敏	62	男	無所属	1,876		
計				50,233		

坂井市選挙区（定数 4 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	73,376
齊藤新緑	54	男	自由民主党	10,434	投票者数	44,838
小寺惣吉	58	男	無所属	9,920	棄権者数	28,538
山本文雄	76	男	自由民主党	9,811	投票率	61.11%
西畠知佐代	62	女	無所属	5,668	有効投票	44,178
宇野秀俊	69	男	民主党	5,013	無効投票	660
太田博	67	男	無所属	3,332		
計				44,178		

吉田郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,926
鈴木宏紀	52	男	自由民主党	無投票		

丹生郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	19,516
島田欽一	54	男	自由民主党	8,160	投票者数	14,827
藤野利和 計	59	男	民主党	6,392 14,552	棄権者数 投票率 有効投票 無効投票	4,689 75.97% 14,552 274

大飯郡選挙区（定数 1 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15, 783
田 中 宏 典	46	男	自由民主党	6, 028	投票者数	11, 349
濱 田 勝 美 計	68	男	無 所 属	5, 152 11, 180	棄権者数	4, 434
					投票率	71. 91%
					有効投票	11, 180
					無効投票	169

平成 24 年 12 月 16 日執行（補欠選挙）

福井市選挙区（定数 2 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	213, 503
畠 孝 幸	64	男	無 所 属	32, 273	投票者数	125, 492
中 井 玲 子	54	女	無 所 属	30, 092	棄権者数	88, 011
井ノ部 航 太	38	男	無 所 属	28, 234	投票率	58. 78%
足 田 耕 二	37	男	無 所 属	11, 052	有効投票	107, 075
木 下 建一郎 計	34	男	無 所 属	5, 424 107, 075	無効投票	18, 411

平成 27 年 4 月 12 日執行

福井市選挙区（定数 12 名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	212, 151
清水 智信	33	男	無 所 属	11, 149	投票者数	99, 255
西本 恵一	54	男	公 明 党	9, 269	棄権者数	112, 896
大森 哲男	60	男	自由民主党	8, 587	投票率	46. 79%
松田 泰典	60	男	自由民主党	8, 415	有効投票	96, 840
山本 芳男	75	男	自由民主党	8, 372. 227	無効投票	2, 412
山本 正雄	73	男	民 主 党	7, 759. 772		
野田 富久	67	男	民 主 党	7, 361		
井ノ部航太	40	男	無 所 属	6, 986		
佐藤 正雄	56	男	日本共産党	6, 420		
畠 孝幸	66	男	自由民主党	6, 078		
中 井 玲 子	57	女	自由民主党	5, 844		
長 田 光 広	44	男	無 所 属	5, 590		
峯 田 信 一 計	67	男	無 所 属	5, 009 96, 839. 999		

敦賀市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	53,492
石川与三吉	84	男	自由民主党	10,291	投票者数	30,345
力野 豊	55	男	無所属	7,526	棄権者数	23,147
糸谷 好晃	74	男	民主党	6,700	投票率	56.73%
宮崎 則夫	67	男	無所属	5,251	有効投票	29,768
計				29,768	無効投票	573

小浜市三方郡三方上中郡選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	45,766
小堀 友廣	66	男	無所属	9,928	投票者数	31,300
中川 平一	66	男	自由民主党	8,664	棄権者数	14,466
西本 正俊	56	男	無所属	7,604	投票率	68.39%
池田 英之	51	男	無所属	4,699	有効投票	30,895
計				30,895	無効投票	405

大野市選挙区（定数2名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	28,981
山岸 猛夫	67	男	自由民主党	無投票		
山田 庄司	78	男	無所属			

勝山市選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	20,540
松井 拓夫	71	男	自由民主党	無投票		

鯖江市選挙区（定数3名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	53,736
田村 康夫	54	男	自由民主党	無投票		
田中 敏幸	62	男	自由民主党			
大久保 衆衛	70	男	自由民主党			

あわら市選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	24,061
笛岡 一彦	59	男	自由民主党	7,702	投票者数	14,839
東川 繼央	58	男	無所属	6,952	棄権者数	9,222
計				14,654	投票率	61.67%
					有効投票	14,654
					無効投票	185

越前市今立郡南条郡選挙区（定数5名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	76,754
宮本俊	50	男	無所属	11,033	投票者数	45,416
仲倉典克	47	男	自由民主党	9,862	棄権者数	31,338
関孝治	74	男	自由民主党	7,120	投票率	59.17%
辻憲	49	男	民主党	6,737	有効投票	44,782
細川かをり	55	女	無所属	5,832	無効投票	633
題佛臣一	59	男	無所属	2,399		
山崎隆敏	66	男	無所属	1,799		
計				44,782		

坂井市選挙区（定数4名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	73,248
齊藤新緑	58	男	自由民主党	無投票		
西畠知佐代	66	女	無所属			
小寺惣吉	62	男	自由民主党			
山本文雄	80	男	自由民主党			

吉田郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,446
鈴木宏紀	56	男	自由民主党	5,831	投票者数	9,284
松川正樹	66	男	無所属	3,322	棄権者数	6,162
計				9,153	投票率	60.11%
					有効投票	9,153
					無効投票	131

丹生郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	18,633
島田欽一	58	男	自由民主党	6,412	投票者数	12,774
藤野利和	63	男	無所属	6,009	棄権者数	5,859
計				12,421	投票率	68.56%
					有効投票	12,421
					無効投票	353

大飯郡選挙区（定数1名）

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15,336
田中宏典	50	男	自由民主党	無投票		

(5) 市町長選挙

平成の大合併で合併した市町については合併後の選挙、合併しなかった市町については
平成 16 年以降に執行された選挙について掲載

○福井市長選挙

平成 18 年 3 月 5 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	213, 328
坂川 優	53	男	無 所 属	55, 563	投票者数	115, 540
高木 文 堂	50	男	無 所 属	44, 900	棄権者数	97, 788
酒生 文 弥	49	男	無 所 属	7, 149	投票率	54. 16%
西村 高治	63	男	日本共産党	5, 304	有効投票数	114, 278
坪田 正博	55	男	無 所 属	1, 362	無効投票数	1, 260
計				114, 278		

平成 19 年 12 月 23 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	213, 528
東村 新一	55	男	無 所 属	54, 384	投票者数	96, 732
高木 文 堂	52	男	無 所 属	35, 142	棄権者数	116, 796
西村 高治	64	男	無 所 属	6, 464	投票率	45. 30%
計				95, 990	有効投票数	95, 990
					無効投票数	742

平成 23 年 12 月 18 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	213, 665
東村 新一	59	男	無 所 属	40, 845	投票者数	50, 508
西村 高治	68	男	日本共産党	8, 752	棄権者数	163, 157
計				49, 597	投票率	23. 64%
					有効投票数	49, 597
					無効投票数	909

平成 27 年 12 月 13 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	213, 020
東村 新一	63	男	無 所 属	51, 708	投票者数	82, 723
笹木 竜三	59	男	無 所 属	29, 736	棄権者数	130, 297
計				81, 444	投票率	38. 83%
					有効投票数	81, 444
					無効投票数	1, 276

○敦賀市長選挙

平成 19 年 4 月 22 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	54, 448
河瀬一治	55	男	無所属	無投票		

平成 23 年 4 月 24 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 54, 080 投票者数 38, 256 棄権者数 15, 824 投票率 70. 74% 有効投票数 37, 811 無効投票数 445
河瀬一治	59	男	無所属	14, 107	
渕上隆信	50	男	無所属	11, 622	
岡本正治	63	男	無所属	7, 118	
多仁照廣	63	男	無所属	4, 964	
計				37, 811	

平成 27 年 4 月 26 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 53, 469 投票者数 36, 791 棄権者数 16, 678 投票率 68. 81% 有効投票数 36, 082 無効投票数 707
渕上隆信	54	男	無所属	18, 540	
中村紀明	60	男	無所属	17, 542	
計				36, 082	

○小浜市長選挙

平成 16 年 7 月 25 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 25, 002 投票者数 20, 142 棄権者数 5, 860 投票率 77. 46% 有効投票数 19, 969 無効投票数 173
村上利夫	72	男	無所属	11, 806	
杓子明	58	男	無所属	8, 163	
計				19, 969	

平成 20 年 7 月 20 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	25, 867
松崎晃治	50	男	無所属	無投票		

平成 24 年 7 月 22 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	25, 508
松崎晃治	54	男	無所属	無投票		

平成 28 年 7 月 24 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	25, 422
松 崎 晃 治	58	男	無 所 属	無 投 票		

○大野市長選挙

平成 18 年 6 月 18 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 31, 489 投票者数 23, 110 棄権者数 8, 379 投票率 73. 39% 有効投票数 22, 658 無効投票数 451	31, 489 23, 110 8, 379 73. 39% 22, 658 451
岡 田 高 大	47	男	無 所 属	13, 012		
兼 井 大	32	男	無 所 属	9, 646		
計				22, 658		

平成 22 年 6 月 13 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 30, 496 投票者数 17, 506 棄権者数 12, 990 投票率 57. 40% 有効投票数 17, 220 無効投票数 286	30, 496 17, 506 12, 990 57. 40% 17, 220 286
岡 田 高 大	51	男	無 所 属	13, 291		
石 塚 義 德	58	男	無 所 属	3, 929		
計				17, 220		

平成 26 年 6 月 15 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	29, 525
岡 田 高 大	55	男	無 所 属	無 投 票		

○勝山市長選挙

平成 16 年 11 月 28 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 22, 470 投票者数 17, 550 棄権者数 4, 920 投票率 78. 10% 有効投票数 17, 431 無効投票数 119	22, 470 17, 550 4, 920 78. 10% 17, 431 119
山 岸 正 裕	59	男	無 所 属	10, 446		
中 村 重 夫	64	男	無 所 属	6, 985		
計				17, 431		

平成 20 年 11 月 30 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	22, 092
山 岸 正 裕	63	男	無 所 属	無 投 票		

平成 24 年 11 月 25 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	21, 395
山 岸 正 裕	67	男	無 所 属	無 投 票		

平成 28 年 11 月 27 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	20, 550
山 岸 正 裕	71	男	無 所 属	6, 546	投票者数	13, 019
松 村 治 門	48	男	無 所 属	6, 335	棄権者数	7, 531
計				12, 881	投票率	63. 35%
					有効投票数	12, 881
					無効投票数	138

○鯖江市長選挙

平成 16 年 10 月 17 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	52, 079
牧 野 百 男	62	男	無 所 属	22, 820	投票者数	33, 086
辻 嘉右エ門	64	男	無 所 属	9, 846	棄権者数	18, 993
計				32, 666	投票率	63. 53%
					有効投票数	32, 666
					無効投票数	420

平成 20 年 10 月 5 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	53, 153
牧 野 百 男	66	男	無 所 属	19, 023	投票者数	22, 016
山 本 又一郎	66	男	無 所 属	2, 753	棄権者数	31, 137
計				21, 776	投票率	41. 42%
					有効投票数	21, 776
					無効投票数	238

平成 24 年 10 月 7 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	54, 095
牧 野 百 男	70	男	無 所 属	無 投 票		

平成 28 年 10 月 2 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	55, 950
牧 野 百 男	74	男	無 所 属	無 投 票		

○あわら市長選挙

平成 16 年 4 月 11 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	25, 415
松木幹夫	56	男	無所属	無投票		

平成 19 年 4 月 22 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	25, 066
橋本達也	52	男	無所属	10, 054	投票者数	19, 840
松木幹夫 計	59	男	無所属	9, 645	棄権者数	5, 226
				19, 699	投票率	79. 15%
					有効投票数	19, 699
					無効投票数	141

平成 23 年 4 月 24 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	24, 990
橋本達也	56	男	無所属	無投票		

平成 27 年 4 月 26 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	24, 028
橋本達也	60	男	無所属	7, 541	投票者数	14, 922
大下重一 計	68	男	無所属	7, 260	棄権者数	9, 106
				14, 801	投票率	62. 10%
					有効投票数	14, 801
					無効投票数	121

○越前市長選挙

平成 17 年 11 月 6 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	66, 827
奈良俊幸	43	男	無所属	36, 118	投票者数	50, 570
池端幸彦 増田太左衛門 計	50 58	男 男	自由民主党 無所属	12, 613 1, 570 50, 301	棄権者数 投票率 有効投票数 無効投票数	16, 257 75. 67% 50, 301 269

平成 21 年 10 月 18 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	66, 785
奈良俊幸	47	男	無所属	無投票		

平成 25 年 10 月 20 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	65, 486
奈 良 俊 幸	51	男	無 所 属	22, 535	投票者数	30, 815
大久保 恵 子	62	女	無 所 属	7, 972	棄権者数	34, 671
計				30, 507	投票率	47. 06%
					有効投票数	30, 507
					無効投票数	308

○坂井市長選挙

平成 18 年 4 月 23 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	72, 890
坂 本 憲 男	59	男	無 所 属	30, 826	投票者数	58, 748
林 田 恒 正	66	男	無 所 属	27, 199	棄権者数	14, 142
計				58, 025	投票率	80. 60%
					有効投票数	58, 025
					無効投票数	723

平成 22 年 4 月 18 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	74, 309
坂 本 憲 男	63	男	無 所 属	無 投 票		

平成 26 年 4 月 20 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	74, 145
坂 本 憲 男	67	男	無 所 属	無 投 票		

○永平寺町長選挙

平成 18 年 3 月 12 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	16, 034
松 本 文 雄	65	男	無 所 属	5, 968	投票者数	11, 852
砂 村 義 隆	63	男	無 所 属	5, 711	棄権者数	4, 182
計				11, 679	投票率	73. 92%
					有効投票数	11, 679
					無効投票数	173

平成 22 年 2 月 28 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	15, 949
松 本 文 雄	69	男	無 所 属	無 投 票		

平成 26 年 2 月 23 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票数 無効投票数	15,603 11,462 4,141 73.46% 11,319 143
河合 永充	41	男	無所属	6,156		
松本文雄 計	73	男	無所属	5,163 11,319		

○池田町長選挙

平成 17 年 1 月 30 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	3,084
杉本博文	47	男	無所属	無投票		

平成 21 年 1 月 25 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	2,909
杉本博文	51	男	無所属	無投票		

平成 25 年 1 月 27 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	2,718
杉本博文	55	男	無所属	無投票		

平成 29 年 1 月 22 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	2,442
杉本博文	59	男	無所属	無投票		

○南越前町長選挙

平成 17 年 2 月 13 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	10,246
増澤善和	73	男	無所属	無投票		

平成 21 年 1 月 25 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票数 無効投票数	9,877 8,207 1,670 83.09% 8,123 84
川野順万	72	男	無所属	4,558		
高谷皓之 計	65	男	無所属	3,565 8,123		

平成 25 年 2 月 3 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9, 555
川野 順万	76	男	無所属	無投票		

平成 29 年 1 月 29 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9, 353
岩倉 光弘	62	男	無所属	無投票		

○越前町長選挙

平成 17 年 3 月 13 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 20, 176 投票者数 17, 724 棄権者数 2, 452 投票率 87. 85% 有効投票数 17, 459 無効投票数 265	19, 753 投票者数 15, 613 棄権者数 4, 140 投票率 79. 04% 有効投票数 14, 823 無効投票数 790
関敬信	62	男	無所属	6, 702		
西山良忍	65	男	無所属	6, 131		
藤野利和	53	男	無所属	4, 626		
計				17, 459		

平成 21 年 3 月 1 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 19, 753 投票者数 15, 613 棄権者数 4, 140 投票率 79. 04% 有効投票数 14, 823 無効投票数 790	19, 753 投票者数 15, 613 棄権者数 4, 140 投票率 79. 04% 有効投票数 14, 823 無効投票数 790
関敬信	66	男	無所属	12, 485		
宮崎昭	58	男	無所属	2, 338		
計				14, 823		

平成 25 年 3 月 3 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 19, 188 投票者数 15, 021 棄権者数 4, 167 投票率 78. 28% 有効投票数 14, 866 無効投票数 155	19, 188 投票者数 15, 021 棄権者数 4, 167 投票率 78. 28% 有効投票数 14, 866 無効投票数 155
内藤俊三	65	男	無所属	6, 457		
関敬信	70	男	無所属	5, 978		
水野方勇	63	男	無所属	2, 431		
計				14, 866		

平成 29 年 3 月 5 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	18,724
内藤俊三	69	男	無所属	8,256	投票者数	13,478
水野方勇 計	67	男	無所属	4,976 13,232	棄権者数	5,246
					投票率	71.98%
					有効投票数	13,232
					無効投票数	246

○美浜町長選挙

平成 19 年 2 月 25 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,244
山口治太郎	63	男	無所属	無投票		

平成 23 年 2 月 27 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,021
山口治太郎	67	男	無所属	無投票		

平成 27 年 2 月 27 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	8,471
山口治太郎	71	男	無所属	3,566	投票者数	5,644
松坂隆司 計	40	男	無所属	2,026 5,592	棄権者数	2,827
					投票率	66.63%
					有効投票数	5,592
					無効投票数	52

○高浜町長選挙

平成 16 年 4 月 25 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,146
今井理一	72	男	無所属	3,757	投票者数	7,445
野瀬豊 計	43	男	無所属	3,621 7,378	棄権者数	1,701
					投票率	81.40%
					有効投票数	7,378
					無効投票数	67

平成 20 年 4 月 27 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	9,085
野瀬豊	47	男	無所属	無投票		

平成 24 年 4 月 22 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	8,870
野瀬 豊	51	男	無所属	無投票		

平成 28 年 4 月 24 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票数 無効投票数	8,516 6,430 2,086 75.50% 6,361 69
野瀬 豊	55	男	無所属	4,074		
一瀬 明宏	59	男	無所属	2,287		
計				6,361		

○おおい町長選挙

平成 18 年 4 月 2 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	7,308
時岡 忍	68	男	無所属	無投票		

平成 19 年 4 月 22 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票数 無効投票数	7,160 6,403 757 89.43% 6,328 75
時岡 忍	69	男	無所属	3,960		
松宮利近	68	男	無所属	2,368		
計				6,328		

平成 22 年 3 月 28 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数 投票者数 棄権者数 投票率 有効投票数 無効投票数	7,043 6,088 955 86.44% 6,047 41
時岡 忍	72	男	無所属	3,872		
古池 久	49	男	無所属	2,175		
計				6,047		

平成 26 年 3 月 23 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	6,897
中 塚 寛	54	男	無 所 属	3,055	投票者数	5,594
松 宮 史 知 計	54	男	無 所 属	2,485	棄権者数	1,303
				5,540	投票率	81.11%
					有効投票数	5,540
					無効投票数	54

○若狭町長選挙

平成 17 年 5 月 1 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,807
千 田 千代和	68	男	無 所 属	無 投 票		

平成 21 年 4 月 12 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,450
森 下 裕	60	男	無 所 属	無 投 票		

平成 25 年 4 月 14 日（日）執行

候補者名	年齢	性別	党派	得票数	有権者数	13,139
森 下 裕	64	男	無 所 属	無 投 票		

7 不在者投票をすることができる指定病院・老人ホーム等の一覧

(平成29年2月7日現在)

No.	病院等名称	病院等所在地
1 病院		
1	医療法人初生会福井中央クリニック	福井市松本4丁目5番10号
2	医療法人新田塚医療福祉センター福井病院	福井市江上町第55号20番地の4
3	医療法人福井心臓血圧センター福井循環器病院	福井市新保2丁目228番地
4	医療法人福仁会病院	福井市文京5丁目10番1号
5	医療法人穂仁会福井リハビリテーション病院	福井市南檜原町20字大畠2番地
6	医療法人安川病院	福井市大和田町第30号7番地
7	大滝病院	福井市日光1丁目2番1号
8	さくら千寿病院	福井市下荒井町第21号42番地の1
9	光陽生協病院	福井市光陽3丁目10番24号
10	財団医療法人藤田記念病院	福井市宝永4丁目15番7号
11	財団法人松原病院	福井市文京2丁目9番1号
12	嶋田病院	福井市西方1丁目2番11号
13	医療法人慈豊会田中病院	福井市大手2丁目3番1号
14	つくし野病院	福井市川合鷺塚町49字6番地の1
15	福井温泉病院	福井市天菅生町7字1の久保
16	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7番1号
17	福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8番1号
18	福井厚生病院	福井市下六条町201番地
19	福井赤十字病院	福井市月見2丁目4番1号
20	福井県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町93号6番地
21	福井総合病院	福井市江上町第58号16番地1
22	医療法人積善会猪原病院	敦賀市櫛林32号5番地の2
23	医療法人保仁会泉ヶ丘病院	敦賀市中81号岩ヶ鼻1番11号
24	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33番1号
25	市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6番60号
26	医療法人敦賀温泉病院	敦賀市吉河41号1番地5
27	医療法人若永会田中病院	小浜市遠敷10丁目601番地1
28	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2番2号

No.	病院等名称	病院等所在地
29	医療法人廣瀬病院	大野市城町10番1号
30	医療法人たけとう病院	勝山市野向町聖丸10号21番地1
31	独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院	勝山市長山町2丁目6番21号
32	医療法人寿人会鯖江リハビリテーション病院	鯖江市旭町4丁目9番10号
33	医療法人寿人堂みどりヶ丘病院	鯖江市三六町1丁目2番6号
34	木村病院	鯖江市旭町4丁目4番9号
35	公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2番31号
36	高村病院	鯖江市幸町1丁目2番2号
37	広瀬病院	鯖江市旭町1丁目2番8号
38	独立行政法人国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238号1番地
39	木村病院	あわら市北金津第57号25番地
40	加納病院	あわら市花乃杜1丁目2番39号
41	医療法人林病院	越前市府中1丁目5番7号
42	笠原病院	越前市塚町214番地
43	武生記念病院	越前市小松2丁目7番25号
44	財団医療法人中村病院	越前市天王町4番28号
45	財団法人今立中央病院	越前市粟田部町第33号1番地
46	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1丁目2番34号
47	宮崎病院	坂井市三国町北本町2丁目2番地6号
48	春江病院	坂井市春江町針原第65号7番地
49	藤田神経内科病院	坂井市丸岡町羽崎第31号12番地1
50	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
51	越前町国民健康保険織田病院	丹生郡越前町織田第106号44番地1
52	独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院	大飯郡高浜町宮崎87号14番地の2
53	レイクヒルズ美方病院	三方上中郡若狭町気山第315号1番地の9
54	嶺南こころの病院	三方上中郡若狭町市場第24号18番地1

2 介護老人保健施設

55	介護老人保健施設あじさい	福井市西下野町15号12番地
56	福井県済生会老人保健施設ケアホーム・さいせい	福井市和田中町百十字徳万28番地
57	老人保健施設アルマ千寿	福井市川合鷺塚町49字5番地

No.	病院等名称	病院等所在地
58	老人保健施設九頭竜長生苑	福井市寺前町第2字2番地の2
59	老人保健施設新田塚ハイツ	福井市新田塚町506番地
60	老人保健施設ひかりケアホーム	福井市木田1丁目3413番地
61	老人保健施設福井ケアセンター	福井市乾徳4丁目5番8号
62	医療法人保仁会老人保健施設湯の里ナーシングホーム	敦賀市中81号岩ヶ鼻1番11号
63	老人保健施設ヒバリヒルズ	敦賀市櫛林32号5番地の2
64	公立小浜病院組合老人保健施設「アクール若狭」	小浜市大手町2番2号
65	独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院附属介護老人保健施設	勝山市長山町2丁目6番21号
66	老人保健施設シルバーケア九頭竜	勝山市平泉寺町岩ヶ野42字上野61番地
67	老人保健施設鷺巣苑	勝山市北郷町坂東島第8号2番地
68	老人保健施設鯖江ケアセンターみどり荘	鯖江市中野町33字20番の1
69	老人保健施設神明ケアセンター	鯖江市幸町1丁目2番2号
70	リハビリセンター王山	鯖江市旭町1丁目3番22号
71	老人保健施設ナイスケア木村	あわら市市姫3丁目23番4号
72	加納老健	あわら市花乃杜1丁目2番39号
73	老人保健施設シルバーケア藤	越前市北府3丁目5番1号
74	老人保健施設シルバーハイツ武生	越前市中央2丁目9番40号
75	老人保健施設東尋坊ひまわりの丘	坂井市三国町陣ヶ岡第16号13番地18
76	老人保健施設ディーパあかね	坂井市丸岡町羽崎31字11番地3
77	老人保健施設坂井ケアセンター	坂井市坂井町折戸第1号58番地
78	老人保健施設丹生ケアセンターひまわり荘	丹生郡越前町四ツ杉第3号10番地
79	独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設	大飯郡高浜町宮崎87号14番地の2
80	介護老人保健施設なごみ	大飯郡おおい町本郷第92号51番地の1
81	医療法人敦賀温泉病院介護老人保健施設ゆなみ	三方上中郡若狭町岩屋61号鳥引31番地

3 老人ホーム

82	特別養護老人ホーム愛寿苑	福井市若杉2丁目601番地
83	特別養護老人ホーム愛全園	福井市丸山町40番7号
84	特別養護老人ホームあさくら苑	福井市下六条町18字32番

No.	病院等名称	病院等所在地
85	特別養護老人ホームあさむつ苑	福井市引目町第21号9番地の2
86	特別養護老人ホーム山翠苑	福井市堅達町24番1号
87	特別養護老人ホーム新田塚ハウス	福井市江上町第55号5番地
88	特別養護老人ホーム藤島園	福井市高木町第82号36番地の1
89	宝珠苑	福井市内山梨子町第2号3番地1
90	たんぽぽ苑	福井市下森田町10号95番地
91	特別養護老人ホーム文珠苑	福井市北山35字反町5番地の1
92	特別養護老人ホーム悠和苑	福井市免鳥町第22号74番地
93	福井市ふれ愛園	福井市花野谷町第43号40番地の2
94	特別養護老人ホーム美山貴寿苑	福井市市波町31字骨堂2番
95	特別養護老人ホームすみれ荘	福井市島寺町83号1番地
96	ケアハウス藤島園	福井市高木町第82号36番地の1
97	ラフィナート浅水	福井市浅水三ヶ町1字29番地1
98	こしの渚苑	福井市蒲生町第1号90番地1
99	軽費老人ホームケアハウス九頭竜	福井市寺前町第4号14番地の2
100	特別養護老人ホーム渓山荘	敦賀市中81号岩ヶ鼻1番5
101	特別養護老人ホーム眞盛苑	敦賀市昉生野90号3番
102	特別養護老人ホーム常磐荘	敦賀市金山60号下向野26番地2
103	ケアハウスエメラルドハウス	敦賀市中81号岩ヶ鼻1番1
104	特別養護老人ホーム第2渓山荘ぼっぽ	敦賀市鉄輪町1丁目6番51
105	養護老人ホーム萩の苑	敦賀市鉄輪町1丁目6番51
106	養護老人ホームもみじの里	小浜市東勢11号3番
107	特別養護老人ホーム若狭ハイツ	小浜市阿納尻第59号9番地の1
108	特別養護老人ホームもみじの里	小浜市東勢11号3番
109	社会福祉法人積心会特別養護老人ホームひまわり荘	小浜市加茂第2号52番地
110	大野和光園	大野市篠座79号11番地
111	軽費老人ホーム一乗ハイツ	大野市牛ヶ原154字花山1番地1
112	福井県済生会聖和園	大野市蕨生158字35番
113	介護老人福祉施設ビハーラ大野	大野市牛ヶ原154号1番地1
114	特別養護老人ホームさくら荘	勝山市北谷町中尾13号16番地

No.	病院等名称	病院等所在地
115	特別養護老人ホームさつき苑	勝山市片瀬第15号22番地
116	特別養護老人ホーム五岳園	鯖江市漆原町20号8番地
117	特別養護老人ホームことぶき荘	鯖江市大野町3字1番地
118	エレガント・セニール・ガーデン	鯖江市吉江町第31号7番地1
119	グレースフルわかたけ	鯖江市本町2丁目2番17号
120	ケアハイツ芦原	あわら市横垣第18号11番地
121	ケアハウスニコニコ村	あわら市井江葭第50号16番地
122	特別養護老人ホーム芦原メロン苑	あわら市井江葭第50号18番地
123	あわら市金津雲雀ヶ丘寮	あわら市春宮3丁目28番21号
124	ウェルネス木村	あわら市自由ヶ丘2丁目15番23号
125	越前市寿楽園	越前市白崎町第34号2番地の1
126	特別養護老人ホーム水仙園	越前市萱谷町4字9番地1
127	特別養護老人ホーム第2和上苑	越前市白崎町第34号2番地の1
128	特別養護老人ホーム和上苑	越前市瓜生町第33号20番地の1
129	ケアハウスファミールほのか	越前市水坂町46字41番地2
130	特別養護老人ホームメゾンいまだて	越前市東櫻尾町第8号38番
131	養護老人ホーム太子園	越前市西谷町15字坂9番1
132	特別養護老人ホーム第3和上苑	越前市高木町12字7番地1
133	サンライフ小野谷	越前市蓬莱町6番24号
134	特別養護老人ホーム第2水仙園	越前市萱谷町4字9番地1
135	軽費老人ホーム東尋坊ハイツ	坂井市三国町陣ヶ岡35字大谷頭1番地8
136	白楽荘	坂井市三国町梶49字18番地
137	吾亦紅	坂井市丸岡町羽崎第31号5番地
138	社会福祉法人双和会特別養護老人ホームガーデンハイツ春江	坂井市春江町針原48号28番1
139	特別養護老人ホーム豊楽園	坂井市坂井町下関42字4番1号
140	アニス松岡	吉田郡永平寺町松岡柵第31号7番地1
141	特別養護老人ホーム永平寺ハウス	吉田郡永平寺町けやき台813番地1
142	ひかり苑	吉田郡永平寺町山王第7号30番地
143	社会福祉法人光道園第一光が丘ハウス	丹生郡越前町朝日22字7番地の1
144	社会福祉法人光道園第二光が丘ハウス	丹生郡越前町朝日22字7番地の1
145	社会福祉法人光道園第三光が丘ハウス	丹生郡越前町朝日22字7番地の1

No.	病院等名称	病院等所在地
146	特別養護老人ホームシルバーハイツ宮崎	丹生郡越前町小曾原75号35番地
147	特別養護老人ホーム海楽園	丹生郡越前町米ノ第46号1番地の1
148	特別養護老人ホームやすらぎ荘	丹生郡越前町織田第83号24番地の1
149	特別養護老人ホーム湖岳の郷	三方郡美浜町金山2号3番地の27
150	特別養護老人ホーム高浜けいあいの里	大飯郡高浜町和田168—22
151	特別養護老人ホーム楊梅苑	大飯郡おおい町野尻28号37番地
152	特別養護老人ホーム松寿苑	三方上中郡若狭町井ノ口第32号6番1

4 身体障害者支援施設

153	福井美山荘	福井市市波町54号25番地
154	九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市燈豊町第43号9番地3
155	社会福祉法人友愛会第三やすらぎの郷	小浜市深谷10号13番地2
156	九頭竜ワークショップしづかの郷	勝山市平泉寺町岩ヶ野42字上野61番地
157	九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市平泉寺町岩ヶ野42字上野61番地
158	社会福祉法人光道園ライフレーニングセンター	鯖江市和田町9字1の1
159	障害者支援施設ライトワークセンター	鯖江市和田町9字1の1
160	社会福祉法人金津福祉会金津サンホーム	あわら市花乃杜3丁目22番12号
161	若越みどりの村	越前市萱谷町第2号12番地の1
162	社会福祉法人光道園光が丘ワークセンター	丹生郡越前町朝日22字7番地の1
163	社会福祉法人光道園ライトホープセンター	丹生郡越前町朝日22字3番地の1

5 保護施設

164	救護施設大野荘	大野市篠座17号23番地
-----	---------	--------------

平成 29 年 3 月発行

「選挙のはなし」

編集・発行 福井県選挙管理委員会・福井県明るい選挙推進協議会

福井市大手 3 丁目 17 番 1 号 (〒910-8580)

TEL 0776-20-0357 FAX 0776-20-0631

URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/senkan/index.html>
